


382.1  
Ki249  
T




00213601

○ 複写











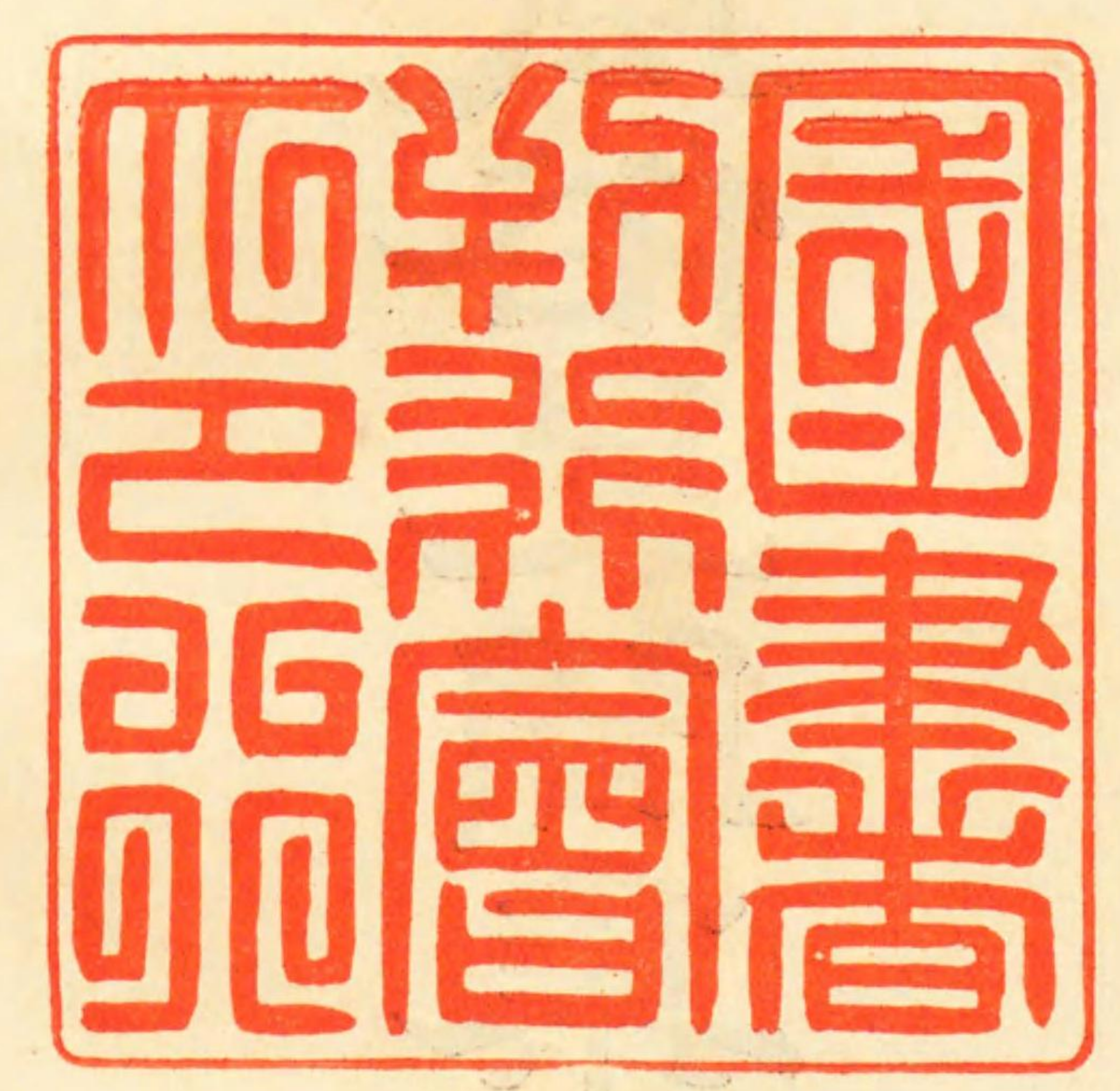
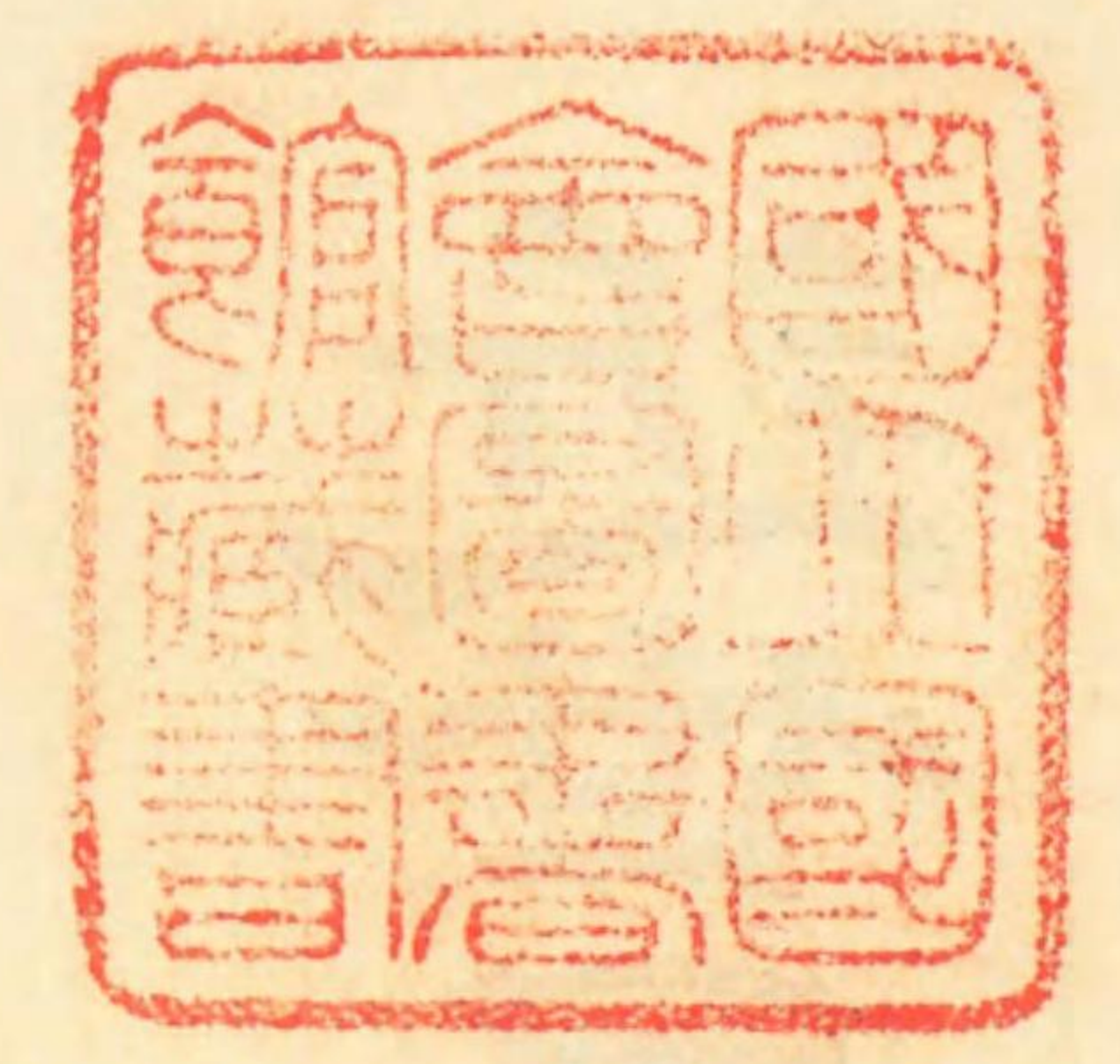
工4E-41

近世風俗見聞集

第三



382.1  
K1249  
丁



213601

### 近世風俗見聞集第三

#### 緒言

一、寛保江府風俗志一卷 題名の如く、寛保より延享に至る江戸市中の風俗を記したるものにして、著者未詳なれども、幕士の筆のすさびなるべし、東京帝國大學附屬圖書館所藏本に據る。

一、寶曆現來集二十一卷 寶曆より天保に至る約八十年間、江戸に於ける街談巷説を見聞のまゝに實記したるものにして、駒込の住人山田桂翁の著なり。桂翁は幕士にして、陀佛と號し、天保二年七十二歳にして、此書を著はし、由序文に見ゆるの外、其傳記未だ詳ならず、帝國圖書館所藏本に據る。

一、豊芥子日記三卷 石塚豊芥子著。此書はもご街談文々集と題し十六卷ありしを、後人同書中より文化十年乃至文化十一年中、江

緒言



戸に於ける奇談異聞を記せる條を抄録改題せしもの、即これなり。著者豊芥子は江戸の人、石塚重兵衛、家號を鎌倉屋と稱ふ、其傳は既に新群書類從第四演劇の部に載せられたれば、茲に贅せず。南葵文庫所藏本に據る。

一、以上の三書は隨記日載したるものなれば、記事の秩序も整はず、文法假字遣の錯誤は往々免れざるも、今は其面目を保ちて、一々整訂せず。

中大正二年六月

國書刊行會識

近世風俗見聞集第三

目次

近世風俗見聞集第三

寛保 延享 江府風俗志……………一頁

寶曆現來集……………一八

豊芥子日記……………四四三

目次終



近世風俗見聞集第三

寛保延享江府風俗志

○元文寛保延享の比、世中の有様見覚え聞傳へたる有増を書侍る、先正月元日には、家々に年徳の棚をつり置、年男早朝より起て、身を淨め水杯あび、雑煮餅を奉る、又門松へもわらにて笠のごとく作り、松に結付、是へ雑煮を上る事也、家々には戸を不<sub>レ</sub>開商も休み、諸職人も同様に休み、竹簾杯さげて、三箇日或は五箇日七草迄、思ひ<sub>レ</sub>休、家内の者も衣類杯改遊ぶ事也、但し見世を元日より開商者は、年玉類足袋或雪た用の物計也、元日曉時早々より、扇賣袋足袋聲長閑やかに賣ありく、夫より五ツ時後には、福引々々として、飴にて巾着の形に吹、薄板に付、紅にて立筋四つ五つ引たるを箱蓋にかざり、春袋々々として、小兒に福引とてほうびきいだせる者、兩掛荷にして來れば、小兒大

寛保延享江府風俗志

に悦び、一町毎に二三箇所むらがりて、殊の外春めき賑ふ事なり、扱年季小供職人弟子杯の下さまの遊びには、穴一抔する、是も師匠親方、松之内は大凡ゆるす心也、又道中雙六、福人雙六杯とて賣歩行、娘子供は羽ねつき、手まり、針うち杯して遊びたわむれる、針うち上田紙一人一枚つゝ出し、其紙を人集程重て、針に糸を二三寸付、口に針をくわへ、糸を持って紙に打付、針の通りたる紙取事なり、是を順に此遊ぶ事も松かざり有内にて、松過ては曾てゆるす事なし、扱亭主々々は各年始禮に出る、やしき方奥女中、かいごりにてあるひは地白、或は地黒、大勢つれ立、恵方参とて松之内出給ふ事也、部屋方者なども名代参りとて、打つれ立出る、殊之外賑ふ、扱寺方僧徒は、決て四日迄は出ざる事にて、一向見かけぬ程の事也、ぼてふり商人も、松之内はかつて出ざる也、是に依て正月用の物は、大晦日限り調集め貯ふ事にぞ、諸勸進物もらいも、松之内には堅く出ざるなり、唯大神樂元日早朝より出る、三日比より非人大黒舞計出る、夫より春駒おどり杯出る、鳥おひとて女非人三味鼓にて歌唱ひ來る、  
○町人年禮の服、五郎丸麻上下、兼松方花色鮫小紋、櫻ぼうふり杯云染にて、肩の幅やうく一尺六七寸



に限る、袴も甚せばき事也、衣服は絹緋にて、花色黒  
青茶紋付にて、大方二つ計着事也、問着杯ゆふ物はな  
し、小兒は松坂島棧留青梅島杯に限る、女小兒は青茶  
花色杯に、折鶴梅花松葉ちらしを腰より下に付、振袖  
にて淺黄裏付たる木綿布子、桃色木綿の袖口、尤はれ  
着絹あぶぎや染めもよふ付振袖、絹紅裏淺黄杯、島は  
大方郡内島位ひにて、帯は大方しゆすしゆちんなど  
也、男小兒は相應の身分の人の子は振袖也、然共女房  
は、正月松之内より親類縁者へ、身上相應にかいざり  
にて出し事也、

○男帯は大方上田縞小倉木綿、白き帯を用ひたる事  
也、羽織は大方常には不<sub>レ</sub>着、外へ出る時小倉、或は礮  
會木綿袴羽折、上田にて袖或はかひたん縞也、奉公人  
手代はかつて羽折不<sub>レ</sub>着、番頭に成て袴羽織着す、是  
も大てい成事には不<sub>レ</sub>着、綿入羽織は亭主老人計也、  
漸々延享に小兒着す、夫より段々常に多く着す事に  
ぞ、

○常羽織着す事は、吳服見世手代、定羽折にて商致事  
世上に移りて、今輕き商人迄も着されば叶ぬにぞ成  
りたり、

は皆竹緒にて、下々塗下駄はかつて無き事也、

○傘は歴々蛇の目、是もふちの青紙の所は少し也、女中は紅葉がさこ  
て、へりを五歩程、青紙用たる也、外はさ、ざる事也、町人番傘も大印  
は吳服屋の眞似にて、是も寶曆始の比より専ら也、町  
人の下人は、雨天も大方竹笠すがさにて、少遠方は  
紙合羽の事也、

○木綿合羽も寛保の頃迄は、武家の徒士今の半合羽  
をかち合羽とて用ひて、町は甚少し、長き合羽計也、  
是も醫者、能役者、御用達、名主ぐらいの事、外は大方  
雨には其儘にて出る、遠方は木綿單物、或は湯衣にう  
わ帯<sub>ハ</sub>出る、半合羽は度々道中杯する者ならではな  
し、是伊勢なごは十里さいひ、上方にてはたばありさい、ふ、一日路外へならでは着す、ゆる十里の名あり、

○女中木綿合羽は、装口はびらう、菊或は蕙しや、奥方近從  
女中計、半下は對の紋付浴衣、肩に五寸程の花紋相生紋、或  
別て部屋方者などは直更島單物也、町人女は木綿合  
羽持候者は甚稀也、況や小供は猶さら也、

○女中は各綿ぼうし着たる也、十四五六の女子は、紫  
淺黄等のびらりぼうしと云を着したる也、夏の比は  
白ねり紅うら付ぼうし也、小袖もよふは大方散し、或  
はすそもよふと云も腰迄付る也、腰帯は白ちり緋杯

○はき物も下り石割雪踏、葉竹表にて至て麓末成事、  
凡百四五十文位限、手代其外は竹皮草履也、小供は玉  
子ねりとて、竹皮の三つより鼻緒の雪た、今は年季で  
つちもはかず、地雪たとて能表に黒鼻皮緒、ちよき舟  
のやう成形にて尻そり上りたるを、尼女、に神田に熊野尼女、甚はやる事にて、其下地小びく、勸進びく尼とて、黒衣裳に文臺あり、かへ、びんざら持歌唱ひ、此雪駄をはき勸進に廻る、専ら  
是をはき事也、又齋の者、手廻り之類、ぐわるん杯、是  
をはき事也、

○下駄も大方竹鼻をにて、革鼻緒は醫師、能役者、名  
主杯にかざりて、外は竹はなを也、況や奉公人は堅く  
はかぬ事也、延享の頃堺町に下方とて、上手の足駄師  
有りて、問々是をはき、革緒にていてふば言へるあしたを、びく人、手廻り、齋の類是をはき、

○武家並に屋敷勤する町人、大方中ぬき草履也、今の  
竹皮の裏付は、延享の末に六郷蒲田大森より仕出し、  
至て奇麗成事故、茶人裏表の間に皮を入させ、ろじば  
きに用、故に數奇屋裏附といふ、今は大名衆の玄關前  
はく物にぞなりたり、大名衆の奥方は、金剛切緒ぞう  
りとて、蘭にて織てさ、べり取薄き裏附也、其餘は中  
ぬきの紙緒也、横鼻緒はよりなし、下駄は黒塗黒革  
緒、今の如き朱ばなを、くす、へ、びせ、近所女中木地に革緒、以下  
ろうご杯は一向なき事也、

一幅にてしごき、べさがりの長きを達とする也、小娘  
は紅緋縮緬の丸ぐけ也、瀬川帽子杯より出て、染模様  
も役者をまね、佐野川市松市松小紋、石だ、み市村龜藏  
小紋、うづまき嵐小六染、ひだり右躰之事にて、地は大方  
絹郡内位の事、縮緬は至て上向なり、町杯はまれな  
り、

○正月十五日前には、女中年禮に出る故、綿帽子賣多  
くありく事也、今は絶てなし、美男桂といふ物をも賣  
也、是はされ、かつらの華にて、水に付置ければはり出る、是にて髪を付、今の如ききん出し油は、かつてなき事也、

○町方正月の慰みとて、夫々家内にて寶引讀かるた  
等有<sub>レ</sub>之、上品は雙六、歌かるた合等、あわせ札といへる慰  
有、合はかるたにて、數を下品は金五、是もかるたにけんね  
んじ、元祿享保、是加字。角加字、是はかうあひ長ぶ、各此  
慰みるびす講迄にて、決て廿日過は禁する事也、家  
より七日十五日切に定て、堅く常には博奕沙汰なき  
事也、正月とて甚だ隠びんの事也、

○僧侶は正月四日迄は、何様の事有<sub>レ</sub>之ても、寺院を  
堅く不<sub>レ</sub>出事也、  
○二月初午諸所稻荷祭り、ねり物出し事、大方子供腰



付馬にて、何の故もなく義經主従五人、或は頼光の四天王杯とて、母衣はろしき等にて母衣の上に花籠置はなかごて、紅白のない繩絹左右に付、是を持って振也、衣装はあふぎ屋染、上に袖なしの陣羽織、筋金の小手すね當等也、此衣装も手前にて拵る者は稀也、大方損料也、堺町にて中芝居装束借し屋あり、是にてかりる事也、母衣の脊に札付、是に坂田金時或は辨慶杯、各木札を付る、扱左右警護の若者は、女のもよふの小袖をかり着す、腰帶をべ同しごき、腰帶を肩に筋違にかけて、脇の下にてむすぶ、女中きこうに成さかしたる杖をつき、杖のかしらをふく子供母衣の左右に二人づ、付、日傘床机持に、赤坂奴といふてつり髭の者也、日傘の内を守まふくさなど多くさげ、へりにはちりめん一はいのきれを引廻し付る、是も大かたしごき腰帶也、出し車には子供四五人乗て太鼓を打、拍子はごんく、ちちこうち、折ありやく、今の如き祇園ばやしおどり杯といふ事は曾て無之、衣装は甚麗服の事也、此小供は常の衣ふくなり、

○子供手習寺上りは、赤飯煮酒肴目録、或は百疋、身分相應金銀一二兩子供は麻上下親羽折袴にて、一番弟子より次第して、羽折袴羽折計にて、是も身分相應に衣服改て座に付、伴赤飯各々而々菓子盆にて出て盃廻し、尤師匠

始め寺入の上り子に遣し、又師より一番弟子へ盃遣し、夫より上り子にさし返盃にて、段々弟子不殘盃廻り、小謠三番納には高砂にて濟、女子も此日は衣服改手間休、知人に成事なり、今より見れば甚正しき事也、夫故に至て輕き者の子供は、寺入おつこうにてなりがたき故、無筆多く有し事也、就中職人は無筆不算にて有し事也、然るに延享末寶曆頃より、手習師匠甚下れつに成、何様成者にても謝禮甚輕く、蒸物酒肴杯も不入、弟子入其身其儘にて禮式等も無く、甚心安く濟事にて、大安賣の師諸々に多く成し故、何様の輕き者の子供も、寺入成安く成し故、今は無筆は稀也、是は甚能事也、女子は猶更無筆多かりし事也、乍去女子の輕き者は、物書そろばん杯餘り宜敷事計は有まじ、武士のそる盤算用杯とは、甚いやしく見えたることに有し物也、然るに世が故にや、武家も武邊よりは筆算あらざれば、出世なき世に成たる故、今は各々物書算用達人多し、婦人十呂盤も町人は能様なれども、あまりさかしく見苦しけれ共、今の目にて甚はつ明にて、能きすがたにぞ見え侍る、中古迄は武家も勘定方の役人ならでは、十呂盤心得たる人はすく

なし、武士は算用杯はしらぬと、表へあらはし云事也、今の武士は商見せへかゝり、買物して手前へ十呂盤取上げ、ばちく、扱々見事成有様也、禮學射御書數とあれば、かくのごとく有事にや、此數は何の數にや、

○先に云神事に、今は附祭といふて、おどり屋躰有之、甚花やかに見事成事共也、延享の頃迄は、町人の娘におどり習ふ者は甚稀にて、神田邊に少々、中橋邊に少々、芝邊は漸々四五人ならでは無之、是も相應の商人には、決て無之の事也、只鳶頭の娘或は芝居掛りの娘、賣藥言立師杯の娘杯計にて有し也、此等は珍敷事故、諸大名方の奥向へやどはれ出て、おどり狂言して謝禮を厚く請、渡世口過の爲の事にて有しを、其内大名衆へ儘召抱られて、身分より重き奉公に有付候者有しを見聞て、娘持たる親は、我等もくおどごり習はせ、身上能町人も是を仕入、多く物入して祭に出し、人に誰夫の娘と賞美を請るを、親の因果に悦びてするやからもあり、中にはおどりにて、大名の妾ども成て、兩親御部屋様の親子様のご、あがめらる、仕合杯も儘有故、かく行はやりて、今はおどりおどらぬ者は、武家町共になし、此子供紅の股引はきて狂言

をするは、芝居の女形のまね成を、今は常の道路にもはく事に成て、大人の婦迄是を用ひ、中にも男からげ尻からげて、歩行する婦人も儘有、是はいか成有様や、

此頃迄は大名奥がたには、琴のみにて、さみ引女中はまれ也、夫故三味線はけんぎやう、かうどう杯出入事にて、かゝへ女中にはまれなり、

○町人絹のも、引はく事は一向無之、寛保延享の頃迄、木綿淺黄小倉、或はうのめ小紋の象も、引也、扱は同様にて牡丹がけ也、武家は檳榔子紫さ、べり付の牡丹掛り也、たまゝ絹も、引は、御旗本の隠居方老和尚杯、茶淺黄などの絹、薄綿入たるをはく事也、町人には上瑠理太夫大薩摩主膳老人にて、芝居へ毎日通ひ候に、うこん絹も、引着し、通り候を見かけ候迄にて、外に町人躰に絹も、引は見かけざる事也、町人儘革も、引をも用ひし也、

○頭巾は留守居衆熊谷笠やみて幅面頭巾、頭く、り頭巾に目計出る、町人は是を學びて好主是を着す、大凡は黒絹かます頭巾、若者凡頭巾着はすくなし、老人は大方く、り頭巾、或は三角のしころ付、婦人は大かた黒木綿火事頭



巾にて、立烏帽子形ころ付、或は俗に長筒形云しころ付、大紅裏はうし、たは淺黄絹ぼうし、老女黒ぼうし也、寶曆の初より紅裏ぼうし、其後白うらに成、今、間合せたる也、尤婦人今程は歩行者すくなく覺え侍る、

○三月雛まつりも、今の如く結構成大裏びなは甚少き事なり、凡七八寸の二郎左衛門雛、本装束の大裏は町には甚稀なり、多は四五寸位のけいせいの立人形、鹽汲せうくの人形杯にて、其内下りの赤塗のねり人形馬辨慶杯をならべ、蛤貝の膳具杯にて、挽棹持たる町人は、漸々指折て員る程の事也、雛の敷物も多くはさらさら染の木綿、或は風呂敷様にて濟し事也、赤毛氈杯は、餘程富貴分限の人のひなに用ひし事也、

○足袋は三月節句限にて、夏ははかぬ物として、婦人ものはかざるなり、況や男は猶さら也、紺染の足袋は鷹野裝不用事なり、町方は鷹の者指付事をいさひて、用ひたる事也、大、た白うす柿鼠など計也、今は鷹の者白鼠を用、武家紺に成けり、  
○四月頃よりは一重羽折を着用す、是も大凡の事には不着して濟し事也、尤手代杯は不着用、たかみ屋の羽折やみて、絹小紋の片面染なりしが、ちり緋張とゆふ者出来て、寶曆頃より専らはやりし也、是より兩面小紋にぞなりし、尤福者は縮緬小紋の羽折用し也、今とは違て一兩二分位より下直はなかりし也、延

享の初頃黒縮緬はやり、是迄は能役者、醫者杯計にて有しが、豊後ぶし太夫一面に着用したるより、武士町原本もはやりし事也、此頃は人の後より見れば、帯ひるどげの如く長き羽折はやりたり、段々衣服結構に成し故、御停止被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>る、也、尤今とは違ひて、騷者婦女の服に飛金毛織杯有て、是は表丈にて金十兩餘の直段也、縮緬、純子、毛織、縹子の類、今の様成さつ物はなし、八丈なども甚高直にて有し、本八反がけ杯は着丈にて十四五兩、下直成が五兩位の事にて有し、帯杯も此頃より段々幅廣く成し也、町人はともあれ、武家方は帯と言名を能辨へ給は、程の有べき事也、理方を考へてはおびると言故、儘にすべき事也、況や近年町女の帯は、下に細帯<sub>二</sub>上の銚り迄<sub>一</sub>にて有し、あまつさへ此頃は一重むすびて、二重目はさけて引ずりあるく、是は深川邊藝者といへる、いやしき者のまねなるべし、長羽折幅廣帯のはやり初は、豊後太夫、宮古路文字太夫、同政太夫、同淀太夫杯いへる者の風俗、黒ちり緋長羽折に、紐は足に至る程長く、帯は女の帯の如く、衣服はかゝと打迄にて、髪は甚上にあげ、びん<sub>二</sub>元結一重二重卷、びんを切りて上方か

き上げ、まき込で卷鬢と云姿、是世上一同に若き人まねて、其風武家へもうつりたり、此已前の衣服は、袖も一尺一二寸に限り、ゆきも短かく丈も黒ふし限り也、紋處も金一寸五分程有し、袖口も甚小さく、り末細也、黒一つ紋羽折は、文金吹替の節、金座役人着初しよりは、や

○豊後節盛に成て、延享の頃紋所甚小さく成る、七八歩より五歩位、其後又紋を一所に二つ三つ付る、又上向には加賀紋とて、色さしにて種々の紋にも非ざる物を付し、其後又羽折杯には七所紋付、袖口は大名くくりとて、一握りも有程ふとき也、然其衣服は男は凡二つより多くは不着也、上着下着迄也、綿を多く入温成躰に拵へたる也、乍去豊後節文句も今とは違餘程人柄能文句にて、伊勢日待傳授雲龍など云は、文句今の文句より能き也、八百屋お七朝日弁杯より、段々文句下作になりし也、間着は寶曆頃花色小紋兩面はやり、又上田八丈とて、黒に黃島間着はやる、

○夏上下は津もしを柿色花色杯にて、はかまは八王寺ひら杯也、上向には綿ひらとて、すし島の厚き物也、是に呂の肩衣用ひし也、冬は棧留の裏付上下にて、尤唐棧留は上向也、此頃の渡り甚見事にて、今の丹後島の如く、直段も甚高直也、紗綾龍門の小紋類にて、茶うの類は大名方の服なりし也、

帷子はさらし紋付あさき、今のこく越後ちみは一向無之、醫者様のうすき等、下はなら島半さらしものならでは着せず、婦人少々用、上向柿色、其後花色、中形絹ちりみにてありし、

○火事羽折も黒うんさい麻裏にて、白絹ぬめの類半あり、紋は脊一ばい有程の大紋也、此頃は町同心衆も、黒うんさいはをり木綿黒股引、或はうのめ小紋の股引牡丹付にて、衣服袖太織也し、町人は多く革羽織也、今より見れば甚むいさき仕立也、頭巾も大抵革すきん也、陣笠は決て無之事也、是は延享の朝鮮人來朝の時、江戸中一面に家主拵へ用ひしよりはやりし也、尤町御奉行野瀬肥後、此頃より段々火事装束もりつばに成て、黒縹子半あり一面にはやり、常の羽折にも半あり掛る事天行る也、半てんも此節家主役着用せし、今専ら用ゆる事とぞ、

○五月節句、男子有家にはのぼり立る事也、此頃のぼりは紙のぼりに、丹緑青の繪具にて、色取、石山源太に虎、或は金太郎竹ぬき五郎杯、武者繪ののぼりにて、木綿は甚すくなき事也、木綿も二幅より大き成はなかりき、男子有家には大凡立たる事也、然其人形甚大成事にて、見世を芝杯敷、築山等こしらへ、是に武者人形鏝たる家所々に有し也、夫故外面甚賑し事也、



○扱此時代は夏羽折高宮すたりて絹羽折多く、暑中にはせんしはをり等にて、呂小紋はをり扱は町人は甚稀なる事也、況や黒呂扱は武家の歴々ならではなし、町方は能役者、醫師のみ也、醫者暑中はすし島なご着用したる也

○七月節句より女子供盆おどり、七八歳より十四五歳迄の娘つれたち、小きより三段にも五段にも並び、各むらさき緋ぢりめん等のたすきかけて、さゝらぼんたいこ持、わけもなき歌唱ひて、盆十六日迄あるきし事也、  
○此頃節、剛より益迄の手遊商人、今のぎやうせん館の家臺の如くにし、ほん太鼓、さゝら、丹ぬりほづき灯燈に大名行列の繪、或は火消の行列の繪有をつりならべ賣事也、此賣物の中に小兒の日傘をも賣し、日傘は小くして、うこん色にそめ、丹にて唐草扱書し物にて、今の目にては扱々鹿末の不細工成物にて有り、歴々の小兒方も此躰にて、少し念入てさしかけし故、柄長き計にて各別結構にてもなき事にぞ、  
○青紙の日傘は、京都より下りし醫師京橋邊に有しが、此者堂上のまねとて、青天の傘さし歩行はじめ、今はやりし也、

○笠も大かた菅にて甚鹿末成り、婦人は加賀笠に笠當て紅にて大きく、紐も年頃相應に、黒淺黄等の丸ぐけ也、娘扱は紅の丸ぐけ、又はぬり笠に、内に藤などの彩色もやふ有る、下り笠多くかぶりし事也、男は菅笠竹笠、竹笠も、はちく皮にてひごも甚あらく、今の供笠に少し能きのみ也、眞竹の白き皮、内青紙等張たる竹笠は、賣曆頃の初り也、寛保延享の頃迄網笠、武家は熊谷笠儘有し事也、此頃夏は扇子賣はやりて、地紙箱高くつて、屋敷奥がたを賣ありく事也

○かたびらも、大かた淺黄うすがきの紋付、又は小紋等にて、尤さらしの事なり、男子越後縮は甚稀也、大かたさらし島にかざりし事也、此頃は奈良より晒賣來りて、兩へ來り、土産に奈良うちわ持來り、八月頃歸る、婦人も是に順じ、さらしもやふ尤相もやふにて、縫も甚少く事にて、儘縮かたびら等也、娘扱はあかし島等より能きはなし、單物は絹郡内島等にて、縮緬扱は曾て無き事也、呂は拾かたびらに限りし事なり、是も武家方のみ町は稀也、町方極さい上は絹ちぢみ限りにて有し、  
○男の單物晴着、太織紬、太織茶島、せげんじま黒紬ぎはやりし

也、然共大かた木綿にて濟し事也、せげん島黒紬、此頃博奕打専ら着たる故、常人は着で、夫より郡内島やうの事にぞ成し也、太織淺黄紋付、小紋もん付のみ  
○八九月月見の事は、今も同様に有し、去ながら五節句加様の昔より仕來りの事、今は大きに略になりし也、五節句も家に凡かたはすだれをさげ、節句らしき様子有し事也、正月の松飾も甚少く、略したる事にぞ成けり、只賑ひて結構に成たるは、ひな遊びのみ、是等は能事や悪しき事や、  
○九月朔日より節句迄裕着し、節句より綿入并に足袋着服したる事にて、夏足袋扱は曾て無き事にて、夏足袋はきし者は、病人より外は、男には無之事也、今は衣服は甚結構には成しなれ共、時節の式はみだれし様にぞ見え侍る、  
○九月芝神明御祭禮にて、甚群集し市立候、せうが薑すし商人一面に見世出したる事也、此頃の酢は鱈鯖に限りて、食にて付置て、日敷を貯て、すくなりし物を酢とて嘗ぐわんしたる也、今の酢は賣曆の初に、料理茶屋にて早鮮こしらへ、酒の肴に出し物にて、賣買は尾張町古木店につるべ酢とて、甚奇麗成早漬酢出來、進物等

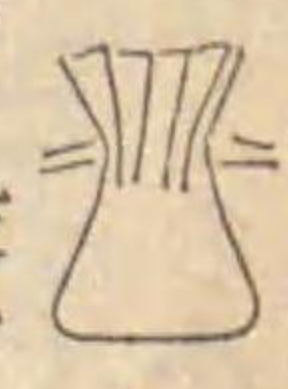
にはやりし也、其後中橋傳馬町に、和州下市鮮屋彌左衛門倅下りて、眞のつるべ鮮見世出し、より、今の如く一面早鮮には成りし也、神明のすしは魚の丸漬にて、古傘紙にて包み賣し事にて、甚質素の事にて有にぞ、  
○子供の手遊は、淺草堺町、芝神明扱多き所にて、一枚繪雙紙はりこ人形土人形等也、一枚繪は丈長厚紙にて、多く武者繪、彩色砂箔置、黒き所は漆繪とて黒光也、芝居役者の繪は稀なる事也、本も赤本とて金平地獄廻り、鼠嫁入、花咲ち、扱、かなのよみ本はから紙表紙にて、五すいでん或は牛若十二段扱のやう成類にて有し、人形は下りの赤塗鋸くす煉、同猿の子持又はちいさき木地猿、土人形女口等一文、首大成るは青色の悪公家、のろまの首なごにて、今の如き結構成手遊はなかりし也、堺町淺草には下りの遣ひ人形有り、是は上物なれ共、今の目にては、甚鹿相成事にて有し、尤大名方の手遊は、木地人形ぬり立に金箔上彩色、はだか人形猫狗等、けし人形小豆程にして、金箔仕立のいかにも念入たる細工有し、今も替らぬは猿の水車、赤もよふの經木作りの小き傘のみ、扱今の

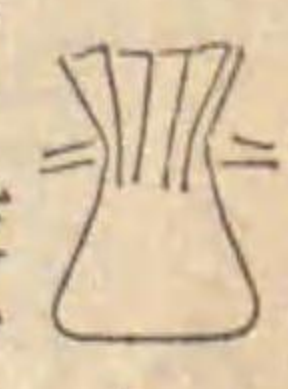


大き成起上り小坊主、安永の頃より次第々々大きく成しは、扱々手遊だるまとは云がたし、況や近年男根のはりこ、扱々驚入し不遠慮、是を調あてがふ親、何といふ心ざしにて有しやいぶかし、錦繪は享保十四年象來りし時、長崎より象遣ひ權平次と云者、江戸土産として長崎摺錦繪持参したるが、紅あひ黄の三色摺にて有し、夫より元文頃に至り、漸々江戸にて仕覺たる也、然共甚不手ぎわ成、段々とは是も結構にはなりぬ、又びるごろも寛保延享迄は、手遊の小徳利のみにて、色ももろぎと黄白計にて、甚うすきびるごろにて有し、夫より寶曆頃びるごろ師萬右衛門と云者、初て紫色を吹出し、段々と細工に多く成て、今は渡りにもおとらぬ事とぞなりぬ、

○たばこ入は錦黒縹子或は黒天鷲絨、是上向にて、中下は大方紙にて、宇都宮より拵出し、かます形にて、裕にして甚麓末の事も、切地烟草入も、形は楡形或はかぶせ付にて、餘り外の形はなかりし也、寶曆の初吉原杯には、鏝袋形とて表は切の錦に縹子通し裏付、女郎の進物等より専らはやりて、段々結構に成し也、羅紗の類は甚珍敷事也、延享の初には八幡黒草にて、

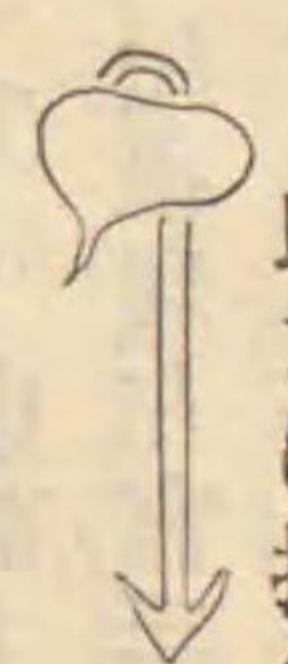
成たるは、吳服店作事を結構に仕出し候故、夫に習ひて次第に結構にはなりし事なるべし、扱又二階かうし惣てのかうし、細に結構に成しは、延享の頃兩國邊に、江市屋宗助と云る作事普請の請負人、居室の格子上木にて、甚細奇麗に拵て置けるを、人皆見物したる程の事も、是をまねて諸々に拵へ、江市格子とは言傳へし也、此江市屋並に飯田町遠州屋傳吉とて、此兩人は、公儀御普請橋掛等の直段御入用、下直に請負仕始て、大金もふけたる者にて、家居等甚美麗して、身上よりは見分を大そうに成して、諸事是に順じ花美成事にて有し、是世とぞりて山師とは云し也、此時分より色々惣代運上等、願類の者を山師とは云し也、昔の山師は金堀材木元出しを計山師とは言し、享保の末より、何事も山師とて請負人出来、少々の普請にても請負たる也、然共昔は大名衆の御手傳程の大成事ならでは、山師もかゝらざる事也、普請杯は大工は其通、屋根屋左官手傳、各々別々に入札仕たる事也、今の如き何商買者にて、請負やう成事はなき事也、甚律儀の事にて有し、今は諸商買人も各々山師の爲業移りて、何によらず皆見え計つくるひて、世渡りごと



かます形の口にひだを取、如斯にしてさげたばこ入殊の外はやり、夫より段々提たばこ入、結構に成し、多は伊勢のべにかわといふ赤もみ油紙にて、上物としたる事也、此頃迄はたばこぼんに、たばこ入付出し、事也。  
○延享の末迄は、喜世流も石山張、仙臺張杯、上向とせし也、漸々銀ながしといふ色付出来、腐かし模様のみせるは甚珍敷事也、然れ共二百文位より高直成はなし、銀の喜世留も儘有しなれども、諸候方の御持用に、町方などは稀なる事也、去松平氏の御老中、御持用の古銀させる拜領を見しに、おとし張にて目方五匁ならずは無之、今は金銀赤銅、家形、横屋宗現、宗興杯のほり有きせるを持事にぞなりし。  
○町人家居も甚麓末作事也、瓦も多くは平瓦の龜の甲ふせにて、さん瓦は少き事也、土藏作は本ぶきとて、大方丸にて有し、屋根しつくい杯は稀也、見世疊杯も大方は琉球表の縁なしにて有之、尤大店見世杯には革縁用ひし事也、是は勝手向にて也、屋根軒口杯も、今の如く出し桁は曾て無之、大形は貫にて瓦留打し事也、端々は多くはこけらぶき蟻がら屋根等也、但し結構に丈夫成は、大傳馬町銅屋ねにて、甚念入たる作事也、今は此處大に麓末に成し也、家居作事結構

には成侍る、諺に山師の玄關とは言事尤成事也、皆此すがたとは成ぬ、此頃は常きは稀にて、町内にも何の何か、等迄、此頃も博奕うちを通り者とて、四五町に一人二人ならでは無之、其者素人へは甚かくし、つゝみし事も、今の如く澤山にはれやか成事にてはなし、人柄をつくりたる事也、本材木町に隠居七郎兵衛杯言通り者ありしが、是等は常袴にて、御免籠馬に乗て、草履取連あるさし者などありし、兎角かやうの者も人柄を作りし事也、  
○此頃迄は素人に立藝聲色杯覺えたる者稀也、屋敷出入働る人の内仕舞杯覺てしたる人は儘有けるが、役者聲色物真似杯する者はなかりし、此時代の太鼓持なども甚人柄能事にて、綿帽子や大助杯といふ者は、大名衆様杯の太鼓持つとめたる者なれば、常袴にてありし、然共是等の藝海老藏、宗五郎、團藏杯の聲色計にて、海老藏面打真似、素面にて七面に替る藝一つの業にて、外は當話の能と云のみ也、如し今非人の物真似迄する如き、拙き事はなかりし也、  
○延享寶曆の初迄は、婦人の髪たば後へ甚長く出したる故、髪も長くあらざれば、結方もあしき故、各



各かもじ入たる事也、夫には小枕たばさしと言物有り、鯨にて拵へ、長さ四五寸計有を、たば持に入たる事なり、此たば指の形は、杏の葉の如く成る者にて有し、如斯形也、夫より京祇園町の女子供、どうろうびんとて、つとたばを、少くびんを出して、内の透やうに結し也、亦すきびんとも言、此姿のはやり下りて、江戸にてもそろく、たばをつめ鬢を出して、左右より鯨の平棒を兩方よりさして持せたるなり、夫よりは一本にて左右持様に爲したるびんさしに成て、後のたばはすきと無くなり果て、後前の入替狂言とはなり侍る、加様にも前後したる事も有ることや、寶曆頃専ら高祖頭巾、朱塗の櫛の横に七八寸計成はやりて、かうそ頭巾に長櫛の後姿は、かく兵衛獅子なりと言し、

○此頃には辻講釋師にも、志道軒、瑞龍軒など言へる妙者有し、物もらいにも奈良茶坊主、或は僧におはんのしよもふ杯言て歩行者有り、非人にはありやういんど云へるおかしき者も有し、

○賣女にも呼出し、山猫、おどりこ杯云類有、町中に儘さげ重杯いへる賣女有し、今は物の異名も殊之外ろは甚下品にて、町人も表店住の者は食する事を恥る躰也、尤甘薯は有徳院様民の惑を思し召、救民の爲に御取寄被遊、用ひ法青木文藏殿御書上げありて諸國へ種被下候也、

○此頃の夏の夜はやり物に、御詠歌を十四五歳の聲能娘おんど取て謠あるき、建立事せし事はやりし也、○又わるさに若き者寄集り、田舎姿をし、わらずごなごおひて、葛西念佛とてごうけおごりの勧進、是も夏の夜高灯燈にてあるきし也、諸々寺々に折々そうばんを張、大念佛を唱、各々若き者の業にて、氣勢の者の類鶯の者杯のする事にて有し、又十月諸々寺々に十夜夜こもり杯、殊之外はやりし事也、別て品川願行寺十夜、殊に賑やか成事にて有し、今は絶てなし、乍去霜月の兩本願寺法思講は、如し今賑やかにはなかりし也、

○此頃は勧進比丘尼有て、御寮といふ者太夫の如くにして、宿へ客を取、賣女にしたる事はやりて、乍去此頃も段々末になりて、今は絶てなき事にぞ、○十月惠比須かうは大かたすだれをかけ、見せ相應に祝ひ、客杯まねき賑にしたる事也、別て伊勢町杯は、一軒も不殘軒並簾かけて、賑やかにいわるし事

下品になりて、地獄なごいへる名有、

○水茶屋も寛保頃迄は、淺草觀音地内、神田明神、芝神明、あたご或は兩國等に有計にて、町中には無レ之事也、道路にては何程休度思ひても、右の場所迄も行届かざれば、茶見せは曾て無レ之事也、たまくとは端端に有所の茶屋といへ共、床机一つ二つに、土へつるに古茶釜茶わんはきん形のふにて、澁茶の事にて有し、今の如く奇麗に成たる初は、芝切通しに一ぶく一錢とて、唐銅茶釜をたざらかし、其蓋りんくと鳴し、茶碗等より奇れいして、況や茶芽久保宇治等を用ひたる事也、夫より諸々澤山出來たる事也、延享の末に新橋朝日といへる見世出來、又其頃にしがらき杯出來て、此頃より下々にても上茶飲覺えて、殊外はやり、夫故おごり付て唐茶はやりしが、是は餘り氣づよき杯いふてすたりし也、又唐菓子杯は、町方にては一向聞も見もせざる物にて、たまくと好主人好みて、石町長崎屋方へ無心不申ては、絶て無レ之事也、今は番太郎見せも、唐ぐわし有事にぞ、

○今の世は驕盛にはなりたれ共、下品上品の差別なきに似て、延享の初頃は、さつまいも、かぼちや、まぐ也、小網町邊、傳馬町、本町杯も、殊之外賑かに祝ひたる事なり、今の世ははれやかに祝ひたる事なり、な、遠慮の氣味に成たるなり、

○世中の風俗とて、此頃は町人葬禮寺送りには、女供する事はやりて、女子は各々の棒に黒ふち打たる女中乗物にて、五挺も十挺も身上相應に、多く駕籠供する事をはれにしたる事故、三十挺も五十挺も續きて供したるも有、乍去今の世程は麻上下の先供は少き事にて有し、是も寶曆の中頃迄は女供有しが、今は曾て無レ之事にぞなりし、女供なくしてよりは、先供の麻上下多く成りて、上下構など、大勢並で先かちする事はやり物と成しに、又寛政の今に至り、是も質素にすべきと御觸にて止し也、

○婚禮は夜分に極たる事なれば、夜に入送り迎したるが、其所々の若き者共石打水かけ等、色々のわるき事有て、公所にも不レ及、祝儀祝ると唱へてなす故、相應の町人甚こまりて、後々晝時に送り迎ひしたる也、尤輕き婚禮には、左もなかりしなれ共、是とても恐れ、深更に事濟様にぞ、取計らふ事也、所にてにくまれたる者杯へは、わる樽と稱して酒樽に水を入、腐魚杯臺に積て送り遣す、尤名前二十人も三十人も書遣



し、扱もらい候方には、酒びらきとて結構に料理し、右の人数を招き酒振舞事にて、是も喧嘩口論無き様に、色々心遣ひし、招き振舞事也、悪樽進物に、卒塔婆或は犬の死がいなご付、遣し、事杯有、右に付相應の町人は、町役人大勢頼置、或は町同心衆杯頼付置事杯有しが、何となく止めぬ、

○十一月には所々鍛冶ふいご祭火焚とて、殊之外いわる、夕方には蜜柑を投て、大勢子供にひろわせ、殊之外賑ひし事也、然れ共喧嘩杯出来てあしき事故、御停止になりしより、今は絶てなし、子供大勢鍛冶の前に集びんぼこはやしたつる

○同十五日には子供悦び髪置とて、末廣扇子に奉書に包、麻苧をさげ、しらがと名付る物を頭にかぶらせ、生土神へ参詣したる也、男子袴着とて、かちんの上下に子持筋付、紋處には寶來を付たる也、女子の七歳帯解の祝儀も、大方上着下着白むくかい取こし帯、凡は絹郡内加賀絹位のもよふ物にて有し、縮緬紗綾羽二重の縫入等は、殊に稀にて有し、近年の其結構言葉に不<sub>レ</sub>及、衣服數も七つも九つも着し、上着の丈は四尺餘なれば歩行あたわす、大の男の肩車にかつがせあるきし事に成り侍る、今は大人の婚禮のしたくよりも大に成りたる事にて、身上不相

むり、賑やかに暮し候事共也、今の世は夫とは打代りて、元日にも金銀さへ出せば用は辨するとて、正月の仕度もそこ<sub>レ</sub>にて、其時々々の眞に合次第故、盆も正月もわからざるすがたとはなり侍る、

予は享保の末に生れて、寛政の今六十年にたらぬ僅の齡の事なれども、天正の御入國より、次第々に太平の御恩澤を蒙りて、戸ざぬ御代に生れし仕合、其上昔の江戸荏原郡を、この事やら知ぬ程の結構に成て、月々日々に古しへに遠ざかり、何となく美麗結構成事計、次第に雪の積ることく、いつ結構に成共しらず、親より子より孫に至りては、唯結構づくめに成て、お乳母羽二重すれに生立ゆゑ、廻りよりもそやし立、堂上そだちの如くなり、華美結構計のみ知る事にぞなりぬ、彼れは左もあるべけれども、他國遠國より年季奉公の族も、同様に身帯持となれば、國の有様をわすれて、次第に身を持上げ、金錢さへ手廻れば、根生の富貴者の如くなり行て、子孫に至りて何の教へなく、只富貴と愛におぼれ果、人は只命さへ有れ

應なる事  
共なり

○十二月に至りては、山伏願人寒氷かんこりとて水をあび歩行、尤寒中三十日無<sub>レ</sub>懈滯<sub>レ</sub>勤め、水も丈夫にあび候事にて、満願日は軒並米袋を遣し候事也、是も互に律義に遣し候故、釣臺に如<sub>レ</sub>山もらいし事也、此時分迄は町毎に木戸ざわに、大成天水桶を直し置、其上に番手桶數多く積上げ、火の用心の爲に有し也、今は絶てなし、

○す、はらいも江戸中一同に、十三日にかたく覺てしたる事也、如<sub>レ</sub>今勝手次第に、おもひ<sub>レ</sub>には非ざることぞ有し、

扱月迫に及では、來正月の入用仕度、我も<sub>レ</sub>と殊の外いそがしき事にて、萬事入用春迄は延し置がたく覺えて、賣買の品も殊之外に多くして、正月中用る程の用意をしたる事也、何によらず松かさり有内は、萬事に手支ざるやうにと、身分相應々々に心がけ、調度したる事にぞ有、夫故に年の暮になれば、殊之外賑かにいそがしき事にぞ有し、商人も其心にて、松之内は休し事也、町人すら如<sub>レ</sub>斯なれば、武家方には正月用の調度、甚おびたしき事故に、町商人大に温澤こう

ば濟もの、やうに思ひ、遠慮恵しやくもなく、ほしるまゝにするゆゑに、始は小室焼の茶碗なりしが、錦手の茶碗に成り、夫もおもしろからずとて、南京焼或はごす焼杯に成、膳碗も日光膳に青漆碗、或は挽おしき杯にて有しが、黒碗銀紋付になる、夫よりは露色内あらぬ朱金いつかけ、膳にも黒塗金紋杯に至りしが、今は南京焼の茶碗にあし打杯にて、警銀のさか輪をやめ、安一角になりぬ、朝夕の食事になり、夜食夫々に器物を取替用ゆる也、あし打今八寸さいふ、是は殿上人の配膳のよし、烟草盆は客前に敬公卿さいふ、三方は大納言以上の器のよし、烟草盆は客前に廣間盆とて有しが、今は面々盆に成て、黒塗は古めかしく、じよりん木地露色、其外種々の細工に成、駿河細工の木地物に、銀の喜世流に堆朱のらう、是はほてくろしとて赤銅に家彫、らうは白竹の内を漆ぬり杯にして、心の及程は美を盡し、其外手道具何に至迄、見及ぬ結構づくめ、手あぶりも深草焼、たん火細工も其工に工を盡し、土火鉢よりはん銅に成、鹿見火鉢が箱に變じ、箱には吹ご銅子をしかけ、居ながら萬事辨理也、屏風障子の繪杯も狩野家は古しとて、唐繪こそといふに、又夫も此頃は多き形とて、阿蘭陀の油繪に成、しつほに臺珍金彫、ふらすこのこつぷに水晶



出のさら鉢、ぎあまんぼりにもおもしろからず、硝子を透しの器、たんけいの朱ぬりに土圭あんごん、是も殊古しとて、琉球朱塗のびいごろの掛けあんごん、留理焼杯にて家内をてらし、疊は備後表に八歩縁、床には高麗縁にうんけん縁も面白からず、蠟色縁を黒檀に仕替床板は椀郎子、柱は鐵烏木杯、專徳の花いけ唐獅子の置物も、利休自作竹花活、朱塗の唐つくるゑに親和が手本並置、珍金の筆立に水筆唐毛の大字筆、是もおもしろからずとて、螺田のつくゑに阿蘭書積置てならべたれ共、元が何一色身にしみたる事なければ、立花をやめて活花に成、誹諧をやめて狂歌に變じ、是も永くはとげずして、唐詩選と出かけしが、元手なしのことなれば、是非に不<sub>レ</sub>及がな付たる四書にての俄學文、口に言計にて朝かほ學文、めつたむせうに一文上りの世中なれば、家居建方我まじと、上もなき大そう造作、古しへの堂寺よりも結構成作事となり、二階より三階、ろうかつ<sub>レ</sub>ききに作り立、衣服は猶もかぎりなく、びろうご繻袴も毛の方を内になし、金さらさの袴に蠟に虎の敷皮、銀の丁子ふろが龍涎香に替り、加羅が大官香を變じ、兎角人に異成高代之珍品を好む世

になりぬ、是は唯一文上りの金錢世界、限りなき町人故、民の御たからといひし農家の人も、此金錢の光りに商工より下品となり、商人に手をつかね、地頭大官のごとくあがめし故、彌々商人に位ひ付、農家をば甚いやしく見くだし、あまつさへ金銀の位光にて諸侯大夫と同席し、筋目立正しき歴々も此威光に恐れをなし、恥も威勢も絶果て、あさましき有様の事共とはなり侍る、又近年のはやりに、己々が年に當る十二支に、鶏の年なれば鶏に位冠束帶姿を繪かせて掛物となし、御酒燈明香花を備、官に進を祈事はやりて、専ら町も是をなす、按ずるに、鶏年人鶏に束帶させて崇る時は、則我身に束帶したる道理なる、いかに欲情にからまれたればとて、是等の事には少は心の可<sub>レ</sub>付事に、あまりくわんたいなる事共也、如斯遠慮なく延上りし事は、ひつきやう町人の身分に程と限りの定らざる故、金錢の手廻り次第天せうなしの一文位、百文よりは一貫一貫より十貫と、金錢にて位付事なれば、其元の身分何成共、金銀次第の事なれば、我逸ましに金銀手入事候心がけ、一寸之内も油斷なく、謀に計を用る事孔明楠にもはぢざるべし、是を手に入る、始

には、無理も非道も是非善惡の辨なく、手にさへ入ばいつとなく惡名も、金の光りに照らされて、忽消ゆく世中ゆゑ、商人工人偽を専らとし、火を水と言なす程に、人の目をぬかれ次第に惡事をたくみ、金もふけずることを知惠の計策よきと、歴々迄もい、なして、金銀さへ手に入ば、惡事善事と轉變し、世に高崇を受る故、此事少もやむまなく、たま<sub>レ</sub>く律儀に取計人は、中々金銀手に不<sub>レ</sub>入、何程正直律儀達しても、まさかの時に金なければ、何の役にもたぬあほう者とのけられる故、いかにも此理には屈伏して、つるには是人も不正直となりぬべし、町人の身の上にも定まる限有て、家居の程衣服の程、器財調度も品の限り有て、農家工商の其位階も限り有ならば、自然と驕恣の心もなく、山の如く金錢積共、可<sub>レ</sub>遣用すくなければ、かへ屋舗か田地にするより他事不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有、畢竟限り無き身分故、金錢次第驕恣に至りて止事を不<sub>レ</sub>得べし、困窮人も又外面一統結構に至る故、萬事に連て心ならず、困窮に及者儘有なれば、驕を極て、困窮に至者は、自業自滅可<sub>レ</sub>恨事なし、外面一統に結構に引れて、窮する人又者正直律儀にして金もうけなき人杯

は、甚迷惑の至り成るべし、定れる限り有れば、一年の外用の何にも餘分の外用あるまじ、只衣食住の備へ有て、子孫の續き出来る程の事有れば、其餘は金銀貯有といへども、餘分は可<sub>レ</sub>遣用なければ、自然と人の目をぬき、我一人ぬきんで、相場のもふけ、人の家業をかき取買、五兩一步高利日なし錢の事杯も、剛よりかわく事も薄くなるべし、左有ば自然と商工も一割二割の利徳にて、事の可<sub>レ</sub>足様にも有べし、譬へ自然の仕合にて、商ひ多分にして金銀の餘慶有とて、上のごまき有れば、自然に高利の借し金もすまじ、是非の心も出て人の助にもなるべけれ、唯ねがわくは定れる限り有らば、自然と足事をしるの端にも可<sub>レ</sub>成か、農家尊ぶ様にならば、農家も亦是を花に農業に身を入、商人請負師の真似も止むたよりにもならんかし、我江戸に代々生れて不才かくゆゑ、引續て困窮故、富貴をねたみてかく惡言を吐ものならん、富貴人幾へにもあざけり給ふべし、

寛政四子年霜月

寛保江府風俗志終



寶曆現來集

寶曆十庚辰年二月予産れて、天保二辛卯年迄七十二  
年の間、世のさまの流行變化恒河沙なれば、中々木生  
毫にも染がたく、唯礫のうちの黑白現全なるを集め、  
老の閑居の退屈を除かれんが爲、何さま造せんと思  
ごも、露と茗荷の草住居、梅がえに鶯の巢に囁りを心  
盡して見參せしも、誠に天下泰平の御代、何の恨しげ  
もなく、雪の翌日の雲の上まで晴渡り、こゝろのまゝ  
の世なれども、大學中庸の頭字さへ知らざりしを、灸  
土器の臍にて覚え、いろはにはへとは、柱建の番附に  
て覚えぬれば、何に寄べき力もなき老なれば、唯かた  
くなの言葉をして綴り集めて、賢者智者の覗くを不  
レ許、太田先生の集めにもとづき、珍事實事の藏花を  
探り、吉凶の實秘を圍め、寶曆現來集と題し、予が懐  
寶の委みとしけり、若俗友隨喜の舍兄有て、耳聞に洩  
し松柏あらば、書増らん事を掌頂して希ふのみ、于時  
天保二卯の歲旦

東都駒込

山田桂翁

遊名陀佛述

寶曆現來集卷之一目次

- 一、萬寶鯛之事
- 一、朝鮮人來朝之事
- 一、五匁目銀通用之事
- 一、四文錢始り之事
- 一、火の見櫓寸法之事
- 一、女淨瑠璃停止之事
- 一、目黒行人坂出火之事
- 一、八月二日大風雨之事
- 一、上野仁王門之事
- 一、千川上水之事
- 一、かぼちや之事
- 一、女髻さし之事
- 一、同鬘毛紐之事
- 一、蝠蝠羽織之事
- 一、白酒賣之事
- 一、兼勝團子之事
- 一、大福餅之事
- 一、土佐人形芝居之事

寶曆現來集卷之一

- 一、扇地紙賣之事
- 一、足袋賣之事
- 一、内藤新宿之事
- 一、鯨帶之事
- 一、鬢水入之事
- 一、御茶水の子賣之事
- 一、芝居切落札之事
- 一、見附の水を四角に打事
- 一、羅宇のすげ替之事
- 一、白髮元結之事
- 一、綿帽子賣之事
- 一、傳通院山内大黒天始め之事

○寶曆十三未年三月六日、品川沖にて網に掛りたる  
萬寶鯛、其後寛政十年、越後の國に於て揚たると云  
へ共、其形は見ず、寶曆十二年は至て豊年にて、田畑  
共何品に依らず、地にこぼれたるは生のり宜と申せ  
り、十一月は御即位無レ滯被レ爲レ濟、翌年朝鮮人琉球  
人來朝せり、先年揚たる形左之通り、省略  
長さ三尺餘巾三尺、丸き形ちにて尾なし、背中に鏡の  
ごとくほしあり、食したると云ふ人なし、萬寶鯛又云  
く滿豐とも云ふ、近年鏡鯛と云、六七寸位の魚なり、  
此類の大ひなるものか、  
○明和元年朝鮮人來朝、淺草東門跡旅館、古へよりの  
例なり、此時通行の節は往來を留る、横通を細き丸竹  
にて喰違ひに結切、今長き丸竹にて結びたる垣を、朝  
鮮垣と云ひしも此時の名なるか、當時山王祭禮神田  
祭禮などの節、横道を竹にて喰違に結切たる如し、此  
時は予幼きをりなれば委敷は知らず、門跡の際に此  
竹垣有たるのみ覺ゆ、



○明和四年の頃迄、五匁銀と云銀通用せり、形ちは如斯、長さ一寸計、巾六七分程なり、裏の形は何と有たる哉不覺、其後通用停止となり、其後何方にも不<sub>レ</sub>見、

○明和五年四月御觸、

世上爲<sub>二</sub>通用之<sub>一</sub>、於<sub>二</sub>銀座<sub>一</sub>眞鍮錢吹方被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候に付、右眞鍮錢一文にて、錢四文代りに相用、國々に至迄無<sub>二</sub>差支<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>通用<sub>一</sub>者也、

子四月

此鑄初の錢は裏波二重にて、二十一波の數有<sub>レ</sub>之、今適々見るなり、寛政度の頃より、浪減じて専ら今有る所なり、其後文化末年、鑄足し被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>たる錢は至て薄く、見分も何となく賤しげにぞ見得ける、

○火の見櫓の高、明和年中に寸法御定被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>、

又寛政八年二月二日、再度被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>ける、

火の見櫓高さ三丈一尺、

右之ごとく被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>、寛政頃迄は町々組合にて、一ヶ所宛有<sub>レ</sub>之しが、近頃は楮子火之見<sub>二</sub>也<sub>一</sub>、町毎に有<sub>レ</sub>之、端末之町に至る迄出來せり、

○女淨瑠璃、文化二年九月六日、左之通被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>、最明

和五子年、町奉行牧野大隅守殿勤役中、被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>し處、又候文化度に、町奉行より被<sub>二</sub>申渡<sub>一</sub>ける、左之通、一、女淨瑠璃其外、社地宮地寺地、又は日限相極め、出語杯と云女淨瑠璃之分、雙方一統相止候様相成候、町々家主并店子共よりも、連印取置可<sub>レ</sub>申候事、

○明和九辰年二月廿九日、江戸大火、晝九ツ時過より、下目黒村行人坂正徳院末寺大圓寺灰小屋より出火しける、此時の風は南風常ならず、至烈敷、一時に大火となり、目黒より千住迄焼失せり、同日暮六ツ時前大火最中、本郷丸山菊坂町文字菊と申女藝者の宅より出火して、是も大火となり、谷中三の輪三河島邊在々迄焼失せり、昔明曆火事とて、本郷丸山本妙寺より出火して、江戸中焼失せしとの事なるが、此度程の里數家數は無<sub>レ</sub>之との事也、最其時は武藏鐙と申板本二冊出來有<sub>レ</sub>之しを、予幼少の時見たるが、今其本見掛けず、扱又行人坂より焼失之順、荒増左之通、

一、目黒行人坂町半町、夫より淨覺寺不<sub>レ</sub>殘燒、同長峯町三丁、細川越中守下屋敷、外長屋少燒失、有馬左衛

門尉長屋不<sub>レ</sub>殘、松平和泉守外圍ひ燒失、夫より高福院、誕生八幡、同所六軒茶屋町一丁、同光雲寺、同松平讚岐守下屋敷、白銀臺町十一丁、長谷田喜右衛門、松平阿波守下屋敷、同高野寺、恩願寺、夫より白銀今里村百姓二軒、五島大和守下屋敷、大村新八郎中屋敷、藤堂山城守下屋敷、同所里道場一丁、青木甲斐守下屋敷、永井伊豫守下屋敷、分部隼人正下屋敷、三子坂町一丁、同所專眞寺、西光寺、本村町一丁、百姓四十三軒、伊東和泉守外長屋、毛利政次郎抱屋敷、竹永主計下屋敷、山崎主税之助下屋敷、夫より本明寺、吉祥院、法恩寺、同門前、同樹木谷、織田丹後守外長屋、同所高藏寺、鷺の森町一丁、鷺森明神、麻布但馬町二丁、伊勢平馬、山邊平之丞、土方大次郎、土方半五郎、依田兵藏、茂野忠次郎、稻坂長門守下屋敷、京極壹岐守、金森左京、麻布長松町一丁、同黒鐵町四丁、本村片町一丁裏町共、西福寺、延命寺、相慶寺、圓慶寺、南本村一丁、淨泉寺、同せつこう町一丁、植村出羽守東側外長屋、同新町四丁、土屋能登守下屋敷、本福寺、正念寺、同御殿跡一丁、通乘寺、夫より小出主水、谷吉十郎、木村三郎右衛門、大久保元次郎、金田喜太郎、福谷傳左衛門、同上野

町代地三丁、松平陸奥守、同徳乘院、氷川明神、一本松西町二丁、山崎主税之助外長屋、木下左衛門佐東外長屋、麻布坂下町二丁餘、松平鞆負、同大法寺、夫より仙臺坂一丁半、妙光寺、眞光院、吉祥寺門前町一丁、善福寺、同山内、但し此山内へ諸道具持込立除候後、燒死人餘多有ける、  
地中十四ヶ寺、同山門、式部石川縫殿、石川近江守下屋敷、戸田孫十郎下屋敷、都筑伊三郎、服部平十郎、小澤久右衛門、同稱明寺、行光寺、夫より山角文右衛門、妻木鞆負、中村九藏、中村友太夫、松村安兵衛、岡部多宮、渡邊勝之進、久保左膳、三浦金之丞、井坂又兵衛、山口常五郎、林勝助、鈴木又次、水野官治、菅沼熊五郎、内藤因幡守下屋敷、竹島安左衛門、夫より三田小山久保町一丁餘、同圓徳寺、麻布坂下町三丁、仙石次兵衛、同宮村町一丁、末廣稻荷、同じく宮下町二丁横町共、新網町一丁目二丁目、同綱町四丁、本多養春、松平山城守外長屋計殘る、同飯倉新町一丁、同鳥居坂町半町、松平兵三郎、小倉忠右衛門、京極八百次郎、戸田孫十郎、岡田忠三郎、大木忠左衛門、小倉武左衛門、長倉政之助、戸田内藤助、酒井辨吉、島田安右衛門、天野



源左衛門、岩瀬七郎、夫より麻布日ヶ久保半町程、龍  
王院、長坂町早高稻荷、大岡權之助、富永仙次郎、小川  
岩松、松下清兵衛、島田楸庵、松平藤七郎、同所大長寺、  
光照寺、同池田丹波守下屋敷、真田伊豆守下屋敷、有  
馬采女、太田原出雲守、野本孫四郎、松平右近將監、富  
永鐵五郎、同小川岩松、松下清兵衛、同狸穴町一丁餘、  
御家人屋敷九十八軒、山本清五郎、加藤助五郎、原田  
友之助、今井善右衛門、原田彥右衛門、黒澤作之進、工  
藤八右衛門、島田七右衛門、山岡八右衛門、澤田平三  
郎、中畑宇右衛門、中村庄次郎、山田宇右衛門、伴甚三  
郎、淺沼政五郎、諏訪彌左衛門、奥山秀之助、鈴木勘  
助、渡邊主計、伊東久右衛門、神谷覺之進、江口忠太、  
戸川彦四郎、夫より飯倉片町二丁程、上杉彈正大弼下  
屋敷、上杉駿河守、同織田丹後守、細川東庵、吉田長  
元、天野幸次郎、小笠原帶刀、松平千太郎、同我善坊  
谷、能勢河内守組屋敷、有馬一學組屋敷、設樂彈正、富  
安仙十郎、同谷町三丁新道横町迄、薄井又六組屋敷、  
西光寺、久國稻荷、同所三住谷一丁程、明福寺、正善  
寺、麻布市兵衛町、犬飼喜八郎、三枝傳十郎、雨宮十兵  
衛、鈴木十之助、飯河十右衛門、武田源兵衛、遠山三郎

右衛門、山田豊八郎、益田新助、村垣左太夫、山村清三  
郎、織田主馬、高島傳次郎、石川近江守下屋敷、諏訪辨  
藏、日根野權十郎、松平小十郎、三村式部、原野九左衛  
門、近藤仲、南部甲斐守、萩原吉次郎、伊野助三郎、木下  
肥後守、牧野伊豫守、松山忠左衛門、伊藤傳十郎、横山  
子之助、伊奈友之助、市川八百次郎、稻垣長門守、酒井  
對馬守、本多勘左衛門、竹中彦八郎、奥山勘兵衛、鳥井  
權之助、石川近江守、夫より赤坂溜池通、松平筑前守  
中屋敷外長屋五十間餘、裏門内之長屋三棟、夫より岡  
部外記、松平日向守、真田伊豆守、土岐大和守、山口但  
馬守、井上修理、同所陽泉寺門前町三軒、陽泉寺、澄  
泉寺、松平隼人役屋敷向屋敷共、土岐美濃守、織田  
八百八、松平肥前守下屋敷、太田善太夫、夫より芝新  
堀中の橋邊、青木縫殿頭外長屋、小田小太郎、細井  
理右衛門、御臺所衆四十七軒、同御被官町不殘、同  
森元町二町、新道横町共、戸澤幸次郎長屋、同小出  
右膳、夫より芝飯倉町一丁目より六丁目迄不殘、瑠  
璃光寺、熊野權現、真乘寺、一乘寺、天德寺下屋敷、秋  
田信濃守下屋敷、竹中主水、稻垣能登守、内藤越前守、  
同御掃除町二丁不殘、馬場三郎右衛門、仙石越前守

下屋敷、安部伊織、同坂通り永井町片町一丁不殘、水  
野和泉守表長屋少燒失、同西久保八幡門前町不殘、  
有馬式部、龜井能登守下屋敷、八幡宮、同大善寺門前  
町不殘、大善寺、同本多半之丞、仙石越前守、同神  
谷町不殘、專光寺、光明寺、同廣小路町、同富山町  
半町程、忠岸寺、同所城山土井大和守、内藤政次郎、  
矢部民彌、田屋仙右衛門、平田半之丞、牧野大隅守、  
安藤主税、田村隼人、岡部熊三郎、坂花亦次郎、同入  
門前町一丁程、天德寺、同地中十二ヶ寺、同門前町  
一丁餘、同新下谷町不殘、牧野新次郎、川口木工、  
折本權之助、徳永巳之助、河野勘四郎、戸田左膳、大  
久保市郎右衛門、山崎岡右衛門、仙石次兵衛、赤井  
式部、山岡傳十郎、飯田能登守、比留半四郎、竹中主  
膳、富永隼人、秦壽命院、青木文藏、堀甚五郎、石野八  
太夫、多賀大和守、大久保彌三郎、多賀三右衛門、加藤  
主税、下曾根三十郎、土方宇源太、奥田美濃守、夫より  
愛宕下敷小路、能勢宗十郎、内藤久五郎、諏訪彥之助、  
谷藏人、相良壹岐守、寛廣之助、吉田一廣、木下左衛門  
佐、藤堂山城守、朽木鞆負、加藤伊勢守、京極能登守、  
同伏見町不殘、横田善右衛門、同町不殘、鍛冶町不

殘、内藤備前守、堀田相摸守向屋敷共、又備前町不  
殘、大左衛門町不殘、外櫻田廣御門不殘、九鬼長門  
守向屋敷共、岩本喜内、長谷川源兵衛、川勝勘右衛門、  
菊松三十郎、井上助之進、村瀬伊左衛門、高木主水正、  
成瀬惣左衛門、保科辨三郎、淺田長元、小野清十郎、伴  
龜三郎、木村與次郎、宇佐美鞆負、中川左平次、神谷小  
十郎、岩本内膳正、九鬼長門守、徳永平八郎、本多伊  
與守、諏訪三之助、小出織部、松平筑前守、三浦志摩  
守、松平大膳大夫下屋しき、新橋燒落る、永井大和守、  
相馬讚岐守、太田備後守、増山對馬守、南部大膳大夫、  
有馬常吉、朽木出羽守、鍋島加賀守表門外長屋殘る、  
小笠原能登守向屋敷共、東條豊吉、松平美濃守、丹羽勘  
助、松平薩摩守中屋敷、井上河内守、松平肥前守、松平  
大膳大夫、山下御門御番所燒失、櫻田御用屋敷不殘、  
上杉彈正大弼、稻葉越中守、此御方様御屋敷、松平筑  
後守、山高三右衛門、板倉隱岐守、阿部駿河守、戸田豊  
太郎、上田彌右衛門、西御丸下櫻田御門不殘、酒井飛  
驒守、安祥院様、夫より阿部豊後守、加納遠江守、鳥居  
伊賀守、馬場先御門、同橋落る、桔梗御門東之方角御櫓  
一ヶ所燒失、同所下馬腰掛ヶ、日比谷御門不殘、大名



小路不<sub>レ</sub>殘、松平土佐守中屋敷、今小路式部大夫表門外長屋燒失、本多平八郎、永井廣之助、本多伯耆守、牧野越中守、松平相摸守、青山下野守、松平阿波守、松平土佐守、松平能登守、松平春之丞、松平和泉守、土井大炊頭、松平越後守、溝口主膳正、西尾主水正、本多大學御役屋敷向屋敷共、林肥後守、白瀬甲斐守、林大學頭、笹本鞠負佐、大久保志摩守、河内主水、三宅半左衛門、松平内藏頭、同向屋敷共、松平左京大夫、松平周防守、松平因幡守、松平丹波守、堀大和守、秋元攝津守、安藤對馬守、巨勢伊豆守、戸田采女正、細川越中守、道橋落る、傳奏屋敷不<sub>レ</sub>殘、水野出羽守、酒井石見守、大手下馬腰掛ヶ、同所御疊藏、榊原式部大輔、田沼主殿頭、酒井雅樂頭、民部卿殿御館、酒井左衛門尉、小笠原左京大夫、夫より御作事定小屋、同松平越前守、大岡兵庫頭、小堀越中守、曲淵甲斐守、常磐橋御門、夫より小川町、曲直瀬養安院、松平采女正、遠藤下野守、浦井鐵藏、小笠原飛驒守、山田重太夫、松平越中守、松平友三郎、大友近江守、戸田三左衛門、中野越中守、鳥居藤吉、藤方勘右衛門、大前孫兵衛、橋本阿波守、神尾若狹守、桑原善兵衛、小川喜内、近藤左京、井口次右衛門、

戸田榮三郎、田沼能登守、渡野與左衛門、能勢助之進、金森左京、小笠原縫殿助、桑島伊織、佐野右兵衛、山田立長、松平長門守、松平伊賀守、山本秀次郎、永田傳次郎、稻葉美濃守、蜷川將監、土井因幡守、金田丹波守、植村政次郎、松本良廣、小宮山龜次郎、飯高孫右衛門、鈴木彌門、夫より駿河臺、東條左近、久保元貞、角南主水正、新庄能登守、松平備前守、平塚喜右衛門、織田肥後守、岡甫庵、村越兵庫、太田庄左衛門、上原忠兵衛、中根幸十郎、杉岡安藏、小堀牧太、船田兵助、辻六郎左衛門、賀茂宮太郎右衛門、松永安左衛門、矢部大助、水野主膳、間宮鐵之助、船田兵左衛門、川奈助四郎、安西吉右衛門、坂入半平、豊島左兵衛、山田宗圓、松下隱岐守、岡本八藏、太田姬稻荷、富永勘四郎、前田五左衛門、杉山藤之助、常見文右衛門、太田市太郎、夏目藤四郎、若村長三郎、鈴木辨之丞、小西專次郎、下山五郎助、前田定之丞、平賀三五郎、筋違御門不<sub>レ</sub>殘、昌平橋落る、又日本橋より南之方、日本橋落る、同所通一丁目東側半町程殘る、同二丁目不<sub>レ</sub>殘、三丁目四丁目之間二十軒燒西側計、同西河岸稻荷新道、吳服町新道横町共、元大工町新道横町共、細川越中守抱屋敷二ヶ所

共、檜物町二町共、横町一丁目新道河岸共、新右衛門町横町共、平松町一丁目少殘る、同二丁目西側少殘る、萬町不<sub>レ</sub>殘、四日市不<sub>レ</sub>殘、夫より日本橋北之方、本町一丁目南側殘る、同二丁目少殘る、夫より三丁目四丁目、駿河町、本兩替町、品川町、釘店、鞘町河岸共、本石町四丁目新道共、本白銀町、銀吹町、柳河岸橋落、本船町、長濱町、小田原町二丁目新道共、瀬戸物町、伊勢町、あらめ橋落る、小船町三丁、堀江町四丁、藥橋、小網町一丁、照降町、親父橋落、室町三丁、鐵炮町一丁、堀留町二丁、大傳馬町二丁、大傳馬横町一丁、石出帶刀、通油町一丁、富澤町新道共、龜井町、堺町新道共、吹屋町新道共、芳町、甚右衛門町、元大坂町土井山城守長屋計、住吉町、新和泉町、高砂町、長谷川町、乗物町、新材木町、人形町、多町二丁目、大門通り甚兵衛橋落る、鞍掛橋落る、鹽留橋落る、千鳥橋落る、線町、小傳馬町、藥師堂、元濱新道共、新大坂町、久松町、村松町、横町、横山町、通り鹽町、馬喰町、神田本白銀町、鎌倉河岸、三河町、皆川町、松下町、永富町、新石町、新白銀町、蠟燭町、横大工町、竪大工町、鍛冶町、鍋町、松田町、三島町、白壁町、富山町、紺屋町、佐柄木町、元乗物

町、雉子町、平永町、小柳町、市橋下總守、奥田山城守、堀越七郎、川口茂兵衛、村田長庵、廣戸市十郎、大澤牧太、小傳馬町代地、田中兵太夫、佐野兵庫頭、富田能登守、渡邊立軒、松野六兵衛、横瀬式部、松井市十郎、細川玄蕃頭、松下町代地、岩本町一丁、向坂忠次郎、伊藤立澤、遠山八十郎、吉岡源之助、鈴木四郎三郎、豊田藤右衛門、矢部道伯、中根半左衛門、松枝町二丁、柳岸町一丁、豊島町三丁、元岩井町河岸通り共、橋本町四丁、富松町、久右衛門町、大和町西の方、須田町、連雀町、四軒町、下佐柄木町、柳原土手下町出店共、神田一丁目、夫より大横町、神田明神社内不<sub>レ</sub>殘、聖堂不<sub>レ</sub>殘、學樹王院、鳳學寺、夫より御臺所町、同朋町、平川町代地、花房町、牛込肴町代地、仲町、松平八郎右衛門、神田相生町、同六軒町、上野町代地、同松永町、松本町、佐久間町、藤堂和泉守下屋敷、岩城左京亮下屋敷、中根官次郎、向柳原久右衛門町新道共、板倉佐渡守下屋敷、醫學館、多紀安元、同鳥飼屋敷、富松町藏地、佐竹右京太夫下屋敷、中井左衛門尉、稻葉主計、神田旅籠町、金澤町、夫より湯島天神社内、同全盟院表塚計、天神前町、同切通し、同三組町、御駕籠町、湯島茶屋町、



天神下同朋町、小出茂兵衛、原田順阿彌、柘植又左衛門、石原彦四郎、田代主馬、渡邊城之助、藤枝帶刀、蘆野主膳、石川官次郎、内藤秀之助、松平多膳、村松彦右衛門、建部内匠頭、玉蟲左兵衛、立花出雲守、黒田安五郎、和田千太郎、酒井新次郎、畔柳助九郎、板倉攝津守、平井斧右衛門、小笠原權九郎、青山瀨兵衛、曲淵牧太、小川孫七郎、眞野政次郎、渡美豊次郎、秋山彌市郎、法照院、松平小膳、島田酒造助、岡田多膳、五十嵐長左衛門、和田勝之丞、山本次郎八、松本善藏、上手代町不殘、井上十左衛門、千葉金藏、松平鎌吉、門奈傳十郎、加藤紀伊守、山岡鐵次郎、瀧川仙次郎、小林源太夫、下谷御成小路、永井筑前守、近藤龜五郎、富田十左衛門、加藤權左衛門、長谷川玄通、松平玄蕃頭、松平縫殿頭、溝口大膳、藤本甚助、大原彦次郎、津田半平、小笠原左京大夫下屋敷、井上筑後守、大關辨吉、福原錐之助、堀丹後守、黒田大和守、酒井大和守、石川宗十郎、下谷黒門町、同小大門町六阿彌陀五番目、下谷新黒門町、數寄屋町、仲町、北黒門町代地、同竹町、上野町、田村權右衛門、同山王下町、天神谷本覺寺、本藏寺、徳大寺、一乘院、池之端片町、内藤秀之助下屋敷、福成

寺、長谷寺、妙圓寺、妙法寺、同肴町、同朋町、小倉北兵衛、臼井官次郎、山路久五郎、石井市郎左衛門、上野御家來屋敷、車坂代地、南黒門町、松下町二丁目代地、永富町代地、小島甚吉、中村友之丞、芝山仙右衛門、岡庄左衛門、前田多膳、田中六三郎、同相生町、片町、岡善八郎、新見讚岐守、一柳内記、河野吉十郎、服部彦十郎、酒井作左衛門、森川大助、萩原百輔、青木桶五郎、夫より下谷長者町、武藤彌右衛門、吉田左平、村上與左衛門、生駒清次郎、大淵友庵、宇佐郷藏、伊藤新六、鈴木萬右衛門、久野平四郎、三間四郎右衛門、芳村織部、夫より下谷三枚橋通御徒町八丁四方、甲斐庄武助、本室七左衛門、松井左膳、猪俣庄左衛門、鈴木門三郎、松平利右衛門、織田市太郎、枝我岩五郎、中西彌右衛門、中西大膳、佐藤與兵衛、永田小左衛門、同半藏、山名圖書、鳥邊次左衛門、曾我隼之助、狩野探圓、伊澤平次郎、酒井熊之助、勝本良佐、夫より下谷和泉橋通御徒町九丁程中町共、東條善八郎、矢田堀安之助、田沼宗伯、千田玄知、野宮新兵衛、大久保勝藏、伊奈兵庫、菅沼主膳正、野宮新兵衛、松村因幡守、田村金左衛門、古川善兵衛、半田丹阿彌、各務傳之丞、山本嘉兵衛、

朝比奈内藏助、館尾輪之助、横尾六右衛門、清水利兵衛、内藤越前守組屋敷、同心衆二十軒、大岡外記、堀八郎右衛門、湯本宇兵衛、可兒織部、竹川善兵衛、河野主稅、組與力與力衆十軒、海野安次郎、小知三左衛門、大島數馬、宮村永隆、中村忠右衛門、本多平五郎、大島帶刀、田中久右衛門、間宮友三郎、山本兵四郎、立花左近將監、古部孫四郎、加藤次郎四郎、堀口政之助、織田權大夫、伴道與、高崎近江守抱屋敷、皆川左京、平賀半右衛門、池田新御役、小笠原越中守、土岐淡路守、藤堂左京亮、秋山久五郎、六郷彌八郎、今井元次郎、井上忠左衛門、小島市左衛門、中内萬五郎、柳生播磨守組屋敷、太田原頼母、藤堂左京亮中屋敷、樋口熊次郎、矢彦五郎、若村源内、石丸定之丞、朝比奈富之助、三木伴右衛門、成瀬左膳、羽鳥庄太夫、安部織部、藤堂和泉守、櫻井忠左衛門、原佐彌衛門、陰山外記、生駒將監、河野宗阿彌、林助次郎下屋敷、齋藤伊豆守下屋敷、安生太左衛門、松下忠次郎、内藤三次郎、御徒一番組共都合十番組、一番組妻木辨之助組、二番本九十藏組、三番野々山彈右衛門組、五番柴田三右衛門組、六番倉橋三左衛門組、七番浦上近江守組、十一番篠山吉之助組、十

二番中山伊勢守組、十三番建部駿河守組、十六番熊谷兵庫頭組、十八番三宅采女正組、十九番長谷川藤右衛門組、御徒衆三百六十九軒燒失、下谷御掃除町邊、島山務川、栗津又八、小笠原富之助、西尾與惣右衛門、林田忠藏、南條助七郎、花井久兵衛、福島八右衛門、下谷新橋邊、石原左膳、和田藏人、酒井丹波守、村上主馬、坪井隼人、堀口太郎三郎、中村元右衛門、三宅惣九郎、村上十之丞、跡部茂十郎、夫より下谷三味線堀邊、津輕出羽守下屋敷、宗對馬守、佐竹右京大夫、松平下總守、柳下十助、齋藤五郎右衛門、山本四金吾、岩松勝之丞、岡田登、松本十郎兵衛、松浦豊前守、石原伊右衛門、本庄巳之助、富永清之助、小島榮次、岩松奎右衛門、藤堂左京亮下屋敷、織田主水、柳澤式部少輔、水野敬次郎、村上外記、松平志摩守、中川利兵衛、竹村忠次郎、天野主計、宮村孫右衛門、大久保伊豆守、立花左近將監下屋敷、石原數馬、内山繁右衛門、宮本藤三郎、夫より下谷車坂下町邊、正法寺、石川土佐守組與力衆、山本長阿彌、廣德寺并稻荷社、泰宗寺、宗源寺、同稻荷社町二丁餘、幡隨院表門中門、表外寺中六ヶ寺寮十三軒、龍善寺、同寺中三ヶ寺、西蓮寺、同幡



隨院門前町、六郷兵庫頭下屋敷、清音寺、宗延寺、同寺中六軒、近藤縫殿助、蓮花寺、大久寺、仙藏寺、大聖院、天龍寺、長光寺、出世辨天、白泉寺、天龍寺門前町不<sub>レ</sub>殘、夫より岡田留五郎、内藤久五郎、小野藤八、河合與右衛門、酒山榮次郎、多膳庄左衛門、高岩寺、屏風坂下門前、御具足町、山崎町、御切手町邊、天野彦右衛門、東叡山内仁王門、黒門、山王表門、山内下寺、普門院、常照院、顯性院、修禪院、一乘院、吉祥院、寶膳院、泉言院、明靜院、覺王院、壽昌院、同四軒寺、眞昭院、護法院、青龍院、夫より坂本町一丁目より四丁目迄、善入寺、善性寺、長祥院、妙靈寺、夫より上野御隱殿不<sub>レ</sub>殘、英信寺、瑞德寺、下谷金杉一丁目より五丁目邊迄、石川宗十郎下屋敷、同入谷村長照寺、志源寺、山明寺、最上寺、行蓮寺、喜寶院、法清寺、法雲寺、祥岸寺、感應寺、相慶寺、松覺寺、惠仙寺、照常院、蓮昌院、水野土佐守下屋敷、坂本町代地、春日彌右衛門、松平出雲守下屋敷、野田久藏、野田彌一右衛門、牛込新山伏町代地、吉田伊兵衛、三浦鐵次郎、山口藤九郎、諏訪帶刀、鈴木久次郎、夫より淺草七軒町、盛雲寺、蓮城院、松平志摩守、本多彈正大弼、織田山城守、松平源八郎、

花藏院、室田次三郎、松平伯耆守、細井主税、羽田藤右衛門、浦戸平右衛門、飯田八右衛門、太田駿河守、小高作左衛門、戸田平太夫、夫より淺草寺町不<sub>レ</sub>殘、中島六郎、中川乙次郎、燈明寺門前、正法寺、源空寺、長徳寺、清光院、光感寺、本覺寺、眞源寺、源光院、曾源寺、慈眼院、實相寺、眞藏寺、松源寺、龍光寺、夫より三宅八五郎、清水寺、海禪寺、寺中四軒、彌性院、同寺中二軒、天嶽院、同寺中四軒、日輪寺、寺中二軒、光徳寺、寺中八軒、萬隆寺、智光院、慶印寺、本念寺、永昌寺、常林寺、正安寺、西照寺、本岳寺、廣大寺、正福寺、成應院、正覺寺、行安寺、滿泉寺、玉泉寺、柳稻荷、東藏寺、本國寺、本立寺、夫より淺草門跡前町不<sub>レ</sub>殘、東本願寺、同寺中三十六軒、報恩寺、同寺中十四軒、誓願寺、同寺中十六ヶ寺、正定寺、同門前町、東光院、本多淡路守組屋敷、專光寺、同門前町、乘備寺、扁立寺、入樂寺、宗安寺、聖徳寺、祝言寺、法福寺、同門前町、善福寺、仙府院、妙音寺、板倉備前守、淺草新寺町欣淨寺、觀音院、天野長三郎、淺野備前守組屋敷、同善立寺、平岡四郎兵衛、同所成就院、經王寺、唯念寺、蓮明寺、妙經寺、法養寺、盛臺寺、長遠寺、清徳寺、密勝院、妙福寺、吉祥院、榮藏寺、了源寺、

地藏院、法專寺、蓮光寺、善慶寺、誓教院、壽樂院、淺草三筋町邊、曾我若狹守組屋敷、戸田但馬守組屋敷、東金丹後守組屋敷、澁谷隱岐守組屋敷、戸田但馬守下屋敷、柴村藤九郎、松平筑後守下屋敷、松平圖書、同鳥越町邊、小田切覺次郎、淺井伊之助、堀彌次郎、高井助五郎、石原清左衛門、水野金之丞、水野茂十郎、圖司半次郎、松浦左京、篠山新八郎、藤堂駿河守、松平筑後守下屋敷、石原文左衛門、松浦肥前守内長屋殘る、藤堂勝藏、桶傳次郎、吉田小左衛門、丹羽小膳、毛利讃岐守外長屋殘る、同鳥越門前町二丁、長樂寺、同明神、古屋甚左衛門、岡田啓彌、伊庭惠兵衛、書替御役所、同所裏町二丁程、同片町二丁程、同壽昌院寺中三軒、稱念寺、龍福寺、夫より大乘院、延命寺、正福院、萬福寺、柳田安右衛門、柳田直次郎、淺草新堀二丁程、小堀備中守組屋敷、古橋彌右衛門、石丸内膳、室賀多宮、依田勝次郎、比留喜太郎、松島彦五郎、石原左膳、木村次郎助、吉良三郎助、同所龍寶寺門前町、天臺宗龍寶寺、同門前町、善照寺、同門前町、心月院、淨土宗龍寶寺、同門前町、常福寺同門前町、同八軒寺町邊、成光院、宗圓寺、東陽寺、海雲寺、文仙寺、本法寺、永見寺、不動院、國寶寺、

東知院、同專藏寺、實相寺、東林寺、同堀田原御徒組屋敷不<sub>レ</sub>殘、同金藏寺門前町、同眞砂子町、福川町、三島門前、田原町、山門町、西仲町、淺草別當代善應院、夫より六郷伊賀守表門、馬屋不<sub>レ</sub>殘、同修善院、同北馬道竹門町砂利場、元明寺、無勒院、泉凌院、文箱地藏、德應院、正徳院、吉祥院、泉藏院、誠心院、善藏院、延命院、聖天橫町通淨院、山川町、同田町二丁餘、土手稻荷、良寶院、新鳥越二丁目より五丁目迄、常福寺、理昌院、鳥越明神、淨雲寺、大秀寺、延命寺、源照寺、御願寺、法藏寺、宗林寺、山谷町專念寺、福壽院、聖天社、同淺草町一丁、柚木監物抱屋敷、端場新吉原不<sub>レ</sub>殘、外町家共、永傳寺、出山寺、總泉寺、朝路ヶ原、同鏡ヶ池辨天、同田中玉姫稻荷、同眞先本社神明、小塚原上宿中宿下宿、千住大橋、向河原町東側二丁程燒失、是にて燒留る、同日暮六ッ時前、本郷丸山田町家主與八店、藝者文字菊方より出火、同所町不<sub>レ</sub>殘、夫より菊坂町より臺町阿部備中守下屋敷、同梨子坂町本多平八郎、松平加賀守新御殿、七藏七ヶ所長屋四十棟、夫より永井内膳組屋敷、追分九軒屋敷、駒込片町四丁程、岡部太郎兵



衛、本間忠左衛門、仁加保兵庫組屋敷、荒井十太夫組屋敷、新道湖泉寺、駒込竹町より眞木町、淺嘉町、光林寺、同戸田左京下屋敷、飯室八郎兵衛、服部新五郎、社留助左衛門、河内吉右衛門、同肴町一丁目、十方寺、專西寺、長元寺、井出助次郎組屋敷、同三つ家町、勝林寺、太田駿河守組屋敷、誥妙寺、西善寺、同小人町水戸殿御殿計殘る、伊東伊豆守下屋敷、同森川宿小笠原信濃守、島田圖書、願行寺、西曉寺、大翁寺、富永孫左衛門、根津裏門前町、同茶屋町不殘、太田備後守下屋敷、瑞泰寺、榮松寺、山本條之助、大保福寺、三崎町、大圓寺、立善寺、福相寺、惠元寺、天龍院、龍善寺、本通寺、明王寺、永久寺、安立寺、養傳寺、加納院、本龍寺、觀音寺、海藏院、龍泉寺、靈海院、常法院、谷中古門前町、本行寺、長安寺、同中門前町、常相寺、笠森稻荷、養泉寺、永慶寺、西光寺、瑞林寺、大泉寺、法藏院、養然寺、長久院、妙行寺、延壽寺、蓮花寺、領立寺、臨紅寺、妙傳寺、本壽寺、金輪寺、三浦志摩守下屋敷、善光寺、同坂町妙清寺、眞祈寺、上聖寺、本光寺、一乘寺、佛心院、妙福寺、長運寺、妙泉寺、金嶺寺、大行寺、立花伊織、近藤齋宮、谷中茶屋町二丁餘、中町共、大雄寺、

感應寺本堂計殘る、寺院七ヶ所、自性院本堂表門殘る、多寶院、妙雲院、感應院、八軒町一丁餘、同芋坂町、上野御山内、其外御靈屋、高嶺院様、證明院様、心觀院様、御合殿不殘燒失、林光院不殘、是にて燒留り、三月朔日明七時半時、南風吹止み火鎮りける、凡巾十五町餘、堅四里程なり、燒死人は御届け計左之通、  
白銀臺町五人、飯倉町四つ辻にて十九人、鷹木坂にて二人、仙石越前守屋敷にて一人、西久保八幡山にて十人、内女一人、同所專光寺山にて一人、光明寺にて十人、内女二人、仙石越前守上屋敷にて七人、龜井能登守屋敷にて五人、神谷町にて三人、土岐美濃守内にて一人、松平千太郎内にて二人、内藤政次郎内にて二人、馬場先御門内にて五十人、同御堀へ入男女七十人餘、阿部豊後守内一人、松平肥後守内十人、松平下總守内二人、本町より柳原邊に至り三十人程、立花左近將監内三人、東本願寺山内三十人餘、本阿彌三郎兵衛方一人、淺草阿部川町より馬道迄五十人餘、新吉原にて男五人女一人、大門外にて男二人女九人、  
右之外、怪我人死人餘多有之候得共、表向へ出候分如

レ斯に候、惣怪我人死人は何萬人に候哉不行届、委敷は不レ留、

右は燒失場所、其外共御届けの分計、  
○明和九年八月二日は、南大風雨にて家藏餘多吹潰ける、中にも下谷淺草邊は、當春の出火此方、新家作故に潰家多く、此年は何作に依らず、木芽花實に至る迄宜からず、誠に凶年なり、此時は予小石川御簞笥町に住居せしが、近所潰家、同所岩佐長三、同新坂にて大岡與惣右衛門長屋奥住居共、同所松平仁右衛門奥住居、組屋敷にて小林藤兵衛家作、是らは吹潰れける、何となく物すごきものぞ覺えける、

○明和九年二月迄は、上野今黒門前の廣所に仁王門有レ之、扱々大なる物にて有りしが、燒失後御再建無レ之、中頃迄石居計有りしが、いまは其石居も見えざる也、

○千川上水迎、明和年中より安永中比迄、板橋宿より巢鴨通り駒込本郷邊、下谷淺草迄之上水掛りたるもの也、其比は湯島切通し坂下、板倉侯の屋敷前に高榭有りて、左右の下水今牛込御門外通りの下水にひとしく、流れしものなるが、何故か此上水止みけり、今

に駒込邊本郷邊には、其時の樋と見えて、往來折々穴の明く事有りける、其比は駒込松平甲斐守屋敷庭へ千川掛り、大なる池有りて、仙人が瀧と申て、いま其瀧口売堀計有りける、水有ならば好景色にぞ有りなん、

○カボチャの裁賣、明和安永の比迄賣たるもの也、今の唐茄子の大なるもの也、形ちは大なる達摩の如く、其比より唐茄子迄、今有る所是を賣出しける、見馴ざる故に餘り賣れず、夫より誰言となく、カボチャの中に蛇居たると申觸らし、唐茄子を賣弘めける、又味ひ好く價も中輕ゆゑに、いつとなくカボチャは止みけり、誰作るものなく今さらに見えず、

○女の鬘さし明和年程迄、形は銀杏の葉のごとく、鯨にて作りたるものを用ひて、鬘を釣りたるもの、其くきのやうなるものさし居て、ひらきたる所にて鬘を釣上げたり、其のころの鬘は御守殿風のたばに似て、釣上げたるもの也、いまその形の鬘さし見えず、

○女の鬘毛紐とて、明和安永の比迄は、紅のきれにてくけ紐を作り、その跡先へ絹糸にてあやしき房を拵へ、是を付て島田鬘毛の中を結たるもの、是とても平



日は用ひず、正月五節句又は物見遊山などに出し時、十四五迄の女子歡びて結びたるなり、今猫の首を結し紐の如し、常は羽根元結とて白き紙を裁、是にて鳥田の上を結びけり、此くけ紐も紅にかぎり、縮緬などと申事さらになし、

○明和六七年迄、蝙蝠羽織とて、短き羽織流行せり、居りて折返らず、武家町人の差別なく着しもの也、又安永中比より少しながくなりけり、

○白酒賣、明和安永の比迄は、二月廿日比より三月十二三日比迄、賣歩行たるもの、夫故白酒賣來ると、雖に近寄たる連、女子共悦びたり、此例の残りたるは、鎌倉河岸の豊島や計也、天明の末より、正月元日よりすめきたる連賣來りて、四月迄も賣歩行なり、寛政中比より、あやしき羊かんを持添へて、賣來るなり、

○兼勝團子連、明和年中専ら賣來る、いまの下り賣のごとく荷をかつぎ、小さき立白を持歩行、むくろじ程の團子を、かの白へ入て手杵にてつきながら、御代は目出たしの若松さまよと申唄を謠ひて、團子をつくなり、形ちは奇麗なる袖なしの羽織を着、淺黄の角頭巾を冠り歌を唄ふ、扱々やさ方の商人なり、

に狭み白足袋をはきて、何れも若き男計り、老人は歩行す、其頃は地紙賣の一枚繪出たるもの也、薄き扇形の組箱を肩に乗て、地紙々々と聲を引て賣歩行しが、安永の比よりいづとなく止みにけり、

○足袋賣、明和より天明比迄は、九月末より二月中比迄賣歩行、其呼聲袋足袋さし袋連、聲を引て賣歩行、年の暮に至ると兩掛の藁籠を荷なわせ、自分は財布を肩に掛て賣歩行しが、是もいまはいつ止となく來らず、

○四つ谷内藤新宿は、明和八年御鷹御用宿と願ひ、飯盛給仕女と申願ひ濟けり、此御用宿と申は、場御成又四つ谷邊御成之節、御鷹止宿の場所なり、又秋より冬に至り、御鷹御飼付初めの内は、夜計据し故、夜分の休息所の御用なり、品川宿、千住宿、板橋宿、何も御鷹御用宿に、追々御免の場所となり、此例を以四つ谷筋には是なき故、願ひ濟て、給仕女一宿に女子三人宛、差置可申との事なるが、内證にては餘多抱置ける、

附り品川宿、板橋宿は、一宿に給仕女五百人宛との事、其後千住宿小塚原は、一宿に五十人との御定め、其比道中奉行掛り、大目付安藤彈正少弼殿勤役

○おた福餅、明和八年の冬、小石川御簞笥町に、至て貧敷後家暮らしの、おたよと申女商人なるが、白き餅の中へ鹽計のあんを入れて賣たるもの也、一兩年過ると、その餅へ砂とうを入、外にて腹ぶと餅と唱へ替て賣たり、又寛政中比より、同じ餅をあたゝめて大福餅と唱へ替、一寸専ら流行のものなり、又近比は漉あんにして砂とうを入る、古へはつぶしあんに鹽計也、

○土佐人形、明和九年二月迄、湯島天神境内に、人形芝居と歌舞妓芝居と二軒並有りて、繁昌せしが、大火以後人形芝居は建ず、此土佐の人形は、衣裳は至て花やかにして、多く錦の裝束也、珍敷人形にて足はなし、なれども上品の物にて、其比の流行たごへに、土佐上下に外記袴、半太羽織に義太が股引、豊後可愛や丸裸かと皆人申けり、其比は土佐節、外記節、半太夫節、義太夫、豊後、何も流行たるものなり、明和比迄は長唄めりやすなどは、狂言の相に少し宛ませて唄たるもの、いまの様に長歌流行はせざるなり、

○明和七八年迄は、四月より七月中比迄、地紙賣とて扇の地紙を賣歩行て、好む人あれば直に折て、骨をさし行たるもの、此男の風俗は至て花形にて、羽織を腰

中、右二ヶ所願叶ひたる故に、小塚原にては彈正講と唱へ、毎月中食を備へ、旅籠屋は怠らず、月に一度づゝ祭りけるとかや、

○鯨帯とて、明和八九年流行せり、是は片身替りの帯にて何の譯もなく、鯨の皮は黒く身は白き故、鯨帯と云ひしものなり、其後是を晝夜帯と云ひ替へ、又近比は腹合と唱へ替へて流行なり、天明年中晝夜帯と云ひ替、流行たるには少し意味有り、其比は富貴の人は無藝にても、金錢を以て心の儘に立身出世自由自在なる故、富貴の人は世を明るく過行故に、是を晝と唱へし也、貧乏人は諸藝に達し、智恵有りても金錢なき故に、自ら出世もならず、世を闇く過行ゆる、是を夜と申心なる也、いま又同じ帯を腹合とせしも、此節の人は表は甚だ實意に見せて、こゝろの内は薄情にして、眞實心はさらになし、表は腹を合すれども、裏返る事の有るに、是を腹合とは申せしか、恐るべし慎しむべし、誠に天の命する事、誰云ふとなく時に應じ、言葉のつかひやう迄如し、恐るべし慎むべき事也、

○鬢水入、明和年中迄は女の櫛箱入置也、形は瀬戸物



にて、長さ四五寸巾一二寸深さ同断、是へ水を入れて、美男かづらの蔓を五六寸に切り、此水に漬置、其水にて髪のを、けたるをつけ、又はつやなど出せしもの、そのころは吟出し油など、申はなく、すき油とて今有る所の貝詰め計り、其餘は此水を用ひしもの也、此器もいまは見えず、併し大家の奥向には有しが、下方にはなし、

○御茶の子賣、安永年中迄は、毎朝御茶の子くんとて賣歩行しもの、いま有る鶯餅のごとくあんを入、上へ黄な粉付たる物也、是を利勘の人は、朝茶の時買ひ喰ふて朝飯は喰はず、専らに山の手邊、或は町家裏裏に賣歩行たるもの也、其後此商人いつとなく來らず、

○芝居切落の札、安永の末迄は、芝居入口にて、木戸錢百三十二文にて此札と引替、見物人へ渡す、此札は一寸一二分、長さ五寸程の木札なり、表の方へ切落と眞黒に書、裏へ何月何日と云紙札を張たる物なり、此札を持って切落にて見物す、其比は舞臺より鼠木戸迄の間皆切落、東の方棧敷下二通り、繩張とて土間を仕切り、花道の方は棧敷下、足又東同様に仕切土間な

り、其外は一圓切落とて廣き土間なり、扱又晝比何も一杯に詰たる時、彼花道へ仕切場の男四五人出て、札を上げよくと呼ばわりければ、見物人札を差上げて見せける、札なき者は引出しける、夫故見物人此札を何より、大切に懐中して見物するなり、今は切落なく、一圓に仕切を入置、土間と云かへ、古は繩張と申せしもの、其比は見る人も改る人も正直にて、見たをしなど、云ふは少き事也、其ころ迄は唯見る人をば油虫といひしが、いまはでんぼうなど云ふ、何故でんぼうと云ふ事、予には知れず、

○見附の水を四角に打事、安永の中比より初まる、始めの内は行形に四角に水を打ゆる、夕涼ながら見に行しものなるが、いつの比よりか四角に水を引置て、其中へ水を打なり、是は譽るほどにも有らず、始めの内は行形に四角に打故、見る人も有ける、

○らうのすげ替、安永のすへより此商人來る、初ての内は誰言となく、隱密と申觸らし、惡るさする人達は恐れたり、此商人は内へ入て、らうすげ替の間、ゆるりと内へ入居故に、右の沙汰に申なしたるもの、隱密の役には有らず、

なしや、

○白髪元結とて、安永の始より流行たるなり、白紙を白髪のごとく細く裁ちて賣始ける、是にて島田鬚毛の中を結びたるもの、夫よりしてさまざまの染紙にて細く裁ち、白髪元結も同様に、女子の髪を結びける、此前はかの紅くわうのくけ紐なる、是よりくけ紐止めみけり、

○綿帽子賣、安永初め比迄、昔より正月の初より二月末迄、賣歩行たるもの也、小さな革籠を脊負て、綿ぼうしうしと聲を引て賣たり、其比迄は武家町人の差別なく、女子一人も連たる人は、此ぼうしを冠りて年始に出たるもの、いまに富家町人には遇には見えけるが、其外にはさらになし、都て田舎には此例残りて、折々長百姓には見えけり、

○小石川傳通院大黒天は、安永年中堂建立、何れよりか納たるとの沙汰申ける、建立の時は江戸中へ講中餘多出來、左右の寮に講中の目印とて、幟或は旗などを拵へ建並らべ、一軒の寮七八本宛も建たる事故、扱扱目覺しき事也、此地形千本突にて、いま有る所の堂出來せしなり、予千本突と申事、此時始て見たりける、其節建たる儘にて再建もなし、此講中も今は有りや



寶曆現來集卷之二目次

- 一、雛人形賣歩行事
- 一、同菓子賣之事
- 一、五月鎗賣之事
- 一、同臺笠賣之事
- 一、木綿高荷之事
- 一、手掛安賣之事
- 一、子供遊びむくろじの事
- 一、正月扇賣の事
- 一、同削掛け柳賣の事
- 一、狂歌流行の事
- 一、年玉茶碗箱の事
- 一、吉原假宅の事
- 一、所々富士を祭事
- 一、女鬢さしの事
- 一、中洲突出の事
- 一、淺草大川橋掛る事
- 一、日光御社參の事
- 一、二朱判通用の事

- 一、信州淺間山燒の事
- 一、白米百文に三合五勺の事
- 一、長羽織流行の事
- 一、疫病本多と云事
- 一、正月はせ賣の事
- 一、飾菓賣の事
- 一、同棚板賣の事
- 一、歳の暮飾物賣の事
- 一、藥研堀金比羅の事
- 一、石川八左衛門屋敷替の事
- 一、吉原俄の事
- 一、勸進角力の事
- 一、いんば沼の事
- 一、五月内職の事
- 一、碑文谷仁王の事
- 一、綿羊御飼付の事
- 一、神佛千社參の事
- 一、兩國にて御救小屋の事
- 一、田沼山城守殺害の事
- 一、男女入込錢湯の事

寶曆現來集卷之二

- 一、三芝居名代替る事
- 一、町方七分金の事
- 一、山王神田祭禮年番の事
- 一、鯛賣の事
- 一、役者一枚繪の事
- 一、深川三十三間堂の事
- 一、草雙紙新作の事
- 一、傘古骨買の事
- 一、油揚直段の事
- 一、御花三文賣の事
- 一、錢湯直上げの事
- 一、開帳日延の事
- 一、正月さごさへくの事

○雛賣、明和安永の始迄は、二月中旬より、乗物ほかい雛の道具と呼て、葛籠の兩掛にして賣來なり、多くはおやま形迎、丈け四五寸より八九寸に至り、汐汲或は石橋などの立たる人形、尤禿人形是らも持歩行しが、價至て下直にて、三十二文位より八九十文を限り賣來る、是にて懸意節句使は祝ひ遣し濟たるもの、其頃は禿人形も、價二匁位より下のものにて、尤錦上下着など、云はなく、皆縮緬衣裳にぬいなど有り、今に田舎には此おやま形と云多見えける、其後に至り五人囃裸人形は、天明始の比より作出して、以前の雛賣は來たらず、

○雛菓子賣、安永中比迄は、雛の菓子や菓子袋と云ふて賣歩行たり、是はいやしき落雁にて、三寸位より六七寸に至り、鯛又松竹梅の形杯に致し臺へ乗せ、大なるは三枚七十二文位、小なるは三枚二十四文三十二文位にて、一通りの初雛は、是にて祝儀物遣し濟たるものなり、其後は此菓子賣一向に來らず、



○五月の鎗賣、明和より安永二三年迄、四月中旬より鎗や／＼と云ふて賣來る、此鎗と云は五六寸程、十文字又は蠅打など張ぬきに致し、又は木削屑など灰墨にてぬり、九尺計の竹の先へさして、一本の代十六文二十文位に賣けり、又同じ様に纏や／＼とて賣來るも、鎗の様に仕立、から紙の至て下品なるを、巾一寸計に裁、五六寸位の竹の輪の廻り、此紙を張羽連に致し、直段鎗同様、是にて一通りの祝儀は、節句使濟けり、又勝負刀も其比有りしが、三十二文百文位を限り、今の品に替る事もなく、昔の商人は何事も手輕にて濟事を好みしが、今の商人は一分の高錢、三分も四分も掛て賣故、前とは莫大の違ひなり、今時の人は品の上下の譯は知らず、直段さへ高ければ能ものご心得、賣人は實意はなく、買人の眼をくらす事を賣上手と心得けり、甚不實第一の人氣には有りける、

○臺笠立傘賣、是も安永中比迄賣來る、是迎も鍵同様に張拔、大鋸屑を灰墨にて染め細き竹へさし、長さ八尺計、一對三十二文位、又は四十八文位を限りて、少し念を入遣ひ物は祝ひ遣したる物、其比は内職と云はなく、皆外職なれば、是を飾て置たる物也、此時分

の商人は至て柔和なる事、いまの商人は氣づよく、買人は和らかにして、大なる違ひなり、扱前の商人は分て莞爾々々として、買人の心よき様にしなしたるもの也、

○木綿賣高荷迎、明和比迄はいかにも荷高く積上げて、脊負て賣歩行たるもの、其後は兩掛けに致し、今細物賣の如くとなり、高荷は止みけり、其比は木綿一反、五六匁位より十一二匁を能き品なり、最單物地などは多く片面染にて、今様に兩面染は少し、天明年中より猫も杓子も、片面染は着ぬやうになりけり、

○手拭安賣三十八文と呼掛け來る、最安永比迄也、近比は安賣六十八文と呼掛け、古へより地合悪敷、わすか二尺五寸の端尺にて、三十文も高直となりける、諸事賣もの皆如此、一倍も其餘も高直とはなりぬ、

○安永年中迄は、子供遊びにむくろんげと云ふ有り、むくろをたがひに出して、蹴て當りたるを取りて遊びける、其蹴たる時の言葉に、むくろんげせふろんげと云ふて蹴たる物なり、今なし、其後は平地へ茶碗はご穴を掘り、其中へ椽をなげ入て、這入たるを取たる物也、又其後は椽をひら地へなげて、一つの椽にてなげ

あて、中りたるを取たる物なり、又近比は其椽も止めて、錢の丸さ程に土にてこしらへ、箔などを付てひらたき物、町の番屋などに賣けるが、此遊びやうはいかせしや予知らず、

○扇賣、安永年中迄は、元朝より扇々と云て、正月十四十五日迄賣來るもの、又天明年中よりは此商人止みて、拂扇箱買ふと云て、元日より來るなり、昔の商人は扇を賣計、今の商人は拂ひ扇箱買ふと云て、買たり賣たり、扱々賤しき商人の風義にぞなりける、

○柳賣、安永天明比迄、正月三日比より、柳よ／＼と云ふて賣來るを求めて、手前にて削り下げたるもの也、是は細き柳の小枝の儘をたばねて、一本三文四文位に賣けり、其柳を買ふこなへば、飾松の枝を以削り下げたるもの、寛政の始より削掛けに致し賣來る故、直に其儘用ひ候様になり、彼柳の枝賣此時より止みけり、

○狂歌は、安永年中より専ら流行となる、始は太田直次郎迎、遊名ねほけと申、其後四方赤良と云ひ、後には蜀山人とて専ら尊敬せられて、高名にぞなりける、此連に朱良菅江、宿屋飯盛杯と云類、八九人も流行の

仲間なりしが、蜀山人計は名も残りしが、其餘のひとびとはいかゞなりしや、

○正月年玉に、念の入たる小寶焼の茶碗を、桐の四角なる箱入にして、安永年中迄は用ひしが、いまはなし、茶碗の形は、今墓所の手向の茶碗の薄手なるもの也、

○吉原假宅は、安永年中吉原焼失の時、始めて淺草邊、兩國橋向前共、御藏前邊一圓に願ひ叶ひて、假宅商賣致たるもの也、此前は焼失すれば、面々の持寮にて商賣せしが、此時より他所へ假宅始りけり、又寛政年中焼失より、山の宿聖天町邊、深川八幡前町、此場所に限り外は皆停止となりける、

○新富士を築立事、安永七年より初つて、高田に水稲荷と云境内へ築立ける、夫より所々、出來せり、護國寺山内、深川八幡、鐵砲洲稻荷、白山境内、青山邊四ツ谷邊、數ヶ所築立ける、江戸の富士と云は、駒込村寛永年中築立、其後淺草竹門裏道、根津七軒町、近比は此三ヶ所なり、元祖と云は駒込不二、夫故富士前町と申、外に此町名なし、

○女の鬢さし迎、安永年中竹にて拵へ、中へさす事始



る、其後竹にてそげなごするとして、鯨にて拵へける、是より次第に大者となり、銀又は鼈甲などにて作りしが、寛政比より鬢を出す髪の風止みて、いま有る所のぐるり落しとやら、扱々だちやくの風俗流行せり、何事も皆かくのごとく、女は常の帯ゆるも、唯ひとへ結んで前もろくに合ざるやう、見苦敷事也、

○兩國橋の下三ツ股と云所、今安藤對馬守殿前へ、安永年中川中へ新地を築出して、中洲の涼と云て、江戸一の遊山所なり、此所の料理茶屋又は素人見世に、隠賣女爲レ呼客を取たる故、夏冬ともに大繁昌せり、其賣女の事を地獄と異名を申ける、凡一萬坪餘も有レ之哉、天明年中大川筋出水の砌、水行悪しく川上筋満水落兼たる事故、一時に取崩と成けり、或宗匠の句に、  
冬は啼夏はなかつの涼み哉

此所の賣女は誠の隠しものにて、たばこや或は糸針迄も賣内へ、彼女呼て客をとりけり、その取拂の土を大橋同新寺と申、深川靈運院とぞ申ける、此土にて築建たる寺と申ける、誠の新寺なる哉、古へより有たる寺に有レ之哉、委敷は知らず、  
○淺草大川橋は、安永三年新規に掛りける、其前は竹

町の渡しとて渡舟有レ之ける、此橋吾妻橋と唱へける、近頃迄橋錢取りしが、今は止みけり、

○日光御社參、安永五年四月なり、御代は淺明院様御社參被レ遊ける、此時四月中旬より六月上旬迄、麻疹流行して、御供の衆中道中一圓の流行ゆる、難儀せしとの事なり、此時江戸町中、町毎に青竹にて矢來を結切、當御番之外は往來を留め、無レ據往來の人をば町送り致し、扱々天下の御留守と申ものは、何となく物淋く、森々として鳥も啼ざるやうに覺えける、  
○二朱銀通用は、安永元年八月十四日より、世上通用被レ仰付、其節之御掛り、

- 御老中 松平右近將監殿
- 御勘定奉行 河井越前守
- 同組頭 石谷備後守
- 御勘定 松平理左衛門
- 土山甚十郎
- 宮川小十郎
- 横沼彌左衛門

右二朱銀、南鐐銀と稱へ、寸法如レ此、表の方に上に分銅、下に銀座常是と有り、裏の方は以レ

南鐐八片一換二小判一兩と有ける、文字は三井孫兵衛に被レ仰付ける、此男は深川に住居、書家を建て浪人者なり、皆人知る所の三井親和也、神社佛閣の職又は額などを書て、高名なる男なりしが、風と反物手拭杯書散らし、親和染と申ける、夫より尊敬甚薄くなり、おしき事なり、

○信州淺間燒は、天明三年四月より七月下旬に至る、漸々燒鎖りける、古へより此山の燒度々なるが、此度程大燒珍敷事の上し、近郷近國は不レ及レ申、關東迄砂降り、江戸迄甚敷敷、日晝隴夜の如く、日月の形ち分り兼たる、物凄き事なり、左之通り、  
天明三卯年四月九日、天曇、卯の中刻より下刻に至りて、地震の如く大地へ震、麓の村里家鳴り震動す、淺間山燒て闇夜の如し、

一、信州淺間ヶ嶽は、不二山に並程の山にして、寒影雲外に聳、幅根は信州上州兩國に跨るなり、夫故往昔兩國爲三分地一争ひ脱脱かたし、業平卿の歌に、  
信濃なる淺間の嶽に立煙り  
をちこち人のみやほとかめず  
遠近の宮といへる、追分沓掛け兩宿の間借宿村有り、

此古歌爲ニ證據ニ信州分に定るなり、其燒煙名は無レ隱、歌人文士の語風雅の跡に残り、諺にいはいはく信州一國の守護山にして、平日東空に煙靡き、信州煩ひなしと云へり、

- 一、五月廿六日雨、辰曇晴、巳の中刻より午の初刻に至り、淺間山鳴動雷の如し、大燒山上煙立登り、黒煙り吹上て白煙南西へ覆ひ、東の空へ靡消、
- 一、廿七日廿八日、兩日共天曇、終日雷の如く雲覆、煙は見えず、
- 一、七月十七日終日雨降り、今曉は大地震の如く震返しなく、此刻天曇る、煙は麓へ見えす、南の方角の老農の云く、山上の光り物東の空へ飛たりと云へり、
- 一、廿七日曇晴、雲煙り覆て山見分らず、朝夕共に雷鳴のごとし、
- 一、廿八日曇晴、晝は天晴、雷の鳴事昨日の如くと云へ共、先月廿六日より煙少く、然ども大煙り立登りて、東の方空へ雲消、火は見えず
- 一、廿九日曇晴、未の刻より淺間山鳴動、大雷地震の如く、山の上大燒、先月廿六日より甚し、申の中刻ごろ、火氣白雲に見え、飛煙數十里に光渡、煙吹上空へ



立登り、火勢稻妻のごとく光渡る、

一、七月朔日曇小雨、今日は涼と云へ共、雷鳴の如く曇て焼煙は見えず、夜中麓の老若大に驚く、晝末の中刻天晴大焼致し、夜分何も魂を消し、萬事を擲て仰向て山焼を見るもの計り、

一、二日天氣昨日の如く山焼す、夜中になりて昨日の如く雷鳴、地震の如く止す、

一、三日天氣涼し、昨日の如くと云へ共、山焼なし、

一、四日曇晴、山焼昨日のごとく少し、當月に成り今日迄快晴少しもなし、

一、五日空曇、晝夜鳴動強弱有りと云ふと云へども、朝夕地震の如く、人心船に乗たる如し、

一、六日天晴、夜中より朝の内は此間之通、午の刻より大燒鳴動大地震の如く、夕方に至り彌大燒也、日暮比より大煙の中、石煙幾筋も吹上、其勢飛煙のすへは火石落下り、落る石は黒く見ゆ、誠に飛鳥のごとく、山上を見れば鳥のごとく、山の上へ落碎け、煙麓より見れば白鳥の如く、夜も又白雪の如く、煙皆火と成萬燒の如く、山上の火勢吹上る事流星火花のごとく、此夜引續て大ひに燒ける、山近村里の老若、皆驚き四方へ

逃迷ひ、財寶雜具牛馬に爲り荷、皆西の方へ逃散る有さま、なげかわしき也、

一、七日曇る、昨夜より引續大燒、火勢も彌嚴敷、布竈光徹して、東の空へ赤光渡る、東の方天地闇にして、晝も闇夜の如く終日大燒、

此日午刻、追分宿年寄兩人注進に出けり、淺間山大燒にて往還留候段訴之、其跡往來有と云へ共、宿内の人々離散して、繼送り人馬無之由、其趣口上にて、逃候者を押留候得ども、老若野山を越へ、西の方へ大勢逃散らし癖止らざる由、又午刻爲追訴問屋出る、御老中御證文繼來候處、問屋斷書付を以、大燒に付繼送差支候段紛無之、御證文は追分宿の西、中山道小田驛へ持返しける、

一、夜に入彌燒、前夜よりも嚴敷燒、須臾も止事なし、此夜は八日の燒より極嚴敷燒、鳴動何共譬へる物なし、孔明地雷火、蝦夷胡砂吹斯可有哉夥し、此刻老若鬚髯蓬亂して、狼狽周章して、皆西の方へ逃けり、

此夜は御影村の上へ大煙覆ひ、土藏用立がたく、庭へ穴を爲掘書物理置、常用之品逃方へ持參の用意頻り也、昨夜江府へ注進之御用狀、往還留候故持返

す、依之添狀を以急達す、

信州御影新田、和田、安原、香坂、香坂新田村、上州高瀬、元宿、森平、下仁田、一ノ宮、吉井、中山道新町、板橋宿迄、

一、八日天晴、昨夜中より今朝に至り大燒甚し、鳴動嚴敷布竈光赤く、數十里に光渡り、男女皆々西の方へ逃散し、西の方は明るく、東南は闇夜のごとし、此節は西より夜明るなり、

一、今曉燒火石輕井澤沓掛へ降り、二夕宿共燒失、

一、八日朝、輕井澤名主父子より申出る、右宿火石降りて、中村御用書物并高札下に持出候處、火石降候故、小き戸を乗野邊へ埋置候得共、宿内へ火の玉降、四五ヶ所燃上り候故、立戻り消防べくと存候へども、何分にも火石降つよく、其上昨夜妻子共何方へ逃候哉方角不之知、又御役所へは火事の御注進出候と、野邊にて人歩に申付、逃來る趣申候、最此刻迄輕井澤一宿燒失致候段、同宿問屋源右衛門一同に書物持出、野邊へ參り候得共、宿の火事見請可消留と立戻り、火石の中へ歸候段、怪我等も覺束なく由申出る、

一、此日早朝より、御影陣屋之書物、庭へ埋置て、西の

方和田村名主八郎右衛門方へ、陣屋詰逃去り、輕井澤宿燒失之様子爲御注進、御注進は村繼にて差上申候、

一、同日晴、午刻鳴動靜になるべく様子に成り、未刻に至り鎮りける、六月中旬より淺間ヶ嶽は、晝夜鳴動大地震動之處、漸々鎮りて人々醉の覺たるごとし、然共煙りは渦を巻吹上る勢は止まず、

一、九日雨降、無恙陣屋へ歸る、

今年淺間山元來の山形ち出ける也、大燒は廿六日、六月廿九日、七月八日に至る、圖せる古語に云く、書開に昔に逢文を遺せば謗を設け、又云く文辭に及がたし、一點の丹青に盡し、遠景僅寸分の間は顯け、語自塊石不之得、而雖、而雖、而雖、有音聞之圖譜、省して不之成、唯任、目及、舉、萬分一、譚記、

天明三卯年七月

一、山の燒たる圖左のごとし、省略

一、日本紀に云く、天武天皇白鳳十四年三月、信濃國灰零草木皆枯る、

いま按るに、恐らくは淺間山の靈を揚たるべし、絶頂の大坑常に煙り立登り、硫黃の氣有りて坑中に



満る時は、地火突發し大石走り、砂石を降して麓を焼く、其音百里に聞ゆ、故に此山一つとして四時すさまじけり、貫之ぬしの詠じ玉ふ、

千磐破あさまの嶽、煙りのみ立つゝき、幾千載震動雲を焦し、やまの姿と變る計ぞあらん、  
此嶽國のみなかに深からず、驛路其眉巡れば、路行人も高を覺ず、夏月の雪口□□なりとも、立春以後百餘日、霜滿て雪の翌日の如し、又中秋より露しげく、或は霜はやく來りて、毛作は刺故耕の日も狹なり、  
此嶽考出仁和三年七月晦日、大山頽崩、山川流溢、六郡城廬拂池漂流、牛馬男女流死成丘、  
秋桑略記上

按るに、千曲川口ナルベシ、佐久、小縣、埴科、更科、水内、高井、右六郡なり、天明三卯年迄凡八百九十八年、

- 一、應永三十四年丁未六月四日、富士山と淺間山虹吹、四月より雨降續、六月大洪水、川邊大破、
- 一、永正十五戊寅年七月朔日、淺間山雪降、秋毛皆無なりける、
- 一、大永七未年四月、淺間大燒、砂石降、

一、慶長元申年四月四日より同八日迄、山崩大に燒る、八日午の刻、大石降落て多人死す、數不<sub>レ</sub>知、

一、正保二酉年四月廿六日、大燒、又五月と云、

一、同四年二月十九日、大燒す、

一、慶安元子年閏正月廿六日、辰の刻大燒、此時は四尺餘雪降、追分宿流失せり、同年七月再大燒なり、十一日十二日兩日大に燒る、

一、同二年七月十日、大燒、

一、承應元辰年三月四日、大燒、

一、明曆二未年十月廿五日卯刻、大鳴にて燒る、同年十月廿日再び大燒、別記に云、三年十月廿日とあり、

一、萬治二亥年六月五日卯刻、震動して燒、

一、寛文元年三月十五日、大燒、同廿八日、再大燒、同年閏八月、又候大燒、

一、寶永元申年正月十五日、大燒、同閏正月廿八日、大燒、

一、同五子年十一月十八日、夜俄に燒出し、江戸迄砂降て、江戸より御檢使來る、

一、享保三戌年九月二日、前の欠山より火の玉西へ飛、鳴音雷の如し、

一、同六年五月廿八日、大に燒出し、人十六人死、傳に云、本店宿の者登山のよし、此時閏月あり、別記に云、關東の人十六人嶺上に皆打殺る、一人半死に而助る、

一、同八卯年正月朔日、大燒、同年八月廿六日、大雪降、秋毛皆無なし、

一、同十八年六月廿日、夜四ツ時大燒、

一、寶曆四戌年七月二日、大鳴燒、近國へ灰降、中にも

佐久、小縣、此二郡は一日煙り地を這ひ、臚のごとく

時しれず、作毛疹、社、主迄度々燒る、

一、安永五申年七月廿三日、卯刻大燒す、

一、同六年にも燒事數度なり、

右古代之記録に委敷留有り、俗云、閏月有る年は登山せずと云へり、先代より山燒多く有りしが、多分閏月の有年と云へり、此別記は、中山田鹽名宿本陣傳右衛門方に委敷留有、

但、此男は誹諧を好み時々巷と號す、何事に不<sub>レ</sub>依留置く事委敷、依寫し御覽に入候、

鈴木孫右衛門様 中川 專 藏

幸便を以申上候、然ば淺間山之儀、當六月廿九日より

當月二日迄大燒、同七日より翌八日迄大燒致し、山鳴響は大雷のごとく、家の鳴音は大地震のごとく、空へ吹上し煙りは落下り、大石は火石と成、數千の流星のごとく、石の刻る音は石火矢を打とも可<sub>レ</sub>申候、誠に怖敷事に御座候、此方事も支配所は、輕井澤驛より大變御座候、陣屋は何事も無<sub>レ</sub>御座候得共、輕井澤は五十一軒燒失、其外潰家破損所多、石砂も三四尺餘り降申候、田畑皆損、山々大木も火石にて打、枝葉落て燒野の體にて、青き物は一葉もなく、枯葉も不<sub>レ</sub>殘燒仕廻、河原の様に成申候、夫より東の陰は石砂降候て、其上出水夥敷押出し、淺間山北之方は満水押出し、村流失死人も餘多、扱々不<sub>レ</sub>存寄、大變にて、一度は陣屋を明逃退申候、雨降候ても淺間山は矢張燒申候、未だ燒止り不<sub>レ</sub>申候、右之段荒増申上候、以上、

卯七月十八日出す

鈴木孫右衛門様

中川 專 藏

○天明三年五月米高直となり、兩三日の間は、白米百文に三合五勺に賣りけるが、何其不<sub>レ</sub>知一日の内、京大坂并江戸在々に至迄、米屋共を一時之間に打こわしける、誠に同日の内かくなる事、皆人の同氣する



事、天の命する恐るべき事也、此時江戸中有徳の町人共、俄に見世の前へ酒樽の儘鏡を披、柄杓を付て茶碗を並置、崩し歩行人へ振舞けるが、崩人は取留て見えす、此騒動を見物に出しおろかなる中間小もの、此酒を心の儘に呑、酔倒れて居るも有り、又は悪口し喧嘩杯して、多く召捕られ牢入したるも有り、是は打こわしに出たる者には非らず、見物に出彼の振舞酒を喰て右のごとし、おかしき事は、此時白米三合五勺と賣たるも、全く米の少きにも非らず、夫より御郡代伊奈半左衛門殿へ、被<sub>レ</sub>仰付、米穀取集め、在々園米御尋有り、一時の間に米麥大小豆に至る迄、兩國川筋より柳原郡代揚場迄米穀積入、數艘の小舟にて、外往舟ならざる程に積込けり、伊奈の威光目覺しき事には有けり、此時方か伊奈攝津守と被<sub>レ</sub>仰付、番頭格と成けり、おしき家格なり、但し此米穀を以、御府内町人共へ、家内之人數に引合、一統御救米下されける、此節は武家御切米最中にて、予頂戴の御藏前拂米、百俵に付九十七兩三分替に賣ける、古代よりケ様之事、未聞なりと申けり、

○長羽織、天明二三年より流行せり、丈ケ二尺七八

寸、前下二三寸、脊のひくき男はかひざりのごとく、是は寛政中比迄、いま六七十歳の人は、矢張羽織の長きを好みけり、古へ蝙蝠羽織とて短羽織流行、間もなく長羽織流行けり、

○かつたい眉毛、疫病本多、首縊り帶とて、眉毛細くし髪を少くし、帯を細くして、天明年中おろかなる若輩もの、かくのごとく流行けるなれど、心有る人達は流行姿に心を移さず、皆小家の供侍又は輕き御家人、町方は職人等の手下、おろか者の致せし事、町方にて御用達并家來眷屬有る主人は姿亂さず、有躰見苦敷からぬ様に、髪形風俗に至る迄致す也、今又文化年中より此姿に戻りて、眉毛を抜き、髪をへらし、帯は細く、天明比の風となりぬ、寛政享和の比、松平越中守殿御役を被<sub>レ</sub>蒙、夫より世上の風俗直りしが、近比又見苦敷風に戻りけり、矢張今世も皆古へのごとく、おろかもの、致所也、智惠有る人に笑はらる、事をしらす、恥かしき事なれど、古へは眉毛すり付しゆゑ、太くするも自由なりしが、今は細くぬく故、急に太くはならず、古へより又おろかなり、

○天明年中迄は、正月元日未明より、はせや〜と云

て賣來けり、是は餅米の玄米を煎たる、そのはせたるもの也、是を正月買初にして、喰積へ乗せ置くこと、年禮の人來たり喰積を出せば、此はせを摘みて喰ふべき物也、當年の豊作を賀したる也、花の形故祝ひしもの、夫故春の買初めにぞしける、何事も其年を祝ひ我身も祝ひし也、依て故障有る家には門飾もせず、年禮も不受、喰積もいらす、昔年を賀し身を賀せし事也、近比ははせ賣來るやこ、ろ付かす、

○年の暮飾葉賣、天明比迄飾葉々々云ふて、廿日比より賣歩行し也、此葉を買ひて、自分にてしめ飾、丸飾に至迄作りたるもの、今は何飾に依らず作りて賣故、葉賣いつとなく止みけり、削掛けのごとし、

○年の暮柵板賣、天明年中迄は歲神柵の板削て、釣木も添へて賣歩行しが、是も寛政比より止みけり、

○回飾物賣、明和安永比迄は、十二月十七八日比より賣歩行しが、是もいつとなく止みけり、其呼聲、橙ごころはん俵、柏かちぐりいせ海老、根松藪こうじと、聲を引て荷ひ來りしが、何となく年の暮らしく、切々賑やかにてよかりしが、今來らず、

○兩國藥研堀金比羅を祭たるは、天明年中、船頭金兵

衛と云男祭り始めける、其比は既に金比羅金兵衛と申けり、今同所に有る不動尊、是はいつ比よりか、金比羅は近き事なり、

○八左衛門島連佃島續き、先年より住居之處、寛政度に御小姓組番頭被<sub>レ</sub>仰付、石川大隅守と改名、依<sub>レ</sub>之御番衆支配島にて差支に付、麴町へ屋敷下され、是へ引移られける跡、島は人足寄場へ圍込にぞなりける、この石川氏先年より寄合にて、島住居之譯は、皆人知る事なれば、委敷は留めず、

○吉原俄の始めは、明和年中予二十三歳の時なり、最初は張抜の大天窓など冠りて、さまざまの異形にして、男藝者踊歩行たるもの、今有る茶番狂言のごとし、見物の笑ひを歡たるものな、近比色々様々工風をなし、祭禮同様しなして、古への俄の趣意はうしなひける、

○勸進角力、天明年中迄は晴天八日なり、其後晴天十日と願ひ替ける、

○いんば沼、天明年中、御勘定奉行松平伊豆守工みにて、埋かゝりしが成就せず、又元のごとく沼となりける、此沼昔より、時奉行度々埋かゝりしが、出來せざ



るどなり、  
○五月内職は、天明の末より寛政始比、専らとなりける、誠に手輕の工夫なりしが、次第奢に長じ立派を盡しける故、今は外職よりも、價高直なるも有りけるどなり、

○碑文谷仁王、天明年中目黒邊に有之、誰云となく、何病にても七日籠り、或は斷食等致ければ、全快すと申觸らし、大いに流行出し、後は門下に居所もなく、夫より病人小屋とて、長七八間の小家二三ヶ所出來せり、餘多病人罷り居しが、全快の有無は知らず、是又いつとなく止みけり、

但此仁王、今堀之内妙法寺の門に有る所の仁王、是なるこの沙汰申ける、いかんなるや、

○綿羊御飼付は、寛政の始め、今巢鴨庚申塚の御用屋敷へ引けり、初めは吹上に御飼付なりける、唐土より御取寄なり、此食は小苗香と申草を食する、今専ら御用明地に御植付、中にも三番町明地に餘多御植付、其外にも御植付有之ける、此掛りは官醫寄合澁江長伯老、下役も多く被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>ける、

○神社佛閣千社參の札を張る事は、天明年中、麴町十

明神迎、參詣餘多有<sub>レ</sub>之ける、

但、殿中殺害之例書、十二卷目に記、

○錢湯男女入込、天明の末松平越中守殿御役となり、寛政始め入込停止せり、尤此入込は、毎日夕七ツ時より男女入込故、扱々騒敷事、夫より最寄湯屋仲間申合て、月に六日宛日割、女湯と申事始めける、

○三芝居名代替る事、天明年中、中村勘三郎芝居、桐長桐と初て替りけり、夫より吹屋町、木挽町、何も度々名替り致ける、是迄は内證は代りても、表向の名を替へる事なし、近比は外聞も恥も思はず、折々名を替るなり、眞實の意をうしなひける、

○寛政十三亥年、奈良屋へ御渡し七分金之事、松平越中守殿御達し、名主ごも、地主ごも、家主ごも、當地之儀は、萬端諸國より入來候間、自由を致候事に候得ば、天明六年來米直段甚引直候節、二十萬兩之御金御下げ被<sub>レ</sub>下、買米相渡候ても、未々は及<sub>レ</sub>困窮<sub>レ</sub>候程之事にて候、依て國々には諸大名圍穀を始として、京都大坂其外共、夫々に凶年之備へ有<sub>レ</sub>之と云へ共、江戸表にはその備へも無<sub>レ</sub>之に付、此度町法改正之上、町入用費用を省、右を以非常之備へ、圍糶并積金致置べ

二丁目てんかうと云男、參詣せしを覺えの爲めに張たるを、其後同五丁目吉五郎と申男、是も又天紅同様に張たるなり、寛政中比より此札を張る事名聞となりて、參詣拜もせず、唯いたづらに、張歩行なり、近頃見れば下谷三枚橋御橋の本にて、三月十八日或は晦日、此連中と見えて互に札を取替する也、是を思へば其人々、最寄々々へ互に張遣す事と見えける、何事も唯名聞のみ流行て、藝者風又は物知り顔計で、腹に物なき人多かりき、

○天明年午關東出水の砌、兩國廣小路へ御救小屋出來して、秋五六十日の間、水難之者入置、日々御郡代伊奈半左衛門御役所、朝夕三度の御焚出し相廻りける、其後も度々有りける、予代に水難候者へ御救、初て見候故留置く、

○天明年中、若年寄田沼山城守迎、主殿頭嫡子父子勤なりしが、於<sub>レ</sub>殿中<sub>レ</sub>新御番佐野善左衛門山城守を殺害す、即死には無<sub>レ</sub>之、三日目に死しける、善左衛門高三百俵、番町御馬屋谷花屋敷迎皆人知る所、坂下角、今に枝垂櫻の有屋敷成、是は切腹被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>斷絶す、寺は淺草門跡寺中右側二軒白、此時善左衛門事、世直大

く候、

一、町入用減金七步通りを以、町々永續之圍糶、且積金致、二分通は地主共増手取金たるべく、殘一分は町入用之餘分として差加可<sub>レ</sub>申候、全鉢町入用減之儀は、所所にて悉不同に有<sub>レ</sub>之、惣町中へ平均候ては、餘程之減も見え候得共、銘々地主共之所得に遣候ても、纒之儀、又地代店賃に爲<sub>レ</sub>引下<sub>レ</sub>候ても、軒別に割配り候得ば、至て少分之事にて、輕き者共渡世之一助に可<sub>レ</sub>成程にも無<sub>レ</sub>之、其上一旦之事は無<sub>レ</sub>詮儀に候、一同永續之手當金、右圍置候にしく事なく候間、右之次第能々辨可<sub>レ</sub>申候、

但し、町入用に一步之餘分を加ふる事は、臨時入用有<sub>レ</sub>之時も、右之餘分を以可<sub>レ</sub>相辨<sub>レ</sub>爲に候間、臨時之入用等有<sub>レ</sub>之候とも、此度定置候金高より、不<sub>レ</sub>相増<sub>レ</sub>趣可<sub>レ</sub>致<sub>レ</sub>勘辨<sub>レ</sub>候、尤右之内にても猶又減候はば、夫は家主共出精之事に付、爲<sub>レ</sub>褒美<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>取可<sub>レ</sub>遣候、萬一右定之外入用多相掛り、地主之方より入用増之儀は、早々地主家主より可<sub>レ</sub>訴出<sub>レ</sub>、難義不<sub>レ</sub>相成<sub>レ</sub>取計可<sub>レ</sub>遣候、

一、此度一統減書差出候得共、一同不同にて減方無<sub>レ</sub>數



も有之、又一向に減なきも相見得候、再應糺も可申付一處、町役人其外、至て煩難之事にも聞之候に付、凡糺之趣を以、其法相立候事に候間、此上迎も無益之入用有之候ば、早々地主共可訴出候、右減金は前書割合之通、積金手當増、町入用餘分等に加へ可遣候、

但、町々にて寄番錢と唱へ、惣割に月々取集め金高も不尠候、右は年來之仕癖不尠儀に付、右之分は、地借店借よりは、向後指出申間敷候、

一、右積金等之義は、町々永續の備へに相成候儀に付、從公儀も、御金一萬兩惣町中へ被下、右積金へ差加へ、場所を撰、追々米藏を建、圍籾致し、年々餘金は猶積置、往々非常之備へ相成候様可致、尤圍籾は別格之凶年、實に一同窮飢にも至り可申時之手當と、常々米價高直なる節々等、渡遣候筋には無之、割渡遣候儀は、町奉行所より沙汰たるべく候、

但積金は、家地主共より差出候筋に候間、後々に至、惣高も連に多相成候ば、地主共實に難立行災難等有之節は、糺之上其時宜に應じ、貸附又は惣應に金高見計遣し切にも可致、或は店借之者共老年

基本に候間、名地主共其精々申合、此上町法たがほざる様、永々可相守者也、

右之趣、名地主共惣代之者共へ申渡候間、猶又町中可相觸候、

亥十一月

右之通、此度町御奉行所にて被仰渡候、永續之御趣意、猶又町中不殘相觸、家持共は不尠及申、地借店借裏々迄、不洩様可爲申聞候、以上、

十二月晦日

町年寄役所

予按するに、此町方七分金寛政年中はじまる、小間一間に付、上り高の高下に依て、月々割合以取立、此積金を以御圍米となり、柳原土手籾藏、深川大橋向籾藏、本所籾藏出來、籾にて御圍米と成、是を以町方大火或は流行病ひ、其外共難澁之者へ御救米、又は鳥目等被下候て、七分金差出候は小間割聊之事、町方にては難澁之様に心得居れども、難儀の節被下候て、町々いか計か有がたく可存候、既に町方大火或は米穀高直なる時、其度々御救米焚出し等、或は米金にて下されける、頂く時は迷惑とは存まじ、此御趣意有がたき事、御取立方割合右之通り、月々の上り

にて、夫并妻子共々離れ、幼年にて父母を失ひ、可便方なく、飢にも可及ものへは、糺之上手當にも致可遣候、

一、右積金取集方世話致候に付、名主等へは積金高に應じ、世話料相應に可差遣候、

一、塲末町々之内には、地主共手取金無之程にても有之由、右體之塲所は、素より積金之沙汰には不尠及候、此度之町法改正に付、聊にても手取金相増候分は、積金としてその七歩差出候儀にて、多少を可論筋には無之候、積金無之程の町々は、常迎も難義之事、火災其外に付ても困窮は猶以之事、右町々へも行届候爲、旁御差加金も被成下候儀に候、一體積金之儀は、利安貸附等にも相成、右利分を以、積金無之町にも、非常其外共、御手當は同様被成下候間、左様可存、此度右體永續之専法被仰出候は、難有儀に付、若惣町中の内にも、身元相應にて志し有之、積金に加里度と存候者有之候ば、勝手次第之事に候間、其段可申出候、

右之通、町中爲御救、不時之備を建被置候、猶取計方之儀は、追て夫々へ委敷可申付候、右は町方永續之

高、

一、一番組八十二町、

金二百七十四兩二分と銀六匁五分三厘七毛、

一、二番組九十六町、

一、三番組七十八町、

金九十三兩二分と銀二匁九分七厘六毛、

一、四番組三十九町、

金百二十一兩一分と銀六厘四毛、

一、五番組四十一町、

金百四兩三分と銀一匁八分一厘五毛、

一、六番組六十二町、

金百四十三兩一分と銀二匁五分四厘八毛、

一、八番組六十二町、

金百五十一兩一分と銀八匁六分六厘八毛、

一、九番組百十二町、

金八十四兩一分と銀一匁七分六厘七毛、

一、十番組六十八町、

金二十八兩二分と銀三匁三分三厘七毛、

一、十一番組五十六町、

金九十四兩一分と銀十三匁三分二厘六毛、



- 一、十二番組四十一町、
- 金五十七兩二分と銀十四匁五分七厘八毛、
- 一、十三番組六十一町、
- 金二十七兩一分と銀八匁七分六厘五毛、
- 一、十四番組百四十町、
- 金二十三兩二分と三匁六分五厘一毛、
- 一、十五番組百三十八町、
- 金百三兩三分と銀十三匁三分七厘、
- 一、十八番組五十一町、
- 金九匁三分と銀二匁八分八厘一毛、
- 一、十九番組二十町、
- 金三兩二分と銀五匁七分四厘五毛、
- 一、二十番組六十町、
- 金五兩二分と銀七匁五分四厘四毛、
- 一、二十一番組、
- 金四兩二分と銀三匁三分八厘、
- 一、番外吉原町五町、
- 金三十兩と銀八匁七分六厘八毛、
- 一、品川町八町、
- 銀二匁九分六厘七毛、

合而千五百一十一町、  
 此金千八百五十五兩一分と銀六匁九分七厘、  
 一ヶ年高、  
 金二萬二千二百六十四兩と銀三匁一分六厘四毛、  
 但し、名主地面は七分金差出に不<sub>レ</sub>及旨、寛政四子  
 年二月被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>る事、  
 一、左之通之町數は、是迄七分金不<sub>レ</sub>差出<sub>一</sub>候得<sub>レ</sub>ども、  
 文化年中より差出候様被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>、  
 一、町會所積金之義は、毎月龍土町七町外に九ヶ町、  
 都合金高三兩二分と銀七匁四分一厘七毛、  
 一、金二分二朱と銀五匁八分六厘八毛

龍土町  
 六本木町  
 材木町  
 飯倉六本木町  
 坂江町  
 古川町

- 一、銀二朱と銀四匁五分三厘四毛
  - 一、銀四匁九分一厘六毛
  - 一、金二朱と銀四匁五分五厘四毛
  - 一、金二朱と銀三匁一分二厘八毛
- 教善寺門前  
 正法寺門前  
 光專寺門前  
 深光寺門前
- 龍土町居附地主 誰 印  
 名主 印
- 右之通、積金差出申候、以上、  
 ○山王神田祭禮年番、寛政三亥年四月十五日、町奉行  
 初鹿野河内守於<sub>二</sub>役宅<sub>一</sub>申渡す、  
 山王神田其外共祭禮之儀、是迄差定候番組之外、ねり  
 物萬度等一切停止、附祭りは町にて大神樂一組、外に  
 二組、都合三つと定め、其旨相心得、并警固之者花美之  
 衣類は決て不<sub>レ</sub>相成<sub>一</sub>候、家主共衣類も、小紋にても紋  
 付にても勝手次第に致し、麻上下は着候て、警固可  
<sub>レ</sub>致事、  
 但、附祭入用之儀、たごへば山王祭禮百町に有<sub>レ</sub>之候

ば、其町々小間長延にして何間、一小間何程掛りと  
 割付可<sub>レ</sub>指出<sub>一</sub>候、尤世語番相立、町々順々に可<sub>レ</sub>相  
 勤、且又神輿旅所并馳走所共、右町等は別段入用掛  
 り候由に付、附祭入用相添候共、又は右跡之入用迄  
 打込、不<sub>レ</sub>殘祭町惣割致候<sub>レ</sub>ども、其町々申談之上、名  
 主共世話致し、勝手宜方相極、不同無<sub>レ</sub>之様割合可  
<sub>レ</sub>申候、神田祭禮其外共、右に准じ取計可<sub>レ</sub>申事、  
 一、惣て祭禮休年陰祭と唱へ、飭物等致、入用掛り候  
 町町も有<sub>レ</sub>之由、自今以後右跡之義、一切致間敷事、  
 但ねり物等は差出、年々祭禮執行致候町々にても、  
 以來飭物等不<sub>レ</sub>指出<sub>一</sub>、惣て物入ヶ問敷儀無<sub>レ</sub>之様可  
<sub>レ</sub>致事、  
 一、祭講と名付取集め、溜錢致置候町々も有<sub>レ</sub>之よし、  
 自今以後決て致間敷事、  
 一、是迄仕來之儀相止め、以來申渡之趣取計可<sub>レ</sub>申事、  
 右之通、町々申渡有<sub>レ</sub>之候、  
 但し、此達し無<sub>レ</sub>之前は、祭差出候町毎に、番附之花  
 出し一本、何も附祭と申踊家臺、其外練り物萬度等  
 を、町々に差出候事故、御定三十六番之外に、附祭  
 りさまぐの工風もの出候事、數の百も二百も有



之故、朝六ツ時より夜の四ツ時過迄も、町々渡り候故目覺しき事共也、警固衣裳も右に准じ、美服心の儘に致し、唐織さまぐの物を着し、美事なる事に有りける、寛政度右被<sub>レ</sub>仰渡<sub>レ</sub>以後は、祭禮一通りにて、何も心留め候程の花やかなる事なし、予若輩の時分は、何事も右に准せしが、今おひ立ものは、格別の楽しみもなく過行なり、

○蝸賣、天明比迄は、正月末より三月末迄に限りて來るものなり、夏氣になると蝸子持となる故、不<sub>レ</sub>喰ものごとて、蛤蜊は年中賣歩行<sub>レ</sub>が、蝸計は春に限たり、夫故子供遊びに、春は貝打<sub>レ</sub>て蝸貝をふせて、上より下の貝を打<sub>レ</sub>て遊びたるものなり、近頃は蝸も蛤蜊同様、年中歩行來るなり、夏は喰はざるがよひか喰がよひか、是らは分らず、

○役者の一枚繪、天明比迄は西之内三ツ切、今は二ツ切也、三ツ切の時分は、新板の繪は一枚八文、古板の繪は一枚六文、又は糊入紙三ツ切にて、一枚二文三文と賣たるもの也、今の二ツ切は、一枚價何程なるや予不<sub>レ</sub>知、

○三十三間堂昔有りて、燒失後無<sub>レ</sub>之が、天明の中比、

又元の五文に直下げしたるなり、

○花賣、寛政度迄は、御花三文づゝと申、佛花一把賣けり、毎朝御花三文づゝ、迎賣來る也、いまは五文、三文は買にくし、八文か十二文かの外賣もせず、買もしにくし、

○錢湯、天明年中迄は、一人前六文、其後は八文となり、享和年中真木高直に付、一人前十文と定めけるが、是計は十文持行人少く、八文宛持行人計也、何品に不<sub>レ</sub>依直上げるは、元直段には賣ず、湯錢計は幾ら直<sub>レ</sub>を上げて、八文持行人多し、湯屋計は素直なる商人なり、八文では入湯ならずとも云はず、二文の不足を御序とも云はず、

○諸社開帳日延、定式廿日之處、寛政十一未年五月三日、御老中松平伊豆守殿へ、寺社奉行より進達、承附候處御下札之事、

一、御府内諸社開帳、并諸國より御當地へ之出開帳共、日數六十日差免候上、雨天續又は參詣少き等に於て助成薄、日延相願候節、廿日差免候定例に御座候、然處格別參詣多、相應之助成も可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之相見候分も、聊之趣意を附、日延願出候を承届、參詣人無<sub>レ</sub>數分をも

深川八幡の先きへ出來せり、此譯委敷不<sub>レ</sub>知、

○草雙紙、天明年中迄は、新作の本一冊八文にて、五枚宛綴たるもの、是を上下もの又三冊もの連續き物にして、尤も紙は白漉の返し紙なり、表紙黄色の紙にて仕立たる物也、是を正月元日より、一枚草雙紙とて賣來る、求め、子供への年玉物にしたる物也、今の草ぞうしは、何かことぐ敷致、書事も細かに長々と書て、さまぐ、込入たる故、子供の慰にはならず、大人の持あつかうものなり、價も一冊一匁又一匁五分なご、有れば、子供の詠めものならず、根本の譯をうしなひし事、此類近比は餘多有りける、

○傘の古骨買、天明年中より來る、近頃は古骨と子供の手遊と取替行なり、なる程是らは案じたる物なり、親忘れても、子供手遊びのほしさにこゝろ付なり、

○油揚の直段は、天明年中迄は一枚三文、其後四文となり、又五文となる、寛政年中より、五文と云が定直段となる、何品に依らず、凶年の時直段上れば、豊年にも元の直段には下らず、いかなる事哉、又文政十二年春、江戸大火後、何品に依らず直上たる時、一枚六文に又直上げしが、誰云ふとなく買人少くなる故、

同様承届候ては、事實不相當之儀に付、其様子次第にて日延願は、承届候ふも可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之哉と心附候趣、口上にて申上候處、以來取極め方被<sub>レ</sub>仰聞候に付、取調候處、元文二巳年、牧野越中守寺社奉行之節、木下川淨光寺開帳、三十日之願出候得共、日延之義は大風雨杯にて、假小屋等破損致候て、又は格別之申立御座候ば、廿日之日延差免候定例に御座候、淨光寺開帳日延之儀も十日差免候、右は御膳所にも罷成候譯を以、開帳御免も被<sub>レ</sub>仰付候處、大破損修覆之助成にも不<sub>レ</sub>相成<sub>レ</sub>相聞候に付、右之趣松平左近將監殿へ、書面を以申上候趣書留<sub>レ</sub>之、其頃之内寄合帳等をも相糺候處、廿日三十日願出候ても、十日差免候定例に相見、廿日差免候は稀に御座候、然處其後いつとなく雨天續、又は參詣少き等の申立、格別之譯も無<sub>レ</sub>之分も、一同に廿日差免候定例に罷成候段、前々之仕來と違、不相當儀と奉<sub>レ</sub>存候間、以來堂社修覆助成の爲と申立候類は、其節様子見聞爲<sub>レ</sub>致、參詣も多く、相應之助成も可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>と見込候分、并結縁の爲め相願候開帳は、日延不<sub>レ</sub>承届、助成の爲相願候開帳に候得ば、參詣無<sub>レ</sub>數助成も薄相聞候分は、十日之日延承届、其外格別之譯有



之分は、其品に寄勸辨之上、稀には廿日之日延差免候は、前々之定例にも立歸、一體事實にも相當可然義と奉存候間、以來は右之通相心得取計可申哉、此段相伺申候、

未五月

脇坂淡路守

御下げに付  
膳付返上、

書面之趣相心得可申旨被仰  
聞承知仕候

未五月七日 脇坂淡路守

○ささざい、天明の末寛政始めは、正月元日よりささざい、迎往來へ來たり、子供を集め寶引連、細き紐五六十本一把にして、中一本へ分銅とて橙を結付、錢一文に五六本宛賣附置て、分銅付のたる繩を引ければ、當り人一人有り、是へは草ぞうし又はびいごろのかんざし、其外さま、子供の好みの品ども持來りて爲取ける、勝負事にはあれども、正月始より、往來是にて扱々賑にて、子供など此聲を聞く時は、急行て樂みたるものなりしが、後には錢など取らせたる事や、嚴敷停止となりけり、いまに辻々へ、年暮に寶引無用と云張札出しは、此事なり、尤此頃は辻博

奕と云ふて、田舎道は申に及ばず、柳原邊其外盛場には、出て往來人の金錢を取る事専らなり、松平越中守殿御役より、此類嚴敷停止となりけり、

寶曆現來集卷之二終

寶曆現來集卷之三目次

- 一、御轉任御位階之事
- 一、太政大臣御例之事

寶曆現來集卷之三

○文政九戌年十月、京都より公方様御治世被爲及四十年、御勞功も莫大に付、目出度太政大臣に御昇進、内府様にも從一位、來春可有宣下、從京都被仰進候、太政大臣は御重職、御近代御例も不被爲在儀に付、御辭退被仰進候處、再應御懇切に被仰進候、厚敷慮難被默止、可被遊御領掌旨、京都へ被仰進候、此段申達候様にと御意候、

十月十五日御掛り

御座間 青山下野守

來年御昇進御位階御用掛り被仰付候、  
右御直に被仰合候、

増山河内守

右同斷御用取掛被仰付候、

一、御三家方へ御内意被仰出候、

右同斷に付、御用掛り被仰付、於御用部屋左之通和泉守申渡す、

御目付

羽太左京



大草主膳

奧御右筆組頭  
青木忠左衛門  
同御右筆  
船橋勘右衛門  
田中龍之進  
柳原孫之丞

の徒らに侍らん、

上洛もなく太政大臣は

これぞぶせうのはじめなりなり  
又誰やらの徒らに、御返歌とて讀侍りし、  
ぶせうものなまけものじやと云はれても  
くらひ過てはうごかれもせず

一、京都勅狀之文、

大樹公御治世被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>四十年<sub>一</sub>候儀、雖<sub>レ</sub>舊例間有<sub>レ</sub>之候、邊境猶不穩、猶方今者誠に四海昇平、德化無<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>及、且朝廷之儀、毎年厚被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>遂<sub>二</sub>沙汰<sub>一</sub>、寛政造内裏清紫兩殿以下、被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>復舊<sub>一</sub>候儀、其餘公事等御再興有<sub>レ</sub>之、南北祭も連々被<sub>レ</sub>行<sub>レ</sub>之、就<sub>レ</sub>夫文武御政務之御勞功莫大之儀、叡慮不<sub>レ</sub>斜被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>渡候、於<sub>二</sub>武備<sub>一</sub>重職者、從來被<sub>レ</sub>任<sub>二</sub>大將軍<sub>一</sub>候、文官長上<sub>二</sub>所未被<sub>レ</sub>盡<sub>一</sub>、因<sub>レ</sub>茲來春太政官、并左近衛府共、以下隨身兵仗宣下可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰進<sub>一</sub>思召候、大樹公之御勤功に付、府公にも從一位可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>宣下<sub>一</sub>候、右御昇進之儀、禁裏仙洞御厚召被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在候間、何方にも目出度御領狀被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在候様に思召候、御内意之趣可有<sub>二</sub>御沙汰<sub>一</sub>候事、  
此度公太政大臣に御昇進被<sub>レ</sub>遊候ゆる、誰やら

一、家齊公御實父一ッ橋大納言殿、御母堂岩本内膳正女なり、安永二巳年十月五日御誕生、天明元丑年閏五月十八日御養君、同廿五日移<sub>二</sub>御西城<sub>一</sub>、同二年四月三日從三位權大納言、同六年十一月廿七日移<sub>二</sub>御本丸城<sub>一</sub>、同七年四月十五日將軍宣下、正一位内大臣、文化十三年四月二日右大臣、文政五年二月朔日從一位左大臣、同十亥年三月十八日、太政大臣、  
一、當二月十六日巳刻、公方様太政大臣宣下陣儀、同日午刻、内府様從一位宣下、消息之通被<sub>レ</sub>仰出<sub>一</sub>候段、松平伊勢守、堀尾土佐守より紙面、中根平十郎方へ申來旨、猶又渡平十郎方、紙面を以私方へ申越候、  
正月三日  
田 玄番頭殿  
中川 監物  
一、右に付、參向之公家衆并御馳走人、

勅使

廣橋 一位  
甘露寺 一位

院使  
五萬石 御馳走人  
溝口相摸守  
冷泉前大納言

大宮司  
一萬五千石 御馳走人  
木村佐渡守  
高倉中納言

詔書使  
御馳走人  
秋元筑前守

御衣紋役  
堀 中務少輔  
高倉 大夫

御身固メ  
土御門陰陽頭

相國宣下ニ付  
高司右大將殿

五萬石 御馳走人  
黒田甲斐守

惣御扣  
鍋島攝津守

日光宮并 御名代  
靈屋  
岩城伊豫守

御位階に付右  
酒井雅樂頭

御兩所内  
松平下總守

代り  
戸田采女正

右之通被<sub>レ</sub>仰付、加賀守申渡す、老中若狹守列座、但雅

樂頭申渡之節は、御白書院溜に而、下總守采女正に申渡之節は芙蓉之間、

京都の公方様御名代 井伊掃部頭

右同断内府様御名代 松平越中守

高家 戸田備後守

此度京都の、御使并伊掃部頭被<sub>レ</sub>差遣<sub>一</sub>候に付、爲<sub>二</sub>差添<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>遣旨、

一、二月三日、御座間 青山下野守

此度御昇進に付、別段御使被<sub>レ</sub>仰付<sub>一</sub>候、右御直に被<sub>レ</sub>仰含<sub>一</sub>候、

一、二月十六日、於<sub>二</sub>京都<sub>一</sub>公方様太政大臣宣下、内府様從一位宣下被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>濟候、

一、三月三日御忌解、同十五日年頭御對顔、十八日御昇進并御位階、十九日御返答、廿二日御能、

一、三月六日被<sub>レ</sub>仰付<sub>一</sub> 大久保加賀守

御昇進之節、御裾之役可<sub>レ</sub>相勤<sub>一</sub>旨、 堀田攝津守

御昇進之節、御位記相納御役可<sub>レ</sub>相勤<sub>一</sub>旨、 森川内膳正

御位階之節、御位記相納候役可<sub>レ</sub>相勤<sub>一</sub>旨、右於<sub>二</sub>御用



部屋出羽守申渡ス、老中若狹守列座、

太田攝津守

代り松平伊豆守

御昇進之節、覽箱受取之役可相勤旨、於芙蓉之間、老中列座、出羽守申渡し、

高家戸田備後守

御昇進之節、宣旨受取役可相勤旨、

同宮原彈正大弼

御位階之節、御位記差上候役可相勤旨、右於羽目之間、下野守申渡し、老中列座、

一、三月十八日御昇進之節、登城之衆轅にて登城有之、

公家衆 御三家方

松平越前守 松平三河守

松平豊後守 松平兵庫頭

松平安藝守 松平上總介

有馬玄番頭 上杉彈正大弼

松平土佐守 佐竹右京大夫

伊達遠江守 松平出羽守

丹羽左京大夫 筑前守嫡子 松平美濃守

一、三月廿日、御昇進御位階祝義相濟、

御本丸西丸 老女に金五百疋宛 表使に金三百疋宛

正宛 五萬石以上より

御臺様 老女に 金三百疋宛

御簾中様 表使に 金二百疋宛

右之通賜物可有之候事、

一、三月廿日、御昇進に付、

日光御靈屋に御名代

堀田相摸守

右同斷

内府様御名代

代り 稻垣對馬守

右之通被仰付旨、於芙蓉之間、出羽守申渡し、老中

列座、駿河守列座、

一、三月十八日御、昇進御位階之次第、殿中五位以上束

帶、御白書院、

公方様御白書院御勝手より、

出御御先立

御裾

水野出羽守

大久保加賀守

帶劍

御太刀 御刀 内府様御黒書院御勝手より、

御裾

御太刀

御上段御着座、

由良播磨守

酒井若狹守

畠山中務少輔

高倉大夫

右出座於御下段御敷居之外、御目見、高家披露、御下段上より三疊目迄、出羽守差添罷出、於御上段、公方様御裝束御衣紋相勤、直に内府様御衣紋之組式勤之、高倉復座之時、御衣紋之儀相勤、難有旨出羽守是を言上す、上意有之て退座、

土御門陰陽頭

右出座、於御下段御敷居之内、御目見、高家披露、御下段より三疊目迄、出羽守差添罷出、御上段に御送り、公方様御身固め勤之、御下段に退き、又御上段に上り、内府様御身固め勤之、復座之時、御身固め之儀相勤、難有旨出羽守言上す、

但、右之内御刀は、御後座に持罷在候て、相濟候と御刀御側に置之、

紀伊中納言殿

水戸中納言殿

右順々被御出席、御禮、出羽守披露、御右之方被着座、今日は目出度被遊旨同人言上之、年寄共御取合申上之、上意有之退去、

右被出席、次第同前、

尾張中將殿

井伊掃部頭

酒井雅樂頭

松平肥後守

松平宮内少輔

松平越中守

松平隱岐守

伊井玄番頭

松平越前守

右は一同出席、御縁類にて御目見、出羽守披露、目出度奉存旨同人言上之、上意有之退去、

松平越前守

右出席、御縁類にて御目見、出羽守殿披披露之、直に御下段御敷内御右之方着座、目出度奉存旨同人言上之、上意有之退去、

松平三河守

右出席、御縁類にて御目見、出羽守披披露之、直に目出







遊、右過て公方様、内府様御一同御着座、

御裾御小姓

御攝家

親王方より使者

御門跡

鷹司關白殿	使者	牧治部權少輔
二條左大臣殿	同	隱岐播磨守
九條右大臣殿	同	芝越中守
伏見宮殿	同	後藤主殿頭
有栖川宮殿	同	藤木近江守
閑院宮殿	同	木村主税亮
一條關白殿	同	難波伊勢守
近衛内大臣殿	同	齋藤宮内少輔
聖護院御門跡	同	雅吾法眼
梶井御門跡	同	山下大藏卿
仁和寺御門跡	同	矢守備後守
智恩院御門跡	同	武田宮内卿
青蓮院御門跡	同	近藤刑部卿
勸修寺御門跡	同	山口近江守
妙法院御門跡	同	松井民部卿

一乘院御門跡	使者	前田長門守
三寶院御門跡	同	北村長門守
蓮華光院御門跡	同	矢島石見助
大覺寺御門跡	同	井關大藏卿
實相院御門跡	同	井上少進
大乘院御門跡	同	藤井坊法眼
隨心院御門跡	同	井上少進
廣橋一位家來	兩傳奏	本間民部卿
甘露寺一位家來		濱路淡路守
高倉大夫家來		平野外記
吉田侍從三位使者	樂人惣代	坂上左内
		藤堂玄蕃
		粟津左衛門
		西池主水
		鈴木阿波守
		奧津丹波守
		御冠師
		御烏帽子師
		御末廣師
		種田信濃守

鷹司右大將 家來

醫師

牧式部權大輔  
高橋大隅守  
麻生法眼道齋  
平田中務少輔  
粟津因幡守  
青木内藏少亮

右何も御目見被<sub>二</sub>仰付、  
一、三月十八日、自分之御禮、

廣橋一位  
甘露寺一位

冷泉前大納言  
高倉中納言  
藤倉右衛門督

右一人宛於<sub>二</sub>御中段<sub>一</sub>御禮、御昇進に付御太刀目録高  
家披露、御左<sub>レ</sub>着座御對顔、出羽守御取合申<sub>二</sub>上之<sub>一</sub>、上  
意有<sub>レ</sub>之退去、但御太刀目録何れも御奏者番引<sub>レ</sub>之、

土御門陰陽頭

右於<sub>二</sub>御中段<sub>一</sub>御禮、御昇進に付御太刀目録高家披露、  
出羽守御取合申<sub>二</sub>上之<sub>一</sub>、上意有<sub>レ</sub>之退去、但御太刀目録  
前同斷、

堤中務少輔

右御昇進に付御太刀目録持參、於<sub>二</sub>御下段<sub>一</sub>御禮、高家  
披露、出羽守御取合申<sub>二</sub>上之<sub>一</sub>退去、御太刀目録は御奏  
者番引<sub>レ</sub>之、

右御禮次第、前々同斷、

高倉大夫

押小路大内記

右御昇進に付御太刀目録持參、於<sub>二</sub>板椽<sub>一</sub>御禮、御奏者  
番披露、御太刀目録兩番頭引<sub>レ</sub>之、

鷹司右大將殿

右於<sub>二</sub>御上段<sub>一</sub>御對顔迄に、御右之方に着座、御太刀目  
録高家披露引<sub>レ</sub>之、此節年寄共御中段に出座、出羽守  
取合申<sub>二</sub>上之<sub>一</sub>御誕有<sub>レ</sub>之、退去之節御中段迄御一同御  
送り、

但、御太刀目録、卷物三十、  
一、三月十九日、御白書院勅使、

廣橋一位  
甘露寺一位  
院使 冷泉前大納言  
大宮使 高倉中納言  
女御使 藤倉右衛門督







内府様より  
 禁裡へ  
 御太刀、白銀三百枚、綿二百把  
 仙洞へ  
 御太刀、白銀二百枚、綿百把  
 大宮へ  
 白銀百枚、縮緬二十卷  
 女御へ  
 同上  
 一、御位階に付御進獻、  
 内府様より  
 禁裡へ  
 眞御太刀肥前國廣  
金十枚、白銀五百枚、御清百疋  
 仙洞へ  
 御太刀、白銀三百枚、御清五十疋  
 大宮へ  
 白銀二百枚、御清三十疋  
 女御へ  
 同上  
 一、御位階に付御進獻、

公方様より  
 禁裡へ  
 眞御太刀肥前國行廣  
代金十枚、白銀三百枚、御清五十疋  
 仙洞へ  
 御太刀、白銀二百枚、御清三十疋  
 大宮へ  
 白銀百枚、御清二十疋  
 女御へ  
 同上  
 一、御昇進并御位階に付爲御祝儀、  
 御臺様  
 御簾中様より  
 禁裡へ  
 白銀百枚宛  
 仙洞へ 白銀五十枚宛  
 大宮へ 白銀二十枚宛  
 女御へ 白銀二十枚宛  
 若君様より  
 禁裡へ 御太刀、白銀三百枚、綿二百把  
 仙洞へ 御太刀、白銀二百枚、綿百把

大宮へ  
 女御へ  
 白銀百枚、縮緬二十卷宛、  
 右御進獻御使并伊掃部頭、松平越中守被遣、  
 一、御昇進に付左之通被遣之、御使并伊掃部頭、  
 御太刀、白銀百枚、時服十 關 白 殿 へ  
 御太刀、黄金一枚宛 兩 傳 奏 へ  
 銀五十枚 勾當内侍へ  
 禁裡  
 白銀五百枚 總 女 中 へ  
 仙洞 總 女 中 へ  
 銀二百枚 大宮 總 女 中 へ  
 同百枚 女御 總 女 中 へ  
 同百枚 總 女 中 へ  
 ○御位階に付左之通被遣之、御使松平越中守、  
 御太刀、銀五十枚 關 白 殿 へ  
 御太刀、黄金一枚宛 兩 傳 奏 へ  
 禁裡

銀二百枚 總 女 中 へ  
 仙洞 總 女 中 へ  
 銀百枚 大宮 總 女 中 へ  
 銀五十枚 女御 總 女 中 へ  
 同五十枚 總 女 中 へ  
 一、公方様より御位階に付、御使掃部頭、越中守、  
 御太刀、銀五十枚 關 白 殿 へ  
 銀二十枚 勾當内侍へ  
 一、同年四月御書付出る、  
 供立之儀に付作法宜様、前々より度々御觸有之候  
 處、混雜之節は、兎角がさつ不法之族も有之候處、此  
 度御昇進御位階相濟候に付、近々御禮被爲爲請、其節  
 御書付之通、御本丸御禮相濟、西丸へ出仕、夫より廻勤  
 も有之、例ニケ所下馬所に供連、爲見届、差出候御徒  
 目付、御小人目付、定式出役之外に人數相増差出置、  
 供廻作法等得と爲見届、可申哉之段、青山下野守殿  
 へ伺相濟候に付、右之趣御徒目付、御小人目付申渡、當  
 日差出爲相改申候、右之通伺下濟、諸向へ相觸候に



付、申達候事、

四月

石谷周防守、  
羽太左京

一、四月十三日、御座間公方様、内府様御上段御着座、内府様より被進御太刀目録、下野守持出之、御上段下々二疊目に置之、御下段へ退き、御昇進御祝儀被進旨を言上之、内府様御禮被遊、御意有之、御太刀目録下野守引之、次に御太刀目録同人持出、御上段下より二疊目に置之、御下段へ退き、御位階に付御祝儀被進旨を言上之、内府様御禮被遊、御意有之、御太刀目録下野守引之、過て、若君様より公方様へ被進御太刀目録、下野守持出、御上段下より二疊目に置之、御使駿河守罷出、昇進御祝儀被進旨申上之、御返答被仰舍退去、御太刀目録下野守引之、次御太刀目録同人罷出、御上段下二疊目に御使駿河守罷出、御位階之御祝儀被進旨申上之、御返答被仰舍退去、御太刀目録下野守引之、

但卷物、綿、御樽、御肴は御前へ不出相濟候、

田安中納言殿

右御昇進之爲、御祝儀御太刀目録、下野守持出之、御

下段御敷居内二疊目に置之、内府中納言被出座、御敷居外にて御禮、下野守披露、直に御敷居内御左之方被着座、御太刀目録若年寄引之、

徳川兵部卿殿

右御昇進之爲、御祝儀御太刀目録、下野守持出、御下段御敷居内一疊目に置之、于時兵部卿殿被出座、御敷居外にて御禮、下野守披露、直に御敷居之内御左之方被着座、御太刀目録若年寄引之、

徳川式部卿殿

松平恒之丞殿

松平千三郎殿

松平松菊殿

徳川右衛門督殿

右御昇進之御太刀目録、下野守持出、御下段御敷居内一疊目に置之、于時右衛門督殿被出座、御敷居外にて御禮、下野守披露、直に御敷居内御左之方被着座、御太刀目録若年寄引之、御意有之、被退去、相濟、年寄共若狭守、駿河守、一同出座、御目見畢て、

田沼玄蕃頭

御目見過て、御一同御表へ出御、

一、四月十三日、西九内府様御上段御座間御着座、公方様より御昇進に付御使出羽守、

卷物二十、二種千疋

御位階に付、御使同斷、

綿百把、二種千疋

右出座、若狭守披露、御上段へ被召之、御昇進御位階に付、公方様より御祝儀被進旨、御口上之趣被仰舍退去、次に若君様より御位階に付御使駿河守、

御太刀、御馬代金一枚、一種千疋

御昇進に付、御使同斷、

御太刀、御馬代金一枚、一種千疋

右御太刀目録、若狭守持出御前に置之、駿河守出座、從若君様、御位階之御祝儀被進旨言上之、御返答被仰舍之、退去、御太刀目録若狭守引之次に御太刀目録若狭守持出御前に置之、駿河守出座、御昇進之御祝儀被進旨言上之、御返答被仰舍之、退去、御太刀目録若狭守引之、於御次之間、出羽守、駿河守、拜領物被仰付旨、若狭守申渡、畢て出座、拜領物之御禮、同人爲御取合退去、若狭守被召之、

御使被進之爲、御禮、御本丸へ可差遣旨、御口上被仰舍之、御簾中様より若君様へ、御祝儀御使可相勤旨被仰舍之、退去、

卷物五ツ宛

出羽守  
駿河守

右頂戴之、

○四月十三日御禮過、御三家方、松平加賀守、溜詰、國持大名、御譜代大名、外様大名嫡子共、交代寄合表高家、右之面々へ明後十五日、此度御昇進御位階相濟候爲、御祝儀、御能被仰付候間、登城見物有之候様、於席々下野守達之、

但、五ツ時登城可有之候、

○大目付御目付へ渡候書付、

今度御昇進御位階之爲、御祝儀、來る十八日、廿一日、御能被仰付候、爲見物詰衆、御奏者番、同嫡子、菊之間縁頼詰、同嫡子、其外高家衆并御留守居、諸番頭、諸物頭、布衣以上御役人、且又御目見以上之役人、寄合御番衆、小十人組迄、儒者、醫師西丸共、五ツ半時可有登城候、御能見物十八日半分揃候分、來廿一日可被罷出候、小普請之面々は、月次出仕致候面々



計罷出可申候、右御禮之儀は追て可相達候、右之趣可被相達候、

四月

但、御書付下野守殿、増山河内守殿御渡し、西九共文言同斷、

一、大目付へ今日見物被仰付候萬石以上之面々、交代寄合表高家、御能見物以後御禮之儀は、來廿二日御本丸西九へ登城、尤老中并若狹守、駿河守、田沼玄蕃頭宅へ可被相廻候、右之通可被相達旨、下野守殿被渡之、

四月十五日

一、此度御昇進御位階相濟候爲御祝儀、御能就被仰付、紀伊中納言殿、水戸中納言殿、始國持大名、溜詰、御譜代大名、外様大名嫡子共、及交代寄合表高家登城、御廣間公方様、内府様出御、御長袴、御先立青山下野守、公方様御刀、内府様御刀御下段御着座、

紀伊中納言殿  
水戸中納言殿  
松平加賀守

右順々被出席、御對顔、下野守披露之、御能見物御禮同人言上之、過て、

松平因幡守  
松平越前守  
松平三河守

右一同出席御目見、下野守披露、御能見物之御禮同人言上之、畢て何も見物之席へ退座、

一、御間之御襖障子、下野守、和泉守開之、諸大名一同御目見、御能見物之御禮、加賀守言上之、畢て御襖障子閉之、

○御能上覽之御席へ御着座、御簾、中與御小姓勤之、○御能初、京極上總介勤之、

○翁三番更過て、御側衆を以下野守承之、紀伊殿、水戸殿、松平加賀守へ、緩々見物可被在之旨被仰遣之、

○御能三番更過て、要脚廣蓋有之、相濟て御中入、

竹之間  
紀伊中納言殿  
水戸中納言殿  
松平加賀守  
右御饗應膳部金銀、年寄共出席爲挨拶、二獻過て盃

臺出之、内府様より被遣候御盃臺出之、始之盃臺引替、御使若狹守、畢て服部口之茶并餅菓子出之、

一、御白書院御下段御次之間迄、但、御上段は無之、

内府様より御盃臺五ツ 表向侍從以上

御料理被下、年寄共出席盃臺出之、御使和泉守、過て、内府様より御盃臺被下、御使若狹守、

一、菊之間、内府様より御盃臺一ツ、溜詰、右御料理被下、御使は無之、盃臺出之、年寄共出席、過て、内府様より被下御盃臺無之、若狹守出席、御臺被下旨演達之、

一、菊之間、屏風を以仕切、内府様より御盃臺一ツ宛、

松平因幡守  
松平越前守  
松平三河守

右御料理被下、年寄共出席、御盃臺無之、御使周防守、過て、内府様より御盃臺被下、御使若狹守、

一、菊之間、屏風を以仕切、内府様より御盃臺一ツ、  
松平彈正大弼

右御料理被下、御使は無之、盃臺出之、年寄共出

御納戸頭 村垣左太夫

右は青山下野守へ差添、京都へ被遣、別段御進獻物



有之に付、

御納戸組頭 吉田八郎兵衛  
御納戸頭 深澤伊兵衛  
中澤主税助

一、四月十一日、

日光御靈屋御名代に  
付、時服五ツ羽織

右は御昇進に付、被遣候故被下之、

一、御位階に付、右同所へ被遣候に付被下之、  
時服五ツ、羽織 堀田相摸守  
稻垣對馬守

一、日光御宮へ、

若君様御名代

金五枚、時服二 高家 前田出雲守

右同斷に付、拜領物被仰付、

一、四月十二日、今度御昇進に付、五ツ時御供揃、公方  
様増上寺總御靈屋へ御參詣、同十三日御昇進に付、總  
出仕有之、同五日は二度目御能有之、

一、四月十六日、御座間御昇進に付、京都へ御暇、

黄金百枚、時服二十、御馬被下、

井伊掃部頭

黄金五十枚、時服十五、御馬被下、

松平越中守

掃部頭へ差添、黄金二十枚、時服五、羽織

高家 戸田備後守

越中守へ差添、黄金二十枚、時服五、羽織

高家 宮原彈正大弼

御位階に付、京都へ内府様より御使、黄二十  
枚、時服五ツ、羽織 同 畠山飛驒守

一、御座間

禁裡、仙洞、大宮、女御へ 井伊掃部頭

御口上被仰舍、御下段へ退き御禮申上、時に水野越

前守へ申談、入念可相勤旨上意有之、退去、於御次

間、拜領物被仰付、旨下野守申渡、重て出座、拜領物御

禮、同人言上之、御馬被下旨上意有之、御禮申上

之、年寄共及御取合、退去、

松平越中守

右出座、下野守披露、上意有之、於御上段、御位階に

付、跡文言同斷にて略之、

高家 戸田備後守

宮原彈正大弼

右掃部頭越中守へ差添、京都へ被遣候に付、御暇拜

同七

西丸より同四

田沼玄蕃頭へ

時服五、

西丸より同二宛

若年寄衆へ

時服四、

西丸より同二宛

御側衆へ

右は此度御祝儀首尾能相濟候に付、爲御祝儀、拜領

物被仰付候、

一、五月朔日、御用に付京都へ罷越候に付、

金三枚、時服二、羽織、

御納戸頭村垣左太夫

金三枚、時服二

同組頭吉田八郎兵衛

金二枚、時服二宛

御納戸深澤伊兵衛

金三枚、時服二

中澤主税介

表御右筆船橋勘右衛門

一、五月七日御座間、

御老中 青山下野守

領物被仰付旨、於御次之間、年寄共列座、下野守申  
渡、過て御椽類へ出座、御目見同人披露、拜領物御  
禮同人言上之、可入念、上意有之、年寄共も御取合  
退去、

一、西丸御座之間、御位階に付、京都へ御使、

高家 畠山飛驒守

右出座、若狹守披露、上意有之、御上段へ上り、御位

階相勤候に付、禁裡、仙洞、大宮、女御へ御使可相勤

旨御口上、且若君様御口上も被仰合之、御下段へ退

候節、水野越前守へ申請可相勤旨御誼有之、御禮

申上、過て拜領物御禮、同人及御取合退去、但出座

以後、於御次之間、拜領物被仰付旨、若狹守申渡す、

一、四月廿二日御座之間、 青山下野守

御刀美濃國兼定代金二十五枚

西丸より

相摸國貞助代金二十枚

右は、御昇進御位階御用無滞相勤候に付、拜領物被

仰付候、上意有之、

時服十

西丸より同五宛

御老中へ



年來精勤致、殊に此度之御用掛り相勤候に付、一萬石御加増被<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>之、

御側衆

土岐豊前守

右は、常々出精相勤候に付、二千石御加増被<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>之、

西丸御側衆

松平筑後守

右同斷に付、千石御加増被<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>之、何も御直に被<sub>レ</sub>仰含<sub>レ</sub>候、

一、當四月十八日昇進に付、別段爲<sub>レ</sub>御使、青山下野守上京之節、禁裡、仙洞御所方へ御進獻物、

禁裡へ、公方様より

御拾百領、青貝御屏風一雙、三種三荷

仙洞へ

御拾七十領、鶴御香爐机共、三種二荷、御衝立

一脚

大宮へ

御拾三十領、御書棚、三種一荷

女御へ

御拾三十領、桃之置物、二種一荷

禁裡へ、内府様より

純子三十卷、御繪鏡、二種一荷

仙洞へ

純子二十卷、銀御花瓶御花臺共、二種一荷

大宮へ

純子十卷、御小屏風一雙、一種一荷

御女へ、右同斷、

禁裡へ、御臺様より

大紋綸子三十反、一種一荷

仙洞へ

同二十反、一種一荷

大宮、女御へ

色綸子十反宛、一種

禁裡へ、御籠中様より

紗綾三十卷、一種一荷

仙洞へ

同二十卷、一種一荷

大宮、女御へ

紅白紗綾十卷宛、一種

禁裡へ、若君様より

大和綿十把、一種一荷

仙洞へ

同七把、一種一荷、

大宮、女御へ

繻陳五卷宛、一種、

右之通御納戸、御支度被<sub>レ</sub>仰付、同斷別段に禁裡へ黃金五十枚、仙洞へ黃金五十枚、大宮へ同三十枚、女御へ三十枚、右之通御支度被<sub>レ</sub>仰付、此品附村垣左太夫、吉田八郎兵衛、深澤伊兵衛、中澤主税助、表御右筆船橋勘右衛門、御納戸同心二人、此外に別段被<sub>レ</sub>進御品左之通、

一、籠甲違棚三尺四方

一、姿見巾三尺高廿四尺

右大書院御上段へ御傍附、何も紫檀黒檀之臺附、

一、青貝六枚屏風

一、金屏風

但唐子極彫敷藤原養眞筆、

一、同

但山水之繪藤原榮眞筆、

一、銀花生

一、ギヤマン、ウニコウルの置物

但桃之作物、

右六月十二日上京、御納戸方差添、御品何も三重箱入、但御納戸頭封印、内一重は下野守殿封印、御進獻迄諸司代屋敷大書院へ被<sub>レ</sub>差置、同夜詰番有<sub>レ</sub>之、但御進獻三御所計、女御へは無<sub>レ</sub>之、

一、閏六月朔日、水野越前守同道下野守參内、拜<sub>レ</sub>龍顔、天盃頂戴、二日舞樂拜見被<sub>レ</sub>仰付、四日修學院御茶屋拜見、五日酒饌頂戴、蹴鞠拜見、拜<sub>レ</sub>龍顔、夏御扇子拜領、七日御暇被<sub>レ</sub>仰出<sub>レ</sub>候て、御末廣御絹、仙洞より御召御狩衣拜領被<sub>レ</sub>仰付、右は下野守京都にて御次第、

一、閏六月十五日、御昇進に付京都御使歸、井伊掃部頭禁裡、仙洞、大宮、女御より御返事之趣申<sub>レ</sub>上<sub>レ</sub>之、

一、御位階に付京都御使歸、松平越中守

右出座、御上段へ上り、御次第同斷相濟候て、掃部頭越中守持參女房之奉書、出羽守請取備<sub>レ</sub>御前、

一、京都より罷歸候

一、付、御目見

一、西丸御座之間御位階に付、京都使歸、右出座御上段へ上り、

禁裡、仙洞、大宮、女御より之御返事、若君様へ之御返



事趣申之上之、飛驒守持參女房之奉書、若狹守請取備三御前一相濟、

茶字島十七

井伊掃部頭

同

松平越中守

和紙一箱

高家 戸田備後守

同

宮原彈正大弼

同

島山飛驒守

井伊掃部頭

松平越中守

此度京都において、掃部頭正四位上、越中守少將勅許之趣、令辭退候由上聞、可任<sub>三</sub>叡慮<sub>二</sub>被<sub>レ</sub>仰<sub>三</sub>出<sub>二</sub>之、

高家 戸田備後守

宮原彈正大弼

島山飛驒守

此度於<sub>三</sub>京都<sub>二</sub>、備後守正四位下、彈正大弼少將、飛驒守從四位下勅許之趣、令辭退之由上聞、可任<sub>三</sub>叡慮<sub>二</sub>之旨被<sub>レ</sub>仰<sub>三</sub>出<sub>二</sub>之、右御黒書院於<sub>三</sub>溜<sub>二</sub>に、五度に出羽守申渡、老中列座、

○太政大臣古より御例、清盛、義滿、秀吉、當御代は、

寶曆現來集卷之三終

寶曆現來集卷之四目次

一、家齊公御子様方之事

一、佃島人足寄場之事

一、本所螺堂之事

一、松平志摩蝦夷地召上之事

附御差戻之儀は十二卷目にあり、

一、正月草紙賣之事

一、鎌倉八幡へ遠馬遠足之事

一、日本橋西河岸地藏之事

一、牛込市ヶ谷土手竹御植付之事

一、隱賣女御取拂之事

一、力士小野川谷風横綱之事

一、醫學館開發之事

一、出家七十餘人一度に晒之事

一、三榎屋平右衛門之事

附富本豊前太夫之事

一、咄坊主之事

一、津輕越中守轅之事

寶曆現來集卷之四

○家齊公御子様方は淑姬君様鎮子、寛政元年三月廿五日御誕生、御母お萬之方、平塚伊賀守養女、同二年二月廿八日、許嫁尾張五郎太殿、同八年二月五日御舟詠一ツ橋愷千代殿、同年四月十三日、愷千代殿尾張大納言宗睦卿御養子、同十一年十一月十五日御入興、市ヶ谷館、文化十四年五月廿九日逝去、清湛院殿、葬<sub>二</sub>増上寺<sub>一</sub>、御別當松蓮社、

一、姫君様寛政二年十月朔日御誕生、御母は平塚伊賀守養女お萬之方、翌二日逝去、瓊岸院殿、上野へ葬、御別當凌雲院、

一、竹千代君、寛政四年七月十三日御誕生、御母お萬之方、同五年七月廿四日逝去、孝順院殿、葬<sub>二</sub>増上寺<sub>一</sub>、御別當岳蓮社、

一、家慶公、松平敏次郎君、寛政五丑年五月十四日御誕生、御母押田藤次郎女お樂之方、同九年三月朔日從二位權大納言、四月廿一日移<sub>三</sub>御西城<sub>二</sub>、文化十三年四月二日右大將、文政五年三月朔日正二位内大臣、



同十二丑年三月十八日從一位、  
 一、童形、寛政六年五月九日御誕生、御母水野權十郎女お梅之方、即日逝去、端正院殿、上野葬、御別當凌雲院、  
 一、敬之助君、寛政七年十二月十日御誕生、御母水野内藏助女お歌之方、同八年三月廿八日尾張大納言宗睦卿御賀養子、同九年三月十二日逝去、瑞嚴院殿、葬、傳通院、  
 一、敦之助君、寛政八年三月十九日御誕生、御母御臺所、同十一年五月七日逝去、體門院殿、葬、上野凌雲院、  
 一、綾姫君、寛政八年七月十一日御誕生、御母平塚伊賀守女お萬之方、同九年閏七月三日、許嫁仙臺政千代、同十年三月廿八日逝去、麗玉院殿、葬、増上寺、  
 一、總姫君、寛政八年十月十五日御誕生、御母能勢市兵衛女お志賀之方、同九年四月廿四日逝去、棲真院殿、葬、上野凌雲院、  
 一、豊三郎君、寛政十年二月晦日御誕生、御母水野内藏助女お歌之方、同年七月廿四日逝去、良元院殿、葬、上野凌雲院、

一、格姫君、寛政十年八月五日御誕生、御母朝比奈舍人女お利尾之方、同十一年六月廿四日逝去、冲綠院殿、葬、上野凌雲院、  
 一、五百姫君、寛政十一年十二月十六日御誕生、御母水野内藏助女お歌之方、同十二年閏四月三日逝去、瑩元院殿、葬、上野凌雲院、  
 一、峯姫君美子、寛政十二年閏四月四日御誕生、御母おとせ之方、梶久三郎女、享和三年六月十八日水戸中納言齊修卿御簾中、  
 一、齊順卿菊千代君、徳川式部卿紀伊宰相、享和元年九月九日御誕生、御母梶久三郎女おとせ之方、文化七年十一月十五日移、清水館へ、同十二年二月九日、從三位權中將、同十三年六月三日紀伊大納言治實卿養子、文政二年十一月十五日參議、同七年六月六日襲封、十二月朔日中納言、  
 一、舒姫君、享和二年五月七日御誕生、御母水野内藏助女お歌之方、同三年三月四日逝去、感光院殿、葬、傳通院、  
 一、童形、享和二年七月七日御誕生、御母木村七左衛門むすめおみをの方、即日逝去、法如院殿、葬、凌雲院、

院、  
 一、時之助君、享和三年八月朔日御誕生、御母曾根彌三郎女お長之方、文化二年九月十四日逝去、天行院殿、葬、凌雲院、  
 一、壽姫君、享和三年十月十五日御誕生、御母梶久三郎女おとせ之方、文化元年六月廿四日逝去、容光院殿、葬、傳通院、  
 一、淺姫君清子、享和三年十二月十日御誕生、御母木村七左衛門女お見尾之方、仙臺政千代許嫁、同十四年九月廿七日御再縁、越前中將嫡孫平仁之助室、  
 一、晴姫君、文化二年十二月四日御誕生、御母梶久三郎女おとせ之方、同四年五月十二日逝去、晃輝院殿、葬、凌雲院、  
 一、虎千代君、文化三年二月十一日御誕生、御母曾根彌三郎女お長之方、同六年十二月十一日紀伊中納言治實卿御賀養子、同七年十月二日逝去、俊岳院殿、葬、増上寺御別當鑑蓮社、  
 一、高姫君、文化三年三月朔日御誕生、御母諸星仙之助養女おやち之方、同年七月廿三日逝去、圓隨院殿、葬、凌雲院、

一、岸姫君又安姫君、文化四年十一月十四日御誕生、御母お袖之方、吉江左衛門女、同八年七月廿七日逝去、鑑精院殿、葬、凌雲院、  
 一、元姫君幸子、文化五年七月二日御誕生、御母おり尾之方、諸星仙之助養女、同十四年四月十五日、會津少將容衆室、文政四年八月廿二日逝去、貞鑑院殿、葬、傳通院、  
 一、友松君、文化六年二月廿一日御誕生、御母曾根彌三郎女お長之方、同年六月二日逝去、了堪院殿、葬、凌雲院、  
 一、文姫君、文化六年七月十日御誕生、御母吉江左衛門女お袖之方、文政二年十二月二日、高松少將頼恕養子、松平宮内大輔頼胤室、  
 一、齊明卿保之丞君、徳川式部卿、稱、清水館、文化六年十二月五日御誕生、御母お八重之方、土屋忠兵衛養女、同十年十二月三日、移、清水館、文政三年六月五日從三位權中將、同六年十月十五日封祿泉和武總上之内、  
 一、齊莊卿要之丞君、右衛門督、文化七年六月十三日御誕生、御母お長之方、曾根彌三郎女、同十年十二月



廿五日田安右衛門督齊匡卿賀養子、文政三年六月五日從三位權中將、

一、艶姫君、文化八年正月廿二日御誕生、御母吉江左衛門女お袖之方、同年六月晦日逝去、法量院殿、葬<sub>二</sub>凌雲院、

一、盛姫君、文化八年三月十二日御誕生、御母土屋忠兵衛養女お八重之方、文政二年十二月二日佐賀侍從齊直嫡松平貞丸室、

一、齊衆君乙五郎君、松平民部大輔、文化九年四月四日御誕生、御母お八重之方、土屋忠兵衛養女、同十四年九月十八日因幡少將齊授賀養子、文政七年三月廿八日從四位上侍從、

一、和姫君、文化十年正月十四日御誕生、御母曾根彌三郎女お長之方、文化六年六月十八日長門侍從齊元養子、松平保三郎室、

一、孝姫君、文化十年正月廿三日御誕生、御母吉江左衛門女お袖之方、同十一年七月廿一日逝去、淳悅院殿、葬<sub>二</sub>凌雲院、

一、溶姫君、文化十年三月廿七日御誕生、御母中野播磨守養女おみよ之方、文政六年四月十一日加賀中將

齊泰室、

一、與五郎君、文化十年十月二日御誕生、御母阿部勘左衛門女お屋尾之方、同十一年四月四日逝去、常濱院殿、葬<sub>二</sub>凌雲院、

一、齊民銀之助君、松平三河守、文化十一年七月廿九日御誕生、御母お八重之方、土屋忠兵衛養女、同十四年九月十八日津山侍從康孝賀養子、文政七年三月廿八日從四位上侍從、

一、琴姫君、文化十二年六月廿六日御誕生、御母高木新三郎女お糸之方、同十三年正月十一日逝去、淨薫院殿、葬<sub>二</sub>凌雲院、

一、久五郎君、文化十二年八月十五日御誕生、御母曾根彌三郎女お長之方、同十四年十月十六日逝去、淨門院殿、葬<sub>二</sub>傳通院、

一、仲姫君、文化十二年十月十七日御誕生、御母中野播磨守養女おみよ之方、同十四年五月廿三日逝去、花盛院殿、葬<sub>二</sub>凌雲院、

一、信之進君、文化十四年正月廿日御誕生、御母土屋忠兵衛養女お八重之方、同年六月十六日逝去、影幻院殿、葬<sub>二</sub>傳通院、

一、末姫君、文化十四年九月十八日御誕生、御母中野播磨守養女お見與之方、文政六年六月十八日安藝少將齊賢嫡松平勝吉室、

一、陽七郎君、文政元年五月十五日御誕生、御母吉江左衛門女お袖之方、同四年四月十日逝去、正徳院殿、葬<sub>二</sub>傳通院、

一、喜代姫君、文政元年七月八日御誕生、御母はお八重之方、土屋忠兵衛養女、同五年六月廿一日姫路侍從忠實養子、酒井與四郎室、

一、永姫君、文政二年四月十四日御誕生、御母高木新三郎女お糸之方、同八年二月六日一橋兵部卿齊禮養子郁之助簾中、

一、直七郎君、文政二年五月廿九日御誕生、御母戸田七郎右衛門女おるり之方、同五年月六十三日尾張中納言齊朝卿養子、

一、徳之佐君、文政二年十月廿四日御誕生、御母土屋忠兵衛女お八重之方、同五年六月廿八日松平右近將監武厚養子、

一、恒之丞君、文政三年四月廿八日御誕生、御母吉江左衛門女お袖之方、

一、千三郎君、文政三年九月廿四日御誕生、御母高木新三郎女お糸之方、

一、松菊君、文政四年九月十四日御誕生、御母土屋忠兵衛養女お八重之方、松平阿波守養子、

一、富八郎君、文政五年八月五日御誕生、御母吉江左衛門女お袖之方、同六年二月廿七日逝去、諡春院殿、葬<sub>二</sub>傳通院、

一、紀五郎君、文政六年正月廿八日御誕生、御母はお京之方、高木新三郎女、

一、周丸君、文政八年三月九日御誕生、御母高木新三郎女お糸之方、明石松平左兵衛尉養子、

一、古より御子五十人を過しは、景行帝在位六十年にして、御子八十人を持玉へり、日本紀古事記の内に詳に見えたり、武將にては、當將軍家齊公五十二人御子を持玉へり、唐土にては、和暦元文元年に當る、彼土にて乾隆王と云へるは、在位六十年之内、御子八十一人を持玉へり、四男嘉慶を以天子となせり、御歳八十四にして寂す、今帝は、和暦文政七年の時、道光にて天子となれり、彼乾隆王の嫡孫なり、  
○寛政二戌年三月八日、松平越中守殿、人足寄場發端



之儀、被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>候御書取、

其方共儀罪無<sub>レ</sub>之、右に付佐州表へ可<sub>二</sub>差遣<sub>一</sub>之處、此度厚御仁惠を以、加役方人足に致場所へ遣し、銘々仕覺候手業申付候、舊來志を改實意に立歸職業出精致し、元手にも有付候様可<sub>レ</sub>致候、身元見届候て、年月之多少に不<sub>レ</sub>構場所差免し、百姓素性者は相應之場所へ地所被<sub>レ</sub>下、江戸出生之者は其場所へ店を爲<sub>レ</sub>拂、家業爲<sub>レ</sub>致候、尤從<sub>二</sub>公儀<sub>一</sub>職業道具被<sub>レ</sub>下、又は始末に寄相應之御手當可<sub>レ</sub>遣候、若又御仁惠をも不<sub>レ</sub>辨申付に背、職業不精にて惡事等於<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之ては、重御仕置可<sub>二</sub>申付<sub>一</sub>ものなり、

- 一、博奕致候者、惡行等候者有<sub>レ</sub>之段申聞候者、其始末に寄、御褒美被<sub>レ</sub>下候事、
- 一、盜致候者死罪、
- 一、徒黨ケ間敷致候者死罪、
- 一、寄場逃去候者死罪、
- 一、於<sub>二</sub>寄場<sub>一</sub>博奕致候者死罪、
- 但手合掛り候者も、其始末に寄輕き罪、
- 一、申付不<sub>二</sub>相用<sub>一</sub>、職業不精致候者遠島、
- 但輕きは佐州又は豆州之島へ可<sub>二</sub>差遣<sub>一</sub>候、

一、予此場所相勤候、人足寄場と申は、加役方長谷川平藏殿始られし事也、是は罪人之内かろき御仕置、又は敦き追拂などの咎人、引取人の無<sub>レ</sub>之者は、又元の無宿と成候類を此寄場へ遣也、其時被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>は、何誰殿被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>寄場人足島へ被<sub>レ</sub>遣候との被<sub>二</sub>申渡<sub>一</sub>なり、是は鐵砲洲向佃島續き、此内へ役所を修理、元<sub>レ</sub>役三人、役上下にて小普請世話役之格高五十俵二人扶持、又下役十八人被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>、高二十俵二人扶持也、扱又外役人は部屋六ヶ所、一番部屋より六番部屋迄、罪之輕重にて部屋を分置也、其内老人、病人等は、一部屋に入置事なり、部屋出入は下役之内鍵番有候て、入口へ錠を卸置、何も出勤之者四ヶ町交代す、又此人足之内さま<sub>レ</sub>職人等も有<sub>レ</sub>之故、其職を吟味致し、手業有<sub>レ</sub>之者は、其職の道具を渡し、細工爲<sub>レ</sub>致、品宜敷出來候得ば、夫々に間屋共を差紙を以呼出し、好みに應じ差遣す、其外候へば、爲<sub>二</sub>褒美<sub>一</sub>錢十四文を高<sub>レ</sub>致し、毎日煙草錢と名附差遣す、持前手業三ヶ卒の間、出精に致候ものへは、人足島差免し、其業道具并元手として、七貫文乃至五貫文差遣すなり、又島にて細工致候品は、何品に依らず買遣し、細工爲<sub>レ</sub>致候て、寄場を逃

去候者は、見當次第召捕死罪申付る、此罪を申渡時は、切繩を掛、寄場人足共へ爲<sub>レ</sub>見候て、牢内へ差遣、死罪となる、扱又此職あるを撰み、預候役を手業掛りと申て、二人被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候て、何も日勤にて、一人は和田郡平、一人は山田孫左衛門、何も七八十人位宛預り、細工小屋も二ヶ所にて、さま<sub>レ</sub>の職人故面白役なり、乍<sub>レ</sub>去惡黨ごもを七八十人も手附置故、心支之役也、寛政四子年春迄、開發より平藏殿掛なるが、御役上り、夫より寄場奉行と申役名にて、下奉行格に御徒目付村田鐵太郎被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>、程なく御大工頭格にて、二百俵二十人扶持、永代定高に御定めなり、又寛政三年隣島石川八左衛門島と申せしが、此地所も寄場添地となる、今町方眞木炭等之置場是なり、

○螺堂安永九年本所羅漢寺山内へ出來けり、今是ある其時の儘なる故、修覆もなく、中々登る事も出來ざるか、

○寛政年中松前若狭守へ被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>、左之通、

一、蝦夷地之儀は、古來より其方家にて進退致來候得共、異國へ接し、島々萬端手當難<sub>レ</sub>整様子に付、先達て東蝦夷地三ヶ地被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候處、其方手際難<sub>二</sub>行

届候に付、被<sub>二</sub>思召<sub>一</sub>、依<sub>レ</sub>之松前西蝦夷地一圓被<sub>二</sub>召上<sub>一</sub>、其方へは新規九千石被<sub>二</sub>下置<sub>一</sub>、場所之儀は追て可<sub>二</sub>相達<sub>一</sub>候、右於<sub>二</sub>初目之間<sub>一</sub>老中列座、松平伊守申<sub>二</sub>渡<sub>一</sub>之、

若狭守隱居 松前美作守  
名代 柳生但馬守

其方儀家督中、蝦夷地取治方不行届、其上異國人へ手當等等閑之致方、且又隱居中不<sub>レ</sub>埒之至被<sub>二</sub>思召<sub>一</sub>、依<sub>レ</sub>之永々塾居被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候、右若狭守宅へ大目付伊東河内守罷越申渡す、

一、寛政十一未年二月、蝦夷地御用被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>候留、此度蝦夷地御用之御趣意は、彼島未開之地に有<sub>レ</sub>之、蝦夷人共衣食住之三つも不<sub>二</sub>相整<sub>一</sub>、人倫之道も辨ざる儀不便之次第に付、此度御役人被<sub>レ</sub>遣、御徳化を及し、教育をたれ、漸日本風俗に歸し、厚服從致し、萬々一外國より懐<sub>レ</sub>候事有<sub>レ</sub>之候共、心底不<sub>レ</sub>動様持込候儀、御趣意第一に候得ば、然る連唯今俄事を弛め、或は猥に物を與へ、急速之服從を取候様にては、往々際限も無<sub>レ</sub>之、却て永續も致間敷候間、先當時所を土地に馴候交易の業を以、異人共潤



ひ候様可致候、此交易之儀是迄之通、町人計之取計にては、彼地不正之趣も有之哉に相聞候間、此段御直捌に相成、夫々御役人交易場に罷在り、取捌候筈に付、扱此任法御救之故と乍申、猥に弛候ては不<sub>レ</sub>宜候間、交易之極は矢張是迄之姿に罷置、榊目秤目等不足に無<sub>レ</sub>之様、并惡敷品等不<sub>レ</sub>相渡、聊以不正之筋無<sub>レ</sub>之様精々致<sub>レ</sub>吟味、異人共相歡、稼方出精致候様可<sub>レ</sub>取計<sub>一</sub>候、右躰交易方正敷相成候ては、追々出荷物等も相増可<sub>レ</sub>申候得共、今度之御趣意は曾以御益を謀候儀には無<sub>レ</sub>之候間、專要之目當に致、取計可<sub>レ</sub>申事、

一、往々耕作之道を教へ、穀食を以命をつなぎ候事を覺させ、漸々本邦之風儀に馴候様に教育可<sub>レ</sub>致事、

但、耕作之道未整内逆も、可<sub>レ</sub>成丈連々肉食遠ざかり穀類肉食より尊き物と申譯を、能得道可<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>致置<sub>一</sub>候、左候得ば追て農事を施候節、格別に進み方宜相成、攝行可<sub>レ</sub>申候、此段兼々相合め可<sub>レ</sub>取扱<sub>一</sub>候、

一、此度之御趣意難<sub>レ</sub>有蝦夷人共吞込候様、寄々手

短に言聞せ可<sub>レ</sub>申候、乍<sub>レ</sub>然其言と其實と違はざる様可<sub>レ</sub>取扱<sub>一</sub>儀第一に、渠等は邊鄙之夷狄にては、其性却て誠實可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之候間、聊たり共僞を施し、本邦無實之國風之様に持込候得ば、先全なる以之外服從之妨に相成候、此品專要に心掛け、逸々實意を以示可<sub>レ</sub>申候事、

一、蝦夷人共人足其外遣候節、買米之儀別紙定之通、遠邊隨ひ少しも無<sub>レ</sub>間違<sub>一</sub>相渡し、猶惑を生じ不<sub>レ</sub>申様可<sub>レ</sub>取扱<sub>一</sub>候、尤其内にも働格別之者には、買米之外少し宛品物成とも差遣候か、又は酒飯給させ候は、其時宜に依て取計、功を賞し遣べく候、乍<sub>レ</sub>去姑息に流不<sub>レ</sub>申候様致<sub>一</sub>勘辨、己々が働甲乙に依て見譯、厚薄有<sub>レ</sub>之譯を能々知らしめ、銘々其職進み、稼出精致候様可<sub>レ</sub>取計<sub>一</sub>候事、

一、蝦夷人共日本詞遣候事制禁之由に候得共、此度先御用地之内は、其禁を相止め、專和語を遣候様申教、往々和人に變化致候様教育可<sub>レ</sub>致事、

但、此方之人、蝦夷言葉遣候儀は決して不<sub>レ</sub>致、ひたすら夷人へ和語を遣候儀、專一に可<sub>レ</sub>心掛<sub>一</sub>候、

レ之事、

一、蝦夷人共病氣の者有<sub>レ</sub>之候ば、品に寄臥具等も與へ、藥用其外可<sub>レ</sub>成丈け手當致し、死亡之者多無<sub>レ</sub>之様、是又可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>取計<sub>一</sub>候事、

右之外ヶ條に洩候儀は、其場所受取面々器量次第、十分の力を盡し、一體開國之場所御趣意を基本と致し、専ら教育可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>致候、何方成共教育服從之整方、其場所預り面々之手柄に候條、直に勵み合、粉骨を盡さるべき事、

未二月

○正月元日より一枚繪草紙杯、寛政中頃迄は賣歩行しが、其後此商人不<sub>レ</sub>來哉、

○寛政三年三月五日、鎌倉八幡へ遠馬并遠足を被<sub>レ</sub>仰付、左之通明七ツ時三分御城出立、

但し、奥之衆御馬方遠馬、御鳥見御鷹匠方遠足、何も奥近き勤之者へ被<sub>レ</sub>仰付<sub>一</sub>ける、

- 一番歸 御小納戸頭取 岩本石見守
- 二番 御小納戸 吉川一學
- 三番 御馬方 曲木仙之助
- 四番 同 岩波七五郎

俗に相成り度よし望之候者も有<sub>レ</sub>之候ば、月代も爲<sub>レ</sub>致、日本の服も與へ、猶其者稼方出精致、餘人を勵し候程之者に候ば、夫々日本風の家作をも拵遣し、外之者共相羨み、追々見習風俗を變候様可<sub>レ</sub>取計<sub>一</sub>事、

但、此儀は此方より相勤め、急に日本風に可<sub>レ</sub>致と謀候は、必氣受到拘り、成就致間敷候、渠等方より相望み候時節を待て可<sub>レ</sub>取計<sub>一</sub>候、女之風俗杯改候儀は尙更之事に候、

一、上を崇み候儀は不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>申、親に孝し、兄弟親族睦敷、朋友に信を盡し候道をも追々諭し、只いろは文字并數之文字杯連々教込、往々文字之道開候様可<sub>レ</sub>心掛<sub>一</sub>候事、

一、彼の地の習ひにて、有徳なる者は妻を大勢持、貧敷者は無妻にて暮候由に付、自ら出生もなく、土地に合候ては人數不足之儀と被<sub>レ</sub>存候、此儀も絶無に致し度ものに候得共、急ぎ令を下候は、甚氣請に拘り可<sub>レ</sub>申候、往々人倫之道をも辨へ、男女共獨身之者無<sub>レ</sub>之、子孫多く出候様致度事に候、急には行ひがたき事に候得共、兼て其趣意を含み、取扱ひ可<sub>レ</sub>有



五番 御小納戸 平岡與右衛門  
 六番 御馬下乗 大竹 藤助  
 七番 御小納戸 和田仁三郎  
 八番 御馬方 筑木藤右衛門  
 右何も刻限不<sub>レ</sub>知、  
 遠足之分

御鷹匠戸田五介組  
 市川喜兵衛

明七ツ時三分御城出立、神奈川宿へ明六ツ時八分、鎌倉八幡へ四ツ時二分、歸神奈川宿へ九ツ時九分、品川宿へ七ツ時四分、吹上御庭へ七ツ時七分、當日吹上御庭へ公方様被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>成候に付、吹上へ罷歸、於<sub>三</sub>廣芝に<sub>二</sub>道中歩行之體を上覽有<sub>レ</sub>之、御小納戸頭取龜井駿河守殿御達し、元馬場において、御酒肴御湯漬被<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>之、

同人組 篠崎 繁藏

出立刻限同斷、神奈川宿へ六ツ時八分、鎌倉八幡へ四ツ時四分、歸神奈川宿へ八ツ時、品川宿へ七ツ時六分、吹上御庭へ暮六時、

此節は吹上最早公方様還御相濟候に付、御本丸へ歸御届け申上候、即刻龜井駿河守殿御逢にて、御酒御肴

御湯漬被<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>之、

百桐八太郎  
 出立刻限同斷、神奈川宿へ五ツ時二分、鎌倉八幡へ四ツ時七分、歸神奈川宿へ八ツ時三分、品川宿へ七ツ時七分、御本丸へ六ツ時一分、御本丸にて御届同斷、御酒御湯漬被<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>之、

御鷹匠 花井新右衛門

出立刻限同斷、神奈川宿へ五ツ時二分、鎌倉八幡へ四ツ時七分、歸神奈川宿へ八ツ時三分、品川宿へ七ツ時八分、御本丸五ツ時二寸五分前、是より御肴御湯漬不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>之、

河合 幸助

出立刻限同斷、神奈川宿へ五ツ時二分、鎌倉八幡へ四ツ時六分、歸神奈川宿へ八ツ時三分、品川宿へ七ツ時八分、御本丸へ五ツ時二寸五分前、

御鷹匠 深澤 右膳

出立刻限同斷、神奈川宿へ五ツ時三分、鎌倉八幡へ四ツ時六分、歸神奈川宿へ八ツ時半時過、品川宿へ六ツ時四分、御本丸へ五ツ時二寸廻り、

御鳥見 水谷 又助

出立刻限同斷、神奈川宿へ五ツ時二分、鎌倉八幡へ四ツ時六分、歸神奈川宿へ八ツ時三分、品川宿へ暮六ツ時一分、御本丸刻限不<sub>二</sub>相知、

同 黒澤藤右衛門

出立刻限同斷、神奈川宿へ五ツ時二分、鎌倉八幡へ四ツ時六分、歸神奈川宿へ八ツ時三分、品川宿へ暮六ツ時一分、御本丸刻限不<sub>二</sub>相知、

同 黒野源太左衛門

出立刻限同斷、神奈川宿へ五ツ時二分、鎌倉八幡へ、歸神奈川宿へ、品川宿へ五ツ時、御本丸刻限不<sub>二</sub>相知、右當日品川宿より於<sub>三</sub>宿々に<sub>二</sub>御粥被<sub>レ</sub>下候に付、御代官伊奈左近將監手代出役世話致ける、

○寛政四年春より、日本橋西河岸へ地藏尊を安置す、今専ら毎月廿四日には、諸商人出て、白銀町觀音と同様に繁昌しける、初め兩三年之内は、誰しる人少く、參詣なかりしが、近頃はさまざま、商人出ける故、いとどなく群集しけるなり、

○寛政初より、牛込御門外土手より、市ヶ谷御門外土手迄之間、竹御植付となりける、其以前は芝計り、今は其竹殊之外茂り、能藪となりける、

○寛政中頃迄は隠賣女所々有<sub>レ</sub>之、木所回向院前、牛込赤城社内、芝神明社内、是等は金猫銀猫とて、其外本郷大根畑、深川清住町、芝田町、本所龜澤町、本郷丸山片町、此外所々有<sub>レ</sub>之候て、皆取拂となりける、其頃は下谷御橋左右表裏町とも、ケコロとて二百札の切賣繁昌せし、是も同様御取拂被<sub>二</sub>仰付、今有所根津門前、深川八幡門前、音羽觀音門前、谷中感應寺門前、一ツめ辨天門前、是等は残りけり、其餘は嚴敷御取拂被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>ける、

○寛政年中力士小野川喜三郎、谷風棍之助東西關取、近來まれなる男ども成りしが、細川侯の家臣吉田追風迎角力之手傳、此男より免許共ありし事にて、小野川谷風兩人へ、横綱之傳と申を免許しける、是は土俵入之時廻しへしめ繩を張て出る事也、古へより有<sub>レ</sub>之この事初て聞きける、

○醫學館寛政四子年九月六日より、公儀之御役所と成り、是迄は官醫多紀永壽院發起にて、自分入用を以仕來けり、右永壽院亡父安元迎、町醫師より被<sub>二</sub>召出<sub>一</sub>て二百俵高、明和年中に此男之工みにて、醫者之學問所に致し、町方等へ施藥療治等致し候、醫師次男



三男等に至迄寄宿爲致、學問療治等は安元入用を以、年來永壽院に引續仕來候處、寛政四年より、公儀御物入にて御役所となる、永壽院仕來之通り、町方不如意之者へは、不絶百人宛御施藥被下ける、此御役所掛り若年寄堀田攝津守殿、御目付中川勘三郎、間宮諸左衛門、御徒目付杉崎惣兵衛、山本庄左衛門、俗事取扱之方へ山田孫左衛門、山上藤兵衛、此外御小人目付兩人新規に被仰付、扱又世話役并講師を兼、御醫師より被仰付、奥御醫師より多紀永壽院、同安長、奥詰より山本宗英、吉田快庵、杉浦玄徳、針治にて山崎宗運、眼科にて笠原養元、外科にて桂川甫周、本草科にて栗本瑞見、澁江長伯、一同被仰付、初ては濟壽館と申ける、此勤方之義は世話役二人宛相詰め、講釋會讀等日講有之、又御徒目付一人、御書目付一人宛相詰る、俗事取扱役は兩人共役所詰にて、御長屋渡り孫左衛門、藤兵衛兩人共定詰め相勤ける、又町方へ不絶百人宛御施藥被下、此療治へは公儀より御入用を以、寄合小普請醫師、并部屋住次男三男に至迄御用藥種を以、心之儘に療治致事也、此病人之願方は、家主願書を以、店子病人自分療治手當出來ざる者を

願出る也、此願書持參、病人溜取次之者より、俗事役へ持參、夫より俗事役家主并病人へ逢對致し、容躰一通り改め、世話役へ申通し、診察所へ病人呼寄、世話役塗板を以容躰を書留め、詰合之御醫師本道外科を差別して爲見、夫より診察之上、方書無名にて世話役へ出し、夫より病症に應し候方を撰み、誰なるかと相尋、是より其人之受持と成、其之方書を調合所へ差遣す、調合役受取調合致ける、又此調合役は寄合御番并に小普請、又は部屋等之内、相應に療治致候者十二人定置き、兩人宛相詰、日々藥取之調合致役也、又受持となると、病人歩行ならざる時は宅へ見舞候事、容躰逸々世話役へ可申聞事、此御入用金は一ヶ年四度に御金藏より請取、御米は毎月御藏より、二石八斗五升宛請取、御藥種代は一ヶ年兩度に金百五十兩宛請取、此外臨時御入用等は、一ヶ年四度宛受取、諸雜用之内へ組込候て受取なり、外に長崎除藥種とて、元金二十兩分御藥種にて受取、入用藥種は殘し置、餘分は入札を以御佛に相成候得ば、此金多分八九千兩なり、又講堂内神農安置有之處、又寛政九年聖堂に有ける神農も、醫學館へ遷座有し、夫より神農二鉢講堂に有之、此

像出火之節持除人足として、六人抱人足有之ける、役所抱之者藥製法人二人、湯呑所小遣之者三人、門番人二人、下働二人、此分御給金ものにて、武家次男三男之内の改め抱置ける、

一、一ヶ年兩度四月五月之内、又は九月之内、藥品會と申、唐和之差別なく眞疑を改め、講堂之内へ飾置て、御醫師方厄介に至迄、并陪臣醫師町醫師弟子侍藥種店之者、都て藥類に拘り候もの拜見を許しける、此前日町奉行月番へ相達す、當時町同心人二人づ、朝五ツ時より夕七ツ時迄相詰居、尤晝食出す、又前日御作事奉行へ相達す、即刻布交御幕十張相廻る、是は遠藥は見馴ざる故、餅置て爲見なり、或時麝香猫唐産にて獻上す、此猫永壽院拜領、藥品會之節見せける、又犀皮是も拜領にて飾置、是分は誠に珍敷品なり、此時は御目付中川勘三郎殿、一長崎奉行と被成候故、ケ様なる珍敷品々獻上爲致ける、一鉢此中川氏は醫業之道心掛け有る人なり、惜き事哉猫は一ヶ年不遇内死けり、犀皮は類焼之節焼失せり、

○寛政八辰年八月十六日より三日之間、於日本橋に出家七十八餘並居て晒されける、何も女犯之御咎

め、町奉行坂部能登守殿掛り、先年より一兩人宛、右始末にて晒に相成候得共、一度に七十人餘並でさらされし事初て也、

但し、遊女場所の歸りを一朝に召捕ける、吉原を始め外隱女之場所に手配り致置き、召捕けるこの事なり、

- 日蓮宗深川淨心寺地中玉宗坊 義 堪二十四
- 淨土宗下谷盛雲寺和尙 貞 道四十九
- 日蓮宗下谷宗延寺中正壽院 張 長三十二
- 増上寺山内鑑蓮社所化 紹 經三十六
- 淨土宗芝西應寺内淨林寺所化 賢 瑞二十二
- 増上寺山内天寮 然 選三十五
- 同寺梅林寮 檀 禮三十二
- 同寺寛雄寮 清 戒十八
- 新義眞言宗芝三田寶生院所化 圓 海二十五
- 同宗武州荏原郡宗備寺弟子 法 輪二十
- 天台宗淺草寺中泉藏院和尙 硯 海二十五
- 淨土宗淺草誓願寺中瑤壽院和尙 善 教四十九
- 武州玉郡小山田村曹洞宗藏院和尙 祖 關二十五



新義真言宗武州埼玉郡明閑院和尚 宜 明三十三  
真言宗同足立郡木曾呂村藥王寺和尚

淨土宗淺草壽松院塔頭定嚴院 轉 泰 山二十九  
同宗武州葛飾郡下濱村宗福寺和尚 專 應二十四

曹洞宗常州河内郡關崎村本院寺和尚 鳳 山三十七  
淨土宗駒込蓮光寺所化 鑑 立二十九

淨土宗淺草宗安寺所化 知 玄十七  
同宗上總山部郡東金本領寺弟子 滿 閏三十二

同宗本郷丸山淨心寺所化 專 貞二十三  
日蓮宗谷中妙徳寺所化 脱 靜二十一

同宗駿河駿東郡沼津東覺寺弟子 海 勵三十二  
淨土宗小石川戸崎町無量院所化 慈 山二十八

日蓮宗牛込原町久盛寺和尚 天 碩十九  
曹洞宗龜井戸慈光院宥口 桂 隼二十七

曹洞宗千住伊向村藥師寺隱居 仙 貞二十八  
天台宗上總天羽郡高木村三光寺弟子 台 順三十一

淨土宗麻布新町遍照寺所化

日蓮宗武州荏原郡妙典寺留守居

同宗同所久保平賀村安立寺和尚

曹洞宗本郷丸山長泉寺所化

同宗水戸富田村大雄院所化

同宗駒込吉祥寺會下龍門寮

臨濟宗京都東福寺寺中即宗院弟子

曹洞宗駒込吉祥寺寮

淨土宗小石川源光寺所化

日蓮宗小石川蓮華寺所化

右同寺弟子

日蓮宗豆州賀茂郡妙國寺和尚

淨土宗飯倉順昌寺從身

増上寺山内岳蓮社隱居

曹洞宗龍土長昌寺所化

淨土宗深川大峯寺所化

乘 立二十七

流 慈二十八

龍 方十九

敬 順四十三

仙 龍四十五

徹 底二十五

全 岸二十五

大 頭二十二

玄 碎二十二

真 龍二十八

隨 法二十

清 雅十九

有 慶三十

理 政二十五

圓 體三十三

忍 澄十八

勝 濕五十八

頓 了二十六

泰 鳳三十

澤 全二十四

日蓮宗深川正覺寺和尚 惠 順二十四

同宗深川出行寺和尚 館 惠三十

真言宗武州高麗郡安泉寺留守居 智 靜二十

同宗同所常閑寺留守居 西 送六十

同宗同所阿彌陀院和尚 快 秀二十九

臨濟宗甲州巨摩郡擔雲寺所化 義 重二十

日蓮宗下谷坂本真源寺和尚 圓 光四十

淨土宗深川正源寺弟子 善 心二十五

同宗深川靈岸寺山内慈正院弟子 欣 了二十

同宗小石川傳通院所化 享 元二十八

同宗武州越ヶ谷天嶽院所化 戒 光二十九

同宗目黒祐天寺所化 真 閏十八

同宗淺草九品寺所化 智 眼二十三

同宗淺草念佛院所化 段 海二十三

日蓮宗淺草慶印院隱居 位 准二十七

日蓮宗武州荏原郡八幡村觀察 是 院二十八

天台宗信州伊那郡山吹村源法寺弟子 台 吉房二十七

右之通一並にさらされける、  
○天明六年の頃迄、通旅籠町三榭屋平右衛門とて、艾

賣有り、團十郎艾とて高名なるもの、見世は土藏造り、棟瓦留め鬼を附、立派なる見世にて、明和九辰年二月廿九日大火に、珍敷残たる見世なり、此息子至て淨瑠璃好きにて、富本と云ふ流義を弘め、富本豊前太夫と改め、古よりの常磐津文字太夫と肩を並べし男也、富本の元祖也、然るに家業の道はうとき故、艾の見世は寛政の始頃に断絶す、惜き事也、其後大傳馬町二丁目西側に艾見世出来せり、是も又三榭屋平右衛門と申せしや、團十郎艾と弘めける、彼豊前太夫が親族にも有之哉、

○寛政四年より咄し坊主連、芳町邊に住居せし石井宗叔連、今流行の長き咄しを始し男也、此坊主予湯島に住せし時、同町に近藤彌十郎連、御普請役相勤方へ宗叔参りて、先日松平内藏頭殿被召し時の咄しをぞ致ける、内藏頭殿より朝五ツ時頃近駕籠にて参候故、直に参候處廣間へ通し、次上下の男出で、暫く御ひかへと申て、彼男引込、夫より一時餘も爲レ待、又外之男出で、扱々御退屈なり連、又奥の方へ連行、少し御ひかへと云て引込、又一時餘も爲レ待、日暮迄に右のごとく七所程座敷を取替々々して、暮六ツ時過扱々御



退屈と申、奥の方へ案内致し行所、白晝のごとく灯り夥敷並べ、左右には次上下着たる男正しく並び居て、其前を通り、入側より内へ這入は、かひごりの女中兩がわに並び、美敷事何ともたごへ方なく、其中を又餘程通り行と、向の方に何か正敷上段に居られしが、則内藏頭殿也、側へ參れく被申ける故、御側へ參ると、咄せと被仰候故、直に朝迎ひの男かご昇の肩の高びく、又一間々々に取次の男形振顔の形迄まねて、夫より上下にて並びし人の形振、かひごり女の顔形ち、夫より内藏頭殿の咄せく被申しを廉にして、長々と咄ければ、殊の外御歡び、紋服其外さまさまの物拜領せしとて、此咄しにて、一夜近藤へ參り咄しけり、咄し坊主の元祖成、此坊主命終りしや、本所中の郷竹町川端の石屋に、根府川石の高さ四五尺計の石に、石井宗叔墓と彫、彼石屋の見世に有りけり、

○文政十亥年四月廿五日、

津輕越中守 名代岩城伊豫守

今度御昇進御位階之節、登城之砌、轅相用候由、然處先達て父越中守より内意申聞候處、轅相用候儀は難相成旨相達置候處、其心得も無之、此度相用候段不束

之儀被思召、依之逼塞被仰付候、  
右於下野守宅、老中列座、同人申渡、大目付織田信濃守、御目付曾根内匠相越、  
大目付 石谷周防守  
大目付 羽太左京  
此度大御禮之節、津輕越中守轅相用候處、出役御徒目付御小人目付より不申立候段、平日申付方不行届不調法之事に候、依之御目通差控被仰付、  
右於新部屋前溜下野守申渡、本多遠江守侍座、  
御徒目付  
速見左太夫  
小郷七十郎  
野宮市太夫  
御小人目付  
持田登平  
中島儀藏  
伊山忠藏  
此度大御禮之節、津輕越中守轅相用候を見請候は相糺、大目付御目付へ可申立處、無其儀不束之事候、依之押込申付、  
御徒目付  
金子榮五郎

- 小田又七郎
- 御小人目付
- 鈴木甚左衛門
- 伊丹源太郎
- 笠井新藏
- 加藤此八

此度津輕越中守轅相用候節、出役は不致候得共、出役之者より不申立候とも、平日供連之儀取扱候上は、相互に可心附之處無其儀、不調法之事に候、依御目通差扣格被仰付候、  
右於新番所溜、本多遠江守御目付へ書付渡之、御目付小田切土佐守宅にて申渡す、金森甚四郎立合、  
一、四月二日越中守家來より差出す、大目付石谷備後守様より家來一人罷出候様、御前日書置來、依之河合作左衛門罷出候處、青山下野守殿より、津輕越中守此度大御禮之節、轅相用候由御尋有之、如何之次第有之旨御尋有之候に付、水野出羽守様御勝手へ御問合申候處、公用人中相用候ても不苦旨、口上にて申聞候趣申上候處、備後守様被仰候には、併其趣にて答候ては、越中守殿格別之御沙汰にも難計候間、何れ品能書取差出可申旨被仰渡、奉畏御請罷歸

可申上旨申述候間、罷歸左之通御答書、御月番青山下野守様御尋に付、大目付石谷備後守様迄差出候書付之覺、去月十八日御大禮之節越中守束帶登城之砌、轅相用候に付、何方へ願伺之上相用候哉、取調申上候様御達之趣奉畏候、隱居代右衛門大夫昇進後、近衛家より右品相讓候得共、其後束帶之登城之儀無御座候に付、右代々一度も相用不申候、當越中守結構被仰付候後、此度初て之儀、且又席並相用候間、官位に相附候品と奉存候故、何方様へも伺并御届等も不仕、尤先席より當席へ昇進、初て狩衣差用候節も、御届等は不仕儀に付、此度四品之衣服并轅相用候儀も、右に准候儀と奉存候間、伺并御届不仕相用申候、御尋に付此段申上候、以上、  
津輕越中守家來  
河合作左衛門  
正月廿二日  
一、越中守家來差出候書付、去月十八日御大禮之節、越中守登城之砌、轅相用候儀、伺并御届等も不仕相用候段、不束之儀奉恐入候、  
津輕越中守家來  
河合作左衛門  
四月  
一、亥四月二日、下野守殿へ御三家方庶流、衣冠束帶



之節轅相用候儀、元祖之向下乘不自由之儀にて、是迄は用來らず候得共、同席之内多分轅相用、伊達遠江守、丹羽左京大夫等も相用候趣に付、向後松平左京大夫、松平中務大夫、松平播磨守、松平大學頭にも、衣冠束帶之節は轅爲三相用一申度被レ存候、右は爲三相用一候ても不レ苦儀に可有之哉、此段及三御内談一候様被三申聞一候、

御附札御差圖

右書付掛大目付御目付へ御渡返上御答書、御連枝方之義は表大名とも違、御取扱も別段之儀候得ば、是迄用不レ來儀、當時より相用候事に相成候は、前書申上候通、四品被三仰付一候ても、轅相用す向へも相歸旨可レ然儀に奉レ存候、文化度成瀬隼人正御内意相伺候節、轅之儀は不レ被三相用一方可レ然旨被三仰達一儀、旁此度被三申立一候趣は難三相整一候段、被三仰達一候方可レ然旨奉レ存候、依レ之御下札被レ成、御書面返上仕候、此段申達候、以上、

石谷周防守  
羽太左京

別紙轅相用御名面左之通、轅にて登城

濃守相越、御免之上差扣伺差出候處、不レ及三差扣一旨被三仰渡、右御喚出之節病氣に付御禮廻り、

津輕越中守 名代津輕左近將監  
隱居同 左京大夫 名代堀丹波守

一、同月十一日初て對客に出る、同月十五日初て登城す、

公家衆 御三家方  
松平越前守 松平三河守  
松平豊後守 松平兵庫頭  
松平安藝守 松平上總介  
有馬玄蕃頭 上杉彈正大弼  
松平土佐守 佐竹右京大夫  
伊達遠江守 松平出羽守  
丹羽左京大夫 黒田彌三郎松平美濃守

右之分御大禮并御法事等、束帶衣冠相用候節は、轅相用候由、

但、松平淡路守、丹羽左京大夫、四品被三仰付一候ば、

轅相用候由、

右之通文化十三子年、井上美濃守、彦坂三太夫申上候

趣、書面書留御座候、

一、閏六月六日

津輕越中守 名代奥山主 稅

通塞被三仰付一罷在候處、御免被三仰付一候、

隱居津輕左京大夫 名代河部勘左衛門

差扣被三仰付一罷在候處、御免被三仰付一、

右今般出羽守宅にて、申渡列座無之、大目付織田信

寶曆現來集卷之五目次

- 一、益太鼓賣之事
- 一、聖靈膳賣之事
- 一、上野大師朝參之事
- 一、田安御門外植木屋仁右衛門之事
- 一、神田明神市之事
- 一、所々火除之事
- 一、拂扇箱之事
- 一、纏羽連之事
- 一、正月紋付之事
- 一、辻博奕之事
- 一、牛込敵討之事
- 一、古着買二人連之事
- 一、勸進比丘尼之事
- 一、被布之事
- 一、小鳥カナリヤ之事
- 一、看板書之事
- 一、七月短冊紙賣之事
- 一、徳本上人之事

寶曆現來集卷之四終



- 一、藏宿棄損之事
- 附 委敷は十二卷目にあり
- 一、太郎稻荷之事
- 一、品川沖鯨之事
- 一、麻布筭橋出火之事
- 一、御鹿狩之事
- 但、十七卷目に委敷
- 一、京都大佛燒失之事
- 但、十四卷目に委敷
- 一、團扇賣之事
- 一、和唐紙を漉事
- 一、町方階子火之見之事
- 一、諸商人番附之事
- 一、聖堂御再建之事
- 一、伊奈半左衛門之事
- 一、忍蓮之池龍卷之事
- 一、仙臺通寶錢之事
- 一、町名札を打事
- 一、七色茶漬之事
- 一、切支丹坂之事

- 一、按摩笛を吹事
- 一、植木立花之事
- 一、納豆賣之事
- 一、ハゼノ木御植付之事
- 一、護國寺山内西國寫之事
- 一、やき芋之事
- 一、飛鳥山櫻之事
- 一、銅網破損之事
- 一、赤坂燒鍋之事

寶曆現來集卷之五

○寛政三年六月迄は、夏になると盆太鼓迎、手遊を賣來る、さし渡し五六寸位に、竹の輪に西之内紙にて張り、阿膠を引あやしき公家の繪を書、持所を長さ五寸程の柄を付、箸にて打ながら、盆太鼓々々々と云ふて賣來しが、其後さらに不來、一ツの價十文十二文位に賣けり、是を女子ども盆歌を唄ひ歩行、町に音頭の子供打歩行、手を引合ふて諱しき物なしりが、今の子供は手を引合て、歌は唄へど物あらく、兎角喧嘩好むやうにて、悪口など云ふて、女子遊びとは見えず、男童への遊びに似たるものか、

○寛政享和ごろ迄は、聖靈の膳とて、片木やひ打かんなかけと云ふて賣たりしが、いまは賣に來らず、草市にては賣けり、

○寛政二三年迄は、上野大師朝參り迎、三日十八日には明七ツ時より、參詣群集しけり、其頃は廣小路裏表ともに兩側、夫より五條天神表裏折廻し、佛店とて、一圓にけころと名付切賣の賣女あり、何も娘風俗にし

て、十五六より二十三を限りて、いかにも諱がたにして、二百文の切賣繁昌しけるが、隱賣女一統御取拂の砌、是も取拂になりける、夫よりして上の大師朝參りは、いつとなく朝參る人さらになし、さすればけころへの參詣にて、大師は附たりか、誠に有信増進はななく、物見遊山なるか、今淺草觀音參詣朝參りもあれど、多く遊山の心より發して、參詣の心になる人多し、信より發し參詣する人、百に一人もありや、

○田安御門外植木屋仁右衛門は、寛政三年麻布筭橋より出火迄、右地所居屋敷之所燒失後、火除地となりしが、明地番人迎小家を造り茶見せ出し、仁右衛門住居せし、一躰此男植木好ゆゑ、さまざま鉢植を並べ樂みとせしを、好みし人有れば賣ける、夫より後には植木やと誰云となく、火除地なれば追々に植込、自分と植木や仁右衛門と申、今は植木御用を勤め、染井花屋小右衛門、三河島七郎兵衛同様之植木やとはなりける、始めは聊かの腰掛茶屋成りしが、運の能き男なり、

○神田明神の市は、寛政六年十二月十九日、始めて草物飾物等を賣始しが、其頃兩三年は買人も賣人も市



めかず、唯なぐさみ人計出て、暮の買物は淺草市に限りしが、夫より日を取替、廿日廿一日此兩日を定日としけり、今は淺草市同様に、賣人も買人も市の心にぞなりけるか、

○所々火除明地は、寛政三年麻布筭橋出火より始りける、其以前明和九辰年江戸大火之節、虎の御門外明地になりたる事、其外は無<sup>レ</sup>之しが、麻布出火より、麴町三丁目善國寺毘沙門は神樂坂へ引、田安御門外、神田橋外、鎌倉河岸等は、其後追々出火之節、皆火除地と成り、佐久間町和泉橋際迄二十間も引去り、小石川富坂町も堀田原へ引、此類餘分出來せり、何も火除地とはなりける、

○三芝居は切落逆、寛政享和頃迄は、舞臺より鼠木戸迄の間、右は花道より左棧敷下まで、切落と唱へ、一間之土間なり、尤東の方棧敷下、西の方花道後ろは土間とて、仕切を入し所二側有り、其餘は一圓切落なるが、此頃より皆仕切を入て土間と申ける、昔は繩張りとして、漸く左右に遙る有<sup>レ</sup>之たるものなり、

○拂ひ扇箱、寛政中頃迄は、正月元日より扇賣り來りしが、此頃より賣計の人は不<sup>レ</sup>來、拂扇箱買ふと云て

嚴敷停止せり、

○牛込寺町の敵討、天明年中牛込寺町猿寺と申地内にて、常州の男親の敵年久尋居しが、寺町にて見留り、名乗掛ければ、彼猿寺へ逃込けるを、後より追打に胸へ掛け袈裟掛に、一刀にて打果しける、誠に見事なる事也、夫より番家へ上り、姓名國所を名乗り、敵の始末を申御届なし、御吟味之上御褒美下されける、其後又四ッ谷鹽町にて、常州水戸殿御領分之男敵討けり、此譯は末に委し、

○古着買紙屑買二人連にて歩行始は、享和年中向日向古川町古着買喜兵衛連、五十餘の男なり、此男中風症にて片身不自由なる故、俸留八を連籠を爲<sup>レ</sup>荷、自分、唯漸歩行て拂物を買歩行ける、夫よりいつこなく、病も無男共が二人連にて歩行ける、近頃の二人連には、何か子細も有るやうに沙汰しける、夫故屋敷方門などには、古着買紙屑買入べからずなど、申札出し置候、全く不正之商人も有る故に、かくのごとき門留なども有りけり、

○勸進比丘尼、寛政年中迄、淺草三島門前とて、田原町裏通に比丘尼の賣女有り、是もけころ同様二百文

來るなり、雲泥の違ひなり、  
○纏の羽連、寛政年中迄は、定火消役并町方迄、皆羽連の有りし物なり、一鉢筋り物には非らず、火氣の吹掛るを纏を振りて、此羽連にて火の氣を除たるもの也、此頃羽連は無用となりしが、又近頃は古への如く羽連を付けるか、

○寛政中頃迄、正月紋附とて、一枚の紙へ役者の紋二十又は五十、大紙には數百にも書たる物あり、此紙の真中へ本圍兩袖留花逆、數に應じて中り圍張巻置て、紋一つ何程と直段を定め、不<sup>レ</sup>殘紋賣ければ、其巻張置たる圍をひらき、當たる人へ代なりと、又は反もの櫛笄などを取らせけり、其紋を買時は、紋へ自分の覺え印を附置なり、是は寛政度嚴敷停止せり、

○辻博奕逆、是も寛政中頃迄は、専ら市中繁華なる所へ出て、往來の人勝負事せり、田舎道などは猶さらなり、是はたこま逆、六角のこまへ紋六ッ書、又紙へ同じ紋を六ッ書置て、人々好みの紋へ錢四文のせ置ば、こまを巡して、上の方へ出たる紋へ十六文遣ける、縦令ば二朱乗せ置く時は、金二分をあたへける、依て是を四割と申たる由也、往來は不<sup>レ</sup>及<sup>レ</sup>申、宅にて致候迄

の切見世、又朝より晝過迄は法衣は着ず、前垂を掛け、天窓を黒き木綿の裁につゝみ、かまぼこ形りの菅笠を冠り、柳骨籠の小さきを抱へ、御勸進と云ふて門に立なれども、町並家毎には立たず、屋敷窓下などに立て、無妻など、見える方へ行、咄しなど仕掛け、二百文にてせり賣なり、又其頃も提重逆、油元結糸針或は菓子など持歩行て、是も比丘尼同様賣歩行しも有りけるが、其頃より嚴敷停止、店內へ右類のもの置まじ逆、名主家主共に被<sup>レ</sup>仰付<sup>レ</sup>ける、今は比丘尼は一人もなければ、右提重と云女の類は、適には有ける哉、

○被布享和の始より流行せり、此節は女子、或は諸宗の所化法衣は着ず、隱者同様被布を着し、晴々と歩行せり、一鉢此被布と云は官服にて、公家衆の野服、平人の用ゆる服に非らず、尤今用る被布は、少し仕立方違ひも有る哉、先年官醫多紀永壽院、一ッ橋公より拜領して着せし時、永壽院云く、平人は用ゆる事ならず、一橋公の御官の野服なりと云へり、其時より此被布と申物、予始て見たり、其品は白き毛織の様に覺ゆ、今の仕立に替る事なし、

○カナアリヤ、ジウシマツ唐鳥也、天明の始の獻上と



なり、夫迄は唐人共旅館に飼置、歸唐之砌は染馴し女郎などにくれて行けり、夫より此鳥ふへて日本に多なりける、外の小鳥と違、雌雄飼置けば、籠之内にて子をなす故珍敷鳥なり、明和比迄は此鳥江戸にはなし、○看板書と云事、寛政頃より町方看板行燈など書歩行、最初は障子行燈之類張替置て、来るを待て爲書たり、今は紙を持來たり、張たり書たり、次第に世話もなきやうに調法にぞ有ける、なれども看板書計の商内にて、妻子をやしなひ立派に暮を見れば、書せる人の錢はへるなり、皆此類世上に近年甚多なりける、○七月短冊紙賣、享和年中迄は、短冊紙や色紙とて、丸紙の儘賣歩行しが、此頃よりさまざまに形ちり裁て、書計に仕立賣ゆゑに、以前の紙賣は止みけり、又近頃は形に裁たる其裁屑をませて、十枚四文三文位に賣歩行なり、此末十年も過なば、短冊又は五月の柏餅など、月見の團子之類は家毎にはせまじ、何事もそれらの家風も、皆略すやうになりて、正しき事は次第に止みけり、

○徳本上人、攝津國勝尾寺於念佛堂御行有之時、江戸表へ御下向、依て傳通院より寺社御奉行へ左之

通書上、

一、勝尾寺徳本上人四十二歳之時、享和三亥年十二月江戸表へ下向有之、則小石川傳通院山内逗留被致候に付、所化より爲念御届申上候處、將軍家之御聞に達し、徳本幼少より成立念佛修行之趣、委敷書付差上候様、寺社御奉行脇坂中務大輔殿より被仰付候故、寮主鸞淵へ相尋、役者を以書付差上候、

口上覺

一、當正月廿八日、當山所化より御届申上候徳本儀、幼年より念佛修行之趣、委細相糺可申上旨御達に付、則寮主鸞淵へ相尋候處、左之通に御座候、一、當山鸞淵同坊徳本儀、紀伊國日高郡志賀谷櫛村之産にて、同郡寶村往生寺大圓和尚之弟子に御座候、年來日光山へ拜參、宗法相承仕度心願に罷出候に付、去亥年十二月四日京都出立仕候、同月廿五日當山へ下着仕、鸞淵儀は先年徳本に隨身仕候縁を以、鸞淵寮へ下着仕候、右徳本儀は幼名三之丞と申、後重助と改名仕、寶曆八寅年出生仕、當子年四月四十三歳に相成候、父は三太夫と申候て、代々農民御座候、然處徳本四歳之時、隣家の子供忽死仕候、是を見請母に向ひ相

尋候は、誰にても忽死にて死す事も有候哉と申、母の申候様は、老少不定は世界誰にても如斯難頼由、申聞候に付、幼年之心中に無何之身之難頼事を存知、唯今にても相果候ば、後世は如何成所へ生れ、如何成事に相成候哉と、後世を恐候心發て、常々念佛相唱へ、其後九歳之時出家剃髮仕度由相願候處、父母許容不仕候故、延引致し、成長仕候て、家業之際も無之候に付、十八歳より夜分横に寝候事無御座候、唯坐しながら眠り候計にて、未明より禮拜念佛仕候、尤晝は田畑に出、家業乍仕念佛相唱へ、農業之隙有之節は、同郡大瀧川村、淨土宗にて月正寺と申所へ罷越、七日宛引籠別時念佛修行仕候、父は安永五年重助十九歳之時死去仕、其節父爲三菩提出家剃髮仕度母へ願候處、尤成事には候得共、夫三太夫に別れ心細思ふに、又其方出家致候ば、定て寺へ引籠可申と母申候に付、無據延引仕候、其後重助二十七歳之時、又々出家剃髮仕度段願候處、漸々母許容仕候、此時天明四辰年六月、同郡内寶村往生寺住持大圓弟子に罷成、出家剃髮仕、則徳本と改め、寺に罷在候節、大瀧川村月正寺へ引籠、三十日煎麥一合一日之食に仕、食事之外不坐

して立行道、高聲念佛禮拜仕候事に御座候、然處往生寺に罷在候ては、心の儘に念佛修行成がたく、依て其翌年同郡千手川村之上に、二疊半計の小菴を修理仕、晝夜不臥、裸身之上に麻茶袈裟計着用致し、一日之食事そら豆の粉一合宛、殊に獨行之義に御座候得ば、除髪も不仕、其儘にて念佛修行仕候、衣食省て仕候儀は諸人の供養を恐れ、又衣食に付世務あらんをいとひ、是はぼう食に眠り懈怠を氣ざし候故に御座候、尤夜八ツ時より草庵の本谷川へ下り、暑寒とも水垢離仕、其儘右の石に相立、廣懺悔之文を唱へ、夫より菴へ歸り、五千禮又は七千禮、右一日一夜に一萬禮宛、右菴に居住修行仕候事凡七ヶ年、三十四歳の時寛政三亥年冬、同郡荏原村に小菴を營、念佛修行仕候事三ヶ年、此内繩床に腰を掛け、晝夜不臥に罷在、又同郡海邊郡沙津山に小菴を營み、修行仕候事二ヶ年、其節も裸身之上に袈裟を着用仕、三十七歳之時寛政六寅年冬、同國有田郡須ヶ谷村山の中岩に椅掛け仕候て、翌年七月迄念佛修行仕、同月より同山之頂岩石に四尺計差掛、給仕之外餘人往來を斷ける、一千禮宛一千日之間禮拜念佛修行仕候、其後攝津國灘之住吉山



上に菴室を修理、念佛修行仕候事凡三年、寛政十二申年八月上旬、紀州様より歸國仕候様、御内々御沙汰に付、同月歸國仕候處、須ヶ谷村之山に菴室を御建被遊、暫く住居仕、其翌年享和元酉年十月迄念佛修行仕、夫より攝州勝尾寺にて念佛修行仕候事三ヶ年、同三年九月、京都東山如意寺にて念佛修行仕罷在候處、長髮にては異形に御座候故、同所鹿谷法然院にて剃髮仕候て、同十二月寒氣之砌、單物之上に袈裟衣を着用仕、同月四日京都出立仕候て致下向、當山へ入て掛錫仕候段、寮主鸞淵より相答申候、右爲御尋候に付、此段委細奉申上候、以上、

文化元子年三月

傳通院役者 印

寺社御奉行所

一、徳本上人日記書拔、左之通り、  
 一、文化三年、於三京都一閑院宮より御請待有之候に付、徳本上人被爲入候處、宮方多御參詣、其外重き御方被爲入ける、夫より一同御家衆に至迄日課誓受畢て、念佛往生之儀念頃に示されける、何も様方御隨喜にて、暫く勸戒有之ける、  
 一、同年二條左大臣殿へ御請待に付被爲入、此時之

御方御一族方并公家衆、其外重き御女中方、中には大納言と云御女中方迄、此時は何も持官之裝束、女中方迄其官之裝束故、誠に何ともたごへなく目覺き事也、皆參詣衆へ日課誓受、作法等被致、行者にも念頃に御示し有之、往生之一大事を暫く御咄し有之ける、  
 一、九條右大臣殿に御請待に付爲被爲入、是又御一族方并女中方、輕き公家衆に至迄、日課誓受剃髮作法被受候御方多く、晝四ツ時より夜五ツ時頃迄、さまざま御示し等にて手間取り、  
 一、靈鑑寺宮様へ御請待有之、此時は院家方并坊中諸山方丈方に至る迄夥敷參詣、是又日課誓受等畢て、暫く念佛會勸戒被致、誠に此日は參詣多混雜致ける、

一、華頂宮尊超親王へ御請待、此日は宮方不殘御參詣、日課御授與等畢て、念佛會往生之義暫く御示し有之、宮方にも殊之外被遊御歸依、道中御會札被下、是より華頂御殿と申御用札にて、何方迄も旅行差支無之相用ける、  
 一、庭田前大納言殿は、兼て行者の弟子に被爲成、則言葉の末と申徳本上人詠歌の本へ席を書分れ、庭

田前大納言と御認め、一首を詠せられ御弟子に被成候時、日課誓詞等之節、御簾之内に被爲入候御方も、右同様に誓受有之候得共、この御方様之事有らには認めがたく、何方様に有之哉不三相知、尤此時は重き公家衆御參詣餘多、何となく正敷事に有けり、  
 一、其後御當地へ下向、文化十一年六月廿日、増上寺於御神殿に、御本丸老女衆歌橋殿、瀧川殿、花川殿、藤島殿、富野殿、お金殿、おるせ殿、お立殿、此外輕き女中衆迄都合七十六人、日課誓受なり、  
 一、七月十三日於御同所、飛鳥井殿、成瀬殿、其外清岸院殿、輕き御女中に至迄都合二十九人、日課誓受有之ける、  
 一、八月十四日於傳通院に、御本丸園浦殿、關尾殿、外に女中方都合十九人同斷、  
 一、同十八日増上寺於御神殿、御本丸於萬之御方、おかえ殿、花山殿、小澤殿、花園殿、おみな殿、野口殿、瀧山殿、波江殿、初山殿、おとわ殿、園田殿、藤尾殿、福岡殿、石野殿、幾村殿、玉江殿、村瀬殿、園川殿、野島殿、岩尾殿、三島殿、杉野殿、藤川殿、染山殿、此外に御女中七十三人、剃髮作法日課誓受、

一、同十二年二月十三日於傳通院、御本丸榎野殿、酒造野殿、おくわ殿、此外に女中十三人右同斷、  
 一、七月廿一日増上寺於御神殿、西丸仲村殿、山路殿、御局衆龜岡殿、お清殿、お袖殿、おうち殿、お瀧殿、お源殿、於浦殿、おえな殿、中川殿、外に女中衆十六人、  
 一、八月八日於増上寺、西丸堀川殿、萬里小路どの、梅岡殿、正親町殿、於染殿、澤野殿、龜野殿、三島殿、梅崎殿、野島殿、おつち殿、お辨殿、清瀬殿、おちせ殿、おとせ殿、此外に御女中衆二百六十九人日課誓受、  
 一、同十七日於御同所、西丸龜井殿、川野殿、小野田殿、野津殿、長瀬殿、龜田殿、此外女中衆六十七人日課誓受、  
 一、同十八日於同所、西丸於見せ殿、おとぎ殿、おさよ殿、千崎殿、日課誓受、  
 右御本丸西丸老女衆始め、輕き御女中方に至迄、千邊乃至一萬邊六萬邊に至る迄、何も日課授與之御方なり、  
 一、日課授與又は御弟子に被成候御方々、  
 神田橋大納言様、一ツ橋刑部卿様、同兵部卿様、乘蓮



院殿、御子様方五人、此外奥女中に至迄六十五人、御同所御用人五人、諸役人十九人、醫師二人、奥役人四人、小役人三十六人、何も名面略す、

一、田安様にては御籠中様、榮松院様、幾之助殿、姫君様、歳姫様、奥老女衆より以下御女中に至迄、都合五十七人、外御醫師一人、

一、尾州中納言様御初め、老女衆十三人、奥女中百十六人、其外成瀬隼人正殿始め、諸役人衆六十三人、御醫師十四人、

一、同御守殿淑姫君様御始め、錦小路殿、岩田殿、此外に重き御女中七人、輕き御女中三十三人、御役人三人、

一、紀州大納言様御始め、轉正院様、豊姫様、同老女衆九人、重女中衆八人、輕女中衆三十八人、此外に水野飛驒守殿、同對馬守殿、御用人九人、御廣敷用人衆八人、諸役人衆四百六十九人、御廣敷内七人、廣間役十八人、

一、水戸敬三郎様御始め、清心院様、惠照院様、乘姫様、淳姫様、常姫様、英勝寺様、此外老女衆九人、重き御女中方十一人、輕女中方六十九人、又もの十五人、

外に中山備前守諸役人三十五人、

右之分老女衆輕女中衆、其外諸役人は名面略す、

一、文化十一年九月廿一日、行者相州塔之澤へ爲湯治一發足被<sub>レ</sub>致しが、一ッ橋様にて御請待被<sub>レ</sub>遊度由之處、出立故塔之澤へ御使差遣候に付、十月廿三日傳通院菴へ歸着、翌廿四日神田橋御館へ被<sub>レ</sub>出ければ、殊之外御兩所様御歡にて、夜四ッ時過迄御館被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>入ける、

一、其後行者北國筋へ化益被<sub>レ</sub>參候節、一ッ橋民部卿様御大病に付、南部領迄御迎使參候に付、歸府被<sub>レ</sub>致候處、最早御臨終正念御念佛唱へながら終らせけり、其御追善として、御館に於て御中陰中百萬邊百座、行者も歸菴即日より回向も致ける、

一、文化十四年五月廿日、尾州淑姫君様御逝去に付、御着用之經帷子へ行者に名號認め差上可<sub>レ</sub>申旨、老女村田殿を以被<sub>レ</sub>仰付、則相認め十念之名號を書被<sub>レ</sub>進ける、

一、尾州様より老女谷川殿、村田殿、梅岡殿、其外女中衆御使として、淑姫君様御送物色々御供養有<sub>レ</sub>之、行者此衣へ佛法崇敬すべき次第、梵網經の所説を引て

微細に述べられければ、何れも落涙して深く悦び玉ひける、日課誓受之方も有<sub>レ</sub>之ける、

一、同年五月廿六日、田安芳姫君様逝去に付、田安御籠中様より御頼に付、經帷子へ十念名號相認め差上候様被<sub>レ</sub>仰遣、爲<sub>レ</sub>御使老女冬野殿被<sub>レ</sub>參候、

一、文化十三年九月廿二日、西九御籠中様御産之御催に付、爲<sub>レ</sub>御代參御使者番衆を以、行者小幅之名號差上可<sub>レ</sub>申旨被<sub>レ</sub>仰下候に付、差上候處、水初尾を以平人の如く被<sub>レ</sub>召上候處、其夜八ッ時御安産被<sub>レ</sub>遊候由、翌廿三日早朝老女衆文箱を以、御安産御平癒之由御申越に付、御回顧被<sub>レ</sub>申上候、

一、文化十四年七月廿日、銚子浦永徳九四郎兵衛、并奥州南部千手丸金兵衛、同國山田豊徳丸、右三艘海上舟なるが、行者之名號を船魂に祭度由相願、是迄中國西國等海上舟、何も御名號を祭り、舟は安泰に乘來候由承候に付、相願と申候よし、いつもの通り板へ名號御認め被<sub>レ</sub>遣ける、何も舟魂に置ける、是に順候類夥多なるが爰に略す、

一、行者弟子高位諸侯計り名面を出す、此外夥多中人以下女中方多き故爰に略、何も請待之上日課弟子、或

は剃髮式等迄相濟候御方も有<sub>レ</sub>之ける、此本日は巨細は不<sub>レ</sub>留、請待之名面計、

尾張中納言様	田安右衛門督様	紀伊大納言様
一橋刑部卿様	清水菊千代様	神田橋大納言様
土屋相摸守様	米倉丹後守殿	松平讚岐守殿
水野壹岐守殿	成瀬隼人正殿	松平大膳大夫様
藤堂主殿頭殿	秋田近江守殿	伊東播磨守殿
松平下總守殿	本多伯耆守殿	松平右近將監殿
植村駿河守殿	松平隱岐守殿	水野飛驒守殿
松平大學頭殿	上杉彈正大弼殿	内藤大和守殿
松平右京大夫殿	松平備後守殿	酒井左衛門尉殿
松平越中守殿	阿部備中守殿	松平肥前守殿
上杉中務大輔殿	本多中務大輔殿	奥平大膳大夫殿
有馬玄蕃頭殿	黒田豊後守殿	稻葉丹後守殿
松平右京亮殿	田沼玄蕃頭殿	伊達若狹守殿
松平壹岐守殿	松平紀伊守殿	稻垣信濃守殿
土井大炊頭殿	細川和泉守殿	松平兵庫頭殿
五島大和守殿	酒井雅樂頭殿	松平肥後守殿
本多下總守殿	戸田日向守殿	松平越前守殿
分部左京亮殿	松浦肥前守殿	毛利讚岐守殿



鳥居但馬守殿 南部大膳大夫殿 六郷伊賀守殿  
 柳生但馬守殿 永井飛驒守殿 松平長門守殿  
 小笠原相摸守殿 黒田豊前守殿 井伊掃部頭殿  
 松平筑前守殿 松平淡路守殿 酒井縫殿頭殿  
 松平榮翁殿 小出信濃守殿 土屋駿河守殿  
 松平遠江守殿 松平出羽守殿 松平織部正殿  
 阿部鐵丸殿 松平土佐守殿 大關土佐守殿  
 小笠原信濃守殿 堀 淡路守殿 林 肥後守殿  
 大久保佐渡守殿 本多豊前守殿 松平備中守殿  
 本多淡路守殿 松平陸奥守殿 松平彈正大弼殿  
 松平周防守殿 水野出羽守殿 松平志摩守殿  
 松平因幡守殿 松平安藝守殿 佐竹右京大夫殿  
 立花出雲守殿 松平加賀守殿  
 右之外奥方隱居方餘多有之故、名面是へ不<sub>レ</sub>留、  
 一、文化十三年有信之輩より、三田山ランデンと申  
 所、御菴室地面に供養之者有<sub>レ</sub>之候に付、神田橋様一  
 ツ橋様依<sub>レ</sub>御願、公儀へ御内願有<sub>レ</sub>之候處、御老中方  
 及<sub>レ</sub>御沙汰に、荒増出來之趣、神田橋御用人丸山庄五  
 郎殿を以被<sub>レ</sub>仰下<sub>レ</sub>候處、何故か相止みける、但し此  
 譯は新規に菴室取立候事故、相止み候事と被<sub>レ</sub>存け

る、  
 一、同年五月十五日、神田橋大納言様より、御用人皆  
 川藤右衛門殿を以被<sub>レ</sub>仰遣<sub>レ</sub>候趣は、行者には盆後は  
 歸國之催し有<sub>レ</sub>之由、今暫く滯府可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之との御事、  
 行者藤右衛門殿へ直段、勘考之上他日御返報可<sub>レ</sub>仕由  
 申伸られける、  
 一、同年五月十六日、芝大僧正より行者には御歸府候  
 由、今暫く御滯府可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下旨、内役典山和尚を以被<sub>レ</sub>  
 申越<sub>レ</sub>候、  
 一、深川淺草寺院方五十四人連名にて、差出候書付左  
 之通、  
 上人様御當地へ御下向以來、四ヶ年之間莫大之御教  
 化被<sub>レ</sub>成下<sub>レ</sub>、道俗一同難<sub>レ</sub>有奉<sub>レ</sub>存候、然處暇と仕候御  
 住菴無<sub>レ</sub>御座<sub>レ</sub>候に付、此度武州神奈川宿新町山の手  
 に、護國山浦島院觀福寺は古跡にて、鎌倉光明寺第二  
 世白椿寂惠上人被<sub>レ</sub>成<sub>レ</sub>御中興、山林境内三千坪、除地  
 祠堂田畑五反餘、祠堂元金六十兩寺祿有<sub>レ</sub>之、右寺を  
 淺草深川の御好身寺院より、本寺の慶運寺へ懇望仕、  
 今般上人様へ奉<sub>レ</sub>御供養<sub>レ</sub>度奉<sub>レ</sub>存候、何卒御請被<sub>レ</sub>成  
 下<sub>レ</sub>候様奉<sub>レ</sub>願候、尤本寺住慶運寺へ暇と相談仕候上、

上人様御法孫永世御住菴に相成候旨決勸仕候、同末  
 其上何も異隔無<sub>レ</sub>御座<sub>レ</sub>候、何卒御請被<sub>レ</sub>成下<sub>レ</sub>候様奉<sub>レ</sub>  
 願上<sub>レ</sub>候、以上、

六月

淺草深川寺院中

行者殊之外御歡び禮謝被<sub>レ</sub>致、今に一行院之持寺也、  
 當住行者弟子本辨住す、  
 一、文化十三年八月十二日、小石川原町淨土宗一行  
 院、行者滯留化益之地に、公儀より被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>旨、増上  
 寺へ御老中より被<sub>レ</sub>仰渡<sub>レ</sub>に付、且其頃は行者下總下  
 小堀淨福寺において化益中故、飛脚を以申遣す、右に  
 付本佛和尚、本辨和尚、飛脚同道にて翌十三日出立、  
 一、十月五日行者下小堀淨福寺出立、  
 一、今般行者一行院滯留之儀は、神田橋亞相様御願に  
 て、増上寺大僧正教譽上人へ御内談之上、大僧正より  
 此一行院行者之化益地と成、諸參詣大群集故、寺社奉  
 行松平左近將監殿御取扱にて、御老中より徳本行者  
 於<sub>レ</sub>一行院<sub>レ</sub>化益、子細無<sub>レ</sub>之旨被<sub>レ</sub>仰渡<sub>レ</sub>候由、寺社奉  
 行より増上寺へ御達し、一寺住職之儀は、行者隨弟を  
 以住持可<sub>レ</sub>有旨被<sub>レ</sub>仰渡<sub>レ</sub>に付、本佛和尚當住被<sub>レ</sub>成、一  
 行院京都智恩院末寺なり、

一、十月十五日より、於<sub>レ</sub>一行院<sub>レ</sub>行者化益始る、  
 一、文化十四年八月四日、左之通被<sub>レ</sub>仰渡<sub>レ</sub>候旨、増上  
 寺より申渡し、  
 定

其院事、今般徳本行者依<sub>レ</sub>志願<sub>レ</sub>再營成就畢て、則に  
 行者可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>請<sub>レ</sub>中興開山<sub>レ</sub>者也、然る上者行者棲神之  
 依處、淨業精修之道場に候間、以來爲<sub>レ</sub>捨世寺、永世法  
 脉相續之旨御免許之事、  
 一、住持交代之儀は、向後番外に御定置候間、其院  
 法孫一同致<sub>レ</sub>内談<sub>レ</sub>住職之僧於<sub>レ</sub>願出<sub>レ</sub>は、吟味之上可  
 任<sub>レ</sub>其意<sub>レ</sub>候事、  
 一、於<sub>レ</sub>本末之式<sub>レ</sub>は、本山及御當山代替之砌、且年頭  
 之分は、先格之通可<sub>レ</sub>相勤<sub>レ</sub>候、其外末寺之儀は、一向  
 令<sub>レ</sub>免許<sub>レ</sub>事、  
 右定規之趣永世無<sub>レ</sub>違亂<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>相守<sub>レ</sub>者也、  
 教譽大僧正役者  
 安養院 湛道 印  
 文政元寅年八月 月界院 秀善 印



聖海念譽印  
典常岱譽印

小石川一行院

現住本佛

法類中

- 一、同年八月十日、行者年來護持之舍利其外之所具等、弟子本佛へ附屬す、
- 一、同年八月廿八日、本堂棟揚之時、於本堂に念佛一會有之、此時此世にては化益は是ぎりなりと被仰ける、參詣道俗、何故如斯被仰哉と悲みけり、
- 一、行者七月末より痰つよく、日々所勞の様子、右に付日々別時修行あり、
- 一、九月十五日、御本丸御臺様より、行者所勞御尋として、徳川滿徳寺を以、少しも快方に有之哉旨、御念頭に被仰下ける、
- 一、同廿四日、田安右衛門督様より、行者所勞之容躰被爲御聞召、爲驚玉ひて、御簾中様姫君様方より、老女衆を以御尋被爲遊ける、
- 一、同廿五日、神田橋大納言様を爲御尋、御用人丸山庄五郎殿を以、行者容躰委敷申上候様被仰遣ける、

- 一、同日又候田安右衛門督様より爲御尋、老女三輪山殿を以、名香被進ける、
- 一、同廿六日夕七ツ時過、公方様、右大將様、御簾中様より、被爲遊御所持候御珠數へ、行者加持致し差上候様被仰付候に付、則御加持仕候て奉差上候、
- 一、同廿七日、西丸御簾中様より、徳川滿徳寺殿を以、又候御尋被遊候、
- 一、同日一橋刑部卿様より、御用人衆を以御尋被遊候、
- 一、同日神田橋大納言様より、御用人丸山庄五郎殿を以、御尋被遊候、
- 一、同廿九日、西丸御簾中様より老女衆を以、行者容躰委敷申上候被仰下ける、
- 一、同日御本丸御臺様より爲御尋、徳川滿徳寺殿を以、水菓子、干菓子、葛、氷卸、天門冬、行者所勞爲御尋被下置候、
- 一、同日紀伊中將様并御簾中様御兩所より、爲御尋、色々御菓子被下ける、
- 一、同日水戸善覺院様、淨性院様、興安院様、右三方より爲御尋、老女衆入來、

一、晦日神田橋大納言様より爲御尋、大朝鮮人參、行者へ被進候、

一、十月二日、田安御簾中様より爲御尋、種々御菓子被進候、

一、同四日、神田橋大納言様より實操院殿を以、殊之外御案事被遊候迎、容躰委敷申上候様被仰下ける、

一、同日夕七ツ時過、大納言様より御用人衆を以、大人參又候急ぎ爲御持被遣ける、

右之外、九月十七日より、諸大名方御旗本衆に至る迄、日々之御尋に付、誠に混雜しける、

一、十月六日未の下刻、初御枕北之方へ居、西の方へ御向、御念佛御唱へながら、酉の上刻御入寂、十六歳之御時より六十一歳之御時迄、晝夜不臥被爲在ける、

一、十月五日、一行院世話人迎、行者六人御撰にて、兼兼六人々々被仰けるが、此六人之者へ六字を頭字に御居へ、御歌一首宛表具出來、箱入にて被下けるが、何も御歌撰取に致候故、夫にて不宜闈取に可致と、行者之差圖に任せ闈にて頂戴す、翌六日には御入

寂なり、此六人と申事、元祖圓光大師之時も、俗六人迎世話人有り、日蓮上人にも旦那六人とか申て、俗にて御世話致候者なるが、御歌左之通、

芝田町八丁目

佐野屋吉兵衛へ

なに事も無常迅速阿彌陀佛  
唱へる外にたよりなき身を

小石川富坂町

廣田屋仁右衛門へ

むかしよりなしつる事は皆まこと  
南無阿彌陀佛で往生はする

駒込千駄木

山田孫左衛門へ

阿彌陀佛といふは本願弘誓舟  
ほどけまかせに唱へ只のる

すがも五軒町

伊勢屋甚兵衛へ

身はしやばにこゝろはいつも極樂に  
南無阿彌陀佛と唱へるひと

神田鍋町

萬屋忠右衛門へ

たゞ唱へ寐ても覺ても身に添へる  
かげのごとくに守る阿彌陀を



佛願に任かすこゝろの尊うごさは  
小石川指ヶ谷町 佐野屋仁右衛門へ

をさめとられて捨られもせず

右之ごとく下されける、翌六日は御入寂なるに、五日下され、闍取に致べくなごの御言葉、中々凡人の及ぶ事に非らず、

○寛政始の事、淺草藏宿武家借入金、五ヶ年前より之分は棄捐被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>ける、五ヶ年此方之分は、利下げ被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>ける、是迄は金一兩に付九分宛利足遣し、以來は金一兩に付六分利と被<sub>レ</sub>仰出<sub>レ</sub>ける、又三季玉落之節、請取に罷越候節、藏宿にては中食酒等を出しけるが、以來決て差出候事無用たるべくと被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>ける、委敷は十二卷目に出たり、

○寛政八九年の頃、淺草新堀端立花出雲守殿下屋敷内に、太郎稻荷辻諸願成就せしこの事、誰申觸らせしや、兩三年の間大造に參詣群集せし、後には留守居之切手無<sub>レ</sub>之ては、屋敷内へ入ざるやうになりける、尤其頃は出雲守殿は若年寄御勤役中なり、何故か御役上り、本所すへの方へ居屋敷下され、夫よりしていつとなく參詣止けり、

○寛政七年三月、品川沖へ鯨流寄けり、何方にて突たる鯨なるか沖に浮たり、見物のもの船にて參りしが、臭氣つよく鼻を閉て舟より見るなり、予も見物に參しが、一向魚の形はしれず、大なる敷紙の浮たるやうに見えける、甚く臭氣有りて寛々とは見られず、其時官醫橋立菴殿の狂歌に、  
打寄する波は御濱のおにはぞと

鯨の汐をふくは内うみ

○寛政三年七月廿一日、晝八ツ時より南風吹出し、麻布筭橋より出火、赤坂邊麴町番町一圓、市ヶ谷御門内、牛込御門内不<sub>レ</sub>殘、小石川御門燒失、小川町一圓燒失せり、御門外へは不<sub>レ</sub>出、水道橋内左り側少し殘る、飛火にて水戸殿御庭榎木計り餘程燒失す、

○寛政七年小金原御鹿狩、宗齊公被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>成ける、委敷は十七卷にあり、

○京都大佛、寛政十年之時雷火にて燒失、屋根之棟より燃上り、雨天故類燒なし、其後不<sub>レ</sub>建、委敷は十四卷目に出たり、

○夏團扇賣、寛政中頃迄は本澁うちは、奈良團扇、さらさうちは、反古團扇辻、細篠竹に通<sub>レ</sub>賣來るものな

み増長し、其もと云へば奢よりの事也、

るが、近頃來らざるや、四月上旬より六月中賣歩行たるもの、役者繪の新板ものなら一本十六文、其外一通りの繪なら十二文十四文位、其頃迄は、今有る所の一本四十八文三十六文など賣はなし、

○寛政年中より、日本にて唐紙を漉事覺けり、専ら和唐紙とて至て奇麗なれど、薄き故大字の類は書にくし、

○寛政年中より、仙臺一國に限り、仙臺通寶と申錢を鑄る事御免なり、他國通用は停止也、形ちは撫角にして、通用錢とは異なり、

○寛政年中より、町方階子の火の見となる、其前は櫓火の見にて、端末の方は二三町組合て、櫓火の見なるが、階子火の見となり、末々迄も町毎に出來せり、

○寛政年中より、諸商人組合と申事、雜品に至迄番組を定めける、其以前兩替見世、藥種見世、此兩商買は大切之品故、吟味せしものなるが、外商人はさまでの事なし、然處近年に至りては、尠々の雜物に至る迄組合を定め、料理茶屋杯へ參會と號し、無益の飲喰に金錢を費し、其金錢を賣物に掛ける故、何品に依らず、次第に直上げのみにて、直下げの品無<sub>レ</sub>之、無益之事の

○聖堂御再建は、寛政十一年松浦肥前守殿へ御手傳被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>ける、是迄は去る辰年江戸大火之節、燒失後御假殿にて、此度以前之通御本殿と成ける、大成殿之地所御手狹に付、此度より手廣となり、神田明神前通り御圍込と成、是迄は明神下より松浦氏屋敷前迄、真直なる道の所、當時の形に出張けり、又櫻の馬場の方河岸通りに、覺樹王院鳳閣寺と申祈願寺有りける、此寺も御取拂となりて圍込み、(此寺は何方へ代地出候哉)今聖堂西の方御儒者之住居有<sub>レ</sub>之所也、夫迄は儒者衆は皆通ひ勤にて、外に六役と云て、林大學頭一手切之者にて、勤番はせしもの也、御再建より御儒者は居勤となり、六役は上りて聖堂勤番と申役名被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>て、交代通ひ勤となる、是は五十俵高上下役也、又勤番下役と申者同斷出來、袴にて是も日々交代通勤なり、儒者衆計が居勤なり、此明神前の道の曲りたるを、或人の狂歌に、

聖堂は直なるものと思ひしに

いまは孔子も道を曲たり

大成殿棟瓦留め右左に有しを、鬼狀頭と云ふ、形ちは



鯨の如く、頭の上に青龍刀の如もの立て有ける、或人の云く、水を吹形と云へり、又下棟の四方に瓦留め、鬼龍子と云ふ也、虎のごとく跡足を折て居るなり、兩様の圖所持せしが、何れへか貸し置く、追て書加、

○寛政四子年迄は、柳原土手下今有所之御郡代屋敷に、伊奈半左衛門連代々御役にて被勤候處、家名斷絶して以後、御代官五人之持と成、此時より郡代手附と申役始り、諸組より出役被仰付、年數勤向に依て、御普請役被仰付ける、伊奈氏勤役中は手切把入手代勤之役なり、手代勤を此出役之業となりける、右斷絶一件左之通り、

伊奈 左近將監

其方儀、子半左衛門去年檢見先より出奔之處押隠罷在、同十二月中其方差扣被仰付候、半左衛門儀差扣之儀取扱爲三相同、已に御目見遠慮に被仰付候、其方差扣中は、半左衛門御用相勤候杯と届等差出候儀共、旁御後聞き次第に候、一躰先頃家來申合、不届之始末有之候に付、其方不行届故之儀、拜借上納御差延之儀に付ても、不輕儀等申上候、常々身持不取締

にて、家來咎め有之節も、取締之儀共相聞不届に候得共、家柄之譯を以聊御宥愍之品も有之候處、右半左衛門出奔之頃、久々其分に捨置、當正月に至り届差出し、則近親へも始て及三相談候趣相聞、半左衛門は其方養弟、血脉之事に候得共、猶更厚取計可申處、養家へ對候ても不實之至、彼是重々不届之儀に付、累代之勤功有之儀故、猶も御憐愍之御沙汰を以、知行不殘被召上、末家伊奈平十郎、惣領伊奈小三郎新規千石被下、家相續候段被仰付候、小三郎は養子之沙汰に無之候間、其方は實家板倉周防守方に蟄居仕可罷在者也、

三月九日

右於三評定所、松浦越前守、池田筑後守、矢部彦五郎立合、越前守申渡し、

- 小普請近藤左京支配
- 伊奈 平十郎
- 名代 渥美 九郎兵衛
- 平十郎惣領
- 伊奈 小三郎
- 名代 野々山友三郎

本家伊奈左近將監事、重々不届之次第有之に付、嚴

重御仕置にも可被仰付候得共、御宥愍之御沙汰を以、知行不殘被召上、實家板倉周防守方に蟄居可罷在旨被仰出候、然處先祖以來累代之勤功も有之故、血脉之事に候得ば、小三郎へ新規千石被下、彼家相續小普請入被仰付候、然上は左近將監養子之沙汰には無之間、其趣可存候、且又平十郎次男幸之助儀、惣領に可仕旨、

右於三和泉守宅一老中列座、同人申渡之、大目付安藤大和守、御目付堀田主馬罷越す、

關東御郡代兼帶被仰付、

御勘定奉行

久世 丹後守

右於三芙蓉之間、同人申渡之、

但丹後守殿被仰付、一兩三年之間被勤しが、程なく御免となり、跡は御代官五人へ被仰付、此時より郡代手附と申御役始り、是迄は伊奈氏手代勤なるが、此手代も多分御暇となり、勤柄宜もの計兩三人残り、御普請役格被仰付、又郡代より諸大名へ御借付金も有之に付、出役之者掛りにて、出情なるものは御普請役並被仰付ける、

○寛政年中より、御用明地へ、はせと申木を御植附始

る、深川大橋向御舟藏前通り、淺草本所都て御用明地へ植付有之ける、何の御用なるや、

○寛政六年七月大風雨之時、東叡山下忍蓮池龍卷揚て、下谷七軒町無縁坂松平出雲守殿火之見晚鐘何方へか卷行けり、近所尋候へ共、何方にも無之との事、珍敷事なり、

○寛政七年なるが、町方天水桶へ、町名の札を打事始けり、

○七色茶漬、天明年中下谷大恩寺前町の出はづれ、今吉原西河岸外之菜畑の有所なり、此所へ茶漬見世を出せし男は、小日向荒木坂上原田何某とて、八百石の嫡子也、又此女房は同所鯛坂上牧何某とて、千二百石の娘なり、然るに此男官祿の望みなく、此娘を連、此所へ茶漬見世を出し、七色の香物を附て、いかにも手際宜して、賣弘ける、此男一躰俳諧の道委しく、吉原通ひの人々立寄り折柄も、俳諧咄しなごして相手となり、後には江戸座宗匠と成、名を鳥得器と改め、高名にぞなりけり、又女房も唯の器にも非らず、女宗匠となり、得詔と改め、諸侯の奥向へ立入、兩人共銘人となり、誠に天のなす所、生れながらの隠者にも非らず、官祿



の家に産れ、其徳下人と成ても名を顯らはし、人の下座に着かず尊貴せられて、兩人共目出度此世を去りにけり、又寛政四年芝露月町へ、誰人なるや此七色茶漬と云ふを始め、一膳毎に札を附替る事始けり、是よりして所々にさまぐ名を替て、茶漬見世多なりける、七色茶漬の元祖此得器なり、

○寛政年中迄、小日向切支丹屋敷迎、パテレンの用ひし道具納り有りて、日々勤番交代あり、其頃切支丹同心と唱へける、右道具其頃何方へか納替になり、其跡地所は明地となる、後鐵炮之稽古場にぞなりにける、勤番人は諸組明之節々割入となり、此衆の組屋敷は小石川安房殿町迎、松平播磨守殿上屋敷之後に有りけり、右故に小日向切支丹坂と今に唱へける、其頃の名なり、

○按摩笛を吹き歩行事、寛政年中より、是迄は按摩針の療治と云ふて歩行しが、吉原計は昔より笛吹たるもの、他所に笛吹歩行始しは、寛政度より始りけり、○寛政七八年より、立花と云小さき藪かうじの様な植木流行せり、黄の實、白實又丸葉杯、或はたやら葉、縮緬葉、斑入葉、凡百種も分てり、大造に流行たるも

のにて、實生一本にて代金五兩七兩位の品も有之、餘り高金珍敷もの故、後は盜賊など有りて、御咎等有之故、右高金には賣申間敷と御觸有之て、高金は停止となりける、なれど今に一本一分二分之品は有之ける、

○納豆賣、寛政頃迄は九月すへより十月に至り、賣來るものなるが、今は土用の明くを待て納豆賣來るなり、町に應せぬ故格別買人も有るまじ、何事も皆かくのごとく、暮使のごまめも秋より賣出し、かすのこも年中賣やうになり、何品に依らず、取越し商内の多く成り、

○寛政年中護國寺山内へ、西國三十三所の寫出來しける、初の内は修覆等も行届しが、近頃は物々見苦敷方も有之ける、是等も山師の業にて、其時の利慾に掛り、未々の事には不構、當座の口過のみにて、皆ケ様之類餘多有りける、甚だ不實意之事共也、

○銅網の破損直し、寛政四年より此商人來る、是は調法なり、其以前は不來、

むし芋計也、八里半は渾名なりと、九里四り味いと云、其後小石川白山前町家にて、十三里と云行燈を出候、是も亦右焼芋なり、今は町毎に焼芋計にて蒸し芋少し、扱悪口なれ共、此焼芋を賣人、これを見ても扱々むさくるしく、男は髮形面部垢染り、女は髮も取亂し、子供を脊負這すりなごして、きたなくこを見えけれ、

○享保三年、赤坂焼と云瀬戸物鍋釜等焼ける、獨身には調法の器と見えけり、

○寛政三年頃より、精靈さま御迎と云て、七月十六日朝より來り、彼苞へ十二文づ、附て遣す、夫を舟へ積み沖へ流に行たるものなるが、其後に至り右のごとく錢を取て持行、往來少き方へ捨置なり、右故に文政七年左之通町觸有之ける、皆惡賢しき奴らの致す事なり、

毎月七月聖靈棚之儀、町々并請負人その最寄河岸の舟へ申付、舟場へ致し持參候を請負、舟積に致し、芥捨場へ捨來候處、近來は素人共聖靈迎と唱へ、船并捨場所迄へ難歩行、賃錢を取、右棚芥舟へは不積、河岸又は明地明店杯へ捨置候故、町内より芥

請負人へ祭計り申、取片付爲致、難儀致し由、并に河岸物置場等にて、車力共右同様之始末致候も有之由、右之内には川々等へ捨候も有之哉、御堀へ流出多淨、芥常浚請負人共難儀致候旨、芥請人定行事共、此度御調之様申上候事、右に付近年素人聖靈之迎と唱、市中雜歩行候儀、其外前文始末相違無之哉之事に候、

但早々承札、否返答書一兩日之内取集め、可差出旨之事、

未七月十日



寶曆現來集卷之六目次

- 一、赤冬瓜之事
- 一、永代橋落之事
- 一、石菖流行之事
- 一、盆中棚經之事
- 一、八歳之女子出産之事
- 一、近々御社參沙汰之事
- 一、二分金通用之事
- 一、小判并一分金御吹替之事
- 一、白西瓜賣始之事
- 一、灯燈張替直之事
- 一、江戸手紙使之事
- 一、日勸進非人之事
- 一、流鏑馬之事
- 一、三季御切米渡凡高之事
- 一、南部家來相馬大作之事
- 一、堀之内妙法寺所化晒之事
- 一、柳原越中守御加扶持之事
- 一、異形之暈之事

- 一、四ッ谷敵討之事
- 一、下駄の齒入之事
- 一、長芋會所之事
- 一、綿脱專之助生替之事
- 一、百歳同心坊之事
- 一、鷹野妖之事
- 一、琉球國島々餓死之事
- 一、星餘多飛ぶ事
- 一、歳暮青菜高直之事
- 一、出羽國大地震之事
- 一、鳶風之事
- 一、風の糸目の事
- 一、開帳幟之事
- 一、萬歳言葉之事
- 一、三味線四ッ乳之事
- 一、四歳の小兒目方之事
- 一、伏見宮今井主殿之事
- 一、夏中往來人殺之事
- 一、濱町夜鉄炮打たる事

寶曆現來集卷之六

○文化年中より、赤冬瓜云物賣けり、越瓜の大なる形ち、色は唐茄子の如く、肌も同じ、味ひ予不レ知、八百屋二三つ宛有のみ、

○文化四年八月五日、深川八幡祭禮之處、雨天延引、同十九日に祭禮有りける、大群集して深川永代橋東之方三間程の間、群集最中橋落て、往來の人四五百人も水死せり、大變之事、群集之事なれば何事哉と、左右驚き押落され、押人留らざる故、或侍刀を抜振廻しければ、皆人跡へ押戻したる故落る人止みけり、武家の心得べき事、刀にて追返さずば何程水死有事哉、此侍も狼狽して驚なば共に落べきに、自分も落す、人も落さず、まことに帯刀せし人の鏡なるべし、

但し四ッ半時頃、東之方杭三本めり込、桁折れ橋板落入水死人多、其内揚て宿所知れし分左之通、流死之者何程成哉、怖敷事也、  
京橋南傳馬町三丁目次右衛門店八兵衛勢州住居  
支配人藤七召仕  
伊 助二十五

上槇木町長右衛門召仕	吉五郎十五
神田松下町一丁目新八方	七之助十六
本石町十軒店九兵衛店久兵衛召仕	八十二
淺竹西仲町傳八店玄部	小四郎十五
神田久右衛門町一丁目藏地安兵衛店藤助妻弟	爲次郎三十六
京橋常磐町新兵衛店安兵衛倅	長吉三十四
靈岸島鹽町又右衛門店佐七娘	熊次郎十一
木挽町六丁目新兵衛店吉兵衛孫	か 六歳
麴町十三丁目庄兵衛店長兵衛倅	辨之助三歳
木挽町六丁目新兵衛店吉兵衛倅吉太郎妻	又兵衛二十六
同所源兵衛店	こ 二十二
麻布谷町家主	平 助三十
京橋常磐町新兵衛店	平 七三十六
同人娘	安兵衛四十
	な つ二歳



本材木町二丁目丈助店廣右衛門弟  
 久五郎十八  
 茂右衛門五十九  
 政十郎三十二  
 南小田原町一丁目留五郎店市兵衛召仕  
 和助五十  
 靈岸島鹽町長右衛門店  
 與市三十  
 赤坂裏傳馬町一丁目文五郎店  
 庄三郎四十  
 久次郎九歲  
 小石川戸崎町新組人足和助弟子  
 平右衛門五十一  
 日本橋小松町伊助店町醫  
 養元四十  
 横町一丁目與兵衛店  
 德太郎三十五  
 本八丁堀五丁目助右衛門店武右衛門妻  
 むめ五十三  
 堀江町二丁目喜兵衛方止宿甲州郡内百姓  
 與兵衛三十五  
 南横木町藤七店清藏娘  
 こう五歲  
 長崎町喜右衛門娘里子に參居たり、  
 武州荏原郡大森村百姓  
 三郎兵衛四十三  
 市五郎二十  
 神田富山町二丁目彌兵衛店庄助倅  
 久助三十五  
 小石川下富坂町次兵衛店吉五郎召仕  
 榮次十歲  
 同所同店半兵衛方居候  
 半兵衛六十  
 同店  
 又七十四  
 同娘  
 よし五歲  
 四ッ谷鹽町一丁目  
 伊助五十  
 住吉町彌右衛門店安兵衛倅  
 作次郎二十  
 安五郎十五  
 榮次郎八歲  
 宗助二十三  
 南鍛冶町二丁目重兵衛店  
 武州足立郡千住一丁目富右衛門店  
 平八七十一  
 上總天羽郡口岐村百姓  
 孫八十四  
 弟  
 善次郎二十九  
 八丁堀岡崎町宗兵衛店  
 孫市二十一  
 麻布木挽町金十郎店  
 三善次  
 山下町六兵衛店  
 久兵衛三十五  
 同人倅  
 政吉六歲

南鍛冶町二丁目八太郎父  
 觀月七十二  
 下谷龍泉寺町鐵五郎店  
 伊之助二十九  
 麴町十三丁目伊兵衛店  
 熊次郎十八  
 新乗物町茂七店彦助倅  
 勘助十五  
 新石町一丁目新五郎店  
 專十郎三十一  
 神田明神下西町藤次郎店  
 半藏五十一  
 赤坂新町一丁目清兵衛店八番組人宿大次郎寄留  
 友吉三十四  
 住吉町裏河岸傳六店文五郎父  
 清助五十五  
 通油町八右衛門店茂兵衛召仕  
 清五郎二十七  
 鐵砲洲十軒町家主半兵衛倅  
 勝次郎二歲  
 非人善七手下小傳馬町河岸小屋頭長兵衛抱非人  
 利兵衛三十六  
 芝北新門前町久兵衛店安兵衛娘  
 く に二十三  
 小傳馬町次兵衛店  
 ふ さ十五  
 八丁堀水沼町仁兵衛店金兵衛娘  
 ふ で十歲  
 芝西應寺門前代地平七店平次郎居候  
 藤七十一  
 松平政千代家來布施舍人若黨  
 佐藤見藏三十六  
 松平丹波守中間  
 友右衛門四十五  
 佐竹右京大夫家來田代口門小者  
 官次二十八  
 南部左衛門尉家來  
 松田松三郎二十三  
 尾張御同心  
 松原利右衛門四十二  
 寄合長谷川音之進家來  
 水野茂兵衛五十五  
 一向宗芝金杉安樂寺納所  
 生田清兵衛五十五  
 本石町十軒店九兵衛弟子  
 隨道十九  
 勘四郎十六  
 麻布田島町八兵衛店  
 鐵五郎二十五  
 新橋森山町十藏店  
 加右衛門四十八  
 神田雉子町抱番人  
 嘉助四十七  
 日本橋品川町裏河岸藤兵衛店直吉弟  
 庄藏二十八  
 日本橋箔屋町喜兵衛店三七郎弟  
 象八十二  
 日本橋通一丁目五人組持  
 美兵衛四十三  
 芝飯倉片町傳兵衛店  
 美那十三  
 右同斷店  
 與七十一  
 神田小泉町源七店長次郎倅  
 松五郎十三



堀江町二丁目喜兵衛方居候甲州郡内百姓  
 助右衛門五十  
 南横木町藤七店 清 藤三十  
 同人妻 兼三 ね二十三  
 下横木町平兵衛店 ち 郎三十五  
 同人妻 傳 せ二十七  
 南小田原町家主 八四十二  
 八丁ぼり龜島町仁兵衛店 庄兵 衛六十  
 淺草諏訪町清七店 仁三 郎三十  
 赤坂裏傳馬町一丁目文五郎店仙之助倅 角次 郎九歳  
 八丁堀北島町勘三郎店糸三郎倅 千 松十三  
 桶町一丁目茂七店儀兵衛召仕 吉五 郎十五  
 本所入江町忠兵衛店伊助孫 榮 吉十四  
 南八丁堀一丁目代地善三郎店 留五 郎三十一  
 芝口一丁目源右衛門店彌兵衛召仕 和 助三十  
 淺草花川戸町傳兵衛店文藏居候 忠 藏二十五  
 下總國國府村百姓留右衛門娘 小 吉三十  
 兵 米二十七

横町一丁目喜兵衛店清右衛門倅 久三 郎九歳  
 西久保大養寺門前清兵衛店 長次 郎五十二  
 靈岸島濱町長右衛門店與市倅 平次 郎六歳  
 芝北新門前町久兵衛店 吉 六四歳  
 南新兩替町三丁目藤右衛門店善五郎父 忠兵 衛五十三  
 備後國幸右衛門舟水主 平 八七十一  
 日本橋鎗屋町喜兵衛店甚右衛門弟子 新太 郎十七  
 横山町一丁目文左衛門店 市次 郎十九  
 京橋弓町清三郎店安五郎兄 彌 助四十一  
 同塗師町七五兵衛店 勝五 郎四十一  
 同人倅 榮 吉十二  
 芝口三丁目源兵衛店傳右衛門弟 久五 郎三十七  
 同人倅 久次 郎九歳  
 神田元若井町孫八店善兵衛兄 長兵 衛四十一  
 坂本二丁目傳右衛門店新五郎召仕 定五 郎十五  
 神田富山町喜兵衛店政四郎居候 宗 助二十

本石町十軒店家主 久 兵 衛四十五  
 神田皆川町二丁目糸藏店林之助召仕 利 助二十二  
 麻布永坂町源兵衛店 庄 藏五十  
 伊勢町與助店 文 七二十一  
 同人方居候 喜右衛門  
 麻布本村町清吉店 忠 助二十二  
 新材木町安兵衛店安次郎方居候 武右衛門 六十八  
 麻布本村町忠七店 友 八  
 八丁堀水谷町長兵衛店 金 藏二十四  
 淺草淨念寺門前佐兵衛店與三郎娘 久 三十七  
 京橋水谷町勘兵衛店藤助妻 た 三十七  
 同人召仕 茂三 郎十三  
 紀州殿中間 要 助二十三  
 松平政千代家來 遠藤助右衛門十九  
 南小田原町二丁目惣兵衛店 新右衛門 四十一  
 靈岸島濱町次兵衛店 市五 郎二十三  
 松平阿波守中間 宇兵 衛五十二

本多下總守家來 吉岡 一 巳二十五  
 松平榮之丞家來中村文左衛門妻 つ さ三十五  
 松平右京亮家來 山本 專藏二十三  
 小笠原佐渡守家來 加藤 源藏四十  
 九鬼式部少輔中間 久 助四十二  
 松平丹波守家來 平 四 郎二十八  
 酒井兼右衛門  
 岡部美濃守家來 三田嘉五 助三十五  
 佐竹右京大夫家來早川金十郎倅 早川八五 郎十歳  
 松平薩摩守家來 金 八三十八  
 黃樂宗市ヶ谷涼月寺所化 敬 誂十九  
 右者引取人出候分、此外引取無之、無縁寺へ送候分 數不レ知、

○文政七年八月より十二月廿日頃迄、石菖の鉢植流  
 行せり、先年の立花の如し、さまざま替りたるもの出  
 來、斑入又は異形の品等分たる事二十種を過たり、  
 中にも高金之品は、有栖川、政宗、黃金、虎の巻、雪山、  
 黒龍、腰蓑、黃島、虎髭、晝夜など、申て大造に流行け



る、其品々今に間々有之けるが、今は雨落或は泥腐の淵などに植置なり、誰振向見るものなし、流行と云ふものは何の譯やら、人々移り氣なるものなり、其時予根津敷下植木や勇藏方にて、流行始めに政宗と云片身替り之石高七鉢にて、金一兩一分に買、兩三日過染井花や茂右衛門來りて、金四兩二分に買度よし申故、金五兩に賣遣ける、直さま翌日彼茂右衛門、四ッ谷大木戸相馬何某方石高會へ持參し、金七兩に賣ける、又有栖川と申を八寸ぐらいの香爐、植付有之を、予植木や清助より金十兩に買受、直さま番町七郎左衛門殿と申御旗本へ、十三兩二分に賣けり、是を賣たるは十二月十六日、同廿日頃より俄直段下落して、損せしものも有り、予は仕合よく、僅十四五日之間に彼是八九兩徳分有ける、流行と云もの、手廻し能く慾少くすれば損はせまじ、夫をまごくと引張居ると損をするなり、流行ものは面白物也、是は若い了簡でなければ出来ぬ也、

○盆中寺より棚經とて來る事、古よりあり、是は文化五六年迄は、十四日十五日此兩日を限り所化來りしものが、其頃より未だ聖靈棚も釣ざるうちに、十三日

朝より來るなり、此檀家へ寺より所化の廻るは、若邪宗にてもおこなひせまじやと、其爲め檀家を改方々、棚經とて所化を廻すなり、今は其意は不之知、唯坊主の錢取のやうに、心得て來やらん、是は心得違なり、○文化九年下總國にて、八歳の女子男子を産けり、年代記にも出ける、委細書付有之しが見當らず故、追て書入べし、

○文政五年五月十七日、植村駿河守殿御申渡し、近年之内日光山御宮へ御參詣可被遊旨被仰出候、追々御治定被仰出候に付、其節出仕有之候事に付、恐悅申上に不之及候、右之趣面々へ可被相達候、

一、同年五月十九日、日光山御宮御參詣、御用向出羽守駿河守取扱候事、日光山御宮御參詣之儀被仰出候に付、追々其役々に御用向取調候様、向々へ可被相達候、

一、同月廿九日、駿河守殿御達之二通、今度日光山御宮御參詣之儀、萬端御手輕に被遊、下迄も無益失費無之様との思召に候、依て萬石以上を始御供其外、日光表へ罷越面々、并家來下々に至

迄、衣類諸道具等可成丈質素に致し、無益之儀無之様可被致候、且又御旅館又は御小休等御座所邊にも、格別見苦敷無之分は其儘にて御用立、左様難相成二分は、隨分手輕に修覆致し、座敷向其外旅宿等、猶又有來之儘にて不之苦、若捨置がたき方は手輕に取繕、何も可也に御用相濟候得ば宜儀と相心得可被申候、尤御用筋之儀は、御先格之通たるべく候、乍併其内にも簡易に相成候ば可被申聞候事、

一、御道筋宿々并道橋等も、有來之通にて不之苦、若し難差置場所は、得と見分之上、手輕に取繕候様可相心得候事、

右之趣、安永度にも被仰出候事にも候得共、此度別て御手輕之御趣意に候間、以前其心得にて取調可被申候、最其段向々へも可被達候、以上、

一、享保十三申年、安永五申年、日光御參詣之節、御入用金方口々相認め、享保より安永度は相増候か、又減じ候廉へも、是又委細其譯相認加へ可差出候、右之趣向々へ可相達候、

五月  
一、文政六、未年四月十七日、駿河守殿御申渡し、來る

酉年日光山御宮御參詣可被遊旨被仰出候に付、爲御祝儀、明十八日、服紗給麻上下着用總出仕之事、

一、西丸へも爲御祝儀、明十八日總出仕之事、

一、右爲御祝儀、老中若狹守、能登守、御本丸西丸若年寄宅へ何も被廻候事、

但、萬石以上病氣幼少之面々は、御本丸西丸番老中へ、使者可被差出候、

一、在國在邑之面々并隱居之面々、老中若狹守、能登守飛札可被差越候事、右之趣可被相觸候、

四月十七日  
右に付、追々御書付御供書名面等、餘多故略之、

○文政元年より、二分金通用始る、

○文政二年小判并一分金御吹替有之、形替る事なく少し小振なるが、小判は少し厚く出來故、取調能くなりける、小粒も少し小振と成ける、

○文政元年秋より、皮白き西瓜を賣けり、中は何も替る事なく赤く有ける、初ては兩國朝市に二ツ三ツ出けるが、夫より次第に殖えて、何方にも有之ける、けれども有り來の西瓜程は出ざる也、

○文政三年より、提灯張替商人來る、是は調法なる







秋田領白澤宿まで罷越候處、越中守には道を替歸城致候故、不<sub>レ</sub>遂<sub>二</sub>本意は<sub>一</sub>ごも、右企之趣露顯可<sub>レ</sub>致、妻子其外召連出奔致始末、不<sub>レ</sub>恐<sub>二</sub>公儀<sub>一</sub>を仕方、不届至極に付、青山下野守殿依<sub>二</sub>御差圖<sub>一</sub>獄門申付、

同人妻

や二十六

右南部大膳大夫家來へ引渡す、

南部大膳大夫家來  
佐々木伊兵衛

右あや儀、於<sub>二</sub>青山下野守殿御差圖<sub>一</sub>引渡遣す、得<sub>二</sub>其意<sub>一</sub>主人へも可<sub>二</sub>申聞<sub>一</sub>、右之趣證文申付、町奉行柳原主計頭申渡す、

予按するに、大作は南部家には大忠義成男也、惜しき事なり、大膳大夫は大祿の大名にも似合ざる小人也、縦令臣下筋より天下に成たるとて、鬱病となり死ほご残念いかゞしき、太平の代なればこそ残念のくやしいのと思ひしに、草履を取、股をくゞりても昇進はする也、戰國の折なら、親子の見さかひさへなきに、越中守何程官位昇進すとも、南部家臣下の垢は落まじ、夫を臣下筋の男官位昇進せば、己れ又其上へ官位昇進する事を工むべし、越中守の

昇進を氣鬱して死すほどの男なら、越中守の末座が持前なり、二十萬石には高き男なり、家來の忠義過て、大膳大夫が恥辱となりぬ、  
○文政七申呼八月廿七日より廿九日迄、於<sub>二</sub>日本橋<sub>一</sub>三日晒になりける、先年寛政八年八月出家七十八餘、一度に竝べて晒になり、其後竝べてさっされしは此度なり、

武州多摩郡堀之内村  
日蓮宗妙法寺所化

是 過 是 說 眞 音

圓 是 過 是 說 眞 音

此者共儀、清僧之身にて、武州内藤新宿旅籠屋ごも之内へ罷越、飯賣女を酒の相手に致し、密通之上女犯に及、剩教是は新吉原町へ罷越、遊女買揚及女犯し、又は四ッ谷大宗寺門前重左衛門外一人罷越、魚肉食用及遊興、或は院内へ魚肉取寄食用に致し、始末不届に付、晒之上觸頭へ相渡す、寺法之通可<sub>二</sub>取計<sub>一</sub>旨申渡

し、引渡遣す者也、

○文政七申年八月十九日、被<sub>二</sub>御旗本<sub>一</sub>之寫、

柳原越中守

久能山御門數代相勤候處、小作にて用途手張候趣、舊家之儀にも候得ば、永々勤續候様被<sub>二</sub>思召<sub>一</sub>、格別を以新規二百人扶持被<sub>レ</sub>下<sub>二</sub>之<sub>一</sub>、右於<sub>二</sub>芙蓉之間<sub>一</sub>右京大夫申渡、老中列座、

○文政七年、柳澤伊勢守領分越後蒲原郡小出村百姓久助、與四郎、佐七、甚八、右四人申合焚木切出し可<sub>レ</sub>申と、去る二月廿七日、同村宗越と申山へ罷越、小家を掛け可<sub>レ</sub>申と、地形等に掘平均候處、八尺廻り程の石有<sub>レ</sub>之故取除候處、右石之下より通用文字金子百二十九兩掘出候旨相届、金子差出旨申候に付、吟味仕候處、右場所は前々より人家等無<sub>レ</sub>之場所に御座候旨、在所役人共申越候、依<sub>レ</sub>之右金子如何可<sub>レ</sub>任哉 此段奉<sub>レ</sub>伺候、以上、

五月廿九日

柳澤伊勢守

右御用番下野守殿上る、

○文政五年正月廿一日、朝五ッ時より四ッ半時過迄、如<sub>レ</sub>斯暈あり、○圖省略

按陽成御宇元慶七年十二月十七日申の刻、日の左右に珥、醍醐御宇延長八年、虹屢遶<sub>レ</sub>日、日本後紀曰、淳和御宇天長元年二月丙戌巳の時、日輪暈兩傍にあり、光宛似<sub>レ</sub>虹薄、  
晉書曰、惠帝元康元年十一月甲申、日暈再び、重赤青有<sub>レ</sub>之、  
金史曰、承安八年四月癸卯、日暈二重、皆内は黄にして外は赤なり、  
眞文大成朱文公曰、暈北連環貫<sub>レ</sub>日、兵起相爭、隋來曰、日文有暈、人主左右有<sub>レ</sub>爭、朱文公曰、暈兩珥而虹貫<sub>レ</sub>之、戰縛<sub>レ</sub>將、  
右は林氏より書上也、

○文政七申十月十四日、四ッ谷鹽町一丁目において、敵討留の次第、

御書院番池田甲斐守組  
山田三十郎知行所  
上州練野郡阿久津村  
百姓佐市養子

市申十八

私儀親之敵討留候に付、御檢使之上御尋御座候、私儀土井大炊守様御領分野州安蘇郡佐野寄村百姓にて、足袋職仕候源助悴にて、右源助二十二歳時、上州高崎



連雀町にて、七郎左衛門店に罷在候庄次郎病死仕候に付、引越世話致し、源助并弟子安兵衛一同職分致罷在候、七ヶ年以前六月四日、右安兵衛と源助と申争致候處、安兵衛儀源助へ煎茶を掛け候に付、源助儀けさんをは疵を付候處、隣家之者共罷越、源助を隣家へ連參申候、宥め候よし、暫く過て源助儀宅へ參候處、眞木割を以頭を打、疵付氣絶仕候處、村役人共罷越、聊之疵に有之之間、案じ候儀無之旨爲申聞、色々療治仕候得共不相届、同六日相果申候に付、安兵衛儀は直に逃去申候に付、右之段御領主松平右京大夫様へ御届申上候得ば、御檢使被下置、委細御調有之、其節は私幼年にて何之辨へも無御座候、其比右七郎左衛門之世話にて、前書佐市養子に相成候、成長に隨ひ右始末承り殘念に相成、最佐市儀は無念流劔術指南致候者に有之候間、四ヶ年稽古仕、去未年七月迄は、上州高崎邊并御當地心當所々相尋候得共、安兵衛行衛不<sub>レ</sub>相知候に付、一と先國許へ罷歸、當七月中野州足利邊用事有之罷越候處、右源助弟子吉兵衛と申者、安兵衛儀は江戸表へ居候旨、右吉兵衛止宿致候宅へ、江戸より職人參り噂之旨申聞候間、直に國許へ罷

歸、八月三日淺草平右衛門町家主不<sub>レ</sub>知藤七儀は、知人にて同人方へ罷越、粉商内致故、粉之手間を致、手透を見合御當地所々相尋候得共、見當り不<sub>レ</sub>申候處、藤七俣藤藏と申者、四ヶ谷内藤新宿三河や徳右衛門方に奉公致候に付、私折々藤七使に參候節、道筋に安兵衛罷居候哉と心附罷通候處、先月十五日麴町十二丁目にて、紀伊國屋と申足袋屋見世に安兵衛見掛け候、其日は使先之事に候間、藤七方へ罷歸、翌日安兵衛に相違無<sub>レ</sub>之哉と存、罷越見候處、相違無<sub>レ</sub>御座候間、同人居所養父佐市に可<sub>レ</sub>申聞と存候處、不快に付同廿六日出立致、國許へ罷越候處、同人儀は御用にて日光表へ罷越旨、家内之者申聞候間、實父源助位牌を持參致し、當月七日國許出立仕、同九日晝比過、紀伊國屋見世を目當に罷越候處、右安兵衛細工致居候に付、聲を掛け打留め可<sub>レ</sub>申と存罷在候處、御成御當日に付、右跡之始末仕候ては恐入候間、先其夜は近邊立廻り翌朝罷越、紀伊國屋見世に不<sub>レ</sub>居合候に付、打洩候儀殘念に奉<sub>レ</sub>存候に付、其邊相尋候處、紀伊國屋より八九軒隔り、二三人連にて安兵衛通り掛候を、晝頃見掛け候に付、右跡に付參候處、市ヶ谷七軒町家主安次郎店

路次内へ入候に付、同人宅を見届置き、同夜六ツ半時頃參り、紀伊國屋の使と申、表へ連出し、安さんと聲を掛け候處、安兵衛何者と相答候に付、源助俣宇市覺可<sub>レ</sub>有之と申候得ば、逃出候に付追駈參り、親の敵と申

右之外町方御届書等は右に順じ、其外見分等譯有<sub>レ</sub>之候得共、餘は不<sub>レ</sub>留、

帶居候脇差拔、後より右之手へ切付候處倒れ、人殺之由安兵衛聲立候に付、私儀親之敵之由呼り、箇所不<sub>レ</sub>覺疊掛け切付候處相果申候、止め差候ては如何と存、胸先へ右脇差にて突通申候處、町役人に候哉大勢罷越、私儀自身番屋へ罷越、右始末申、町法之通取扱吳候様申立候儀御座候、敵討相願可<sub>レ</sub>申立と存候處、御

○文政三年頃迄は、足駄齒入と云ふて、古へより商人來りて、下駄の齒入替る事はなく、下駄は皆挽木の儘なりしが、此頃より下駄も齒を入替る事始りけり、

法度之由及<sub>レ</sub>承候間、御願不<sub>レ</sub>申上、右始末に及候段恐入候、年來之本望相違候上は、此上如何様御仕置被<sub>レ</sub>仰付候哉、偏に御慈悲奉<sub>レ</sub>願上候、且實母儀は私九

○文政三年筋違御門外河岸へ、長芋の會所出來して、立派に傍示杭など打、會所始りしが、或人狂歌せし、長芋に足を突たはよけれども

歳之節相分、何方に居候哉一向不<sub>レ</sub>存、叔父字八儀は、野州佐野之天明新町に罷在、外に身寄之者無<sub>レ</sub>御座候、以上、

いまに手をつく人が出來よう  
かくのごとく詠しが、一兩年過ると、此會所取拂被<sub>レ</sub>仰付、今はなし、

文政七申年十月十一日 宇 市

北組同心  
綿脱專之助

右宇市儀、淺草平右衛門町家主八郎右衛門店藤七へ、手鎖にて御預け、敵當時、

右專之助父甚三郎儀、文政二卯年七月五日病死、去巳年四月四日、備前國和氣郡矢田村百姓龜右衛門方へ出生せり、掌に綿脱氏と文字顯はれける、江戸表へ尋參り、墓所の土を貰ひ出ける、

市ヶ谷七軒町安次郎店  
安兵衛 衛四十

備前國矢田村百姓  
龜 右衛門 二十五



巳四月出生

同人妻  
同人悴

次

よ二十二  
郎二歳

右甚三郎儀、生國備前の國産にて、兼て存生之時、古郷へ參度よし頻りに申聞けり、右に付龜右衛門、午二月御當地へ下りけり、

○文政五年閏正月朔日、左之通、

米十俵

八丁堀北島町市右衛門店  
道心者 篤 承

其方儀、當年百歳に罷成、稀成長壽に付、爲御手當米十俵被下候間、難有可奉存候、右之通被仰渡、御米十俵難有頂戴仕候、仍如件、

北島町市右衛門店

道心者 篤

承

家主

市右衛門印

五人組

定 吉印

名主

勘右衛門印

右之通、主計頭様御番所にて被仰渡候、

閏正月十五日

○文政四年鷹野始之譯、御鷹匠古役に聞合候處、武勝と申男鷹飼付しより、始たりとの事の由云ひける、又此由を徳本上人弟子本佛和尚咄し聞せければ、其武

勝と云は後の事也、人王十八代履中天皇の御時、泉州

堺石津原と申所、又茂津野とも云へり、此地へ初て鷹

と申鳥を捕けるが、何と申鳥なるや誰知る者なし、折

しも朝鮮の三官居合て、是は鷹と云ふ鳥にて、諸鳥捕

喰ふ鳥なり、唐朝鮮にても、此鳥をなつて諸鳥を捕

らせる、是を鷹野と云へり、高位高官の業なりと申せ

り、夫より後北面武勝と申男に、餌飼なつて方、彼三官

傳授せし也、日本紀に見えけると云へり、當時住職一

行院本佛和尚語られけり、何事もかくの如く、百姓に

産れ、幼少より行者に附添、山籠行業に染み、諸學せし

事なきに、徳本上人并弟子に至る迄、何事も委敷、恐

入ける事なり、

○文政八酉年十一月、松平薩摩守殿書上、

拙者兼領琉球國并支配島に、去年大風又當年旱魃

にて、一統及難儀、餓死等も有之に付、中山王よ

り救米差渡し、猶又當薩摩表よりも救米差渡候得

共、遠島殊更端島難場も有之行届兼、男二千五百

十九人、女二百九人、飢饉にて致餓死候段、中山

王より申越候に付、右之段御届け申達候、以上、

西十一月

松平豊後守

○寛政七年十一月、冬至の前夜、星の飛事雨の降ごとし、或人暮相よりかくの如くと申けり、何ゆゑなるや予に尋ける、天文学も知らず、唯見たさまを書置計なれば、

我徳に見たり聞たりする計

あとへのこして置く知恵はなし

○文化七年の冬、雪の降る事頻りなりしが、その歳の暮に至りて、青菜の高直なる事、一把七十二文八十文位なり、皆人若菜のなきを患て、雪かき分け一と根二た根を取て、三ヶ日の祝ひにぞしける、珍敷事故書留置く、

○文化元年六月四日、出羽國下庄酒田邊、夜之四ツ時頃より九ツ時迄大地震、一丈餘大地へ震込、鹽越村迄は津浪を震上げ、三百軒餘行衛知れず、象瀉の觀満寺は大寺なるが、一丈餘是も震込けり、酒田郡は千軒餘震崩し、翌五日朝又々震出して、四五尺程宛地割ける、其口より泥を吹揚、五尺餘深き泥海となり、又崩家より出火して、五百軒餘焼失、怪我人多、死人五百餘、牛馬數不レ知、最上川向ふ庄内領は少震けり、  
○安永の中比迄は、かわらけ齋と云風有り、紅売にて

ぬりたる齋風有りしが、其後見掛す、  
○同年頃より奴風と云を張出し、今有所の奴風也、其比迄は土器齋四ツ谷齋とて、口嘴の付たる、又すほうにて染なごしたる齋風、さまざまの齋風類有りしが、いまは何れもなき也、

○角風、寛政頃迄は四枚張位迄は、横骨二本筋違二本立骨一本、都合骨五本にて張たるが、此比より一枚張にても骨多、糸も古へは一枚張は三ツ糸目、二枚以上は四ツ糸目とて、糸は四本にて濟、三ツ糸目は糸三本にて濟たるもの也しが、今の糸目は何かことゝ敷多く致し、骨も多く、何の爲なるや、

○安永三年の春、湯島天神於三境内、大坂天王寺聖徳太子開帳有之けるが、此時職人より幟を奉納しける、誠に目覺敷事也、皆金襴繩子猩々緋天鷲絨、其外思ひく唐織類を以、又紗綾縮緬は云に不レ及、我勝に立派に仕立けり、夫と云ふも、明和九辰年稀成江戸大火後故、諸職人の錢廻能く、聖徳太子は職人の祭る佛なれば、能折柄へ持込み、何も氣張けり、此時より奉納幟立派に成ける、近頃次第に増長しける故、又停止と成ける、安永頃迄はケ様之類も無レ之、立派にせ



しも初ての事故、御沙汰なくも濟けり、  
 ○文政四年之春、或家へ例年正月五日萬歳來る、或時  
 亭主尋るは、いつも被<sub>レ</sub>參し七十年の老人來りしに、當  
 年は二十四歳の男來故、いつもの老人いかなりや  
 と問ければ、いつも健なると彼萬歳答けり、又其翌年  
 彼若き萬歳に、老人いかに成りと尋ければ、いつも健  
 なりと又答けり、なる程萬歳の答には能答なり、萬歳  
 は死すと云事忌みける、人死して骨肉に腐れても、魂  
 迄腐る事なく、さすれば魂は萬歳なり、彼の萬歳の答  
 面白答なり、

○文政五年三月或人來て、三味線の皮の四ツ乳八ッ  
 乳迎、猫の皮なりと舌へより云ひしが、兎の皮なり  
 と云へり、誠敷事也、兎は野山に住もの、猫は人家の  
 養ひを受ねばならぬもの、中々三味線の皮にはたる  
 まじ、又飼置し猫の皮を刳、三味線の皮張もの有るま  
 じ、又猫買と云ふて歩行ものなし、予長命せしゆゑ  
 に、兎の皮と云事發明せり、

○文政七年七月、伏見宮御家士、於高崎、關東御取  
 締出役之者へ被<sub>レ</sub>召捕候砌、前後之様子手柄等、委細  
 別紙之通、高崎より申越候、

一、一昨廿一日夜、通宿送を以一通申進候、伏見宮御  
 家來今井主殿召捕候に付、其砌前後様子手柄等、并疵  
 受候者容躰書添、町奉行郡奉行より、差出候に付、則  
 差遣候、  
 一、於井野村富右衛門、萩原村六之助申立候始末、并  
 外河野啓助取扱等之儀、奉行共初め則手廻より、猶又  
 巨細申聞候に付、書付具に可<sub>レ</sub>申進候、

- 伏見宮家來今井主殿  
 添用達下山芳輔  
 小頭高田利助  
 若黨荒尾藤藏  
 今井國太郎  
 岡田留太郎  
 關口和三郎  
 中間今藏  
 源助  
 伊次  
 伊助

右之通に候得共、最初は上下十一人と申聞し、然處別  
 に召捕吟味に相成居候、茶塚村雄右衛門儀は、最初は

名替、道中より附添相越候、一旦旅宿に罷在候哉に相  
 聞候、

一、島田帶刀と申者と申進候處、島帶刀と申ものに  
 て、伏見宮御家士にては有<sub>レ</sub>之哉、道中先觸、此者より  
 名前出候故、承違に候哉に相聞候事、

一、同斷大津より江戸迄之先觸にて、芳輔先觸は、高  
 崎留置候様に書添も有<sub>レ</sub>之由、是又相違無<sub>レ</sub>之哉、

一、主殿先觸は先月廿四日京都發足、野州に參、江戸  
 迄罷下候由にて有<sub>レ</sub>之、慶助先觸は同日發足、野州足  
 利郡松田村迄罷下候由にて候、

一、添書主殿芳輔先觸、高崎に留置候様に有<sub>レ</sub>之由、  
 伏見宮使  
 松平右京大夫様 今井主殿

以<sub>レ</sub>手紙申入候、彌御安全可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成<sub>レ</sub>御勤仕珍重に  
 存候、然ば先年伏見殿御納戸金之内、當御領分へ貸附  
 罷在候處、右爲<sub>レ</sub>取立、此度名前之者呼出し致<sub>レ</sub>取立  
 候、於<sub>レ</sub>京都伏見殿御役所より、其用達之者三文字屋  
 久右衛門方へ、右之趣致<sub>レ</sub>通達候得共、猶爲<sub>レ</sub>念御届  
 申入候、以上、

四月三日  
 伏見宮様御内今井主殿以下、御貸附金爲<sub>レ</sub>取立、當宿

へ罷越候一件之儀に付、今朝委細宿送を以申進候通  
 り、御代官山本大膳様御手代、關東御取締出役河野啓  
 助、別紙且内談之趣有<sub>レ</sub>之、右に付當所小泉市右衛門  
 より啓助へ致<sub>レ</sub>自訴、差出候書面、今朝寫候問合兼候  
 由にて、別手廻りより別紙寫差出候、爲<sub>レ</sub>御心得差進  
 候、別紙御連名は、其節之模様に寄候事有<sub>レ</sub>之候、一件  
 之譯合相辨居候得共、格別取扱致能品有<sub>レ</sub>之候に付、  
 吳々も否委細早々被<sub>レ</sub>仰聞候様致度候、此段申進候、  
 以上、

七月十七日

- 深井甚兵衛  
 田中助之進様  
 深井次郎左衛門様  
 神保與左衛門様  
 一、今井主殿より掛合有<sub>レ</sub>之候に付、左之通奉<sub>レ</sub>伺候、  
 町奉行、  
 郡奉行、

伏見宮使今井主殿  
 御用添下山芳輔  
 右之者從<sub>レ</sub>京都、當三日御城下本町旅籠屋庄三郎方へ  
 罷越、御領分之者へ伏見宮御貸附金有<sub>レ</sub>之に付、御  
 呼出取立候旨、別紙之通文通到來仕候、然處是迄宮堂



上方より、御直掛合之義并御役人立越御貸附金取立御例格無御座候、伺之上御差圖無之内は、返書差出がたくに付、文通預置受書差出候砌、猶又甚兵衛方へ文通差越候間、委細御内意申上候通、喜右衛門儀町方留役召連、右旅籠屋へ罷越、前書芳輔へ面會致候處、當三日夜及文通候得共、今に返書も不致打捨置候段、伏見宮へ對し失敬之旨申聞候に付、是迄宮堂上方より、御直掛合且領内へ出張、御貸附金を取立之復無レ之、舊記を穿鑿候内時刻押移候儀も有レ之、且是迄右許之例格無レ之に付、江戸表へ伺之上、差圖次第に返書可差出旨、夫迄は御領内之者呼出有レ之共、難差出旨、喜右衛門芳輔へ相斷候然處、主殿儀甚兵衛殿へ可致面會趣にて、今日逗留仕罷在候、此上江戸表へ御挨拶可有御座候、夫共私共より相應之返書差出し、御領分之者呼出し次第、差出不苦ケ間敷候哉、否早速御沙汰御座候様仕度、則來書尙又寫差上候、御披見入候段奉伺候、以上、

七月七日

一、堂上方宮方より御家來之由、御領内へ罷越百姓呼出、御貸附金取立之節差出候ても、不苦ケ間敷儀に

御座候哉、且又役人共面談致度由文通有レ之節、御家來へ掛合仕候ても、不苦儀に御座候哉奉伺候、以上、  
右之通、松平右京大夫殿家來、追々掛合之内被召捕、御吟味に罷成候、

元村松町に罷越御宮方家來  
和川七郎左衛門事  
今井主殿三十五

此もの儀、高金利貸附間敷旨、兼て御觸有レ之處、新吉原町へ、金五兩に付一分程之利足を以貸出し、利分徳用致し、其上金銀可貪取爲め、宮方家來之由申偽、虚名を以旅行致し、中仙道高崎宿にて、市左衛門其外之者共申惑し、寛政九巳年以前之貸金は、奉行所にて無取上、相對濟被仰出候段辨へ居、右相對濟滯之分をも、宮方貸金之積を以證文取扱、武州大場村又右衛門外一人を、權威を以申掛け、早速金子返納可致之證文等爲差出、諸入用と號し、兩度貸主共より金三十二兩二分取取、殊に宮方家來に相成後、乘輿之上、自分と宮家金紋長持を爲持、宿々にて杖拂人足等を爲差出、或は一旦武家方家來に相成候儀有レ之迎、同家紋付之幕を休泊之節は張置、剩右始末相聞、捕方

之者罷越候由承、可及殺害旨雇若黨利助へ申含め、既に同人儀捕方之者召連候小者へ、十手にて疵を爲負候次第に至り、其方儀も爲捕方差向候役人へ對し可及刃傷と、帶居候脇差之柄へ手を掛け候始末、不恐公儀致方、不届至極に付、引廻之上獄門に行もの也、

西六月十九日

○文政七年八月五日書留、

水野出羽守殿領分三州實茂郡  
一の宮村百姓佐吉傳  
千代 吉四歳

右千代吉、當歳之重さ七貫目程有レ之、大がらにて至て肥満せり、四歳にて十歳位の小兒の如し、顔大きく大人の如く、方至てつよく、口なども大人交りに聞申候、歩行も大人のごとく、股の廻り一尺六寸八分、身の重さ十貫目餘、右の手にて手桶の水を持歩行ける、何事も十歳以上の取廻し、古今稀なる小兒故、所々より所望致し候、中々親至て祕藏致し、手放申さず候、○文政九戌年四月朔日より、同五月廿五日迄、江戸中物騒敷、人殺し所々有レ之、先御届け之分左之通、  
一、四月朔日、下谷三輪町五人組源四郎善兵衛より

訴、同人組合清吉儀、先月廿八日暮六ツ時頃、坂本町四丁目往還にて、不見留頭へ疵付、前窗二枚打折候て逃去申候、御段御訴申上候、

一、同十日、京橋與作屋敷行事長左衛門御訴申上候、町内抱番人勘助番屋に罷在候處、何もの共不知、昨九日明七ツ時頃、廻狀持參候由申、戸をたき候に付明候處、拔身を持這入、錢五貫文取逃去申候、

一、同十三日、本所新町三右衛門店伊右衛門御訴申上候、當月十日夜、手拭にて面鉢を隠候男一人、拔身を  
持見世より這入、蚊屋一張盜取逃去申候、

一、同十五日、芝西應寺町源兵衛訴、同人店長松方居候同人弟平藏儀、昨十四日暮六ツ時過、同所七手跡町へ參候途中にて、將監橋上にて、侍鉢之男兩人行違、後より理不盡に、刃物を以肩先所々へ被切掛、疵を受け申候、夫より兩人共逃去申候、

一、同廿日、淺草茅町一丁目清右衛門訴、昨夜八ツ時頃、同所諏訪町市右衛門店利兵衛儀、侍鉢之者に捕へられ、懷中物遣候様申候に付、連參候小者次郎吉聲を立候得ば、刃ものを拔利兵衛が右之肩先三寸程つ、二ヶ所切付、同所二丁目要助店伊兵衛伴龜太郎儀は、



右の肩首へ掛け、頬迄八寸五分程切付候て、何方へか逃去申候、

一、同十八日、本所相生町四丁目銀藏店甚右衛門訴去る十五日夜、通油町へ罷越し、歸途中にて夜九ツ時頃、侍躰之男拔身を持私を捕へ、懷中に南鐐一ツ四文錢百文、煙草入に錢三十二文、根付二ツ入置候を被レ取、私の雪駄を取逃去申候、

一、同廿七日、元鳥越町平三郎店清吉申上候、一昨廿五日夜四ツ時頃、古綿を風呂敷に包み脊負、下谷三味線堀柳澤包三郎様御屋敷前にて、面躰不知者一人、拔刃物にて切掛け、揉合拔刃物を採取申候、行衛不三相知ニ逃去申候、

一、五月二日、深川木場町長兵衛清兵衛申上候、五人組傳八儀、昨夜五ツ時頃、家内留守へ町人躰之男、錢百文借吳候様に申、材木置場へ傳八を連行、角物を傳八へ乗置立戻り、金子九兩三分二朱、錢六貫七百文盜取逃去申候、

一、同九日、本町四丁目行事申上候、町内抱番人源助、同國之者源助を便り候喜助に留守居頼み、一昨七日夜他行仕、明七ツ時前手拭にて面躰を隠したる男、拔

身持候て、喜助を帯にて縛り置、棧留島一反、帶一筋、脇差の鞘一本、錢三貫四百文盜取逃去申候、

一、同五日、下谷茅町二丁目源助申上候、町内往還に、歲三十位之足輕躰之男、咽其外所々切疵を受相果居申候、

一、同九日、音羽町七丁目吉兵衛店萬之助儀、小日向大曲りにて、面躰不知男行違、口論仕掛け、理不盡に脊負居候着物二ツ、挑灯一張取逃去申候、

一、同十七日、神田松枝町茂兵衛申上候、小柳町三丁目代地八郎兵衛店市右衛門儀、何者とも不三相知、理不盡に後より疵付ける、何方へか逃去申候、

一、同十九日、小日向茗荷谷町斧吉申上候、私店金七儀、暮六ツ時表町湯屋半右衛門方へ入湯致し、罷歸る途中にて、子細不知、左の腮の下咽へ掛け切殺、相手逃去申候、

一、同夜高輪南町三四郎申上候、昨夜四ツ半時、尾張國芳村萬吉と申者之悴吉五郎儀、左の肩一尺三四寸程切付られ、其外所々へ疵を受、相手何者に有レ之哉、何方へ逃去候哉、行衛不三相知申候、

一、同廿一日、小石川傳通院前陸尺町善右衛門申上

候、私店惣兵衛召仕龜吉儀、富坂上之屋敷前にて、侍兩人龜吉へ理不盡に切付可申様子とて、逃出候處、跡追参りしが、其後何方へ逃去申候、

一、同廿一日、馬喰町二丁目旅人宿勘四郎申上候、上總國天木村百姓權平、暮六ツ過一ツ橋御門外御堀端通掛り候と、明地垣根之内より、何者共不三相知、菅笠上より理不盡に切掛け逃去申候、

一、同廿四日、市ヶ谷元土取場町喜右衛門店の利右衛門申上候、私弟熊次郎、當十三日夜四ツ時頃、雉子橋御門外明地より、脇差帶候男罷越、懷中物相渡候様に申候に付、何も無レ之旨申候處、脇差を抜候に付、無三是非、木綿單物、三尺帶、四百文剝取られ申候、

一、市ヶ谷長延寺谷町忠兵衛店藤右衛門申上候、私方に居候平兵衛儀、牛込末寺町相通候處、侍躰之者鞘之儘刀を抜打鄭致し、持居候錢二貫五百文取逃去申候、

一、同廿五日、八官町八右衛門申上候、今曉八ツ半時締りを固辭明、侍躰之者拔身を持、召仕長吉を下帯にて縛り、金錢の有所を尋候内、聲を立候に付、其儘逃去申候、

一、本所岩井町瀬平申上候、私店道心者泰安と申者、

一昨廿三日晝四ツ時頃、小梅業平橋續き百姓地にて、笠を深冠り脇差を帶町人躰之男、理不盡に彼泰安を捕へ、咽を氣絶爲レ致、暫過正氣付候に付、所々見候處、相手逃去相見得不申候、

右訴之外左之通り、

一、淺草紅屋勘藏若者切殺さる、

一、神田辨慶橋小川屋佐兵衛前にて、大工一人切殺さる、

一、三谷土手にて、岡引と云男切殺さる、

一、小石川馬場にて、町人一人切殺さる、

一、千駄木坂下川口氏の女房、谷中にて切られる、

一、小日向改代町橋際にて、町人切殺さる、

一、湯島切通しにて、硯屋の男切殺さる、

一、水道橋にて町人手負、

一、三之輪天王脇にて、町人切殺さる、

一、鎌倉河岸にて、大御番の足輕、生醉躰之男に切付られ候處、右足輕に脊中二ツ被レ切付ニ逃去、

一、柳原にて神田紺屋の亭主、手の指二本切落さる、

一、上野宿坊の中間、坂本黒門前にて切殺さる、

一、四ツ谷御門外にて、百姓躰之男切付られ、同大木



戸前にて倒れ死す、  
 一、四ッ谷大番町にて、大人一人子供二人、夜五ッ時前切られる、  
 右のごとく所々にて切候故、武家町方共嚴敷夜巡り、町方は番人に被<sub>レ</sub>仰付、いつとなく止けり、  
 一、同年八月四日、町會所へ被<sub>レ</sub>呼出、左之通被<sub>レ</sub>仰渡、  
 一、當夏中物騒敷候に付、夜番被<sub>レ</sub>仰付候處、入念取締候故、右に付ては臨時町入用等不<sub>レ</sub>少趣に付、右之入用之内、爲<sub>レ</sub>御手當惣町中へ金子千八百四十七兩被<sub>レ</sub>下之、尤渡方之儀は、其場所に應じ割渡遣旨、其旨可<sub>レ</sub>存、  
 一、金百六十三兩三分と銀五匁一分四厘、十五番組十五番組町數百四十七ヶ所、惣小間一萬千六百十七間六尺一寸五分、  
 但、下小間に付銀八分四厘四毛、  
 右は、山の手十五番組名主支配場所へ被<sub>レ</sub>下候金高に有<sub>レ</sub>之、扣遣す、  
 一、文言同斷、  
 一、金八十二兩二分と銀七匁八分八厘七毛、  
 町數惣小間、但小間一間に付七分七厘二毛、

麻布櫻田町  
 居付名主 喜 兵 衛  
 同 十 兵 衛  
 一、同年九月朔日、水野出羽守殿御渡し、濱町邊往來にて、夜中鐵炮打候者有<sub>レ</sub>之候旨相聞、最寄辻番人無<sub>レ</sub>油斷相廻り、若怪敷者見掛り候は、早々召捕、月番町奉行へ引渡可<sub>レ</sub>申候、最其段拙者共之内へも可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>相届候、  
 五月朔日  
 羽太左京  
 大草主膳  
 此時分は出羽守殿御老中、羽太氏、大草氏は御目付なり、

寶曆現來集卷之六終

寶曆現來集卷之七目次

- 一、瀬戸物焼繼之事
- 一、ゆで豆賣之事
- 一、八月汐風吹し事
- 一、高繩より出火の事
- 一、和製砂糖の事
- 一、種枴の事
- 一、醴直上げの事
- 一、木魚講の事
- 一、巢鴨造り菊の事
- 一、夏非人菰臥の類突殺の事
- 一、水天宮祭の事
- 一、日蓮開帳迎の事
- 一、薩摩守分限帳の事
- 一、志摩守へ蝦夷地御返地の事
- 一、町火消喧嘩の事
- 一、柳原圍米會所の事
- 一、朝立茶の事
- 一、古物と瀬戸物取替の事

- 一、ほうづき賣の事
- 一、深川新寺の事



寶曆現來集卷之七

○瀬戸物損を燒糞事、寛政三年本郷二丁目東側にて、初て此商賣を始める、今有る所の見世なり、いま所々に此商人有ける、最初の方上手なり、家名は以下缺、◎原本、  
 ○ゆで豆賣、寛政年中より専ら流行せり、是迄は兩國邊却て盛場にて、家臺見世にて賣しが、往來賣歩行事は寛政年中より也、誠に無益の事なり、此豆一日の凡を見るに、一人の枡數豆にせば凡三升に積り、江戸中賣歩行人にて百人を過ぬ、一日の豆三石となる、此俵は四斗入にして七俵半なり、是は往來賣歩行計、又辻辻市中にて見世賣高は、此二十倍にも過べし、左すれば一日の豆百俵にも近し、是等は無益の事、此豆を以味噌、醬油、豆腐の方へ用ひなば、古の如く豆腐一挺四十匁、小半挺直段九文十文には賣安し、江戸計でさへかくの如く豆數なれば、況や在々國々市中においておや、  
 ○文化六年八月四日、南風雨にて汐風を吹散らし、諸草木夥敷枯れける、其節根津惣門内、銅の鳥居中程よ

り吹折ける、所々破損家多く有ける、此汐風と云事珍敷事也、

○文化三寅年三月四日、芝高輪千葉太郎兵衛と申牛飼小屋より、晝八ツ時前出火、折節南大風にて、芝通り日本橋より下町一圓、神田内外、下谷、淺草、吉原、山谷迄燒失、丸之内は大名小路、夫より鎌倉河岸、夫より神田邊迄、此時鎌倉河岸、御堀端より五十間餘町方引去り火除地となる、又淺草門跡燒失せしが、門跡隣り法恩寺と申同宗、田原町の方に有しが、此法恩寺淺草反甫板倉何某殿下屋敷上り、其跡へ法恩寺はひけて、法恩寺地所は門跡の圍込となりたり、今有る門跡東の方裏門、并左右の地家住の所なり、  
 ○文化の始より、御當地御用明地へ、甘蔗と云ふ砂とに製す草御植付あり、形ち唐もろこしの如くの莖葉似たるもの、いまは御當地には植付なし、近比に至り和製の砂と、九州筋にて専ら出來しける、見分は唐物紅毛よりも宜けれど、甘の薄きなり、何れ暖氣の地ならでは出來ず、藥店砂糖屋に有之細長き奇麗なる桶は、和砂と、入し桶なり、渡り物は桶むさくる敷見えける、

○種柿といふ事古へより有りしが、種を當て勝たる男、その柿持歸りし事なるが、文化の比より、勝たる柿を人へ賣ると見えて、柿賣の見世に切たる柿を賣なり、左すれば勝負は錢の取引と見えたり、古へは正直に切たる柿を、勝たる人幾つも持歸りけり、  
 ○天明中比迄は、醴一杯六文が古よりの定直段なりけるが、此時より七文に直上りける、其比予二十歳計の事なるが、三人連にていかゞ敷方より朝歸、互の袋中を探見るに、三人にて錢二十文ならではなし、何の食にも足らず、門跡前の醴一杯宛呑んと立寄見れば、一杯七文と直段上りけり、左すれば一杯宛呑事ならず、一人は湯計呑んで歸りけり、此比は氣樂な面白事也、又其後いつの事なりしか、一杯八文が定直段と成けり、

○木魚講中、文化年中より、俗人木魚の大なる事、四斗樽程の丸さにひとしき物を首に掛け、座布團いかにも立派に仕立、金襴天鷲絨杯に金銀の縫など致し、三枚四枚づゝ重ね、念佛も六宗分らず、歌唄ふがごとく、何の勸化と云ふ事なく、毎夜々々市中を歩行ける、次第に増長し、町年寄より留たる事なれども、そ

の講中内に死たるもの有る時は、彼木魚を首に掛けて、打ながら葬送の前へ立て、念佛申ながら行なり、是はいまに折々見掛け、る、

○文化十年の秋、染井并巢鴨植木屋にて、菊植たる儘にて、さまざまの形ちを造り、初めの内は手奇麗にて、見ものにも有たるが、後には家根の上まで鉢植の菊を以、大造に不二山など作りたる故、見苦敷形など出來て、初めの内のやうにはなし、最初は一本の菊に枝多、花も三百輪も附て、孔雀、鳳凰など造る故、見ものにぞ有けるゆゑ、見物群集する程出たるよし、夫より家毎に茶見世を出し、茶を出しても、家數四五十軒も右造りもの有る故、誰茶を呑ものなく、左迄茶代にもならぬ故、ひと切りにて數多造る事は止みけり、初めの内通りならば、幾年も見物歡ふべきに、不手際の商品も有たる故、いまはさらになし、  
 ○文化年中一夏夜分、何ものとも知れず、唯非人菰臥の類を突殺す事有り、物取にもあらず切殺しもせず、突殺計、江戸中所々に突殺されしもの多し、誰の業なるや、四月より五月半迄かくのごとし、夫より嚴敷町方へ夜番被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>て止みけり、



○文化年中より、水天宮と云神を信心する事始り、此宮は芝有馬公の屋敷に限り、毎月五日參詣を許し、此守を以、水中へ落入しもの、有る時、守を結付て尋ぬれば知れるなり、又産にむかひて守を頂けば、直さま安産なり、鍵なき時守を以あくれば、錠あくこと云へるが、是はいかくなるや、是も兎も角も、水中へ鐵物落しを、錠へ結付尋ぬれば、綱に掛り上る事目前に有り、尊き故次第に信心増進の者多なり、近比此出張とやいへり、白銀觀音堂近所へ、水天宮と云旅宿見えける、

○日蓮上人開帳迎送りの幟、文化三年の比なり、殊の外大行となり、いかにも立派に仕立、祭禮の如くのぼりとは見えす、中には日蓮上人一代記の内、花やかなる所を金銀縫入等致し、幅三尺餘の掛物などに仕立、棹に掛け持出けり、中には價の百兩餘も掛り、金襴天鷲絨を以拵へ、右の品棹に入、四方へ控綱など附持て風をいとひ、誠に目覺しき事、ケ様の類江戸講中七八十軒も有故、銘々持出四五十も續きて見物なりしが、餘り大行ゆる、町奉行より止られしとの沙汰なり、先年聖德太子開帳の砌、立派なる幟納しが、皆奉納切り

にて持返りはせぬが奉納なり、今の日蓮上人開帳の幟は迎送の印なり、持返り開帳佛の爲にはならず、唯何所町の名聞なり、

○文化三寅年五月、松平薩摩守殿分限帳御改有之、書上左之通、先年も御改は有之由、又候御改にて奉書上候との事、

覺

松平薩摩守分限、家來大勢所持仕候旨達上聞、家來書付を以可爲上覽之旨上意に付、家來共へ申付吟味之上、先年より家來共久敷在國故、御改御尤奉畏如斯に御座候、

本苗島津一家舊臣

一、四十二萬石

種子島彈正

右居城種子島、外に城六ヶ所、陣屋十三ヶ所、右於城陣屋は彈正類族罷在候、

居城琉球口

一、二十四萬石

島津内膳

内の倒

一、十八萬石

町田右近

薩摩四天王

一、十二萬石 東口 島津左京  
 一、十二萬石 西口 島津右京  
 一、十二萬石 南口 島津山城  
 一、十二萬石 北口 島津内記  
 右四人の家來共在城、鹿兒島四方に居宅仕候、  
 一、十三萬石 町田勘之丞  
 一、九萬石 島津圖書  
 右二人は江戸年代御詰城代なり、  
 一、八萬石 伊勢兵庫  
 一、六萬石 島津因幡  
 一、六萬石 島津和泉  
 右は組子一萬石より三萬石迄、一組に十五人宛、又五千石取十五人、  
 一、五萬石 島津下野  
 一、三萬石 島津内記  
 一、三萬石 伊勢帶刀  
 一、三萬石 大友荒次郎  
 一、三萬石 島津甚三郎  
 一、五萬石 島津土佐  
 右六人之組子、五千石より千石迄之知行取、一組に

百人宛、  
 一、二萬石 島津主水  
 一、八千石 島津甚左衛門  
 右兩人組子、五百石より千石迄、一組に五十人宛、  
 江戸四ヶ所之屋敷、先年より相勤來候家來共、御下知之儀御座候得者相除き、尤本國より爲相詰候者、爰に記差上申候、三千石取二十人の外、親掛は無之、人數、  
 大名之分  
 一、六萬石 島津石見  
 一、六萬石 大内大學  
 一、六萬石 朽木信濃  
 一、六萬石 三好大膳  
 一、六萬石 多田與次郎  
 一、六萬石 海老源藏  
 一、六萬石 高井伊八  
 一、六萬石 箔代又左衛門  
 一、五萬三千石 伊藤勘助  
 一、五萬三千石 酒井八藏  
 一、五萬三千石 平松玄蕃



一、三萬五千石 內藤甚四郎  
 一、五萬三千石 白川外記  
 一、三萬五千石 島津重左衛門  
 一、三萬五千石 矢部出羽  
 一、三萬五千石 折野長門  
 一、三萬五千石 伊田奎  
 一、二萬八千石 酒井角之助  
 一、二萬七千石 白藤上野  
 一、二萬七千石 渡邊藤助  
 一、二萬七千石 町野筑後  
 一、二萬七千石 曾我修理  
 一、二萬七千石 八木勘助  
 一、二萬七千石 菊地紋四郎  
 一、二萬七千石 內藤瀨八  
 一、二萬七千石 伊東但馬  
 一、二萬七千石 島津伊勢  
 一、二萬石 藤野總平  
 一、二萬石 原田遠江  
 一、一萬五千石 大庭武右衛門  
 一、一萬五千石 熊谷半藏

一、一萬三千石 秋月内藏  
 一、一萬石 小徒大膳  
 一、一萬三千石 島津市右衛門  
 一、一萬三千石 島津新八  
 一、一萬三千石 島津刑部  
 右一萬石以上大名之分、鹿兒島居宅仕候、  
 一、琉球國武帝大王 七萬石  
 右は琉球屋敷に罷在、然共數十年鹿兒島城に罷在  
 候、琉球に罷在御事稀に御座候、琉球王城二之丸の  
 南殿櫓城代を差置、琉球七島之下知仕候、  
 王城守護代、  
 一、十五萬石 島津廣彌  
 右之外、琉球八城、陣宅二十七ヶ所、尤王城とも大  
 島の内罷在候、家來共、  
 一、三萬六千石 島津金之丞  
 一、三萬三千石 島津兵庫  
 一、三萬石 島津五郎八郎  
 一、三萬石 島津久太郎  
 一、三萬石 島津大學  
 一、三萬石 島津主計

一、三萬石 島津城助  
 一、二萬三千石 島津金十郎  
 一、一萬八千石 反大三五郎  
 一、一萬八千石 秋月條之助  
 一、一萬八千石 島津五郎作  
 一、一萬四千六百石 島津三郎右衛門  
 一、一萬四千五百石 島津定七  
 一、一萬四千四百石 矢部内藏  
 一、一萬千石 藤倉惣八  
 一、一萬千石 大内三七  
 一、一萬千石 島津彌右衛門  
 一、一萬千石 島津喜内  
 右十八人は琉球城守護人、内陣屋に罷在候家來共、  
 一、一萬石 島津忠太夫  
 一、一萬石 島津源之丞  
 一、一萬石 島津安之丞  
 一、一萬石 島津喜三次  
 一、一萬石 島津八十之助  
 一、一萬石 島津城之助  
 一、一萬石 島津八三郎

一、九千二百石 島津儀右衛門  
 一、九千二百石 島津監物  
 一、八千五百石 三好左四郎  
 一、八千五百石 酒井松七  
 一、八千五百石 酒井重助  
 一、八千三百石 白川重左衛門  
 一、八千百石 内藤助左衛門  
 一、七千石 島津金兵衛  
 一、七千石 島津忠左衛門  
 一、五千四百石 島津左衛門  
 一、三千五百石 島津左平  
 一、三千五百石 折野壹岐  
 一、二千四百十四石 平松惣治  
 一、千八百六十三石 朽木次郎助  
 一、千八百五十五石 町田惣十郎  
 一、千四百八十石 伊勢太郎松  
 一、千三百十石 原田右衛門助  
 一、千三百一石 熊谷要七  
 一、千二百三十四石 島津金四郎  
 島津銀八郎



右二十四人の家來共陣屋に罷在、七島下知仕候、  
 鹿兒島居宅小役家來共、  
 一、九千石十七人  
 一、七千石八人  
 一、八千石十人  
 一、三千石七人  
 一、二千石十人  
 右二十石より二百石迄、組子七十人宛、  
 一、千石八人  
 一、二千石十人  
 右五百石より七百石迄、小給人組子千五人、  
 一、八百石八人  
 一、七百石八人  
 一、五百石三十人  
 一、五百石三十人  
 一、千石二人  
 一、八百石四人  
 一、五百石六人  
 一、四百石三十人  
 一、千石七人

近習之者  
 番頭役  
 用人役  
 鐵炮奉行  
 弓大將  
 持筒大將  
 大目付  
 使番  
 小納戸  
 大納戸  
 中納戸  
 寺社奉行  
 評定奉行  
 町奉行  
 廣間番  
 腰物役人

一、千石六人  
 一、千石八人  
 一、千石三人  
 一、千石六十人  
 一、三百石十人  
 一、三百石十二人  
 一、三百石十二人  
 一、三百石四人  
 一、三百石二十人  
 一、五百石二十人  
 一、三千石百人  
 一、五百石三人  
 一、百石より四百石迄三十一人  
 一、八百石十五人  
 一、二百石十五人  
 一、百五十石二百人  
 一、二百石十七人

勘定奉行  
 濱邊普請奉行  
 引普請奉行  
 地方勘定方  
 大納戸  
 船大將  
 醫者  
 小將  
 奏者  
 給役人  
 寄合役人  
 祐筆  
 使者  
 同番  
 同力  
 與力  
 小目付

右之外、鎗鐵砲打太刀之武勇稽者、百石より三千石迄凡八千三百餘人、  
 此外使同心の家來數多吟味六ヶ敷、銘々には相調

兼難ニ申上候、以上、

一、薩摩大隅日向三ヶ國御前帳之古高、合而七十七萬八石餘頂戴、

右三ヶ國種子島琉球國七島新高、合而九百八十萬石餘、

一、在國殘高之面々、都合五千八百六十人餘、右之通、荒增高取之分、書付申上候、以上、

○文政四卯年三月廿二日被ニ仰渡、

松前志摩守  
松前奉行へ

此度松前蝦夷地返被ニ下置、元來知行九千石は上り候、蝦夷地之儀、異國境御大切の事に候得ば、津輕越中守、南部大膳大夫警固の儀、其所は是迄之通相心得、以來人數松前箱館へ不<sub>レ</sub>及<sub>ニ</sub>差渡に、銘々領分渡海口に備置、萬一非常の儀有<sub>レ</sub>之節は、從<sub>ニ</sub>其方一案内次第、早々渡海手合可<sub>レ</sub>致旨被<sub>ニ</sub>仰出、急々示合御備向之儀は、無<sub>ニ</sub>隔意可<sub>レ</sub>被<sub>ニ</sub>申請旨、尤兩家の警固を相頼、心自國掛候、是又是迄彼地の御主法取計方の儀、得<sub>ニ</sub>松前奉行に承合、入念可<sub>レ</sub>被<sub>ニ</sub>申付候、

松前奉行へ

志摩守へ申渡候趣、別紙右之書付共調<sub>レ</sub>之、右之通志摩守へ罷出候間、得<sub>ニ</sub>其意取計向申送等の義、萬端取調可<sub>レ</sub>被<sub>ニ</sub>渡候、

津輕越中守  
南部大膳大夫へ

津輕越中守へ

蝦夷地之儀、異國手近の土地にて、小家之松前志摩守手當行届兼、難<sub>レ</sub>被<sub>ニ</sub>拾置様子に付、東西蝦夷地追々上げ地被<sub>ニ</sub>仰出、從<sub>ニ</sub>公儀御敷置被<sub>ニ</sub>仰付候處、連々御取締相整、萬端御主法も居合候に付、此度志摩守舊家之儀を被<sub>ニ</sub>思召、彼地一圓如<sub>ニ</sub>前々、可<sub>レ</sub>被<sub>ニ</sub>返下旨被<sub>ニ</sub>仰出候、乍<sub>レ</sub>去異國境御大切の土地柄に付、兼々其方へ被<sub>ニ</sub>仰付候警固之儀は、如<sub>ニ</sub>是迄可<sub>レ</sub>被<sub>ニ</sub>相心得候、已來人數彼地へ不<sub>レ</sub>及<sub>ニ</sub>差添、領分渡海口可<sub>レ</sub>然場所に備置、萬一非常の節は、志摩守より案内次第、早速渡海手に合候様可<sub>レ</sub>被<sub>ニ</sub>申付置候、尤唯今迄の通り、後詰の人數も城下に手當致置可<sub>レ</sub>被<sub>ニ</sub>申、松平淡路守、佐竹次郎、臨時人數用意之儀は、向後不<sub>レ</sub>及<sub>ニ</sub>其儀旨相達候に付、可<sub>レ</sub>被<sub>ニ</sub>得<sub>ニ</sub>其意候、

南部大膳大夫へ



右文言同斷被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>

松平淡路守へ

松前蝦夷地一圓、此度松前志摩守へ被<sub>二</sub>返下<sub>一</sub>候、右に付彼地臨時人數手當之儀は、以來不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>用意<sub>一</sub>候、

佐竹右京大夫へ

右文言同斷被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>

右之趣、青山下野守宅へ家來呼、書付渡<sub>レ</sub>之、

○文政九年春、青山善光寺において、大坂難波ヶ池善光寺如來開帳の節、即肝煎役被<sub>レ</sub>頼ける、其時の集り高書留置く、

一、金三百一十一兩一分

銀百九十三匁五分

錢二千五百五十六貫四百文

一、金十七兩三分二朱

銀九十七匁

錢八百二十九貫百文

一、金二十五兩一分

銀三十五匁

錢百七十四貫六百文

三口合金百八十一兩一分二朱

開帳中

内筵中

開帳之内鳴物停止有<sub>レ</sub>之ける其

内の賽物

銀七百二十五匁五分

此金十二兩五匁五分

錢三千五百五十一貫百文

此金六十兩三分五百文

金<sub>レ</sub>二百五十四兩一分と銀二匁五分也

外に

佛餉米七十二石三斗五升三合

此儀白米四斗入にて百八十俵三斗五升三合也、

○文政七年二月、南新堀二丁目より出火の節、火事場人足喧嘩一件、毎度火事場人足喧嘩致候得共、此度程の喧嘩珍敷故、留置く、都合百三十四人御咎め被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>ける、

一番組の内、い組人足

吳服町源助店

本石町一丁目惣右衛門店浪次郎伴

左内町丈右衛門店

瀬戸物町彌右衛門店

本石町二丁目佐右衛門店

よ組人足

安五郎四十五

豐次郎二十五

政五郎二十五

又市五郎二十五

又吉二十四

神川鍛冶町二丁目藤兵衛店 石

同所横町佐兵衛店孫兵衛伴 太 郎

同鍛冶町二丁目彌太郎店 龜 次

同堅大工町重左衛門店 秀 次

同所庄吉店 藤 次

同横大工町長兵衛店 六 右 衛 門 三 十

同新白銀町三代次郎店伊之助方居候 常

右十二人の者中追放被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>

い組人足頭取

本石町一丁目源八店 伊 兵 衛 五 十

品川町裏江岸四郎兵衛店 平 藏 五 十 二

よ組人足頭取

神田紺屋町三丁目平八店 助 次 郎 五 十 一

同永留町一丁目留八店 平 吉 三 十 八

右四人之者遠島被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>

は組人足

鐵砲町基三郎店 清 藏 三 十 八

に組人足

米澤町三丁目源七店 藤 助 三 十 六

同所同人店

い組人足

本材木町二丁目喜兵衛店安五郎方居候 安

右四人の者敲の上所拂被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>

は組人足

元大工町半次郎店 太 郎 吉 三 十 九

同所源兵衛店源三郎伴 權 次 郎 二 十 九

高砂町小兵衛店 政 五 郎 三 十 六

に組人足

下柳原同朋町惣七店 興 市 三 十 六

米澤町一丁目仁兵衛店 平 次 郎 三 十 五

横山町二丁目喜兵衛店 六 兵 衛 三 十

馬喰町三丁目藤助店清三郎居候 竹 次 郎 二 十 八

よ組人足

神田山本町長兵衛店幸助方居候 鐵 五 郎 二 十 四

は組人足

通旅籠町新六店 辨 藏 二 十 九



大傳馬鹽町幸八店	吉五	郎三十五
八番組、ほ組人足		
淺草福井町三丁目茂七店	徳次	郎二十七
同一丁目兵助店	安五	郎二十五
同御藏前片町代地長兵衛店	糸次	郎二十五
わ組人足		
池之端仲町傳兵衛店清吉弟 惣		吉二十八
神田松下町二丁目代地安兵衛店	和	助三十一
下谷長者町一丁目善次郎店	次郎兵	衛二十八
か組人足		
神田仲町一丁目半藏店	傳	藏四十一
同所同店	久太	郎二十六
本郷新町家忠右衛門店	吉五	郎三十四
た組人足		
本郷菊坂町清藏店	又五	郎三十一
同所同店	太	吉二十七
池之端七軒町清吉店	糸五	郎三十一
谷中感應寺門前清八店	勝五	郎三十八
九番組、れ組人足		
駒込片町平八店	三	郎三十
つ組人足		
駒込吉祥寺門前彌次郎店	庄次	郎二十八
十番組、と組人足		
淺草三軒町與右衛門店	勝五	郎二十八
ち組人足		
淺草聖天町新兵衛店	幸兵	衛三十八
淺草寺中自性院借地長次郎店	權四	郎二十一
同明德院地借傳右衛門店	六右衛	門三十八
り組人足		
淺草今戸町五郎兵衛店	金次	郎二十五
同鳥越町二丁目新七店	幸次	郎三十三
同所通新町磯右衛門店	留五	郎二十八
る組人足		
下谷金杉町兵藏店	友	吉二十六
同御切手町甚兵衛店	久次	郎三十
同坂本町四丁目半兵衛店	伊之	吉二十四
を組人足		

淺草阿部川町新兵衛店	善五	郎三十一
同所六軒町善兵衛店	源次	郎二十七
同阿部川町平兵衛店	伊之	助二十七
右四十一人敵之上所拂被三仰付、		
二番組、ろ組人足		
上真木町忠助店	金	藏三十一
本材木町三丁目磯兵衛店	市五	郎三十一
せ組人足		
五郎兵衛町平兵衛店	勝五	郎三十六
鈴木町甚兵衛店	吉五	郎三十
も組人足		
惣十郎町久五郎店傳吉方居候	安五	郎三十一
新兩替町三丁目半兵衛店	岩次	郎三十二
め組人足		
芝中門前二丁目茂右衛門店 岩		吉二十九
同一丁目清兵衛店清五郎方居候	丑	松二十八
す組人足		
木挽町六丁目武兵衛店	三	吉二十五
る組人足		
神田白銀町代地宇兵衛店勘太伴	友	吉二十五
ち組人足		
靈岸島長崎町	長太	郎二十五
一番組、は組人足		
新和泉町太兵衛店	惣	吉六十四
茅場町市兵衛店	久五	郎五十四
に組人足頭取		
横山町二丁目惣兵衛店	長左衛	門四十五
横山同明町金三郎店	善兵	衛五十一
八番組、ほ組人足		
淺草御藏前片町代地源右衛門店	徳	松四十五
淺草平右衛門町清兵衛店	勘太	郎三十六
わ組人足頭取		
長者町二丁目惣兵衛店	專之	助四十三
下谷上野町二丁目圓助店	甚	助四十八
か組人足頭取		
湯島横町孫兵衛店	善左衛	門四十



神田新屋敷彌兵衛店	長	八二十六
た組人足頭取		
湯島六丁目佐兵衛店	喜三	郎三十八
九番組、ろ組人足頭取		
駒込片町平七店	五郎兵衛	四十二
同所市郎兵衛店	斧次	郎四十八
十番組、ろ組人足頭取		
淺草大護院門前五人組持店	善藏	五十八
ち組人足頭取		
同聖天町喜兵衛店	吉兵衛	四十八
り組人足頭取		
同新鳥越町四丁目又兵衛店	善吉	四十四
ぬ組人足頭取		
下谷通新町宇右衛門店	金五	七十五
る組人足頭取		
同御切手町傳三郎店	平五郎	四十三
を組人足頭取		
淺草六軒町文七店	清吉	三十八
右三十人手續被 <sub>二</sub> 仰付、		
二番組、ろ組人足頭取		

新右衛門町友藏店	赤	吉四十六
南油町文吉店	新太	郎三十一
せ組人足頭取		
大鋸町又兵衛店	倉右衛門	三十九
南傳馬町一丁目與兵衛店	三右衛門	五十一
も組人足頭取		
三十間堀三丁目新次郎店	市右衛門	四十三
加賀町庄五郎店	市五郎	郎二十八
め組人足頭取		
芝中門前一丁目安右衛門店	大次郎	四十一
柴井町助三郎店	平兵衛	四十三
す組人足頭取		
木挽町一丁目藤兵衛店	金次郎	三十六
同二丁目藤四郎店	熊次郎	三十九
る組人足頭取		
岡崎町利右衛門店	長三郎	郎五十
松屋町小兵衛店	甚三郎	郎三十七
ち組人足頭取		
靈岸島長崎町二丁目吉兵衛店	千次郎	郎三十八

同龜島町幸七店  
右十四人手續被<sub>二</sub>仰付、

藤次郎三十八

纏番家主共		
い組 本材木町	與四郎	
は組 堀留二丁目	周兵衛	
よ組 みわ町	八兵衛	
に組 米澤町二丁目	新六	
ほ組 小石川富坂町代地	九兵衛	
わ組 湯島切通し町	平兵衛	
か組 神田佐久間町二丁目	善右衛門	
た組 本郷菊坂町	清藏	
れ組 谷中善光寺門前	兵藏	
そ組 駒込片町	次郎兵衛	
つ組 駒込淺嘉町	七兵衛	
と組 淺草田原町	彌右衛門	
ち組 同聖天町	孫右衛門	
り組 同山谷町	藤右衛門	
ぬ組 下谷通新町	次右衛門	
る組 坂本町二丁目	庄兵衛	
右十六人過料三貫文宛、		

當番名主共

い組 西河岸町	清左衛門
よ組 新茶屋町	定次郎
は組 大傳馬町	勘解由
に組 米澤町三丁目	喜右衛門
ほ組 淺草茅町	岩右衛門
か組 神田旅籠町	善右衛門
わ組 下谷大門町	權右衛門
た組 本郷四丁目	又右衛門
れ組 谷中町	助右衛門
そ組 小石川白山町	房次郎
つ組 駒込淺嘉町	六兵衛
と組 田原町	太郎左衛門
ち組 聖天町	傳左衛門
り組 新鳥越町	兵藏
ぬ組 下谷道軒町	新兵衛
る組 坂本二丁目	傳次郎
を組 淺草龍寶寺前	喜兵衛
右十七人過料五貫文宛、町奉行筒井伊賀守申渡し、	
一、同年七月十二日、町方へ被 <sub>二</sub> 仰渡 <sub>一</sub> 左之通、	



一、町火消人共於火事場口論等致間敷旨、嚴敷申渡置候處、尙又去巳年組の頭取共へ出火の節、一番組人足と八九十番組の人足喧嘩の始末、兼而申渡置候趣を相背き、別て不届至極に付、夫々御仕置申付候、彌申渡の趣を忘却不致、町役人共申付可相守事、

一、人足頭取の儀は、惣躰人足不取締にて口論等を好み、其上名主町役人申付も不三相用、氣儘に致候に付、爲三取締寛政九巳年頭取共申付置、尙又巳年頭取共へ嚴敷申渡置候處、前書出火之節、人足共大業成喧嘩致し、右は畢竟頭取平日申諭方ゆるがせに致、其節の制方等閑に有之、度々申渡を不三相用之故候、既に重立候頭取、其上此度重き御仕置申付候間、此上彌申渡之趣急度相守、頭取共平日人足共へ、申渡の趣精々申諭、本人足は申諭候趣も忘却不致、急度相守可申候、

一、火消人足懇意の者たりとも、他より立交申間敷候、右躰の者見分がたく候、依て人足共法被革頭巾着用致候様、寛政九巳年申渡し置候處、松島町金五郎方に止宿致候市五郎と申者、は組人足共へ瓦を

投付、夫より多の人数喧嘩相成、怪我等も多有之候間、得と寛政九年申渡候通、急度違背致間敷、若し法被革頭巾等も無之者共、火消人足にも無之、胡亂成者入混候ば、町役人は勿論、人足共にも不若候間捕押、於其場所に二兩組人足頭へ可申立候、

一、呼火繼火等に付ても、文政二卯年申渡候趣有之候處、兎角人足共風儀も不三宜、格別の風烈も無之の節、大火に及候儀有之、中には消口の働を爲見ため、又は遺恨なごにて呼火繼火致候者有之哉に相聞、別而不届の至に候、小火の内消留、大火に不致候様相働候ば、尙又人足共の手柄に候、其旨能く可三相心得候、萬一右躰の惡事致候者有之においては、其組々の人足共、惡事不三携者迄も急度可申付候間、相互に吟味致合可申候、

申七月十二日

名主 共へ

右之通申渡候間、其旨可三相心得事、畢竟其方ごも常々申付方も不三行届、油斷故の事に相聞候、組中申諭置候様可致候、消除之節は尙又念入心附、胡亂成もの、人足共の内、聊にても如何様の始末見届

候ば、早速役人より申立、若役人不三居合候ば、捕押置可三差出候、萬一ゆるがせに致置、外より相聞おいては、其方ごも彌可爲三越度候、

但、新吉原町名主月行事持場所は、最寄名主共より可三申通候、

右之通被三仰渡奉畏候、仍如件、  
文政七申年七月十二日

一、火事場へ無用之者集申間敷旨、前々より相觸候處、近來猥に相成、見物の者大勢駈集、火消方并往來の障に相成、不届の至に候、依之無用之者猥に一切不三相越候様、家主名主共より急度可三申付候、若相背見物躰の者相越候ば、火事場役人共罷出召捕可申旨、及三異議候ば切捨可申候、  
右之通天明七年相觸候處、其後又々猥に相成、見物之もの數多相見、不届の至に候、以來出火の節、近付又は親類等見舞候者は、其者宅内へ罷越、諸道具等取付候儀は勝手次第、往來一通之者は脇道を通り、火口へ決而罷越し申間敷、若見物ヶ間敷者有之候ば、當人は不三及申、其者之家主五人組、其所の名主迄も急度答め可三申付一條、一町限り裏店迄も、其

當座雇の者に至る迄、不三洩様兼々急度申付置、心得違等無之様可致旨、寛政七年にも相觸候處、又又近來相亂、見物躰の者數多相見、不三碍之事に候、此上右躰の者見掛次第、少も用捨なく召捕、急度可三申付一條、彌前々相觸候趣堅守可申者也、  
右之通御奉行所より被三仰渡候間、町中家持借家并店借裏々召抱等の者に至迄、入念申付急度爲三相守可申候、此旨町中不三洩様早々可三相觸候、以上、

申七月

町年 寄役所

○柳原土手下糶藏會所は、寛政五年十月廿一日夕七ツ時過より、池の端無縁坂松平出雲守殿屋敷より出火、深川洲崎迄焼出しける、其節右糶藏之場所町家なりしが、火事後火除地となり、其後右糶藏會所出來す、又寛政度、深川大橋の向清住町へ、隱賣女有之けるが、是も賣女一躰に取拂、此明地へ是又糶藏出來しける、此糶藏の會所は、町方七分金御取立、是を以糶米御圍と成ける、此御圍米は町方大火或は流行病氣、又は稼の者長病、都而町方難澁之時節は、一統御救被下候御手當なり、町方にては小間割わずか七分御取



立、難澁の様常々申ける、又一統難儀之時節、一統を御救被下町はいか計難有る事なり、御慈悲之初御圍の事なり、

○安永天明の比迄は、老人朝茶を汲て、茶釜にて立る時は茶泡立ける、是を好みて呑たる者也、いまはなきか、田舎老人には適には有之が、其比は淺草觀音地内楊枝見世には、家毎並べて賣しもの、近頃は餘り見かけず、古へは粉を挽時は、此茶せんにて臼を拂たるが、いまはみこほうきにて拂故、茶釜家毎になし、寛政比よりは何事も替りし事多し、

○寛政二年の比より、古ものと瀬戸物と取替る商人歩行ける、何品にても古着類、又諸道具に至迄、用になし立ものを遣しければ、真品に應じたる瀬戸物取替て行なり、荷商人の瀬戸賣の業なり、

○天明寛政の比迄は、秋ほうづき賣來るが、今ごまごは違ひ、十宛申にさし、竹箒木の様は藁苞を拵へ、其苞へ美敷さしかつぎて賣り來りしが、今は此さまの商人來らずして、目ざるへ入て賣來るなり、

○大橋向靈運院、是を新寺と申、此譯を聞くに、天明迄大川三ッ俣に中洲とて、新地の涼み所繁昌せしが、

其比取拂となり、此土を以て彼新寺地形築立しこの事也、此譯其節心付ず故、委敷書留がたし、深川佐賀町取付の寺なり、

寶曆現來集卷之七終

寶曆現來集卷之八目次

- 一、一朱判吹立の事
- 一、松平外記及傷始末の事
- 一、大名旗本屋敷取換の事
- 一、自寛永至天明營中及傷の事

寶曆現來集卷之八

○文政七年六月廿八日御觸、此度世上爲通用、吹上被仰付候一朱判、當七月二日より可致通用、先達て相觸候通、小判、二分判、一分判、二朱判等取交、無差別取引爲致候條、通用差滞申間敷事、

一、一朱判通用爲、江戸京大坂其外在々にて、是迄吹直し金銀引替御用勤居候者共へ申付、引替方取計候間、一朱判望之者は、右引替御用相勤居候者の内申込、右金分は直し金、二分判、一朱判等を以、勝手次第引替、遠國在々迄も通用方差支無之様取計可申事、

一、一朱判兩替に付切賃の義、二分判、一分判、二朱判同様相心得、取替可致事、右之通可被相觸候、

六月

○文政六年四月廿二日、西丸御書院番酒井山城守組松平外記、於殿中詰所及及傷候一件、



西丸御書院番  
酒井山城守組

松平外記三十三

右外記儀、昨廿二日七ツ半時比、當番に罷在、於二部屋、本多伊織、間部源十郎、神尾五郎三郎、沼間左京、戸田彦之進の疵爲、負自殺仕候間、組頭大久保六郎右衛門申聞候に付、見分仕候處相違無御座候、依之御目附新庄鹿之助相届申候、先御届申上候、以上、

四月廿三日

酒井山城守

一、西丸御書院番酒井山城守組松平外記儀、相番本多伊織、間部源十郎、神尾五郎三郎、沼間左京、戸田彦之進、御書院番所於三勝手にて疵爲、負候、死骸并手負見分仕候書付、

新庄鹿之助

阿部四郎五郎

覺

西丸御書院番酒井山城守組松平外記儀、御番所於三勝手に、相番本多伊織、間部源十郎、神尾五郎三郎、沼間左京、戸田彦之進の疵爲、負自殺仕候、松平外記死骸見分仕候處、全亂心と相見候、歳三十三に相成、咽

に突疵一ヶ所、腹に突疵一ヶ所、何も腫閉深さ得と相分兼候、衣類黒羽二重御紋附、袷袴袴尻子、半襟御納戸茶、帶淺黄博多、下帯白羽二重、懷中物無之、側に黒絹肩衣、紋九曜星、袴棧留島、脇差一腰長一尺二寸程、鍔鐵之無地、縁頭鐵色、繪目貫鳥、柄糸黒、絞白、切羽鉤は銀きせ、鞘蠟色、鴈目赤銅、下緒黒糸にて血附有之候、

一、本多伊織見分仕候處、歳五十八歳に相成候由襟下より咽邊に掛け、深さ五寸程疵一ヶ所、衣類絹小紋丸に立葵、袷袴袴麻、半襟花色、帶紺博多島、下帯白羽二重、懷中物紫ころふく三ツ折、肩衣黒絹、袴棧留島、側に脇差有之、拵之儀は別紙書面可申上候、其節之様子相尋候處答無之候、

一、沼間左京見分仕候處、歳三十四に相成候、右頬下より咽に掛け、長五寸程深さ七八分程之疵一ヶ所、右手指下堅に三寸程淺疵一ヶ所、衣類黒羽二重袴、紋藤巴、襦袴麻半襟、下帯羽二重、帶小柳島、懷中物紫小紋厚板裏茶色、黒絹肩衣、袴棧留島、側脇差有之、拵之儀は別紙書面にて可申上候、其節様子相尋候處答無之、

一、神尾五郎三郎見分仕候處、歳三十三相成候由、尻こぶと横に三寸程の疵、深さ五六分程一ヶ所、衣類八丈島袴、白木綿襦袴、半襟茶、帶淺黄博多島、側脇差有之、拵之儀別紙書面にて可申上候、其節之様子相尋候處、昨廿二日暮六ツ時過、御番膝代り仕候て、部屋二階に居眠罷在候處、物音に目覺驚、二階より下候節、松平外記及傷にて、及物を振廻し、無謂私後より腰脇腹に掛け切付候、二階より落申候後、一向覺不申候由申聞候、

一、間部源十郎見分仕候處、五十八歳相成候由、ひよめき下をはずに三寸程、深さ一寸五分程の疵一ヶ所、右の手首堅に四寸程、深さ二三分程の疵一ヶ所、大指の脇三寸程の脇疵一ヶ所、衣類黒龍門丸に三ツ引紋付、袷袴袴麻、半襟御納戸茶、帶淺黄博多、肩衣茶紹、袴棧留島、懷中物無之、側脇差有之、拵之儀は別紙書面にて可申上候、其節の様子相尋候處、昨廿二日暮六ツ時過、御番所膝代り仕、二階に居眠罷在候處、松平外記脇差にて切付候處、取押可申と存候處、又候右の大指を切落、その痛にて其後の様子一向覺不申と申聞候、

一、御番醫師竹田英仙、敷原玄忠、御外科川島岡庵、天野玄昇、曾谷伯安に様子相尋候處、別紙差上候口書の通に御座候、

一、組頭大久保六郎右衛門の様子相尋候處、別紙差上候口書之通に御座候、

一、神尾五郎三郎、間部源十郎口書二通差上候、

一、相番共の様子相尋候處、別紙差上候口書二通に御座候、

未四月廿三日

新庄鹿之助

阿部四郎五郎

一、右自殺人松平外記、手負人本多伊織、間部源十郎、神尾五郎三郎、沼間左京、戸田彦之進、御差圖有之候迄は、念入相番附置候様、御書院番頭酒井山城守に申渡置候、

一、異變之儀に付申上候書付、

西丸御書院番  
酒井山城守組

松平外記三十三

右外記儀、昨廿二日當番に罷出候處、亂心と相見得、相番本多伊織、間部源十郎、神尾五郎三郎、沼間左京、戸田彦之進の疵爲、負、自殺仕候間、組頭大久



保六郎右衛門申聞候間、早速右始末相糺候處、昨夜六ツ時過御書院番所へ相詰、御番衆申聞候は、部屋内物音仕候に付、御番所後部屋入口御襖明候處、何共不相知、脇差乍打振、御番所に出可申様子に相見候間、御襖立切申候、相番池田吉十郎義は、外より部屋に相廻り、相尋候處、外記儀自殺の躰に相見候間、二階を見請候處、伊織、源十郎、五郎三郎、左京、彦之進、右五人手疵負罷在候間、全く外記は亂心と相見、一向譯り無之、何も休息仕罷在候處、右躰の始末に有之候段申聞候、其外何にても心障の儀無之旨、右に付私并組頭六郎右衛門立合見分仕候處、右手負人五人の者、疵所輕重は御座候得共、何も存命罷在候、外記儀相果申候、依之疵所別紙相添此段御届申上候、以上、

四月廿三日

酒井山城守

一、昨廿二日當御番夜六ツ時過、私共爲三膝代り御番所罷出候處、部屋内物音仕、何事と存行合、御襖明候處、何共不相知、乃物振、御番所に出可申様子に候間、見請候と御襖建切候處、無理に押放候間、御襖押御番所に出様、押可申と存候得共、明候ては御

番所へ欠出候體に付、池田吉十郎外々相廻見請候處、松平外記自殺の體に相見得候間、二階見受候處、本多伊織、間部源十郎、神尾五郎三郎、沼間左京、戸田彦之進、右五人手負罷在候間、相尋候處、如何の義候哉、一向譯も無之、少し相休候處、右體の始末有之候段、源十郎、五郎三郎相答申候、心障の儀承り不申候、昨日當番に平生體に罷出候處、右之段相届に付、早速罷越見分仕候處、相違無御座候、以上、

四月廿三日

西丸御書院番  
酒井山城守組

大久保六郎右衛門

新庄鹿之助殿

阿部四郎五郎殿

一、昨廿二日當番の節暮六ツ時、御番膝代り部屋二階に居眠罷在候處、本多伊織、間部源十郎、松平外記、神尾五郎三郎、戸田彦之進、二階下にて沼間左京、都合六人部屋に罷在候處、部屋内物音致候間、何事と存御番所に罷在候に付、部屋入口御襖明候處、脇差振廻御番所に走出候様子に見請候間、御襖候内、既に御襖強く押候間、御番所に出し不申、取押可申と奉存候得共、明ては御番所に出候様子に付、池田吉十郎

外より部屋に相廻見受候處、外記儀は最早自殺の躰に相見得、物靜に候間、二階に上り見候處、本多伊織、

間部源十郎、神尾五郎三郎、沼間左京、戸田彦之進、右五人手疵負罷在候間、相尋候處、如何の義に候哉、源十郎、五郎三郎と相答、残り三人も同様小音に相答申候、尤常々聊右五人の者、并外記心障之儀無御座候、唯當御番も常躰に罷在候間、全亂心仕候義と奉存候、部屋に私共居合不申とは乍申、取鎖不仕候段、何共恐入候儀に御座候、以上、

四月廿三日

- 飯塚早之助
- 内藤政五郎
- 長野勝次郎
- 堀長左衛門
- 川村清次郎
- 伊丹甚五郎
- 荒川三郎兵衛
- 日向政吉
- 横山重五郎
- 井上政之助
- 小堀友之助

新庄鹿之助殿  
阿部四郎五郎殿

一、右同文言にて、

四月廿三日

- 藪庄三郎
- 池田吉十郎
- 近藤小膳
- 新庄鹿之助殿
- 阿部四郎五郎殿

一、昨廿二日當番暮六ツ時過、私共膝代り仕候處、松平外記乃物振、頭に切掛け申候に付、取押可申と存候處、又候親指に切付候、最初之疵にて、其後の様子は一向覺不申候、依之此段御届申上候、以上、

四月廿三日

間部源十郎

一、昨廿二日當番暮六ツ時過、私共膝代り部屋二階に休息仕候内、居眠罷在候處、物音にて目覺驚、同所より下り候節、松平外記乃物振廻し、無謂私後より脇股へ切付に付、落階仕、其後の様子前後一向覺不申候、依之此段書付を以て申上候、以上、

四月廿三日

神尾五郎三郎



右私悴、昨廿二日當御番之節、亂心と相見得、相番共の疵爲<sub>レ</sub>負候上自殺仕候、此段酒井山城守より、御用番森川内膳正殿に御届申上候旨、同人申聞候、依<sub>レ</sub>之御届申上候、以上、

四月廿三日

西丸御小納戸  
松平頼母

一、六月六日、森川内膳正殿御渡し、

西丸御書院番  
酒井山城守組  
間部源十郎

神尾五郎三郎

右松平外記に手疵被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>負候始末、於<sub>二</sub>評定所<sub>一</sub>御詮議被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候處、痛所愈兼、呼出候儀難<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>に付、何も申合め、組頭共兩人宅に差出し、一鉢之始末得<sub>二</sub>致<sub>一</sub>吟味可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>申聞<sub>一</sub>候、尤對<sub>二</sub>外記<sub>一</sub>心障不和等の儀も無<sub>レ</sub>之旨、山城守に申立候得共、猶又得<sub>二</sub>吟味爲<sub>レ</sub>致可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>申候<sub>一</sub>、

右同人組

戴庄三郎  
池田吉十郎

西丸御書院番  
酒井山城守組  
松平外記

右當番之者共、何も宅にて致<sub>二</sub>吟味可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>申聞<sub>一</sub>候、右之者部屋内に居合不<sub>レ</sub>申候由、見分之御目付并頭山城守より申立候得共、右人數不<sub>レ</sub>殘御番所には罷在間敷義に候、其節御番張罷在候者共は誰に候哉、其餘は何方に罷在候哉、一鉢に始末明白に吟味致し可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>申聞<sub>一</sub>候、

一、御詮議掛りの御達之書付取紙面之者計、先呼出候間可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>尋候<sub>一</sub>、其節之者共申口次第にて、呼出之義可

近藤小膳  
飯塚早之助  
内藤政五郎  
長野勝次郎  
堀長左衛門  
川村清次郎  
伊丹甚五郎  
荒川三郎兵衛  
日向政吉  
横山重五郎  
井上政之助  
小堀友之助

レ被<sub>二</sub>申聞<sub>一</sub>候、

一、間部源十郎、神尾五郎三郎事、疵所愈兼候に付、預返し取計、外呼出之者共引合之儀に付、又預返しに可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>致候<sub>一</sub>、

一、西丸御書院番に御達し、

間部源十郎、神尾五郎三郎、疵所愈兼難<sub>二</sub>能出<sub>一</sub>義に候ば、其段岩瀬加賀守、筒井伊賀守、本多政八郎に達書、評定所より早々可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>差越<sub>一</sub>候、

一、右同斷御達書、西丸御書院番頭、

池田吉十郎  
長野勝次郎  
堀長左衛門  
川村清次郎  
伊丹甚五郎  
横山重五郎  
小堀友之助

右追付評定所より可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>差出<sub>一</sub>候、

一、御達し右同斷、

西丸御書院番  
酒井山城守組  
間部源十郎

神尾五郎三郎

松平對馬守

右追付評定所より可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>差出<sub>一</sub>候、

一、六月五日、森川内膳正殿より御渡書付御廻、

間部源十郎、神尾五郎三郎、疵所愈兼候に付、左之通り松平對馬守より御届書差出す、

西丸御書院番  
酒井山城守組  
間部源十郎  
神尾五郎三郎

右之者共、評定所より差出候様、先刻御書付を以て被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>候得共、源十郎義未だ疵所痛強、其上暑氣にて寒熱頭痛強難<sub>二</sub>能出<sub>一</sub>旨、五郎三郎儀は疵所今以平愈不<sub>レ</sub>仕、其上暑邪に相中り、寒熱頭痛仕、心下に差張難<sub>二</sub>罷出<sub>一</sub>段、銘々書付を以申聞候、依<sub>レ</sub>之御届申上候、尤評定所より其段申達候、以上、

六月五日  
松平對馬守

西丸御書院番  
酒井山城守組  
池田吉十郎  
長野勝次郎



痛所愈兼候に付不罷出、御吟味中、相番細井吉太郎に預候旨申渡す、

神尾五郎三郎

右同斷に付、相番渡邊左金吾に預候旨申渡す、

右於評定所、岩瀬加賀守、筒井伊賀守、本多彌八郎立合、伊賀守申渡す、

當日立合大目付岩瀬加賀守、石谷周防守、町奉行神主計頭、筒井伊賀守、御目付本多彌八郎、西丸御書院番頭松平對馬守、池田甲斐守、

一、六月九日、森川内膳正殿御渡に付、

西丸御書院番  
酒井山城守組  
藪庄三郎  
近藤小膳  
飯塚早之助  
内藤政五郎  
荒川三郎兵衛  
日向政吉  
井上政之助

御詮議之上、同道人  
に預返す、

一、右同斷被仰渡に付、九日評定所可被差出旨、

岡甲之助

御詮議之上、同道人  
に預返す、

飯塚早之助  
内藤政五郎  
荒川三郎兵衛  
日向政吉  
井上政之助

一、右同斷被仰渡に付、九日評定所可被差出旨、

岡甲之助

御詮議之上、同道人  
に預返す、

飯塚早之助  
内藤政五郎  
荒川三郎兵衛  
日向政吉  
井上政之助

一、右同斷被仰渡に付、九日評定所可被差出旨、

岡甲之助

御詮議之上、同道人  
に預返す、

飯塚早之助  
内藤政五郎  
荒川三郎兵衛  
日向政吉  
井上政之助

一、右同斷被仰渡に付、九日評定所可被差出旨、

岡甲之助

御詮議之上、同道人  
に預返す、

飯塚早之助  
内藤政五郎  
荒川三郎兵衛  
日向政吉  
井上政之助

一、右同斷被仰渡に付、九日評定所可被差出旨、

岡甲之助

御詮議之上、同道人  
に預返す、

飯塚早之助  
内藤政五郎  
荒川三郎兵衛  
日向政吉  
井上政之助

一、右同斷被仰渡に付、九日評定所可被差出旨、

岡甲之助

御詮議之上、同道人  
に預返す、

飯塚早之助  
内藤政五郎  
荒川三郎兵衛  
日向政吉  
井上政之助

一、右同斷被仰渡に付、九日評定所可被差出旨、

岡甲之助

御詮議之上、同道人  
に預返す、

飯塚早之助  
内藤政五郎  
荒川三郎兵衛  
日向政吉  
井上政之助

一、右同斷被仰渡に付、九日評定所可被差出旨、

岡甲之助

御詮議之上、同道人  
に預返す、

飯塚早之助  
内藤政五郎  
荒川三郎兵衛  
日向政吉  
井上政之助

一、右同斷被仰渡に付、九日評定所可被差出旨、

岡甲之助

御詮議之上、同道人  
に預返す、

飯塚早之助  
内藤政五郎  
荒川三郎兵衛  
日向政吉  
井上政之助

一、右同斷被仰渡に付、九日評定所可被差出旨、

岡甲之助

御詮議之上、同道人  
に預返す、

飯塚早之助  
内藤政五郎  
荒川三郎兵衛  
日向政吉  
井上政之助

一、右同斷被仰渡に付、九日評定所可被差出旨、

岡甲之助

御詮議之上、同道人  
に預返す、

飯塚早之助  
内藤政五郎  
荒川三郎兵衛  
日向政吉  
井上政之助

一、右同斷被仰渡に付、九日評定所可被差出旨、

堀 長左衛門

川村清次郎

伊丹甚五郎

横山重五郎

小堀友之丞

右之者儀、評定所の差出候様、先刻御書付を以被仰渡候に付、右之通唯今評定所の差出申候、依之御届申上候、

六月五日

松平對馬守

一、右二件六月六日封廻狀、

西丸御書院番  
酒井山城守組

池田吉十郎五十三

長野勝次郎三十二

堀 長左衛門四十二

川村清次郎五十三

伊丹甚五郎四十七

横山重五郎三十六

小堀友之丞三十六

右は一通尋之上、同道人の預遣す、

間部源十郎

曲淵 大學

安西 伊賀之助

内藤 伊三郎

細井 吉太郎

松平九郎左衛門

一、東叡山御門跡様より、執頭を以御内窺之文、

先達西丸御書院番頭酒井山城守組にて、殿中において御番衆不慮之儀有之、多輩之始末御吟味有之候旨被聞召候、兩御番之義は、御先祖御代々御忠勤之家格、腹心之御家人と被聞召候、然處落命致候者は無是非儀、相殘候者一命にも掛候御仕置の上、家銘斷絶にも及上は、各上の對し恐入、先祖へも申譯無之次第、且多輩の券族歎きの程を察し被思召候、御政事之儀兼々御承知被爲在候得共、御追福之節は縦令重罪之者たりとも、御赦之儀御願被仰立候事故、罪の輕重に不拘、御答の節、少も軽く相成候様と被仰立度思召候、殊に不遠稀成日光山御參詣も被爲在、御子様にも追々御縁組も被仰出候得ば、目出度御時節に付、右等の御譯を以、格別御赦被仰出候ば、各先祖黃泉の

歡び、眷族の御慈悲、此上もなき御事に被思召、御法體之御身柄には、當人は勿論多輩之者、家内眷族の歡び御身に取、朝暮歎々敷思召候、御差支之儀も無之候得ば、表向凌雲院大僧正兩執當之内を以、御赦之儀御歎き被仰立度思召に付、此段御内内其許迄、御聞合申候様との御事に御座候、以上、

未七月

元 光 院

青山下野守殿  
御附札  
御書面之趣被仰立候趣、思召次第に候事、

水野出羽守殿

一、七月廿七日、表向被仰立候御書附之寫、

日光御門跡後僧  
住 心 院

西丸御書院番酒井山城守組、先達於殿中不束之儀有之、御番衆一同此節御吟味之由、右裁斷之上如何様之御答被仰付候哉、難爲計候得共、何も御代々忠節之家柄、累代之御高恩之者にて、一同一命にも相掛候程之御仕置に相成候哉、又は家銘斷絶にも及候儀、當人は不及申、多輩の親族迄奉恐入候、且御悲歎之程如何計御不便に思召候、不遠公儀稀成日光山御參詣も被仰出、目出度御時節にも被爲在候得ば、右之者共御吟味御裁斷之上、

御譯を以、格別御赦被仰出候ば、各先祖黃泉の

御譯を以、格別御赦被仰出候ば、各先祖黃泉の

御譯を以、格別御赦被仰出候ば、各先祖黃泉の

御譯を以、格別御赦被仰出候ば、各先祖黃泉の

御譯を以、格別御赦被仰出候ば、各先祖黃泉の

御譯を以、格別御赦被仰出候ば、各先祖黃泉の

御譯を以、格別御赦被仰出候ば、各先祖黃泉の

御譯を以、格別御赦被仰出候ば、各先祖黃泉の

御譯を以、格別御赦被仰出候ば、各先祖黃泉の

御譯を以、格別御赦被仰出候ば、各先祖黃泉の

御譯を以、格別御赦被仰出候ば、各先祖黃泉の

御譯を以、格別御赦被仰出候ば、各先祖黃泉の

御譯を以、格別御赦被仰出候ば、各先祖黃泉の

御譯を以、格別御赦被仰出候ば、各先祖黃泉の

御譯を以、格別御赦被仰出候ば、各先祖黃泉の

御譯を以、格別御赦被仰出候ば、各先祖黃泉の

御譯を以、格別御赦被仰出候ば、各先祖黃泉の



罪之輕重にも不<sub>レ</sub>拘、御憐愍之御沙汰被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在候様被<sub>レ</sub>成度思召に候、尤御政事向之儀は、彼是被<sub>二</sub>仰立<sub>一</sub>候ば、深く御遠慮に思召候得共、多輩之者共御法中には、深く御不便に思召相成候儀に候ば、右之者共御咎めの節、格別之御宥免之御裁斷、御免候様被<sub>レ</sub>成度思召候、此段宜御執成之程被<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>頼入<sub>一</sub>度、御使を以被<sub>二</sub>仰入<sub>一</sub>候、

七月廿七日 日光御門跡御使 住 心 院

青山下野守殿 水野出羽守殿

下野守殿取次 那波七左衛門 出羽守殿取次 山田翁助

一、十月九日、相濟封廻狀之寫、

改易 西丸御書院番 神尾五郎三郎三十 御番被<sub>二</sub>召放<sub>一</sub>隱居被<sub>二</sub>仰池田吉十郎五十二 付、慎み可<sub>二</sub>罷在<sub>一</sub>候、 間部源十郎五十八 御番被<sub>二</sub>召放<sub>一</sub>小普請 長野勝次郎五十三 入逼塞被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>、 藪庄三郎五十七 近藤小膳五十三

川村清次郎五十三 伊丹甚五郎四十七 小堀友之丞三十六 井上政之助 飯塚早之助四十八 堀 長左衛門四十二 横山重五郎三十六 岡部半之丞四十三 内藤政五郎四十三 荒川三郎兵衛三十一 日向政 吉三十一 曲淵 大 學三十六 安西伊賀之助四十一 内田伊三郎四十 細井吉太郎六十二 松平九郎右衛門三十

不行届に候事、 御番御免、小普請入、 不束之事に候、

父吉十郎、御番被<sub>二</sub>召放<sub>一</sub>隱居被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>、知行高減三五 名代 池田市之丞 大島 六 助

百石<sub>二</sub>其方<sub>一</sub>へ被<sub>二</sub>下置<sub>一</sub>、小普請入被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候、

父源十郎、御番被<sub>二</sub>召放<sub>一</sub>隱居被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>、家督相違な<sub>レ</sub>く其方へ被<sub>二</sub>下置<sub>一</sub>、小普請入被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候、 西丸六尺 源 太 郎十九 無構

右於<sub>二</sub>評定所<sub>一</sub>、岩瀬伊豫守、筒井伊賀守、八重森甚四郎立合、伊豫守、伊賀守申渡、

御役御免、差控 西丸御書院番頭 同 酒井山城守 御目付 新庄鹿之助 同御書院番組頭 大久保六郎左衛門 同御目付 阿部四郎五郎 同御納戸 松平頼母 御番醫師 藪原玄忠 竹内英仙 同外科 曾谷伯安 川島周庵

不束之事に候、

御役御免

右於<sub>二</sub>堀田攝津守宅<sub>一</sub>、御手洗五郎兵衛、柴田三右衛門罷越申渡、 西丸御書院中様御用人 井上備後守 御先手 小尾十郎左衛門 岡部半之丞 藪原玄忠 同 右外四人之醫師差控に不<sub>レ</sub>及、 松平頼母 差控伺に不<sub>レ</sub>及、 一、左之通銘々被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>之寫、

其方儀、當四月廿二日請取當番之節、部屋二階に轉寢致罷在候處、夕七ツ時過物音にて目覺、松平外記相番共を及<sub>二</sub>刃傷<sub>一</sub>候、乍<sub>二</sub>見届<sub>一</sub>捕押も不<sub>レ</sub>致、上り口之方へ披き、後疵を受二階より落、白衣無刀之儘御番所<sub>二</sub>駈出<sub>一</sub>、蘇鐵之間迄參候段不<sub>レ</sub>慎之次第、剩有體に難<sub>二</sub>申立<sub>一</sub>存、遁出候儀を押隠罷在候段、旁以不<sub>レ</sub>尋之至に候、依<sub>レ</sub>之改易被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候者なり、

西丸御書院番 酒井山城守組 神尾五郎三郎



池田吉十郎

其方儀、當四月廿二日請取當番之節、部屋二階より下り、藪庄三郎と談合之處、夕七ツ時過ぎ致し物音、松平外記及三刀傷候に付、二階之相番共駈下候に付、驚白衣無刀之儘、外相番共一同御番所へ駈出、外記を捕押候心付も無之、御襖を立切罷在、剩井上政之助之上下脇差押して借受、漸々部屋裏の方へ相廻り見届候仕合故、最早外記は自殺に及候始末に至候段、臆候次第、其上有體に申立候ては難相濟と存、暮六ツ時過にて、相番六人は膝代に出、其方并近藤小膳は、組頭部屋に可罷越と、蘇鐵之間迄參候節變事之由、且即死之者も存命之旨、相違之儀を取繕申張罷在候段、御後聞致方、殊に表立ながら取扱、疵人之手當其外不行届、取計方不埒之至に候間、依之御番被召放、隠居被仰付、慎み可有罷在もの也、

間部源十郎

其方儀、當四月廿二日請取當番之節、部屋二階に居眼罷在候處、松平外記其方頭之上に切付、疊掛け右の手足にも疵を受、眼中へ血流入其儘倒罷在候段、

不意の儀とは乍申油斷之次第、不心掛けの至に候、依之御番被召放、隠居被仰付候、慎み可有罷在者也、

藪庄三郎

近藤小膳

其方共儀、當四月廿二日泊御番之節、部屋に罷在候處、夕七ツ時過物音致、松平外記及三刀傷に候付、二階相番共駈下り候に付驚、外相番共一同に御番所へ駈出、外記を捕押候心付も無之、池田吉十郎部屋内を見届候まで、御襖を建切罷在候段、臆候次第にて、剩有體に難申立存、可然取繕吳候様に吉十郎に相伺、相違之由を俱に申張罷在候始末、古も乍勤別て不埒之至に候、依之御番被召放、小普請入逼塞被仰付者也、

長野勝次郎

其方儀、當四月廿二日請取當番之節、爲使用部屋二階より下り候處、夕七ツ時過物音致、松平外記及三刀傷由にて、二階之相番共駈下候に付、驚白衣無刀之儘、相番一同御番所へ駈出、御襖立切、池田吉十郎部屋之内様子見届候迄、押へ罷在候段臆候

次第にて、事濟候後も痔疾差發候連、夜五ツ時比迄便所に罷在、有體難申立存、吉十郎取繕候相違之儀、同様申張罷在候段、旁以不埒之至に候、依之御番被召放、小普請入逼塞被仰付者也、

川村清次郎

其方儀、當四月廿二日請取當番之節、部屋二階に致し休息罷在候處、夕七ツ時過松平外記不意に脇差振、本多伊織、戸田彦之進に切付候間、驚外記を捕押候心付も無之、白衣無刀之儘駈下り、相番共御番所へ駈出候節出後れ、左之手を御襖に建付袂れ動事難成、葛籠重有之候側に屏風引寄、事濟候迄隠居候段、臆候次第、剩有體に難申立、吉十郎取繕相違の儀、同様申張罷在候段、旁以不埒の至、依之御番被召放、小普請入逼塞被仰付者也、

伊丹甚五郎

小堀友之丞

其方共儀、當四月廿二日請取當番の節、部屋二階に休息罷在候處、夕七ツ時過松平外記脇差振、本多伊織、戸田彦之進に切付候に付、驚外記を捕押候心付も無之、白衣無刀之儘駈下、外相番一同御番所へ

駈出、池田吉十郎取繕相違の儀同様申張罷在候段、旁以不埒の至に候、依之御番被召放、小普請入逼塞被仰付者也、

井上政之助

其方儀、當四月廿二日泊番の節罷出候處、七ツ時過松平外記及三刀傷候由にて、部屋内之者疵受候、神尾五郎三郎御御番所へ駈出候に付、席を立狼狽罷在候段、勤番の詮も無之、剩池田吉十郎に任せ、上下脇差迄貸遣し、近藤小膳の着替の上下を着し、

◎以下原本一葉落丁

内藤政五郎

荒川三郎兵衛

日向政吉

其方共儀、當四月廿二日泊番の節、御番所張罷在候處、夕七ツ時過、松平外記及三刀傷候由にて、部屋内の者共疵受候、神尾五郎三郎迄御番所へ駈出候に付、席を立狼狽罷在候段、勤番の詮も無之、殊に有體難申立存、池田吉十郎取繕相違の儀を、同様申張罷在候段、旁以不埒の事に候、依之御番御免、小普請入被仰付候、



曲淵大學

其方儀、狩場御射鳥狩の節、席下の松平外記、拍木役に相成候を不<sub>レ</sub>心能存、室<sub>レ</sub>外記吹聴に參候節申<sub>レ</sub>、同人室<sub>レ</sub>寄合の節、岡部半之丞に任せ不<sub>レ</sub>參致、外記心勞之様子に付、病氣を申立、拍木役相斷、當四月廿二日相番及<sub>レ</sub>刃傷に<sub>レ</sub>候次第至候段、差追致<sub>レ</sub>亂心候儀と相聞、外記氣狹成氣質と存候ば、其心得も可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之處、嘲弄<sub>レ</sub>ケ間敷申成候段、不<sub>レ</sub>埒之事に候、依<sub>レ</sub>之御番御免、小普請入被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>候、

安西伊賀之助

其方儀、狩場追鳥狩之節、席下の松平外記、拍木役に相成候を不<sub>レ</sub>心能存、同人室<sub>レ</sub>寄合の節、外記心に障候義を申、鼠山稽古之節も、彼是申<sub>レ</sub>嘲<sub>レ</sub>候及<sub>レ</sub>挨拶候、同人心に留候様子にて、病氣を申立、拍木役相斷、當四月廿二日、相番共及<sub>レ</sub>刃傷<sub>レ</sub>申候次第に至候段、差追致<sub>レ</sub>亂心候義と相聞候、外記儀氣狹成氣質と存候ば、其心得も可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之處、嘲弄<sub>レ</sub>ケ間敷儀申聞候段、不<sub>レ</sub>埒の事に候、依<sub>レ</sub>之御番御免、小普請入被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>者也、

岡部半之丞

其方儀、松平外記を安西伊賀之助、曲淵大學嘲弄候儀及<sub>レ</sub>見聞、外記席上の者を越え、拍木役に成心配之旨申聞候儀も有<sub>レ</sub>之、其方儀拍木役之儀に候得ば、心付方も可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之處、其儘打過候段、不<sub>レ</sub>束之事に候、

内田伊三郎

細井吉三郎

松平九郎右衛門

其方共儀、松平外記を安西伊賀之助、曲淵大學嘲弄致候儀及<sub>レ</sub>見聞候ば、心付方も可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之處、其儘に打過候段、不行<sub>レ</sub>届事候、

西丸御書院番頭

酒井山城守

當四月廿二日當番之節、松平外記及<sub>レ</sub>刃傷候始末、追々被<sub>レ</sub>遂<sub>レ</sub>御詮議候處、夕七ツ時之變事、本多伊織、沼間左京、戸田彦之進即死、間部源十郎深手にて倒、其餘部屋内之者は、神尾五郎三郎迄御番所<sub>レ</sub>に駈出、御襖を立切罷在候内、外記自殺候由、池田吉十郎儀は取繕、偽之義申立候旨、御番衆一同申立、其方儀爲<sub>レ</sub>泊大久保六郎右衛門より始末早速遂<sub>レ</sub>見分を、御目付に申談取計可<sub>レ</sub>申處、大病人之由相違

の儀、一旦新庄鹿之助に申達、鹿之助より及<sub>レ</sub>催促に<sub>レ</sub>而も、有體之儀不<sub>レ</sub>申達、常體病人可<sub>レ</sub>書出<sub>レ</sub>旨、藪原玄忠に打合候儀に無<sub>レ</sub>之由申聞候得共、度々容體書も爲<sub>レ</sub>引替、玄忠申立、終夜疵人之療治も不<sub>レ</sub>加、其分打過罷在候、右之變事内分に取計心底と相聞、至<sub>レ</sub>翌朝に<sub>レ</sub>手負自殺と申達候ても、届出并御目付見分の節も、即死之者も存命之趣に、吉十郎取繕候相違之儀、其儘に申立罷在候段、彼是如何之次第不<sub>レ</sub>束之事に候、依<sub>レ</sub>之御役御免、差控被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>候者也、

西丸御書院番

酒井山城守組

大久保六郎右衛門

當四月廿二日當番の節、松平外記刃傷の始末、追々被<sub>レ</sub>遂<sub>レ</sub>御詮議候處、夕七ツ時過の變事にて、本多伊織、沼間左京、戸田彦之進は即死、間部源十郎は深手にて倒、其餘部屋内の者は、手負人神尾五郎三郎迄御番所へ走り出、御襖立切罷在候内、外記は自殺の由、池田吉十郎儀、刻限其外共諸事品能取繕、偽之儀申立旨、御番衆一同に申候、其方儀中の口部屋に罷在候事には候得共、最初よりの様子も及<sub>レ</sub>承

可<sub>レ</sub>申處、手負人の容體、藪原玄忠に爲<sub>レ</sub>見ながら、最初は不<sub>レ</sub>殘病人の由、或は一人自殺外は病氣之旨御目付へ申達、容體書も度々玄忠より爲<sub>レ</sub>引替、終夜疵人の治療も不<sub>レ</sub>加、其分に打過、右體の變事内分に取計心底と相聞、翌朝に至り手負殺人申立候て、番頭よりの届書并御目付見分の節、即死の者も存命の趣に取計、其外諸事吉十郎其儘取繕、相違の儀を申立罷在、相尋候ても同様申聞候段、彼是如何の次第不<sub>レ</sub>束の事に候、依<sub>レ</sub>之御役御免、差控被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>者也、

御目付

新庄鹿之助

其方儀、當四月廿二日當番の節、酒井山城守組御書院番及<sub>レ</sub>刃傷候儀、組頭大久保六郎右衛門、最初は五六人病氣の由申聞、其後自殺一人病人四五人と申候、又山城守よりは六人共病人の由にて、駕籠斷差出候得とも、風聞も承候事故、駕籠にて差出候取計難<sub>レ</sub>致、勘辨の上可<sub>レ</sub>申聞<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>挨拶候處、其後度々致<sub>レ</sub>催促候ても段々延引及、翌朝に至り御本丸當番、外科呼上申遣候得共、殿中不<sub>レ</sub>容易<sub>レ</sub>變事にて、風聞も承候儀、殊に番頭并組頭申聞候趣も彼是



致ニ相違、藪原玄忠差出候容體書も、度々引替疑敷儀に付、不ニ取敢ニ穿鑿致ニ見分ニ取計可レ申處、翌朝に至る迄等閑に打過罷在候段、内談の趣をも致ニ承知、其節の存念に合ニ内意ニ候故の儀と相聞、勤柄に不ニ似合ニ始末、不束之事に候、依レ之御役御免、差控被ニ仰付ニ者也、

御目付  
阿部 四郎五郎

其方儀、當四月廿二日加泊の節、酒井山城守組御書院番及ニ刃傷ニ候儀、當番新庄鹿之助、組頭大久保六郎右衛門より、五六人病人有由申聞、其後山城守よりは、大病人而已申達候段乍承、鹿之助取計に任せ、翌朝に至り自殺手負人の旨申聞候趣、等閑に打過罷在、殿中不ニ容易ニ變事の處、強て病人と申張候は、山城守存寄可レ有レ之事と存候趣、及ニ延引ニ候儀の旨申聞候段、如何の次第不束の事に候、依レ之御役御免被レ成候、

但、何も若年寄支配寄合に成、四郎五郎儀差控伺候に付、差控候様申聞候、

御番醫師  
藪原 玄忠

其方儀、當四月廿二日、西丸當番の節、酒井山城守組御書院番及ニ刃傷ニ候節、疵所の様子乍見請、其節の意に存寄候儀難ニ申立ニ迎、手負人の儀を病人の趣に、御目付へ容體書差出し、其後も任ニ内談に色々の容體書引替、翌朝手負人自殺の書面相直候ても、疵人何も存命の由相違の儀申立、御目付見分の節も、同様の書面差出候段、不束の事に候、

御番醫師  
竹内 英仙

同外科

曾谷 伯安  
川島 周庵  
天野 良雲

其方共、當四月廿二日、西丸酒井山城守組御書院番、手負人の容體見請候節、五人共疵の深淺も有レ之候得共、存命の趣に見分、御目付に申達、右之内三人は相果候處、相違の儀申聞候段、其節の存意に相泥候事に相聞、不束の事に候、

但、玄忠伺差控の旨、差控候様申聞候、

右今晚於ニ堀田攝津守宅ニ申渡候、御本丸西丸若年寄列座、御目付御手洗五郎兵衛、柴田三右衛門罷越

候、

但、玄忠より以下は、申渡の節列座無レ之、

西丸御小納戸役御免 西丸御小納戸 松平 頼母

右被ニ仰渡ニ同斷、若年寄支配寄合に相成、差控に不レ及候、

西丸御小姓組番頭伊織養子

大久保豊前守組

本多 右膳

右養父伊織手負相果候に付、知行高右膳儀御構無レ之、取來候二百俵并屋敷家作とも、其儘被レ下候間、其段可レ被ニ申渡ニ候、

一、水野出羽守殿御差圖逼塞の面々、

一、門を立置畫の内込も、外より不ニ目立様に、通路可レ有レ之候事、

一、重き病氣の節は、親類縁者醫師等、療治參候儀不レ苦候事、

一、火事の節開門の通心得候、不レ叶用事又は病用の節は、前文の通可レ有レ之候事、

一、火事の節屋敷危き體に候は、立退、其段支配可ニ申達ニ候、尤遠慮火除可レ申事、

右之通享保元申年被ニ仰出ニ候得共、猶又此度右之面々に被ニ仰渡ニ候、

西丸御書院番

酒井山城守組

本多 伊織

沼間 左京

戸田彦之進

松平 外記

手負相果候に付、  
知行八百石上る、  
右同斷、知行屋敷家作  
共知行八百石上る、  
右同斷に付、御切米  
三百俵上る、  
自殺に付御切米  
三百俵上る、

右之通に付、可レ被レ得ニ其意ニ候、尤御勘定奉行、御普請奉行、小普請奉行可レ被レ談候、

一、十月廿六日、和泉守殿御申渡し、

西丸御書院番松平外記、相番共及ニ刃傷に始末、被遂ニ御詮議ニ候處、相番共常々嘲哂ケ間敷仕成有レ之候に付、差迫り亂心致候様相聞、變事斯に至りては、相番共立合候者も無レ之段、不覺悟之事、御番勤仕の作法、組中申合の儀、毎々度々被ニ仰出ニ候趣も有レ之候處、兎角心掛け等閑に相成、相番の者も權高に我意を立、新規の者を爲レ致ニ迷惑ニ候儀、粗風聞の様に成行候筋、如何の次第に候、向後御番方は不レ及ニ申、何の向にても、非道の儀有レ之時、勤方相立候様に申合、一同相互に致ニ和熟、御奉公筋專



一に心掛可申候、  
右之趣、向々可被達候、

十月廿六日

一、西丸若年寄森川内膳正殿御申渡し、

西丸御徒頭  
佐山 左門

當四月廿二日、松平外記及三乃傷候節、其方組當番  
に付、組頭鈴木伊八郎取扱方行届、組の者共心掛け  
宜趣相聞、此度無急度及沙汰候事、

十月十日

御徒佐山左門組  
組頭  
鈴木伊八郎

同組之者名面左之通、

腰馬 五郎太夫 岡野三郎右衛門 相澤三右衛門  
小南傳次郎 小林又三郎 海老原岸郎  
一色左次馬 高井龍助 山中專右衛門  
小山平十郎 山内勘次郎 高柳庫之助  
永井芝太郎 鹽田榮之丞 澁谷力藏  
馬場作左衛門 同 泰之助 坂本爲八郎  
梨本昌吉 鈴木小伴次  
右當四月廿二日、松平外記及三乃傷候節、私共心掛

宜段御褒詞の段、佐山左門申渡、難有仕合奉存候、  
右御禮參上仕候、

一、先是迄初て一體相濟に付、是より右明跡の儀、并  
片付方留置く、

十月廿二日御役替

西丸御書院番頭  
酒井山城守跡へ

同御目付  
新庄鹿之助跡へ

阿部四郎五郎跡へ

同御書院番頭  
大久保豐前守組番頭

元酒井山城守組番頭  
大久保六郎右衛門跡へ

西丸御小姓組番頭

大久保豐前守

御使番

野一色外記

山岡五郎作

西丸御書院番頭  
佐藤美濃守組頭

森勘右衛門

一、十月九日、西丸御書院番頭酒井山城守組、當時  
大久保豐前守組の御入人被仰付、

御徒頭修理惣領

神保源五右衛門

御納戸頭伊左衛門惣領

小栗忠一郎

御臺様御用人九郎惣領

長谷川小一郎

西丸御先手市右衛門惣領

田沼貞之丞

右は藝術御吟味之上、御番入被仰付、三百俵宛被

下候、

小普請組  
神尾豐前守支配

千石 松平五郎

五百石 織田鍋三郎

千石 同服部伊賀守支配  
松平主殿

九百石 遠山勲負

千石 同駒木根大内記支配  
加々爪幾三郎

七百石 石川大膳

三百俵 同岩木内膳正支配  
芥川善之丞

三百俵 頼殿惇三郎

同彦坂九兵衛支配  
同彦坂八郎右衛門

千八百石 菅沼左京

千三百石 朝比奈金平

千石 椿井勇八郎

五百石 同太田内藏頭支配  
布施勝之丞

千五百石 同土屋相摸守支配  
河原次郎吉

三百俵 大澤仁十郎

二千六百石 同岡部因幡守支配  
新庄勘右衛門

六百五十石

五百石

河野源之丞

右被仰付旨、於三菊之間縁類、出羽守申渡、老中列座、  
若年寄中侍座、

但、明跡へ御泊一人被仰付ける、

一、十一月九日、差控之面々御免、植村駿河守殿於宅  
申渡す、

寄合

河部四郎五郎

御醫師  
藪原玄忠

寄合  
大久保六郎右衛門

西丸御書院番頭  
大久保豐前守組

岡部半之丞

藪庄三郎

近藤小膳

川村清次郎

伊丹甚五郎

長野勝次郎

井上政之助

小堀友之丞



御天守番被<sub>二</sub>仰付、  
西丸御徒頭 佐山左門組番頭  
鈴木伊八郎  
一、酒井山城守組御番衆惣名面、○此印之分御答め也、△印即死手負人、

- △本多 伊織 大澤新右衛門 長 六三郎
- 中川 監物 ○藪 庄三郎 ○池田吉十郎
- 松平市右衛門 ○近藤 小膳 ○岡部半之丞
- 曲淵 大學 ○飯塚早之助 △間部源十郎
- 西安伊賀之助 三宅 主水 山本 喜内
- 川口茂右衛門 中島與左衛門 京極 頼母
- 寛 傳五郎 △松平 外記 ○内藤政五郎
- 長野勝次郎 萬年彌一郎 ○堀 長左衛門
- 川村清次郎 △神尾五郎三郎 ○内田伊三郎
- 古田鎌次郎 ○伊丹甚五郎 津金 織部
- △沼間 左京 西山源之丞 鳥居金左衛門
- △戸田彦之進 河尻甚五郎 ○荒川三郎兵衛
- 日向 政吉 ○細井吉五郎 渡邊左金吾
- 織田順次郎 稻田繁三郎 上賀 監物
- 長尾藤右衛門 ○横山重五郎 森 次郎兵衛
- 土方半次郎 ○井上政之助 ○小堀友之丞

○未の十二月廿九日、  
松平讚岐守に  
小川雉子橋通依田伊賀守屋敷六百五十二坪餘、同所續き高木帶刀屋敷二千二十五坪、同所龜井與十郎屋敷六百十坪、同所小林十郎左衛門屋敷四百二坪、道敷共都合四千九百九十三坪餘、中屋敷に添地被<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>之、目黒下屋敷三千五百坪、抱屋敷と振替可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>差上<sub>二</sub>候、

依田伊賀守  
御用に付屋敷可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>差上<sub>二</sub>、爲<sub>二</sub>代地<sub>一</sub>表六番町法眼坂上、曲淵大學屋敷七百五十坪被<sub>レ</sub>下、爲<sub>二</sub>引料<sub>一</sub>金五十兩被<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>之、  
寄合 高木帶刀  
御用に付屋敷可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>差上<sub>二</sub>、爲<sub>二</sub>代地<sub>一</sub>牛込神樂坂上、肥田豊後守屋敷六百六十坪被<sub>レ</sub>下、爲<sub>二</sub>引料<sub>一</sub>銀百枚被<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>候、  
御納戸 龜井與十郎  
御用に付屋敷可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>差上<sub>二</sub>候、爲<sub>二</sub>代地<sub>一</sub>駿河臺袋町、東條政之助屋敷六百五十坪被<sub>レ</sub>下、爲<sub>二</sub>引料<sub>一</sub>金三十兩被<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>候、

御書院番  
松平美作守組  
小林十郎左衛門  
御用に付屋敷可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>差上<sub>二</sub>、爲<sub>二</sub>代地<sub>一</sub>裏四番町安西伊賀之助屋敷七百坪被<sub>レ</sub>下、爲<sub>二</sub>引料<sub>一</sub>金五十兩被<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>候、

肥田豊後守  
御用に付屋敷可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>差上<sub>二</sub>、爲<sub>二</sub>代地<sub>一</sub>目黒松平讚岐守下屋敷之内五百坪被<sub>レ</sub>下、爲<sub>二</sub>引料<sub>一</sub>金三十兩被<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>候、

東條政之助  
御用に付屋敷可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>差上<sub>二</sub>、爲<sub>二</sub>代地<sub>一</sub>目黒松平讚岐守下屋敷之内五百坪被<sub>レ</sub>下、爲<sub>二</sub>引料<sub>一</sub>金三十兩被<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>候、

曲淵 大學  
御用に付屋敷可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>差上<sub>二</sub>、爲<sub>二</sub>代地<sub>一</sub>目黒松平讚岐守下屋敷之内千坪被<sub>レ</sub>下、爲<sub>二</sub>引料<sub>一</sub>金五十兩被<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>候、

安西 伊賀之助  
御用に付屋敷可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>差上<sub>二</sub>、爲<sub>二</sub>代地<sub>一</sub>目黒松平讚岐守下屋敷之内五百坪被<sub>レ</sub>下、爲<sub>二</sub>引料<sub>一</sub>金三十兩被<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>候、

御老中  
井上主計頭  
御目付  
豊島式部  
○於<sub>二</sub>殿中<sub>一</sub>刃傷及候例、寛永年中より文政年迄、左之通り、  
一、寛永五辰年八月十日、

御大老  
堀田筑前守  
若年寄  
稻葉石見守  
於<sub>二</sub>殿中<sub>一</sub>豊島式部井上主計頭を害す、  
一、貞享元子年八月廿九日、

御小姓組番頭  
高力伊豫守  
同典頭  
大岡左衛門  
於<sub>二</sub>殿中<sub>一</sub>稻葉石見守、堀田筑前守を害す、石見守を秋元攝津守討<sub>レ</sub>之、  
一、元祿九子年正月廿九日、

於<sub>二</sub>殿中<sub>一</sub>高力伊豫守を大岡左衛門害す、又大岡左衛門を家來討<sub>レ</sub>之、  
一、元祿十四巳年三月十四日、



大名 淺野内匠頭  
高家 吉良上野介  
於殿中二公家衆參向の節、吉良上野介に淺野内匠頭手疵を爲し負、内匠頭を御目付梶川與惣兵衛組留る、内匠頭は切腹被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>、  
一、享保十巳年七月廿八日、

大名 水野隼人正  
同 毛利主計頭  
於殿中大廊下二隼人正亂心致し、主計頭に手疵爲し負、戸田右近將監隼人正を組留、隼人正は秋元但馬守に御預け、  
一、寶永六巳年、

大名 前田采女正  
織田監物  
於殿中二采女正監物を害す、何も一萬石、采女正は松平備前守分知、  
一、延享三寅年八月十五日、

大名 細川越中守

寄合 板倉修理  
於殿中二板倉修理亂心致し、越中守を害す、脇差を捨、髪を切る所、御小人目付大勢にて取押、修理は切腹被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>、  
一、天明四辰年三月廿四日

主殿頭嫡子 若年寄 田沼山城守  
新御番 佐野善左衛門  
於殿中二善左衛門山城守に打疵爲し負、大目付松平對馬守、善左衛門を組留る、善左衛門は切腹被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>、山城守は同月廿六日死、

寶曆現來集卷之八終

寶曆現來集卷之九目次

- 一、常陸國敵討之事
- 一、ラクダと云獸物之事
- 一、紀伊國早魃水論之事
- 一、御席々祕畫之事

寶曆現來集卷之九

○文政七申年、常陸國鹿島郡内祝町にて敵討一件は、小田原城主大久保加賀守殿足輕淺田唯助と同役成瀬萬助意恨之事、  
一、文政元寅年七月十二日、淺田唯助と意恨の筋は、萬助同役の所に、代官町丑右衛門娘嫁付候處、不埒の儀有、丑右衛門方へ返されしが、萬助此女を賞請度申込候て、唯助に此由を萬助咄しければ、夫は不<sub>レ</sub>宜、一旦同役へ嫁付候者なれば、斷可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>申と申聞せければ、達て賞請度由を唯助へ申候間、唯助申候は、貴様に譯合有候様世間の評判も不<sub>レ</sub>宜、達て賞請度は、親元にて先江戸表へ奉公に出度由、幸ひの事一ヶ年も奉公爲<sub>レ</sub>致、其上賞請て可<sub>レ</sub>遣と、度々申聞せ候をいさごほり、唯助を殺害しける、此女は當町深川黒江町道具屋松五郎と申候方へ嫁付罷在候、  
一、此女夫婦にて居宅類焼の節、萬助宅へ參り世話に相成居、宅出來引越候、無<sub>レ</sub>程離縁致し、丑右衛門方へ被<sub>レ</sub>返、其後江戸表へ奉公に出し候を、萬助方へは文



にて爲知せしとの沙汰、風聞致しける、  
 一、其後淺田唯助成瀬萬助外に一人、何も仲間有之、  
 右人々田を隔て、御城下少し放住居しが、右一人の  
 同役、萬助少し意恨も有、唯助には何の意恨も無  
 レ之様子、然處萬助少し狂氣の體にて引込罷在、然  
 るに又小田原宿の内湯屋亭主、七月十二日夕方、唯助  
 方へ鯉一本持參、一盃呑んと申に付、唯助女房小兒を  
 唯助に爲抱、自分は鯉を拵、唯助は小兒抱、湯屋の主  
 と咄し居しが、彼萬助門違なるかつか〜と這入、物  
 をも云はず唯助が後へ廻り、抜打に切付、湯屋の亭主  
 も驚返らんとするを、背中五六寸切付られ、唯助は小  
 兒を投出し、組留可申とせしが、最初受候深手にて  
 自由ならず、其儘拔身をかつき、田道をつか〜參候  
 を、人々出合捕得んと思へど、萬助は一流極めし男、  
 其上拔身を持居候故、手出しの者なく、向より豆腐賣  
 參り、萬助と行違、行過して後ろより、天秤棒にて忍打  
 に、萬助提たる拔身を、田の中へ打落けり、夫より皆々  
 立寄捕得申候、又唯助方小兒無疵、湯屋亭主は手疵  
 負候得共全快仕候、夫より湯屋も不如意と成、湯株は  
 外へ讓申候、唯助儀は翌朝に至り、不叶病死致候

間、私共御暇を相願、萬助は親の敵と存候間、所々相  
 尋罷在候、  
 大久保加賀守足輕  
 淺田唯助  
 唯助養子  
 淺田鐵藏二十一  
 唯助實子  
 同 門次郎十二  
 右の者共、親唯助其外の者共、去る寅年七月、傍  
 輩足輕成瀬萬助致亂心手疵爲負、唯助は深手に  
 て翌日相果申候、萬助儀は於其場捕押、一件吟味  
 申付候處、全亂心に相違無之、猶吟味申入申付  
 置候處、當二月牢拔致候間、嚴敷尋申付候得とも、  
 今以行衛不相知候、然處牢拔致候上は、本心に立  
 戻り候儀と相察、領分は勿論御府内并何國迄も、萬  
 助行衛を相尋、見當次第敵討取候上は、其所役人等  
 へ相斷可申段申渡候、  
 御帳面被附置候様致度段、以使者申入候、以  
 上、  
 大久保加賀守使者  
 志谷次源次  
 辰八月廿一日  
 一、同年八月廿四日、大久保加賀守殿、鐵藏へ被申  
 渡候寫、

向井源右衛門組  
 淺田鐵藏

向井源右衛門組  
 淺田鐵藏  
 早田武右衛門組  
 淺田門次郎

養父唯助敵成瀬萬助行衛相尋討果度由、依て御暇  
 相願候に付、願之通被仰付、勝手に出立致可、首  
 尾好討果候上は、其處の役人へ始末相届、提の通取  
 計候上は、歸參可被仰付旨、江戸屋敷成共最寄  
 へ早速可相届候、

申渡

一、江戸御曲輪内兩山杯は、可致遠慮候、其外も右  
 准之、御場所憚候て可然事、  
 一、萬助病死の趣急度相分候は、儘成證據を以、立戻  
 可申事、  
 一、家内の者へは、御養扶持三人扶持被下置候間、  
 致安堵可遂本望、且又御心附金十兩被下置候、  
 一、家内の者へは、是又御長屋御入用有之迄は、御貸  
 置被成候、尤親類共方に罷在候儀にても、可致勝  
 手次第事、  
 右之通於勘定所頭宅に申渡之、  
 但、門次郎へも右同様申渡す、  
 一、小田原於勘定所、用人千賀八右衛門申渡候趣左  
 之通、

今般敵討相願候に付、昨日頭於宅に申付候通、父  
 の仇にて俱に天を不戴の理にて、左も可有の儀  
 尤至極の心底、達御聞に候處、奇特の御沙汰に有  
 レ之候、  
 公儀御奉行所においても、畢竟御舊家の御家中、格  
 別の儀と御沙汰も宜候に付、鐵藏儀は養子の身分、  
 門次郎は若輩にて、右體の大望願立候心底奇特の  
 儀、首尾好本望相遂たる上は、添出の者孝道も相  
 立、其上格別の可被及御沙汰に候、萬一未練の  
 砌於有之は、一己の恥辱而已に無之、御上の御  
 名も穢候事、随分勇氣を働、身分堅固に相慎み、潔  
 本望を相達、目出度歸府致候様申渡す、  
 一、文政七申年五月四日、御用番大久保加賀守殿御  
 届の趣左之通、

鐵藏 藏二十五  
 門次郎 藏十六  
 拙者元足輕淺田鐵藏、同門次郎と申者、親淺田唯助



其外の者ね、去寅七月、傍輩元足輕成瀬萬助亂心致し爲負手疵、唯助は深手にて翌日相果、萬助儀は於其場押捕、一旦の吟味申付候處、全亂心に相違無之、吟味申入申付置候、去辰二月半拔致候に付、嚴敷尋申付候得共行衛不三相知、然處半拔致候上は、本心に立戻候と相察、領分は勿論御府内并何國迄も、萬助行衛相尋、見當次第親の敵討取申度段願候に付承届、見逢次第討取候上は、其所の役人等に相斷可申段、同年八月三日、奉行所へ届置候處、當四月廿七日、水戸殿領分常陸國鹿島磯濱村にて、敵討留め候段、水戸殿家來より申越候、前書兩人の者共より申越候に付、拙者家來差遣可申と存候、此段御届申達候、以上、

申五月四日

大久保 加賀守

水戸殿領分常陸國鹿島郡磯濱村内祝町

大黒屋喜兵衛店

萬屋 九兵衛

右九兵衛と申者、前書之通致借宅一居候處、大久保加賀守殿家來、元足輕相勤候者の由、淺田鐵藏同門次郎と申者兩人、當四月廿七日夜六ツ時過、右九兵衛宅へ罷越、親の敵の由相名乗、九兵衛を討留、同

村庄屋方へ罷越、右九兵衛儀は實名成瀬萬助と申者、親淺田唯助と申者、七ヶ年以前殺害立去候に付、右兄弟の者共、父の敵萬助行衛相尋討留申度旨、五ヶ年以前主人加賀守殿へ願申立罷在候處、所相尋此度見當候に付、討留候旨申候段、村方より訴出候に付、役人共差出遂吟味候處、前願申候通に有之候、殊に加賀守殿より相渡候免狀等所持致居候、聊も相違無之様に相見得候に付、兄弟兩人は同所宿へ申付、警固人差添差置候、國許より申來候に付、加賀守殿へ引渡候様可被致哉、宜御差圖有之候様被致度、此段令申達候、以上、

五月

水戸殿御城附

久貝 太郎兵衛

御附札

加賀守家來之内見知候者相越、淺田鐵藏兄弟、并成瀬萬助に相違無之由に候ば、鐵藏兄弟加賀守方へ引取、其餘は同人家來へ掛合の上取計、且右の通にて候上は、後々身元等不三相糺、右被討候者磯濱村内祝町の人別に差加候者、并店借候者は、水戸殿手限に吟味詰、相當の外聞被申付候様可申上候、以上、

申五月

一、大久保加賀守殿より、常陸國水戸殿領分へ、被差遣候名面左の通、五月八日出立、

物頭目付兼

伊谷治部右衛門

檢使役

藤 卷 新 助

徒目付

棚 橋 周 助

下目付

村 田 彦 兵 衛

小頭

山 角 榮 藏

警固足輕十二人

一、四月廿七日夜敵討留候節、始末左の通、

一、鐵藏儀初太刀を耳より切掛、立上候を足を拂、兩肩へ二た太刀深切込候由、

一、九兵衛衝立を以防候様子に有之候、

一、鐵藏親の敵の由聲を掛け切掛る、

一、九兵衛女房手疵負、腰に二ヶ所、深さ六寸、深さ五分程の疵一ヶ所、骨に不當、至て淺疵の由、右疵門次郎刀を抜候處、女房何をすると申て突候節被切候、其内女房逃出候由、

一、女房へ疵付候を御尋有候處、女房を打果存念には無之、邪魔に相成候故、打果不申候ては相成間敷哉と存候由、逃出候に付其儘相逃申候、

一、御尋の節兩人申立には、七ツ時過磐舟へ參詣に罷越候處、九兵衛を見掛け候に付、先方は年月も相立故見忘候と相見得、夫より夜に入、九兵衛宅に踏込候て討果申候、

一、飛脚參濟水平助、夕方より祝町邊を相廻居候處、右騒動故直に九兵衛宅に踏込、様子見届候よし申聞候、

一、兩足深く切下候に付、とゞめ差候儀は不三相成候間、夫故とゞめはさし不申候由、

一、兩人共討果候後至て落着罷在、九兵衛親分方へ、兩人の宿を引取候様申聞候處、親分の事故如何御吟味等有之旨、迷惑の由申聞、其内祝町成田屋權平と申者、冥加の爲宿致度旨申出候に付、右宅へ兩人引渡、直に手當砂糖湯等出し、夫より食事差出し、兩人共心能食事致し落付罷在候、尤食事の度毒味致候由、其内磐舟より成田屋は商賣屋の事故、外宿致候様申出候に付、夜半比爲引越候、尤



九兵衛儀は暫當所に罷在候に付、身寄の者も有之候、又敵討に相成候ては如何に付、人大勢寄置候事に御座候、

一、飛脚平助、九兵衛宅に參候節、兩人共最早刀は納め、九兵衛死骸に附添罷在候、至て落着候挨拶に有之、恐入候事の由申聞候、

一、兩人共度々飛脚相願申候得共、不三相成一逆役人共より差留め、唯今持參の手紙は、兩人申趣を役所にて認め、役所より直に差出候に付、持參致候由申聞候、

一、日々食事毎に毒味申付有之、毒味の上差出、一、兩人至て落着居候、評判宜、御城下より見分嚴敷罷越候に、何其勇氣落着感心致候由、

一、女房とは御領分内二里程隔候由承、一旦外へ縁付、磐舟へ欠込縁を切り、九兵衛妻に相成候由、右之通り御届け申上候、

一、兩人よりの手紙左の通、

以手紙申上候、然ば親の敵成瀬萬助事、常陸國水戸鹿島郡磯濱村内祝町と申所にて、當廿七日首尾好討留候間、此段御内々爲御知申上候、以

上、

四月廿九日

淺田門次郎  
淺田鐵藏

足輕小頭中様

一、水戸殿より大久保加賀守殿へ左の通、

水戸領分常陸國

鹿島郡磯濱村内祝町

大黒屋喜兵衛店

萬屋九兵衛

右九兵衛と申者、前書の通借置候處、其御家來足輕相勤候淺田鐵藏同人弟門次郎と申者兩人にて、去月廿七日九兵衛宅へ罷越、親の敵の由相名乗、九兵衛を討留候由、同村庄屋方の兩人罷趣、右九兵衛儀實名成瀬萬助と申、鐵藏等親淺田唯助と申者、當七ヶ年以前殺害致し立去候に付、親の敵討留め申存念にて、當五ヶ年以前相願申立、所々相尋候處、於當所一則討留候旨申述候段、村方より訴出候に付、役人共一通相尋候處、前書申候通聊相違無之様相聞候に付、不三取敢一兄弟兩人共、同所與頭方へ宿申付、不自由無之様警固添、勿論九兵衛討留候砌、同人妻儀も少々手疵負候由にて、療治申付置候、且九

兵衛死骸の儀は、時分迄も有之故、鹽漬に致、先土中申付置候由、國許より申來候、前書の通彌其御家來に相違も無之候ば、檢使彼地へ被差越一御改の上、兄弟并九兵衛死骸、同人妻をも御引取候様被致候哉、公儀之御達の上、御取計相成候ば、水戸殿よりも被申達可有御座様致度、此段御掛合に及候様、役人中申候、但御家來檢使被差越候ば、右役人名銘并人數出立日限等迄、可被申越候様致度候、以上、

水戸殿家來

久貝 太郎兵衛

七月

一、水戸殿上意、健成末頼母敷若者共と被仰候て、金二千疋宛鐵藏門次郎に被下候由、  
一、大久保加賀守殿へ、三奉行より問合存念勘辨書付、

先達て御聞濟の上、三奉行所へ御届有之、敵討に御差出被成候、元御足輕淺田鐵藏外一人にて、水戸殿領分常陸國鹿島磯濱村にて、敵是又元御足輕成瀬萬助を討留、其砌同人女房疵を受候由、依之此上の取計方勘辨仕候様、水戸殿より淺田鐵藏等、其御方へ御引取有之候哉旨被仰立、書面御差越、

御差圖振申上候様にと、出羽守殿御渡も有之、右書面の内々には、女房疵受候儀共有之候間、見知候御家來罷越、鐵藏兄弟并討留候者、彼萬助に相違無之哉、子細も無之候ば御引渡有之上、同人彼地人別に差加へ置候者共は、水戸殿手切に吟味詰、相當の外間被申付候様に、被仰立可有然哉段申上候に付、御家來被差遣、鐵藏兄弟は勿論、萬助も同人に有之上は御引取可被成、一通御吟味の上、外に子細も無之候ば、無御構一段被仰立可有然哉旨、且萬助女房儀は、親里又は身寄の者等有之、身分引請度旨申候は格別、左も無く無宿者に候ば、何様萬助女房儀一旦は御引取の上、御前拂等に被仰付、若又右女房親元より身寄の者共、鐵藏外一人疵受候儀に付、申立候筋合も有之上は、其節の様御沙汰次第、尙又勘辨の上可申上様に可仕候、尤萬助死骸は、水戸殿役人へ掛合の上にて、鐵藏外一人御吟味相濟候迄は、假埋の儘其所に被差置、御吟味相濟上は、外に子細も無之候ば、御引取可被成哉、又は假埋の儘にて御取計被成候様、水戸殿役人御家來より、掛合候様可有然哉奉